

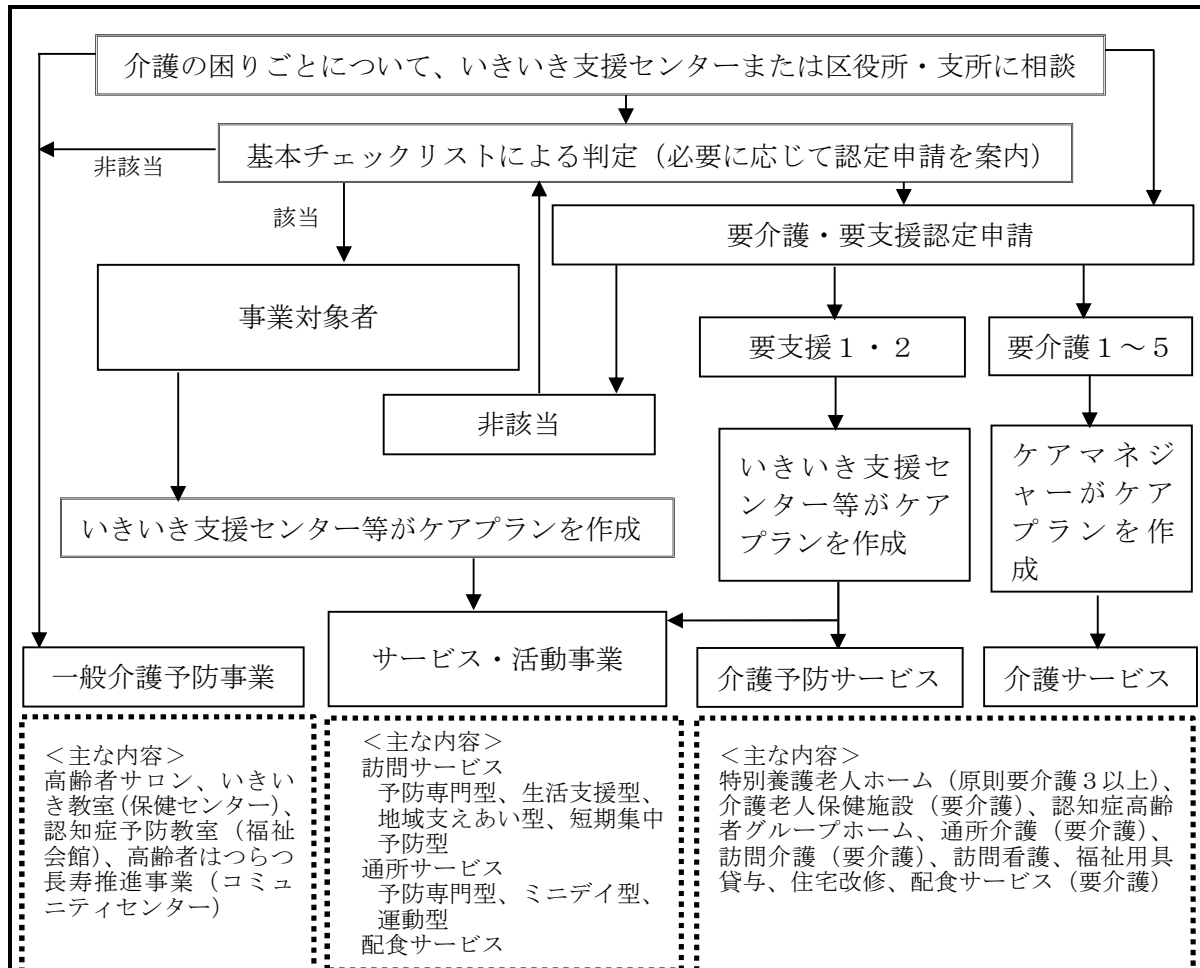
介護保険の概要

制 度 概 要	加齢などにより介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるよう、在宅系サービスや施設・居住系サービス等の必要なサービスを総合的かつ一体的に提供するもの。 また、介護予防・日常生活支援総合事業（サービス・活動事業、一般介護予防事業）として、従前の介護予防サービスにおける訪問介護、通所介護と同様のサービスに加え、多様な担い手による多様なサービス等の提供を行っている。							
対 象 者	<table><tr><th>第 1 号被保険者</th><th>第 2 号被保険者</th></tr><tr><td>65歳以上の方</td><td>医療保険に加入している40～64歳の方</td></tr><tr><td>病気やけがなど介護や支援が必要となった原因にかかわらず、介護・支援が必要と認定された方</td><td>脳血管疾患やがん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの）など、加齢にともなう16種類の病気によって介護・支援が必要と認定された方</td></tr></table>		第 1 号被保険者	第 2 号被保険者	65歳以上の方	医療保険に加入している40～64歳の方	病気やけがなど介護や支援が必要となった原因にかかわらず、介護・支援が必要と認定された方	脳血管疾患やがん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの）など、加齢にともなう16種類の病気によって介護・支援が必要と認定された方
第 1 号被保険者	第 2 号被保険者							
65歳以上の方	医療保険に加入している40～64歳の方							
病気やけがなど介護や支援が必要となった原因にかかわらず、介護・支援が必要と認定された方	脳血管疾患やがん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの）など、加齢にともなう16種類の病気によって介護・支援が必要と認定された方							
保 険 料	・ 第 1 号被保険者 所得などに応じて定められた保険料を運営主体である市町村に納付 ・ 第 2 号被保険者 加入している医療保険の保険料に介護保険分の保険料を合わせて納付							
サ ー ビ ス を 利用できる方	・ 介護サービス 要介護 1 ～ 5 と認定された方 ・ 介護予防サービス 要支援 1 ・ 2 と認定された方 ・ サービス・活動事業 要支援 1 ・ 2 と認定された方及び第 1 号被保険者のうち基本チェックリストにより事業の対象者と判定された方 ・ 一般介護予防事業 すべての第 1 号被保険者							
要 介 護 ・ 要 支 援 認 定	介護認定審査会において、認定調査の結果と主治医意見書をもとに、介護や支援の必要とする度合いを審査・判定。判定結果は、要介護 1 ～ 5、要支援 1 ・ 2、非該当がある。							
基本チェック リストによる 判 定	窓口において、日常生活や心身の状態に関する25項目の質問等により、心身の機能が低下していないか判定する。							
費 用 負 担	介護サービス・介護予防サービスおよびサービス・活動事業を利用したときは、所得等に応じてかかった費用の 1 割 ～ 3 割が自己負担となる。							

【区福祉課高齢福祉担当・支所区民福祉課高齢福祉担当】

〔健康福祉局介護保険課・高齢福祉課〕

基本チェックリストによる判定及び要介護・要支援認定申請



＜要介護・要支援認定等の流れ＞

①	いきいき支援センター（地域包括支援センター）・区役所・支所・居宅介護支援事業者へ相談	介護が必要で困っている方は区役所等へ相談。 【居宅介護支援事業者】 サービス計画（ケアプラン）の作成や介護サービス事業者との連絡調整などを行う事業者
②	お住まいの区の区役所・支所に申請	本人や家族による申請だけでなく、いきいき支援センター、居宅介護支援事業者及び介護保険施設等でも申請の代行をすることができる。
③	認定調査	専門の調査員が自宅等を訪問し、心身の状況や日頃の介護の状況等を調査する。
④	主治医意見書	主治医が、心身の障害の原因である病気などに関して意見書を作成する。
⑤	審査・判定	認定調査と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で必要とされる介護の量（要介護度）等を審査・判定する。
⑥	要介護・要支援認定	要介護・要支援認定の結果は、申請のあった日から原則30日以内に通知する。要介護・要支援認定は、原則6か月または12か月ごとに見直し、状態の変化に応じて認定の更新を行う。
⑦	サービス計画（ケアプラン）の作成	要支援者はいきいき支援センター等に、要介護者は居宅介護支援事業者等にサービス計画の作成を依頼する。
⑧	サービスの利用	ケアプランにもとづき、必要なサービスを計画的に利用。

【区福祉課高齢福祉担当・支所区民福祉課高齢福祉担当】

〔健康福祉局介護保険課・高齢福祉課〕

介護サービス・介護予防サービス

【在宅系サービス】

サービスの種類・対象者	内容
訪問介護（ホームヘルプ）◎ （要介護の方）	ホームヘルパーなどが自宅を訪問して、介護や家事の援助をする。
夜間対応型訪問介護☆ （要介護の方）	夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と、利用者からの連絡を受け必要に応じて随時対応する訪問介護を組み合わせたサービス。
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 （要介護・要支援の方）	浴槽を積んだ入浴車で自宅を訪問して、入浴の介護を行う。
訪問看護・介護予防訪問看護 （要介護・要支援の方）	医師の指示のもとに、看護師などが自宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行う。
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション （要介護・要支援の方）	医師の指示のもとに、理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問して、リハビリテーションを行う。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護☆ （要介護の方）	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う。
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 （要介護・要支援の方）	医師・歯科医師・薬剤師などが自宅を訪問して、療養上の管理や指導を行う。
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 （要介護・要支援の方）	対象となる福祉用具の貸し出しを行う。（車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具（空気マットなど）、体位変換器、手すり・スロープ（取付け工事のいないもの）（※）、歩行器（※）、歩行補助杖（※）、 <u>認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置</u> ） * 下線の用具は、原則要介護 2～5 の方が対象。 * 自動排泄処理装置のうち便が自動的に吸引されるものは、原則要介護 4・5 の方が対象。 * （※）の福祉用具のうち一部については、貸与と販売の選択制。
福祉用具購入費の支給・介護予防福祉用具購入費の支給 （要介護・要支援の方）	指定を受けた介護保険サービス事業者で対象となる福祉用具を購入したときに、その費用の一部を支給する。（腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具（いす、手すり、入浴台、すのこ、介助ベルト）、簡易浴槽、移動用リフトのつり具、排泄予測支援機器、スロープ（可搬型のものを除く）、歩行器（歩行車を除く）、歩行補助杖（カナディアンクラッチ、ロフストランドクラッチ、ブラッドフォードクラッチ及び多点杖に限る））
住宅改修費の支給・介護予防住宅改修費の支給 （要介護・要支援の方）	対象となる介護のための小規模な住宅改修について、その費用の一部を支給する。（手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止などのための床または通路面の材料の変更、引き戸などへの扉の取替え、洋式便器への取り替え、その他付帯工事）
通所介護（デイサービス）◎ （要介護の方）	デイサービスセンターなどの施設で、入浴や食事その他の日常生活に必要な介護を行う。機能訓練や栄養改善などを目的としたサービスも選択し利用することもできる。
地域密着型通所介護（デイサービス）☆◎ （要介護の方）	定員 18 人以下の小規模なデイサービスセンターなどの施設で、入浴や食事その他の日常生活に必要な介護を行う。
認知症対応型通所介護（デイサービス）☆・介護予防認知症対応型通所介護☆ （要介護・要支援の方）	認知症の高齢者を対象に、デイサービスセンターなどの施設で、入浴や食事その他の日常生活に必要な介護を行う。

通所リハビリテーション（デイケア）・介護予防通所リハビリテーション （要介護・要支援の方）	施設などで、理学療法士などがリハビリテーションを行う。口腔機能の向上や栄養改善などを目的としたサービスを選択し利用することもできる。
短期入所生活介護（ショートステイ）◎・介護予防短期入所生活介護◎ （要介護・要支援の方）	短期間、特別養護老人ホームなどの入所施設で介護を行う。
短期入所療養介護（ショートステイ）・介護予防短期入所療養介護 （要介護・要支援の方）	短期間、介護老人保健施設などの入所施設で、医学的管理のもとで介護を行う。
小規模多機能型居宅介護☆・介護予防小規模多機能型居宅介護☆ （要介護・要支援の方）	事業所で入浴や食事その他の日常生活に必要な介護を行う「通い」のサービスのほか、利用者の状態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせて利用することもできる。
看護小規模多機能型居宅介護☆ （要介護の方）	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ利用できる。
居宅介護支援 （要介護の方）	要介護者に介護支援専門員（ケアマネジャー）が、本人の心身状況や家族の希望に応じた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する。また、サービス事業者との連絡調整、給付管理などを行う。
介護予防支援 （要支援の方）	要支援者に生活機能の維持・向上の観点から、適切なサービスを利用できるように介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成する。また、サービス事業者との連絡調整、給付管理などを行う。

【施設・居住系サービス】

サービスの種類・対象者	内容
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）☆・介護予防認知症対応型共同生活介護☆ （要介護・要支援2の方）	認知症の方が、少人数で共同生活する住宅で、入浴や食事その他日常生活に必要な介護などを行う。
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 （要介護・要支援の方）	指定を受けた有料老人ホームやケアハウスなど（特定施設）に入居している方に、日常生活に必要な介護や機能訓練、療養上の世話をを行う。
地域密着型特定施設入居者生活介護☆ （要介護の方）	定員 29 人以下の小規模な特定施設において介護を行う。
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） （原則要介護 3～5 の方）	常に介護が必要で、家庭での介護が困難なねたきりや認知症の方に対し、介護を行う。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）☆ （原則要介護 3～5 の方）	定員 29 人以下の小規模な特別養護老人ホーム。常に介護が必要で、家庭での介護が困難なねたきりや認知症の方に対し、介護を行う。
介護老人保健施設 （要介護の方）	比較的病状が安定し、介護や看護を必要とする方に対し、看護、医学的管理のもとでの介護やリハビリテーションなどを行う。
介護医療院 （要介護の方）	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する。

☆印は、介護や支援を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように創設された地域密着型サービス

◎印は、共生型サービスとして位置づけられた事業所（高齢者が、障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できる事業所）もある。

【区福祉課高齢福祉担当・支所区民福祉課高齢福祉担当】

〔健康福祉局介護保険課〕

サービス・活動事業（介護予防・生活支援サービス事業）

サービスの種類・対象者	内 容
訪問サービス	
1 予防専門型訪問サービス◎ （要支援・事業対象者の方）	ホームヘルパーが自宅を訪問し、生活機能の維持・向上を図るために、身体介護及び掃除・洗濯等の生活支援を行う。
2 生活支援型訪問サービス （要支援・事業対象者の方）	ホームヘルパーや、名古屋市が開催する介護や生活支援の技術を学ぶ研修を修了した方が自宅を訪問し、自立を目指した計画のもと、掃除・洗濯・調理等の生活支援を行う。
3 地域支えあい型訪問サービス （要支援・事業対象者の方）	地域の元気な高齢者を中心としたボランティアが自宅を訪問し、ゴミ出しや電球の交換等の日常のちょっとした困りごとに対する生活支援を行う。
4 短期集中予防型訪問サービス （要支援・事業対象者の方）	専門職が自宅を訪問し、転倒骨折の予防を図ることを目的に運動や生活動作、生活環境等改善の指導を行う。
通所サービス	
5 予防専門型通所サービス◎ （要支援・事業対象者の方）	デイサービスセンター等の施設において、食事・入浴などの介護や機能訓練等を行う。
6 ミニデイ型通所サービス （要支援・事業対象者の方）	デイサービスセンター等の施設において、自立した生活を目指し、いきいき元気プログラムを活用した機能訓練等を行う。
7 運動型通所サービス （要支援・事業対象者の方）	デイサービスセンターや老人保健施設、フィットネスクラブ等において、転倒予防や足腰の筋力保持のため、自宅でもできる軽い運動や体操等を行う。

◎印は、共生型サービスとして位置づけられた事業所（高齢者が、障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できる事業所）もある。

〔健康福祉局介護保険課（１～２、５）、高齢福祉課（４、６～７）、地域共生推進課（３）〕

一般介護予防事業

サービスの種類	内 容
1 いきいき教室	各区の保健センター等において、認知症予防や運動機能、栄養、口腔等に関する介護予防教室や講演会等を開催する。 問い合わせ：各区保健センター保健予防課
2 認知症予防教室	各区の福祉会館において、認知症予防のための運動を行うほか、認知症予防に役立つ知識や活動について学ぶ教室を開催する。 問い合わせ：各区福祉会館
3 認知症予防リーダー養成講座	各区の福祉会館において、認知症予防に関する知識や技術を習得のうえ、認知症予防の普及啓発のために地域で活躍するリーダーを養成する。 問い合わせ：各区福祉会館
4 なごや健康カレッジ	健康づくりのきっかけとなるよう、大学と連携して科学的根拠を重視した、楽しく続けられる健康づくり講座を開催する。 問い合わせ：健康福祉局健康増進課
5 高齢者はつらつ長寿推進事業	コミュニティセンターなどの身近な場所でレクリエーションなどを通し、自主活動（仲間づくり）の支援をする。 問い合わせ：各区社会福祉協議会
6 高齢者サロン推進事業	高齢者の集いの場である高齢者サロンの開設や運営の助成を行い、高齢者サロンに関する相談の対応、キーパーソンの育成やネットワークづくりを推進する。 問い合わせ：各区社会福祉協議会
7 地域サロン活動等支援事業	各区の保健センターの保健師等や地域のリハビリテーション専門職が、高齢者サロン等の住民が主体的に活動する場を訪問し、自立支援に役立つアドバイスを行う。 問い合わせ：各区保健センター保健予防課
・65歳以上のすべての方が利用できる。	

[健康福祉局高齢福祉課（1～3、5、7）、地域共生推進課（6）、健康増進課（4）]

配食サービス

区 分	生活援助型 配食サービス (介護保険特別給付)	自立支援型 配食サービス (介護予防・日常生活支 援総合事業)	障害者自立支援 配食サービス
目 的	配食サービスを実施することで、高齢者等の在宅生活の支援を行う。		
対 象 者	要介護認定を受けた方	要支援認定を受けた方、 基本チェックリストの 判定により事業対象者 と判定された方	在宅の身体障害者、知的 障害者、精神障害者、難 病患者のみの世帯など
サービス内容	1人あたり1日1食を限度に自宅に配食 配食時に安否確認も実施		
配 食 経 費	1食あたり 200円 (利用者負担1～3割)	1食あたり 200円 (利用者負担1～3割)	1食あたり 200円 (利用者負担 20円) ※利用者負担については 例外要件あり
食 事 代	利用者の負担		
利 用 方 法	・ 配食事業者と利用者が 直接契約し、区役所 福祉課へ利用申請	・ 配食事業者と利用者が 直接契約し、区役所 福祉課へ利用申請 ・ サービス利用について、 いきいき支援センターへ 情報提供(同意が得られた 場合のみ)	・ 障害者基幹相談支援 センターへ利用申込、食の アセスメント実施 ・ 利用決定後、配食事業者 と利用者が直接契約
配 食 事 業 者	あらかじめ一定の基準を満たす事業者を名古屋市が指定		

【区福祉課高齢福祉担当】
[健康福祉局介護保険課・高齢福祉課・障害企画課]

介護サービスの利用料（１）

種 類	内 容																																																					
利用 者 負 担	・介護サービス・介護予防サービス及びサービス・活動事業を利用した場合、利用者は所得等に応じて費用（介護報酬）の１割～３割を負担する。（サービス計画（ケアプラン）の作成費用については、利用者負担はない。） ＊サービス計画（ケアプラン）の作成費用については、利用者負担はない。 ・福祉用具を購入した場合及び住宅改修をした場合の費用は、利用者が立て替え払いし、後からその費用の９割～７割を支給する。ただし、登録事業者を利用する場合、１割～３割の負担のみでサービスを受けることができる。 ・在宅系サービスのうち一部のサービスについては、食費のほか日常生活に要する実費が別途必要 ・施設・居住系サービス及び短期入所サービスについては、居住費（滞在費）及び食費（食材料費）のほか日常生活に要する実費が別途必要 ・生活援助型配食サービス・自立支援型配食サービスについては、安否確認などに要する経費の１割～３割と食事代（弁当代）は利用者負担となる。																																																					
居 住 費 ・ 食 費 の 利用 者 負 担 （負担限度額）	施設系サービス及び短期入所サービスの居住費（滞在費）・食費については、本人の所得や世帯の課税状況によって利用者負担段階が設けられ、その段階ごとに、居住費（滞在費）・食費の負担の限度が決められる。下表の負担限度額の適用を受けるためには、配偶者が別世帯にいる場合はその配偶者も市町村民税非課税であること及び預貯金等が一定額以下であることが必要となる。 利用者負担段階と負担限度額（１日あたり） <table><tr><th rowspan="2">利用者負担段階</th><th rowspan="2">所得要件</th><th rowspan="2">預貯金額等 （※1）要件 （夫婦の場合）</th><th colspan="4">居住費（円）</th><th colspan="2">食費（円）</th></tr><tr><th>ユニット型 個室</th><th>ユニット型 個室的多床室</th><th>従来型 個室</th><th>多床室</th><th>短期 入所</th><th>施設</th></tr><tr><td rowspan="2">第1段階</td><td>生活保護等受給者</td><td>要件なし</td><td rowspan="2">880</td><td rowspan="2">550</td><td rowspan="2">550 (380)</td><td rowspan="2">0</td><td rowspan="2">300</td><td rowspan="2">300</td></tr><tr><td>世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者</td><td>1,000 万円以下 (2,000 万円以下)</td></tr><tr><td>第2段階</td><td>世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等(※2)が年間 80 万円（※3）以下</td><td>650 万円以下 (1,650 万円以下)</td><td>880</td><td>550</td><td>550 (480)</td><td>430</td><td>600</td><td>390</td></tr><tr><td>第3段階①</td><td>世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等(※2)が年間 80 万円（※3）超 120 万円以下</td><td>550 万円以下 (1,550 万円以下)</td><td>1,370</td><td>1,370</td><td>1370 (880)</td><td>430</td><td>1,000</td><td>650</td></tr><tr><td>第3段階②</td><td>世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等(※2)が年間 120 万円超</td><td>500 万円以下 (1,500 万円)</td><td>1,370</td><td>1,370</td><td>1370 (880)</td><td>430</td><td>1,300</td><td>1,360</td></tr></table> ※1 第2号被保険者の預貯金額等の要件は、利用者負担段階にかかわらず1,000万円（夫婦の場合は2,000万円）以下。 ※2 合計所得金額（年金収入に係る所得部分を除く）と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計を指す。 ※3 令和7年8月以降、80万円から80万9千円に引き上げとなる。 ※ 合計所得金額とは、前年の1月から12月までの1年間の年金所得、給与所得、事業所得、土地・建物等や株式等の譲渡による所得などを合計した金額となる。なお、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除が適用される場合は、この控除額を差し引いた金額となる。また、平成30年度税制改正に伴う給与所得控除、公的年金等控除の引き下げによる影響を考慮し、引き下げがなかった場合と同額に調整して計算する。 ※ 居住費の（ ）内の金額は、介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の金額。	利用者負担段階	所得要件	預貯金額等 （※1）要件 （夫婦の場合）	居住費（円）				食費（円）		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	短期 入所	施設	第1段階	生活保護等受給者	要件なし	880	550	550 (380)	0	300	300	世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者	1,000 万円以下 (2,000 万円以下)	第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等(※2)が年間 80 万円（※3）以下	650 万円以下 (1,650 万円以下)	880	550	550 (480)	430	600	390	第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等(※2)が年間 80 万円（※3）超 120 万円以下	550 万円以下 (1,550 万円以下)	1,370	1,370	1370 (880)	430	1,000	650	第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等(※2)が年間 120 万円超	500 万円以下 (1,500 万円)	1,370	1,370	1370 (880)	430	1,300	1,360
利用者負担段階	所得要件				預貯金額等 （※1）要件 （夫婦の場合）	居住費（円）				食費（円）																																												
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室		多床室	短期 入所	施設																																														
第1段階	生活保護等受給者	要件なし	880	550	550 (380)	0	300	300																																														
	世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者	1,000 万円以下 (2,000 万円以下)																																																				
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等(※2)が年間 80 万円（※3）以下	650 万円以下 (1,650 万円以下)	880	550	550 (480)	430	600	390																																														
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等(※2)が年間 80 万円（※3）超 120 万円以下	550 万円以下 (1,550 万円以下)	1,370	1,370	1370 (880)	430	1,000	650																																														
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等(※2)が年間 120 万円超	500 万円以下 (1,500 万円)	1,370	1,370	1370 (880)	430	1,300	1,360																																														
利用 者 負 担 の 減 免 制 度	[対象者] 災害により住宅などに著しい損害を受けたことや、生計を支えている方が長期間入院したことなどにより、利用者負担の支払いにお困りの方 [窓 口] 住所地の区役所福祉課又は支所区民福祉課																																																					

【区福祉課高齢福祉担当・支所区民福祉課高齢福祉担当】

〔健康福祉局介護保険課〕

介護サービスの利用料（２）

種 類	内 容																		
高 額 介 護 サ ー ビ ス 費	同一世帯の利用者が支払った 1 か月 ごとの利用者負担の合計が一定の上限を超えるときは、申請によりその超えた額が高額介護サービス費として支給される。																		
	ただし、次の負担は高額介護サービス費の対象とならない。																		
	(1) 福祉用具購入や住宅改修にかかる負担																		
	(2) 施設における居住費（短期入所の場合は滞在費）及び食費																		
	(3) 理美容代などの日常生活に要する実費																		
	(4) 生活援助型配食サービスにかかる負担 等																		
	なお、低所得の方に対しては、高額介護サービス費の対象となる利用者負担の限度額が低く設定され、負担が軽減される。また、初回に申請をすれば、以後は自動的に口座に振り込まれる。																		
	利用者負担の上限 (1 か月あたり)																		
	<table><tr><th colspan="2">利用者負担段階区分</th><th>限度額</th></tr><tr><td colspan="2">生活保護の受給者など</td><td>15,000 円（個人）</td></tr><tr><td>世帯全員が市町村民税非課税</td><td>・ 老齢福祉年金受給者 ・ 公的年金等の収入金額と合計所得金額（※1）（年金収入に係る所得分を除く）の合計が 80 万円（※2）以下の方</td><td>15,000 円（個人）</td></tr><tr><td rowspan="4">市町村民税課税世帯</td><td>課税所得 380 万円未満（※3）（※4）</td><td>44,400 円</td></tr><tr><td>課税所得 380 万円以上</td><td rowspan="2">93,000 円</td></tr><tr><td>課税所得 690 万円未満（※3）</td></tr><tr><td>課税所得 690 万円以上（※3）</td><td>140,100 円</td></tr></table>		利用者負担段階区分		限度額	生活保護の受給者など		15,000 円（個人）	世帯全員が市町村民税非課税	・ 老齢福祉年金受給者 ・ 公的年金等の収入金額と合計所得金額（※1）（年金収入に係る所得分を除く）の合計が 80 万円（※2）以下の方	15,000 円（個人）	市町村民税課税世帯	課税所得 380 万円未満（※3）（※4）	44,400 円	課税所得 380 万円以上	93,000 円	課税所得 690 万円未満（※3）	課税所得 690 万円以上（※3）	140,100 円
	利用者負担段階区分		限度額																
生活保護の受給者など		15,000 円（個人）																	
世帯全員が市町村民税非課税	・ 老齢福祉年金受給者 ・ 公的年金等の収入金額と合計所得金額（※1）（年金収入に係る所得分を除く）の合計が 80 万円（※2）以下の方	15,000 円（個人）																	
市町村民税課税世帯	課税所得 380 万円未満（※3）（※4）	44,400 円																	
	課税所得 380 万円以上	93,000 円																	
	課税所得 690 万円未満（※3）																		
	課税所得 690 万円以上（※3）	140,100 円																	
※1 合計所得金額については 8 ページを参照。																			
※2 令和 7 年 8 月以降、80 万円から 80 万 9 千円に引き上げとなる。																			
※3 課税世帯において世帯内の被保険者が第 2 号被保険者のみの場合の限度額は 44,400 円とする。																			
※4 世帯内の最も所得の高い第 1 号被保険者（本人含む）の課税所得で限度額の判定を行う。																			
※ サービス・活動事業の利用者負担は、「総合事業高額サービス費」の対象となる。																			
高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 費	「高額介護サービス費」に加え、各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）における世帯内で、1 年間（8 月から翌年 7 月）の医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が、自己負担限度額を超えた場合、その差額が「高額医療合算介護サービス費」として支給される。 ※サービス・活動事業の自己負担額は、「総合事業高額医療合算サービス費」の対象となる。																		
国 の 特 別 対 策 (介護保険外)	[対象者] 障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において、市民税課税世帯であるが、生活保護を必要としなくなるよう、負担額 0 円に軽減されている方で、次のいずれかに該当する方 (1) 65 歳到達以前のおおむね 1 年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を利用していた方で、65 歳に到達したことで介護保険の対象となった方 (2) 特定疾病によって生じた身体上又は精神上的の障害が原因で、要介護又は要支援の状態となった 40 歳から 64 歳までの方 [負担軽減措置] 訪問介護、夜間対応型訪問介護及び予防専門型訪問サービスの利用者負担を 0％とする。																		

【区福祉課高齢福祉担当・支所区民福祉課高齢福祉担当】

[健康福祉局介護保険課・障害企画課]

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

趣 旨	介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得で特に生計困難な利用者に対して利用者負担を減額するもの。
対 象 者	1 生活保護受給者（中国残留邦人等支援給付受給者を含む。） 2 上記以外で、以下の要件をすべて満たす方 (1) 市町村民税非課税世帯であること (2) 年間収入が単身世帯で150万円以下であること （1人増えるごとに50万円を加算） (3) 預貯金等の額が単身世帯で350万円以下であること （1人増えるごとに100万円を加算） (4) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと (5) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと (6) 介護保険料を滞納していないこと (7) 旧措置入所者として実質的に負担軽減を受けている者でないこと
対象となるサービス及び軽減額	軽減を実施している社会福祉法人及び市が行っている以下の介護サービスの利用者負担、食費、居住費（滞在費）及び宿泊費を25/100（老齢福祉年金受給者は50/100）減額する。ただし、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者のうちユニット型個室に入所している者については、居住費のみ25/100（老齢福祉年金受給者は50/100）減額する。また、生活保護受給者（中国残留邦人等支援給付受給者を含む。）については、個室の居住費（滞在費）のみ100/100減額する。 ※平成25年8月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日、平成30年10月1日、令和元年10月1日又は令和2年10月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴う特例措置あり。 （対象サービス） ＊は介護予防サービスを含む ・ 介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 ・ 訪問介護 夜間対応型訪問介護 ・ 通所介護 認知症対応型通所介護＊ 地域密着型通所介護 ・ 短期入所生活介護＊ ・ 小規模多機能型居宅介護＊ ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 ・ 予防専門型訪問サービス ・ 予防専門型通所サービス
申請手続	「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書」を収入・預貯金等が確認できる書類とともに住所地の区役所福祉課又は支所区民福祉課へ提出する。
そ の 他	当該サービスを提供する対象法人に「社会福祉法人利用者負担軽減確認証」を提示することにより、軽減される。

【区福祉課高齢福祉担当・支所区民福祉課高齢福祉担当】

[健康福祉局介護保険課]

認知症高齢者グループホーム居住費助成

趣 旨	市町村民税非課税世帯で世帯収入や預貯金等が対象者の条件にあてはまる方に対し、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）における居住費（家賃・光熱水費）の一部を助成することにより、低所得の方の認知症対応型共同生活介護の利用を支援するもの。
対 象 者	以下の要件をすべて満たす方 (1) 市町村民税非課税世帯であること（別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者も市町村民税非課税であること） (2) 預貯金等が一定額以下（単身で1,000万円、夫婦で2,000万円）であること ただし、生活保護受給者または中国残留邦人等支援給付受給者については助成対象外
助 成 額	本人の前年の合計所得金額（※1）（年金収入に係る所得部分を除く）と公的年金等の収入額及び非課税年金収入額の合計が、80万円（※2）以下の方は助成額20,000円/月、80万円（※2）超の方は助成額10,000円/月 ※1 合計所得金額についてはP8を参照。 ※2 令和7年8月以降、80万円から80万9千円に引き上げとなる。
申 請 手 続	「名古屋市認知症高齢者グループホーム居住費助成認定申請書」等を住所地の区役所福祉課又は支所区民福祉課へ提出し、助成認定証の交付を受けることが必要。
そ の 他	助成対象者は利用するグループホーム事業者「名古屋市認知症高齢者グループホーム居住費助成認定証」を提示することにより、本制度による助成費分を差し引いた金額をグループホーム事業者へ支払う。

【区福祉課高齢福祉担当・支所区民福祉課高齢福祉担当】

〔健康福祉局介護保険課〕

いきいき支援センター（地域包括支援センター）

目 的	高齢者の身近な各種相談等に応じる窓口として、各センターに配置された保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職員が連携し、保健福祉に関する総合相談や介護予防にかかるケアマネジメント等を行い、高齢者が地域で自立した日常生活を送れるよう支援すること。
対 象 者	センターは、原則として、その担当する圏域内に居住する高齢者の支援を行う。
事 業 内 容	1 高齢者に関する総合的な相談・支援（認知症総合相談窓口ほか） 2 事業対象者・要支援者のケアマネジメント 3 権利擁護・虐待に関する相談 4 認知症高齢者を介護する家族への支援（家族教室、家族サロン、もの忘れ相談医の専門相談、認知症サポーター養成講座の開催） 5 高齢者の見守り支援 6 高齢者いきいき相談室（ランチ型総合相談窓口事業） ※事業対象者・要支援者のケアマネジメントについては、業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託して実施 ※高齢者いきいき相談室（ランチ型総合相談窓口事業）については、居宅介護支援事業所に委託して実施
設置箇所数及び運営主体	29箇所 各区に1箇所ずつ「いきいき支援センター分室」を設置 （運営主体） 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 17箇所 一般財団法人名古屋市療養サービス事業団 4箇所 医療法人 3箇所 その他社会福祉法人 4箇所 特定非営利活動法人 1箇所
相 談 方 法	直接、いきいき支援センターへ電話等で相談 利用時間は 月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時

〔健康福祉局高齢福祉課〕

在宅医療・介護連携支援センター（名古屋市はち丸在宅支援センター）

目 的	医療や介護が必要となっても可能な限り人生の最後まで、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、在宅医療と介護の連携を進め、高齢者の保健福祉の増進と地域包括ケアシステムの構築に資すること。
事 業 内 容	1 地域の医療・介護の資源の把握 2 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 3 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 4 医療・介護関係者の情報共有の支援 5 在宅医療・介護連携に関する相談支援 6 医療・介護関係者の研修 7 地域住民への普及啓発 以上の事業について、一般社団法人名古屋市医師会に委託して実施。
設 置 場 所 及 び 問い合わせ先	東区東桜1-4-3 大信ビル2階 TEL 971-0874 FAX 971-0875
相 談 方 法	直接、在宅医療・介護連携支援センター（名古屋市はち丸在宅支援センター）へ電話等で相談 利用時間は 月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時

名古屋市在宅歯科医療・介護連携室

目 的	医療や介護が必要となっても可能な限り人生の最後まで、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、在宅歯科医療と介護の連携を進め、高齢者の保健福祉の増進と地域包括ケアシステムの構築に資すること。
事 業 内 容	1 地域の在宅歯科医療の資源の把握 2 在宅歯科医療・介護提供体制の構築 3 歯科医療と介護関係者の情報共有の支援 4 在宅歯科医療・介護連携に関する相談支援 5 地域住民への普及啓発 6 その他、在宅歯科医療・介護連携推進に関すること 以上の事業について、一般社団法人名古屋市歯科医師会に委託して実施。
設 置 場 所 及 問 合 せ 先	名古屋市在宅歯科医療・介護連携室 南区弥次エ町5丁目12-1（名古屋南歯科保健医療センター内） TEL 619-4188 FAX 619-4189 <相談対象> 市内在住の40歳以上の方及びそのご家族 <相談内容> 寝たきりの方や病気・ケガ等により通院困難な場合に、訪問歯科診療・診査に関する相談・調整を行う
相 談 方 法	直接、名古屋市在宅歯科医療・介護連携室へ電話等で相談 利用時間は 火～土曜日（祝日、お盆、年末年始を除く） 午前9時～12時、午後1時～5時

高齢者虐待相談支援事業

趣 旨	高齢者虐待に関する専門相談窓口の設置など高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援を行うもの。
内 容	1 高齢者虐待相談センター (1) 場 所 北区清水四丁目17番1号 名古屋市総合社会福祉会館5階 TEL 856-9001 FAX 919-7585 (2) 事業内容 ・電話相談 ・面接相談、法律相談、介護者・養護者のこころの相談（予約制） ・保健福祉従事者等研修、一般市民啓発事業 ・高齢者虐待防止に関する調査研究、情報収集 等 (3) 委託先 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 2 高齢者虐待休日・夜間電話相談 土日・祝日・夜間の電話相談を実施することにより、24時間・365日の相談体制を確保する。 TEL 701-3344 3 区高齢者虐待防止ネットワーク支援会議 家族等からの虐待による処遇困難ケースについて、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者、行政関係者等で構成する会議において、弁護士等のスーパーバイザーの助言のもと介入・支援策の検討を行う。 4 高齢者短期入所ベッド確保等事業 家族等からの虐待により、緊急に高齢者を保護する必要がある場合に備え、予め短期入所用ベッドを確保する。

【区福祉課高齢福祉担当・支所区民福祉課高齢福祉担当】
[健康福祉局高齢福祉課]

高齢者排せつケア相談支援事業

趣 旨	高齢者の排せつの自立を支援するとともに、介護されているご家族等の身体的、精神的な負担軽減を図るため、高齢者の排せつケアに関する相談に対応するもの。
内 容	【おむつ選びの専門家養成研修】 身近な場所でおむつ選びのアドバイスを行う専門家を養成するため、薬局、ドラッグストア等のおむつを販売する店舗の従業員等を対象に養成研修を実施。研修の中で理解度確認のための修了テストを実施し、合格者を「おむつ選びの専門家」として認定。認定を受けた「おむつ選びの専門家」は在籍する各店舗等でアドバイスを行う。 【電話相談】 名古屋市高齢者排せつケアコールセンター 電話番号：052-746-1180 受付時間：火曜日～日曜日 10時～18時 （月曜日、年末年始、祝休日は休み） 料金：無料（通話料は自己負担） その他：予約不要、匿名可 【対面・訪問相談】 なごや福祉用具プラザ 用途やサイズに応じた100種類以上のおむつや、排せつ介護を支援する50種類以上の福祉用具を展示。 必要に応じて自宅に訪問し、排せつケアの具体的なアドバイスを行う。 ※福祉用具の販売・レンタルは行っていない。 住所：名古屋市昭和区御器所通3丁目12番地の1 御器所ステーションビル3階 電話番号：052-851-0051 営業時間：火曜日～日曜日 10時～18時 （月曜日、年末年始、祝休日は休み）

[健康福祉局高齢福祉課]

障害者・高齢者権利擁護センター

趣 旨	知的障害者・精神障害者・認知症高齢者など判断能力が不十分な人が、身の回りのことや財産管理などにお困りの場合に、地域で安心した生活を送ることができるよう、各種の相談に応じ、本人の主体性や自立性を尊重した視点で必要な援助を実施するもの。
事 業 内 容	1 相談事業〔無料〕 知的障害者・精神障害者・認知症高齢者に対する財産管理や権利侵害に関する専門的な相談を受け付ける。 (1) 生活相談 日常の金銭管理に関する問題や知らないところで預貯金が引き出されたり、年金が勝手に使われているなどの権利侵害に関する相談を行う。 ◆月～金（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時 (2) 法律相談（要予約） 相続、遺言、契約などの法律に関する相談を行う。 ◆水曜日と金曜日（祝日、年末年始を除く）午後1時30分～、午後3時～ 2 金銭管理サービス（1回1,000円、ただし生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付受給者は無料） 知的障害者・精神障害者・認知症高齢者の方々が、自分では銀行の通帳等から定期的に出金したり、計画的に預貯金を活用できない等の不安をお持ちの場合に、本人との契約に基づき預貯金の出し入れや福祉サービスの利用料等の支払いを行う。 3 財産保全サービス（月額250円、ただし生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付受給者は無料） 知的障害者・精神障害者・認知症高齢者の方々が、ご自分の定期預金通帳や年金証書などの大事な書類をご自分で安全に保管・管理することができないといった不安をお持ちの場合に、本人との契約に基づきその財産をお預かりし、センターが契約している金融機関の貸金庫に保管する。 4 福祉サービスの利用援助 金銭管理サービス及び財産保全サービスの契約者のお宅を定期的に訪問することを通して、契約者の方ができるだけ本人の能力を生かし、地域で安定した生活ができるよう福祉サービスの利用援助等を行う。
問い合わせ先	障害者・高齢者権利擁護センター北部事務所 北区清水四丁目17番1号 名古屋市総合社会福祉会館 5階 TEL 919-7584（相談専用） FAX 919-7585 （千種区、東区、北区、守山区の相談窓口） 障害者・高齢者権利擁護センター南部事務所 熱田区千代田町20番26号 知的障害者センターサンハート内 TEL 678-3030（相談専用） FAX 678-3051 （瑞穂区、熱田区、港区、南区の相談窓口） 障害者・高齢者権利擁護センター東部事務所 天白区原一丁目301 原ターミナルビル 3階 TEL 803-6100（相談専用） FAX 803-6600 （昭和区、緑区、名東区、天白区の相談窓口） 障害者・高齢者権利擁護センター西部事務所 中村区名楽町四丁目7-18（建物4階） TEL 433-6580（相談専用） FAX 433-6579 （西区、中村区、中区、中川区の相談窓口）

【市社協】

[健康福祉局高齢福祉課]

成年後見あんしんセンター

趣 旨	認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でなく、自分一人では契約や財産の管理などをすることが難しい人が、地域で安心して暮らせるように成年後見制度に関する相談や市民後見人候補者の養成・市民後見人の活動の支援等を行うもの。
事 業 内 容	1 相談（無料） センターの職員や専門職が成年後見制度に関する相談に対応する。 (1) 一般相談 社会福祉士の資格を持ったセンター職員が相談に対応する。 ◆ 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時 (2) 専門相談（要予約） 弁護士・司法書士が相談に対応する。 ◆ 毎週水曜日と金曜日（祝日、年末年始を除く） 午後1時30分～、午後3時～ 2 市民後見人候補者の養成と後見活動への支援 ・判断能力が十分でない方を身近な地域で支援するため、ボランティアで後見活動を行う市民後見人の候補者養成研修を実施する。 ・市民後見人が適切な後見業務が行えるよう支援を行う。 3 広報・啓発 成年後見制度に関するパンフレットの作成やホームページの開設、講演等を行う。 ◎ 成年後見制度 認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方について、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、福祉サービスの契約などの法律行為や財産管理を本人に代わって行ったり、本人の財産上の行為に対し同意したり、取り消したりすることで本人を保護・支援する制度
問い合わせ先	成年後見あんしんセンター 北区清水四丁目17番1号 名古屋市総合社会福祉会館5階 TEL 856-3939 FAX 919-7585

認知症相談支援センター

趣 旨	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域におけるネットワーク体制の構築や認知症コールセンターの運営、若年性認知症者及びその家族に対する支援等をおこなうもの。
事 業 内 容	1 市域におけるネットワーク体制の構築 認知症の方に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、いきいき支援センター、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関、介護サービス事業者、認知症サポーター等、地域において認知症者を支援する関係者の連携を図る。 2 認知症者の支援に関する調査・研究 3 各いきいき支援センターに配置された推進員等に対する支援 4 認知症に関する普及・啓発 5 若年性認知症者に関する支援 (1) 相談・個別支援 (2) 若年性認知症自立支援ネットワーク会議の開催 (3) 相談担当職員向け研修の実施 (4) 本人サロン・家族サロンの運営 (5) 若年性認知症に関する啓発講演会の開催 (6) 若年性認知症支援ハンドブックおよび普及啓発資料の作成 (7) ピアサポーター活動支援事業 6 認知症カフェの開設・運営助成及び研修会の開催 7 本人ミーティングの開催 8 その他地域における認知症ケア体制及び医療との連携体制の構築に資する取組み 9 認知症コールセンターの運営 (1) 認知症の方やその家族等からの各種の相談に応じる。 (2) 相談内容により、いきいき支援センター、介護サービス事業者、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関、行政機関等関係機関が行う支援へ適切につなぐ。 TEL 734-7089 ◆ 月・水・木・金曜日 午前 10 時～午後 4 時 ◆ 火曜日 午後 2 時～午後 8 時 (年末年始、祝日を除く) 10 なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業事務局の運営 (1) 保険事業に関する申請受理及び加入者証の交付業務を行う。 (2) 申請手続き等に関する問い合わせに応じる。
問い合わせ先	認知症相談支援センター（名古屋市社会福祉協議会） 昭和区阿由知通 3－19 昭和区役所 6 階 TEL 734-7079 FAX 734-7199

認知症疾患医療センター

趣 旨	市がセンターとして指定した市内の病院において、保健医療・介護機関等と連携を図り、認知症疾患に関する鑑別診断、認知症状に対する急性期治療、専門医療相談等の実施や、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図るもの。
事 業 内 容	1 認知症の鑑別診断 認知症の初期診断や鑑別診断を行う。 2 周辺症状及び身体合併症への急性期対応 認知症の行動・心理症状（幻覚、妄想、興奮、徘徊など）や身体合併症（骨折、肺炎など）に対する治療を行う。センターだけで対応が困難な場合には、あらかじめ連携を確保している協力病院に依頼する。 3 専門医療相談 認知症に関するさまざまな相談に精神保健福祉士、社会福祉士などの専門職が対応する。（相談：無料） 4 関係機関との連携 かかりつけ医や区役所、保健センター、いきいき支援センターなどとの連絡・調整を行う。 5 かかりつけ医等への研修会の開催 医療関係者等を対象にした研修会を開催し、認知症疾患医療の質の向上を目指す。 6 診断後支援機能 認知症の人や家族が診断後に円滑な日常生活を過ごせるよう、関係機関と連携の上、相談支援・ピアサポート活動等を実施する。
問い合わせ先	名鉄病院 西区栄生二丁目 26 番 11 号 （TEL 551-2802） 偕行会城西病院 中村区北畑町 4 丁目 1 番地 （TEL 485-3737） まつかけシニアホスピタル 中川区打出二丁目 347 番地 （TEL 352-4165） あいせい紀年病院病院 南区曾池町 4 丁目 28 番地 （TEL 821-7703） もりやま総合心療病院 守山区町北 11 番 50 号 （TEL 795-3560） 藤が丘さくらなみきクリニック 名東区藤見が丘 25-2 （TEL 769-1511） 八事病院 天白区塩釜口一丁目 403 番地 （TEL 832-2181）

〔健康福祉局高齢福祉課〕

認知症初期集中支援チーム

目 的	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症初期集中支援チームを設置し、チーム員が認知症の方の自宅を訪問するなどして、早期診断・早期対応に向けた支援を行うもの。
訪 問 支 援 対 象 者	原則として、40 歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる方又は認知症の方で、以下の 1、2 のいずれかの基準に該当する方 1 医療サービス、介護サービスを受けていない方、又は中断している方で以下のいずれかに該当する方 (1) 認知症疾患の臨床診断を受けていない方 (2) 継続的な医療サービスを受けていない方 (3) 適切な介護サービスに結び付いていない方 (4) 介護サービスが中断している方 2 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している方
事 業 内 容	1 認知症初期集中支援の実施 (1) 訪問支援対象者の把握 (2) 情報収集及び観察・評価 (3) 初回家庭訪問の実施 (4) 専門医を含めたチーム員会議の開催 (5) 初期集中支援の実施 (6) 引き継ぎ後のモニタリング 2 チームの普及啓発
チ ャームの 設 置 場 所 (箇 所 数)	各いきいき支援センター (29 か所)
チ ャームの構成	1 医療保健福祉の専門職 (保健師、看護師、准看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士など) 2 名以上 2 専門医である認知症サポート医 1 名
相 談 方 法	直接、いきいき支援センターへ電話等で相談 利用時間は、月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前 9 時～午後 5 時

〔健康福祉局高齢福祉課〕

はいかい高齢者おかえり支援事業

趣 旨	認知症の人の徘徊による事故を未然に防ぐため、地域の方の協力を得て、徘徊されている方を早期に発見する仕組みを構築するもの。
事 業 内 容	徘徊のおそれがある方の情報を登録した上で、その方が行方不明となった場合に、家族等からの依頼により、行方不明となった方の身体的特徴や服装等の情報をおかえり支援サポーターや協力事業者に対してメールで配信し、情報提供を依頼する。 ①登録できる方 名古屋市内に在住し、徘徊のおそれがある認知症の方（若年性認知症の方を含む。）。なお、市内の介護保険施設や認知症高齢者グループホーム等を利用されている方も登録することができるが、親族や成年後見人等の同意が必要。 ＜受付窓口＞登録希望者の居住地を担当する「いきいき支援センター」 ＜受付時間＞月～金曜日（祝休日・年末年始を除く。） 午前9時～午後5時 ＜登録費用＞無料 ＜登録方法＞登録希望者の親族・成年後見人等、又は利用している施設の職員が、登録届を受付窓口まで持参。 ②おかえり支援サポーターの登録 おかえり支援サポーターとは、この事業に協力いただく方々のことで、携帯電話やパソコンのメールアドレスを登録し、搜索協力依頼のメールを受けとった場合に、可能な範囲で搜索のための情報提供に協力いただく方。 ＜登録費用＞無料（ただし、メール送受信や登録用ホームページへのアクセスに要する通信費等は登録者負担） ＜登録方法＞ t-nagoya-okaeri@sg-p.jp に直接、又はコードを読み取り空メールを送信。メールが届いたら手順にそって登録。 【コード】  ③協力事業者 この事業に協力いただく事業者（団体）。
問い合わせ先	② については、いきいき支援センター ②、③については、健康福祉局高齢福祉課

[健康福祉局高齢福祉課]

はいかい高齢者搜索システム事業

趣 旨	認知症の人が行方不明となった場合に、親族等が早期にその位置情報を把握することができるよう、GPS（全地球測位システム）を活用した搜索システムの利用に係る一部経費を助成することにより利用を促進し、もって認知症高齢者等の事故を未然に防止するとともに、その親族等の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
事 業 内 容	1 申請者 認知症高齢者等の親族、成年後見人、その他対象者に係る行方不明者届を警察署に提出できる人。 申請者は、本事業の利用決定後に登録事業者と契約し、利用者負担分の支払いを行う。 2 対象者 市内在住で、はいかいのおそれがある認知症高齢者（若年性認知症者を含む。） 在宅・施設入所は問わない。 3 利用者負担額 登録事業者が定める「初期費用」および「月額利用料」に対して、市が助成を行い、利用者は助成後の差額を利用者負担として事業者へ支払う。 助成額（利用者負担額）は、事業者が提供するサービス内容や、利用者の市民税課税状況等によって決定する。 また、利用状況に応じて変動する経費やオプションの経費等は助成対象外のため自己負担となる。 4 申請窓口 対象者の居住地を担当するいきいき支援センター（センター分室を含む。）
問い合わせ先	いきいき支援センター 健康福祉局高齢福祉課

もの忘れ検診

目 的	認知症の疑いのある人を早期に発見するとともに、早期に適切な関係機関につなげられるよう、もの忘れ検診の実施により、認知症の早期発見・早期対応を推進するもの。
概 要	1 対象者：65歳以上の認知症と診断されていない市民 (受診する年度に65歳になる方を含む) 2 実施場所：市内の協力医療機関 3 検診間隔：1年度につき1回 4 自己負担額：無料 5 検診内容：問診による認知機能検査
受診方法	1 もの忘れ検診を実施する市内の協力医療機関に電話等で予約 2 予約した日時に、保険証など住所・生年月日がわかるものを持参して受診 3 検診の結果、認知機能の低下が認められる場合などは、精密検査の受診を案内 ※精密検査は保険診療、医療費の自己負担あり 4 精密検査にかかる費用については、後日申請により保険診療による自己負担額分を助成
その他	もの忘れ検診の協力医療機関一覧、もの忘れ検診に係る精密検査実施医療機関一覧は市公式ウェブサイトに掲載

[健康福祉局高齢福祉課]

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）

趣 旨	高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様が施され、隣・近接の高齢者福祉施設等への緊急通報システムが設置された市営・県営住宅（シルバーハウジング）の入居のあつせんをするとともに、生活援助員を派遣し、入居者が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活の支援をするもの。
シ ル バ ー ハウジングの 対 象 者	次のすべてに該当する方 (1) 市内に在住又は在勤している（県営の場合県内に在住している）65歳以上の単身者又は夫婦世帯（配偶者は60歳以上でも可）もしくは65歳以上の親族及びファミリーシップ宣誓者からなる2人世帯である。 (2) 日常生活に支障のない程度に健常であること又は常時の介護を必要とする場合、居宅において常時介護を受けることができること。 (3) 世帯の平均所得月額が214,000円以下である。 (4) 何らかの理由で住宅に困っている。 (5) 緊急連絡先を1人確保できること。
実 施（派遣） 場 所	希望ヶ丘シルバー住宅（千種区希望ヶ丘2丁目3-10） 霞ヶ丘シルバー住宅（千種区霞ヶ丘2丁目7-12） はざまシルバー住宅（千種区自由ヶ丘3丁目1-4） 中小田井シルバー住宅（西区中小田井二丁目99） 平田シルバー住宅（西区中沼町235） 小城シルバー住宅（中川区小城町1丁目1-17） 小城南シルバー住宅（中川区若山町1丁目1-1） 東稲永シルバー住宅（港区稲永三丁目1-9） みなと東シルバー住宅（港区野跡四丁目6-9） みなと西シルバー住宅（港区野跡四丁目3-5） みなと南シルバー住宅（港区野跡三丁目5-4） 神宮寺シルバー住宅（港区神宮寺二丁目201） 白水シルバー住宅（南区鳴尾町字丹後江3023-7） 恵方シルバー住宅（昭和区恵方町2丁目10-2）※県営 平針シルバー住宅（天白区平針南2丁目103）※県営
申 込 方 法	空き部屋についての募集は広報なごや等でPR （申込書配布先－各区役所福祉課高齢福祉担当・支所区民福祉課高齢福祉担当） （申込先－健康福祉局高齢福祉課（郵送）） ※ 県営（募集がある時のみ） 申込書配布先－愛知県住宅供給公社各管理事務所、各区役所・支所、 住まいの窓口等で募集案内を配布 申込先－愛知県住宅供給公社（郵送）
生活援助員の 業 務	(1) 保健・福祉等に関する相談及び関係機関への連絡 (2) 住宅に設置された通報装置等による安否確認 (3) 緊急時における関係機関への連絡等 (4) 一時的な家事援助
費 用 負 担	住宅家賃の他に、世帯の前年所得税額により0円から4,900円までの生活援助員派遣費用負担あり。 緊急通報システムを稼働させるため、電話（NTT）加入契約が必要であり、回線使用料（基本料金）、ダイヤル通話料、回線敷設のためのNTT工事費等の負担あり。

【区福祉課高齢福祉担当・支所区民福祉課高齢福祉担当】

[健康福祉局高齢福祉課]

敬老パス

趣 旨	多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者の社会参加を支援し、もって高齢者の福祉の増進を図る。
対 象 者	本市内に住所を有する65歳以上の方 ※福祉特別乗車券との重複交付は不可
内 容	以下の交通機関を利用できる乗車券を交付 無料乗車区間…市営交通機関（市バス、地下鉄）、メーグル（なごや観光ルートバス）、ゆとりーとライン、あおなみ線 運賃支給対象区間…名鉄、JR 東海及び近鉄の市内運行区間並びに名鉄バス及び三重交通の路線バスの原則市内運行区間 ※運賃支給対象区間は、事前に敬老パスに現金等を「チャージ」して乗車した場合、後日運賃相当額を支給 有効期間…1年間（有効期限の原則29日前から更新手続き可能） 65歳になる方：誕生日の前日から1年間 敬老パスを所持していない65歳以上の方：手続き完了後から1年間 ※手続き完了後…負担金納付日の原則約1か月後の日 ※有効期間内の利用回数の上限を730回とする利用上限あり
申 請 等 手 続	【交付申請】 1 申請方法 (1) 65歳になる方 誕生日の約3か月前に、交付申込書を送付 (2) 敬老パスを所持していない65歳以上の方 新しく敬老パスを希望する方は、敬老パスコールセンター（766-5500）に電話で申込 ※(1)・(2)はオンライン申請でも申し込み可能 以下の二次元コードから申請 【二次元コード】  2 負担金 本人・世帯員の所得により1000円・3000円・5000円のいずれか 3 交付方法 郵便局や銀行などの金融機関で負担金を納付後、自宅に郵送 【更新】 1 手続き開始時期 敬老パスの有効期限の原則29日前から可能 2 負担金 上記「交付申請」と同じ 3 更新場所 地下鉄駅（上小田井駅、上飯田駅を除く）、区福祉課・支所区民福祉課、市内郵便局のいずれか
そ の 他	1 電子マネーは上限2万円までチャージ（入金）でき、買い物や民間交通機関での利用が可能 2 敬老パス利用の際には敬老優待カード（敬老手帳）の携帯が必要

【区福祉課高齢福祉担当・支所区民福祉課高齢福祉担当】

〔健康福祉局高齢福祉課〕

敬老優待カード（敬老手帳）

趣 旨	多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者を敬愛し、かつ高齢者福祉の施策の周知を図る。
対 象 者	本市に居住し、住民登録がされている65歳以上の方
内 容	1 高齢者福祉に関すること 2 以下の公共施設等の入場料が減額 東山動植物園、名古屋城、市科学館（展示室及びプラネタリウム）、市博物館（常設展のみ）、市美術館（常設展のみ）、東谷山フルーツパーク内「世界の熱帯果樹温室」、東山スカイタワー、白鳥庭園、徳川園、文化のみち二葉館（旧川上貞奴邸）、文化のみち榎木館、揚輝荘（聴松閣）、日本ガイシスポーツプラザ（総合体育館）、パロマ瑞穂スポーツパーク（瑞穂運動場）、市営スポーツセンター（温水プール、トレーニング室）（弓道場などの他にも減免となる施設がある。）、黒川スポーツトレーニングセンター（トレーニング室）、志段味スポーツランド（トレーニング室）、市営プール、日本ガイシアリーナ（レインボープール）、徳川美術館・蓬左文庫、名古屋港ポートビル・南極観測船ふじ、名古屋港水族館、桑山美術館（※1）、トヨタ産業技術記念館、名古屋港ワイルドフラワーガーデン「ブルーボネット」、古川美術館・分館爲三郎記念館（※2）、昭和美術館（※3）、森村記念館アートカフェ栄（喫茶付）（※1）、有松・鳴海絞会館、熱田神宮宝物館・剣の宝庫草薙館（※4）、文化のみち堀美術館、ヤマザキマザック美術館（※5）、ノリタケの森クラフトセンター、体感！しだみ古墳群ミュージアム ※1…敬老パス提示の場合に限る。 ※2…毎月18日に限る。 ※3…敬老パスの提示でさらに減額あり。 ※4…平常展のみ。敬老パスの提示の場合に限る。 ※5…敬老の日に限る。
交 付 の 方 法	通達員及び郵送
そ の 他	1 65歳に到達した日（誕生日の前日）から公共施設等の入場料が減額される。 2 敬老優待カード（敬老手帳）には写真を貼り付ける。

【区福祉課高齢福祉担当・支所区民福祉課高齢福祉担当】

〔健康福祉局高齢福祉課〕

敬 老 金

趣 旨	多年にわたり社会の進展に貢献した高齢者に対し、敬老金を支給して感謝の意を表すとともに、その長寿を祝うもの。
対 象 者	9月15日現在本市に住民登録がなされている数え100歳、数え88歳の方
内 容	数え100歳 30,000円 数え 88歳 3,000円
支 給 方 法	老人の日（9月15日）以降に、口座振込にて贈呈。

【区福祉課高齢福祉担当】

[健康福祉局高齢福祉課]

高 齢 者 ス ポ ー ツ 事 業

趣 旨	高齢者が健康な老後を過ごすため、健康づくりや老化防止を目的として、個々の体力に応じた運動、栄養の処方及び指導や高齢者にふさわしいスポーツの開発、普及及び指導を行う。
対 象 者	市内在住の60歳以上の健康な方
実 施 施 設	福祉スポーツセンター 瑞穂区弥富町字密柑山1-2 (名古屋市総合リハビリテーションセンター内) TEL 835-3881 FAX 835-4094
実 施 講 座 等	◆ シルバーフィットネス 体力・健康状態をチェックし、その方に適した「運動」「栄養」及び「生活」をアドバイスする。 ◆ 高齢者スポーツ教室 軽スポーツ、健康体操、太極拳、ソフトエアロビクス
利 用 申 込	◆ シルバーフィットネス 参加申込書・簡易問診表を受付期間内に同センターに郵送する。 ◆ 高齢者スポーツ教室 案内書を確認の上、往復はがきに希望教室名等を記入し、受付期間内に同センターに送付する。 (いずれも申込者多数のときは抽選) ※ 募集時期等は、広報なごや等でPR
開 催 期 間	◆ シルバーフィットネス 1回あたり2日 ◆ 高齢者スポーツ教室 1期3か月8日間、年4期
利 用 料	◆ シルバーフィットネス 1回あたり3,000円 ◆ 高齢者スポーツ教室 1期あたり2,300～3,000円(種目により異なる) 高齢者スポーツ教室については、別途スポーツ保険料が必要

【福祉スポーツセンター】

[健康福祉局高齢福祉課]

高齢者福祉相談員

趣 旨	ひとり暮らし高齢者等の各種相談に応じるとともに、適切な支援を行い、ひとり暮らし高齢者等の福祉の増進を図るもの。
対 象 者	市内在住のおおむね65歳以上の方で、次のいずれかに該当する方 1 ひとり暮らしの状態にある方 2 75歳以上の方のみで、2人以上からなる世帯 3 その他、社会福祉事務所長が相談を必要と認める状態にある方
業 務	次に掲げる事項に関し相談を行うとともに、適切な処置をとる。 1 生計、住宅など生活の安定に関すること。 2 家族関係、健康など一身上に関すること。 3 福祉、介護などのサービス利用に関すること。 4 その他、ひとり暮らし高齢者等の福祉増進に関すること。
活 動	訪問業務及び区役所福祉課・支所区民福祉課来庁者に対する相談業務

【区福祉課高齢福祉担当・支所区民福祉課高齢福祉担当】
[健康福祉局高齢福祉課]

総合社会福祉会館

◆ 総合社会福祉会館

社会福祉活動の振興と市民の福祉向上を図ることを目的とし、社会福祉に関する情報の収集・提供、各種相談事業、ボランティア活動の振興、療育活動など様々な事業を行っている。

(設 置)	昭和 57 年 11 月 名古屋市
(管理・運営)	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
(場 所)	〒462-8558 北区清水四丁目 17 番 1 号 TEL (代) 911-3191 FAX 913-8553
(開 館 時 間)	午前 8 時 45 分～午後 8 時 45 分 (ただし、日曜日・月曜日は午後 5 時まで)
(休 館 日)	国民の祝日、12 月 29 日～1 月 3 日

5 階 [名古屋市社会福祉協議会]

[福祉団体連絡事務室] 全市的活動をしている各種福祉団体の相互交流、連絡調整の場

[福祉のひろば] ボランティア活動紹介の掲示、授産施設製品の展示、福祉図書室・情報閲覧コーナーの設置等

[相談室] 福祉相談 (別表参照)

[ボランティアセンター]

(事務室) ボランティア活動に関する相談、啓発、養成、研修、コーディネート、援助、連絡調整

(活動の場：6 階) ボランティアの作業、ミーティングや相互交流などの活動の場

[障害者・高齢者権利擁護センター北部事務所] 知的障害者、精神障害者、認知症高齢者等に対する金銭管理等の相談及び金銭管理、財産保全、福祉サービスの利用援助の実施

[成年後見あんしんセンター] 知的障害者、精神障害者、認知症高齢者等で判断能力が不十分な方に対する成年後見制度の利用の促進

[法人後見センター なごやかぼーと] 知的障害者、精神障害者、認知症高齢者等で判断能力が不十分な方に対して法人として財産管理、身上監護等の後見業務を実施

[高齢者虐待相談センター] 高齢者虐待の防止及び早期対応を図るために、高齢者本人やその家族等からの相談の受付、高齢者虐待に関する知識の普及啓発

[障害者虐待相談センター] 障害者虐待の防止及び早期対応を図るために、障害者本人やその家族等からの相談の受付、障害者虐待に関する知識の普及啓発

[障害者差別相談センター] 障害者の差別に関する相談の受付及び解決に向けた調整、障害者差別の解消に関する普及啓発

▼ 開業時間

土曜日、日曜日、祝日と年末年始を除く毎日午前9時～午後5時

6階 [トレーニングルーム] 療育指導、おもちゃ図書館開設
[名古屋市老人クラブ連合会事務室]

7階 [貸会議室等] 大・中・小会議室、研修室、和室

(別表)

相談の費用は無料

◆ 福祉相談 ◆

福祉に関する一般的な相談

必要に応じて専門の相談機関を紹介

▼ 開設日時

土、日、祝日と年末年始を除く毎日 午前8時45分～午後5時15分

▼ 問い合わせ先

名古屋市社会福祉協議会 TEL 911-3175

FAX 913-8553

【市社協】
[健康福祉局地域共生推進課]

福祉会館（老人福祉センター）

趣 旨	地域における高齢者の各種相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーション活動の場の提供等を図る。
対 象 者	市内在住の60歳以上の方
実 施 内 容	(1) 健康・生活相談 嘱託医による健康相談や高齢者の日常生活の悩み等の助言・指導を行う。 (2) 趣味・教養講座 豊かな知識・教養を身につけるため、講師の指導により各種の「趣味・教養講座」を開いている。 (3) 機能回復訓練 高齢者の心身機能の維持を図るため、理学療法士などの指導による機能回復訓練を定期的に実施している。 (4) 入浴事業 語らいの場の提供を目的とし、原則として月曜日～土曜日の午後に実施している。（入浴時間は各福祉会館により異なる） (5) その他 囲碁・将棋や卓球、ビリヤード等が自由に利用できる。（設備は各福祉会館により異なる）
実 施 施 設	各福祉会館（P. 205～206参照）
利 用 申 込	福祉会館利用証があれば利用できる。利用証を持っていない方は福祉会館へ利用申込書を提出してその発行を受ける。 （趣味・教養講座については募集時期が限られているので、各福祉会館への問い合わせが必要）
開 館 日 時	月曜日～土曜日 午前8時45分～午後5時 ※休館日：日曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日まで）
利 用 料	無料（材料費等の実費負担あり）

【福祉会館】

[健康福祉局高齢福祉課]

在宅要介護高齢者等寝具貸与事業

趣 旨	在宅の要介護高齢者等は無償で寝具を貸与することにより、高齢者等を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、高齢者等の福祉向上を図ることを目的とする。
対 象 者	介護保険の要介護認定で、要介護4又は5と認定されている在宅の方で、世帯員の全員が市町村民税非課税である方
貸 与 品 目	敷布団又はベッドパット、掛布団、毛布、枕、敷布、包布（掛布団及び毛布用）、枕カバー、ネマキ又は開閉パジャマ
申 請 手 続	在宅要介護高齢者等寝具貸与申込書を区役所福祉課・支所区民福祉課へ提出する。
届 出 義 務	1 利用者の住所に変更があったとき。 2 借受を辞退しようとするとき。 3 病院へ入院、老人ホームに入所したとき。 4 対象者の資格を喪失したとき。（死亡、市外転出など）
そ の 他	敷布団又はベッドパット、掛布団、毛布、枕は1年毎に交換 敷布、包布、枕カバー、ネマキ又は開閉パジャマは10日毎に交換

【区福祉課高齢福祉担当・支所区民福祉課高齢福祉担当】
〔健康福祉局高齢福祉課〕

高齢者日常生活用具の給付

趣 旨	在宅の高齢者の日常生活の安全確保を図るため、電磁調理器等の日常生活用具を給付するもの。
対 象 者	市内在住の65歳以上の方で、次の各号のいずれかに該当し、自宅に適当な用具を有しない方 1 ねたきりの方（食事、入浴、排泄等に、一部又は全面的に介助を要する方） 2 ひとり暮らしの方（ただし、火災警報器及び自動消火器を給付する場合は、ひとり暮らしで、かつ、災害時に直ちに脱出が困難な方に限る。） 3 高齢者世帯（65歳以上の方のみの世帯又は65歳以上の方と重度の身体障害者等の方のみの世帯）
用 具 の 種 目	（給付） 〈ね た き り〉火災警報器・自動消火器・電磁調理器 〈ひとり暮らし〉火災警報器・自動消火器・電磁調理器 〈高 齢 者 世 帯〉電磁調理器
申 請 手 続	高齢者日常生活用具給付申込書及び登録業者の見積書を区役所福祉課・支所区民福祉課へ提出する。
費 用 負 担	費用負担あり（給付限度額又は用具の価格のいずれか低い額の1割）。 ただし、生活保護世帯及び中国残留邦人等に対する支援給付を受給している世帯については、自己負担なし。

【区福祉課高齢福祉担当・支所区民福祉課高齢福祉担当】

〔健康福祉局高齢福祉課〕

在宅高齢者訪問理美容サービス事業

趣 旨	外出により理美容サービスを利用することが困難な、在宅で生活を営む高齢者に対して、理容師又は美容師が訪問による理美容サービスを提供することにより、在宅高齢者の福祉の向上を図る。
対 象 者	市内に住所を有する在宅で生活をする高齢者の方で、次の要件を全て満たす方 1 65 歳以上の方 2 介護保険の要介護認定で、要介護 4 又は 5 と認定されている方、もしくは要介護 3 と認定され、障害高齢者日常生活自立度が A から C の方、又は認知症高齢者日常生活自立度がⅡa 以上の方 3 外出により理美容サービスを利用することが困難な方
サー ビ ス 内 容	理容サービス：カット、顔そり 美容サービス：カット、ブロー
申 請 手 続	在宅高齢者訪問理美容サービス利用申請書を区役所福祉課・支所区民福祉課へ提出する。
利 用 回 数	最大 6 回／年度（4 月～3 月） ※申請月に応じて利用回数が決まる。
費 用 負 担	2, 0 0 0 円／回
利 用 方 法	申請後、利用券を区役所福祉課・支所区民福祉課から対象者へ交付。対象者は、登録理美容店の中から利用したい店舗を選び、予約をする。 理美容サービスの提供を受けたら、対象者は利用券とともに自己負担額 2,000 円を理美容店に支払う。

【区福祉課高齢福祉担当・支所区民福祉課高齢福祉担当】

〔健康福祉局高齢福祉課〕

高齢者福祉電話の貸与

趣 旨	ひとり暮らし高齢者の安否の確認や、その他各種の相談を関係機関の協力を得て行い、孤独感の解消に資するとともに各種サービスを提供して、ひとり暮らし高齢者の福祉の増進を図るもの。
対 象 者	本市の区域内に住所を有するひとり暮らし（福祉電話の貸与を受けようとする者以外の世帯構成員がねたきり状態にあるか又はこれに準ずる状態にある場合を含む。）の65歳以上の方で、次の各号のいずれの条件にも該当する方。 1 ひとり暮らしで同一区内に配偶者及び子がいなくて、電話がなく、環境的にも孤独な生活をしていること 2 前年所得が老齢福祉年金の全額支給停止となる額未満であること（1月～5月の間においては前々年の所得）
使 用 料	電話設置及び撤去費、毎月の基本料金を市が負担し、通話料金は被貸与者が負担する。
貸 与 期 間	電話の貸与期間は、原則として電話機が設置された日から当該設置日の属する年度の末日までとする。ただし、引き続き条件を満たす限り、期間は自動的に延長される。
相 談 活 動	福祉電話被貸与者に対し、福祉会館から相談員が週2回電話訪問し、安否の確認及び各種の相談を行う。
申 請 手 続	高齢者福祉電話貸与申請書を住所地の区役所福祉課・支所区民福祉課へ提出する。

【区福祉課高齢福祉担当・支所区民福祉課高齢福祉担当】

〔健康福祉局高齢福祉課〕

ひとり暮らし高齢者緊急通報事業（あんしん電話）

趣 旨	ひとり暮らし高齢者等に心臓発作等の緊急事態が発生したとき、これを速やかに通報できる緊急通報体制を確保することにより円滑な救助活動が行われることを目的とし、もって福祉の推進を図るものとする。
事業の概要	心臓発作や火災などの緊急事態が発生したとき、緊急ボタンを押すことにより速やかに緊急通報先に通報できる特殊電話機、ペンダント等を貸与する。また、相談ボタンを押すことで、看護師等が常駐するコールセンターへ24時間365日相談することが可能。
通 報 方 式	・消防直報方式 緊急時には消防局防災指令センター及び近隣協力者へ通報。NTT アナログ回線のみ利用可能。（据置型） ・コールセンター方式 緊急時には民間コールセンター及び近隣協力者へ通報。NTT アナログ回線以外も利用可能。また、安否確認センサが利用可能（自己負担あり）。（据置型又は携帯型） 携帯型の場合も別に対象者の連絡先（携帯電話の番号等）が必要。
対 象 者	1 本市の区域内に住所を有するひとり暮らし（あんしん電話事業の適用を受けようとする方以外の世帯構成員がねたきり状態にあるか又はこれに準ずる状態にある場合を含む。）の 65 歳以上の方であって、次の各号のいずれかに該当する方。 （1）心臓病、高血圧等の慢性疾患があり日常生活上特に注意を要する状態にあると認められる方。 （2）心身に障害があり緊急時に自力脱出が困難な方。 2 本市の区域内に住所を有する構成員のいずれもが 75 歳以上である世帯に属するもののうち、他の世帯員がねたきり状態にあるか又はこれに準ずる状態にある方。 3 あんしん電話事業の適用を受けようとする方以外の世帯構成員が、日常生活上やむを得ない理由により不在にするため、長時間かつ継続的にひとり暮らしと同等（あんしん電話事業の適用を受けようとする方以外の世帯構成員がねたきり状態にあるか又はこれに準ずる状態にある場合を含む。）の状態となる65歳以上の方のうち、1（1）又は（2）に該当する方。（コールセンター方式のみ）
申 請 手 続	あんしん電話事業適用申請書を区役所福祉課・支所区民福祉課へ提出する。
費 用 負 担	① 設置工事費 ② 機器使用料 ③ 保守料 ①～③までを市負担とする。ただし、前年所得（1～5月までの間は前々年の所得）が老齢福祉年金受給限度額以上の方については、①のみを市負担とする。

【区福祉課高齢福祉担当・支所区民福祉課高齢福祉担当】

[健康福祉局高齢福祉課]

福祉向市営住宅の入居募集

内 容	ひとり親世帯・障害者世帯・高齢者世帯で、著しく住宅に困窮している世帯に福祉向市営住宅の入居募集を行い抽選により入居あつせんし、その世帯の福祉増進を図る。		
	①ひとり親世帯向	②障害者世帯向	③高齢者世帯向
	(1) 配偶者のない女子又は男子であつて、20 歳未満の児童を扶養している世帯 (2) 配偶者の暴力により、婚姻関係が事実上破綻している女子又は男子として市長が認めた方であつて、20 歳未満の児童を扶養している世帯	(1) 身体障害者手帳所持者で、その障害程度が 1 ～ 4 級の方（18 歳未満の児童を含む） (2) 戦傷病者手帳所持者で、その障害程度が第 1 款症以上の方（旧恩給法の場合は第 7 項症以上の方） (3) 被爆者健康手帳所持者で、厚生労働大臣の認定を受けた方もしくは、健康管理手当を受給している方 (4) 愛護手帳所持者、療育手帳所持者 (5) 精神障害者保健福祉手帳所持者 (6) 難病により、障害福祉サービス、地域相談支援、特定医療費のいずれかの受給者証の交付を受けている方 (7) ハンセン病療養所入所者等の方	60歳以上の方とその親族及びファミリーシップ宣誓者で次の各号のいずれかに該当する方からなる世帯 (1) 配偶者 (2) 18歳未満の児童 (3) 56歳以上の方 (4) ② の (1) 、 (3) 、 (4) 、 (5) 、 (6) 、 (7) にあてはまる方
対象世帯	収入基準（一定の算定方法によって算出した所得月額による） ・ 原則階層世帯 平均所得月額が158,000円以下であること。 （改良住宅は114,000円） ・ 裁量階層世帯 平均所得月額が214,000円以下であること。 （改良住宅は139,000円） *裁量階層世帯とは、(1)～(11)のいずれかにあてはまる世帯である。 (1) 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある児童がいる世帯 (2) 60 歳以上の方のみからなる世帯 (3) 60 歳以上の方と 18 歳未満の方のみからなる世帯 (4) 1 級～ 4 級の身体障害者手帳所持者の方がいる世帯 (5) 1 級・ 2 級の精神障害者保健福祉手帳所持者の方がいる世帯 (6) 1 度～ 3 度の愛護手帳所持者又は A ～ B の療育手帳所持者の方がいる世帯 (7) 難病により、障害福祉サービス、地域相談支援、特定医療費のいずれかの受給者証の交付を受けている方がいる世帯 (8) 戦傷病者（特別項症～第 6 項症・第 1 款症）の方がいる世帯 (9) 原子爆弾被爆者（厚生労働大臣の認定を受けている）の方がいる世帯 (10) 海外引揚者（本邦に引き揚げた日から 5 年未満）の方がいる世帯 (11) ハンセン病療養所入所者等（法の規定による）の方がいる世帯		
受付期間	一定期間を定め受付（広報なごや等で P R）		
申込方法	①は、区役所民生子ども課又は支所区民福祉課、②の(1)～(6)は区役所福祉課又は支所区民福祉課、②の(7)は健康福祉局感染症対策課、③は区役所福祉課又は支所区民福祉課へ申し込む。（郵送申込可。ただし、①については、市内在住の方であつて児童扶養手当、愛知県遺児手当又は名古屋市ひとり親家庭手当受給者のみ郵送申込可）		
選考方法	公開抽せん		
そ の 他	・ 車いす専用住宅・親子隣居住宅・親子同居世帯向住宅もある。 ・ 障害者世帯及び高齢者世帯（60歳以上の単身世帯）については単身でも申込み可能な住宅もある。		
・ 上記の他、一般募集の単身世帯用公営住宅があり、次のいずれかの要件をもつ方のみ申し込みができる。 [①満60歳以上 ②身体障害者手帳 1 ～ 4 級 ③精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 3 級 ④愛護手帳 1 ～ 4 度・療育手帳 A ～ C ⑤難病により、障害福祉サービス、地域相談支援、特定医療費のいずれかの受給者証の交付を受けている方 ⑥戦傷病者手帳第 1 款症以上 ⑦被爆者健康手帳所持者で、厚生労働大臣の認定を受けた方 ⑧生活保護受給者 ⑨海外引揚者 ⑩ハンセン病療養所入所者等 ⑪ D V 被害者の認定をされている方 ⑫中国残留邦人等で支援給付を受けている方] （申し込み・照会先 各区役所総務課）			

【区民生子ども課・福祉課・支所区民福祉課】

〔健康福祉局高齢福祉課・障害企画課・感染症対策課・子ども青少年局子ども未来企画課〕

高齢者住宅改修相談事業

趣 旨	要介護状態にある高齢者又は要介護状態になるおそれのある高齢者等のいる家庭で、当該高齢者の年齢、身体状況、家族構成、家屋の状況等から高齢者向けに居室等の改良を希望する方に対して、住宅改修に関する相談・助言を行う。
対 象 者	市内に居住し、要介護状態にある高齢者又は要介護状態になるおそれのある高齢者等のいる家庭で、高齢者向けに居室等の改良を希望する方。
事 業 の 概 要	1 住宅の改良に関し、対象者の居宅を訪問し、家屋の構造、高齢者の身体状況及び保健福祉サービスの活用状況等を踏まえて相談に応じ、助言を行う。 2 住宅改良が円滑に行われるよう関係機関との連絡調整を行う。
実 施 方 法	1 相談窓口 なごや福祉用具プラザ（P. 54参照） （TEL 851-0051 FAX 851-0056） 2 相談方法 相談者の居宅へ出向き、家屋の構造や高齢者の身体状況等を確認したうえで、具体的な相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う。 3 相談費用 無料

【なごや福祉用具プラザ】
[健康福祉局高齢福祉課]

生活援助軽サービス事業

趣 旨	臨時的で、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能とするもの。
対 象 世 帯	市内に居住し、日常生活上の軽易な援助を必要とするひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等
委 託 先	公益社団法人 名古屋市シルバー人材センター
サービス内容	年度内4回以内 ※1回あたり1種類の作業で1人での作業が2時間以内のもの 臨時的で軽易な次のような業務 ・季節の衣類の入れ替え ・小さな家具の移動 ・家屋内の整理、整頓 ・耐震留具や火災警報器の取り付けなど
申 込 方 法	・利用者登録は、シルバー人材センター各支部（P. 255参照）にて電話で受付。 ・利用を希望する都度、シルバー人材センター各支部（P. 255参照）に申込む。
利 用 料	240円／回（その他、材料費及びシルバー人材センター会員の交通費等の実費については利用者負担）

【シルバー人材センター】

[健康福祉局高齢福祉課]

家族介護慰労金

趣 旨	介護保険サービスを受けずに在宅で高齢者等を介護している家族に対し慰労金を支給して、その家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図る。
対 象 者	以下のいずれにも該当する高齢者等を介護している同居の民法上の親族及びファミリーシップ宣誓者（内縁関係を含む） (1) 被介護者が介護保険の要介護認定で要介護4又は5と認定されていること（慰労金の支給申請の1年以上前に認定を受けていることが必要） (2) 所得要件については、介護者及び被介護者とも世帯員の全員が市町村民税非課税であること (3) 被介護者が過去1年間に介護保険サービス等（年間7日以内の短期入所生活介護又は短期入所療養介護の利用は除く。）を利用せずに在宅で過ごしたこと（入退院日を除き連続して90日以上長期入院の期間がある場合は、その前後の期間を合算して1年間以上介護保険サービス等を利用していないこと）
支 給 額	年 額 10万円

【区福祉課高齢福祉担当・支所区民福祉課高齢福祉担当】

[健康福祉局高齢福祉課]

生活福祉資金の貸付

目 的	低所得者、障害者又は高齢者に対し、必要に応じた資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにする。
貸 付 対 象	(1) 低所得世帯……資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯（収入が生活保護法の生活扶助基準額の 1.7 倍＋住宅扶助基準額程度までの世帯） (2) 高齢者世帯……日常生活上、療養または介護を必要とする 65 歳以上の高齢者の属する世帯 (3) 障害者世帯……身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者〔現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者を含む〕の属する世帯 ※貸付には住民票と居住地が一致していることが必要
資金の種類	P. 40 参照
貸 付 条 件	(1) 貸付利子……連帯保証人を 1 名立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年 1.5% ※ただし、緊急小口資金及び教育支援資金については、連帯保証人を立てない場合であっても無利子。不動産担保型生活資金については、年 3 %又は長期プライムレートのいずれか低い利率。 (2) 連帯保証人…原則 1 名必要。ただし、立てなくても貸付け可。 （不動産担保型生活資金は必要） (3) 連帯借受人…就職、転職、就学又は技能を習得するための福祉費又は教育支援資金は 1 名必要。 (4) 貸付限度額…P. 41 参照 (5) 償還期間……P. 41 参照 (6) 自立相談支援事業の利用…総合支援資金及び緊急小口資金の申請にあたっては、原則として生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関が貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること。
申 込 手 続	住所地の区社会福祉協議会に申し込む
資金の交付	(1) 貸付決定通知書の交付を受けた借受人は、愛知県社会福祉協議会に借用書等を提出して資金の交付を受ける (2) 貸付金の交付は、一括又は分割交付による
償 還 方 法	(1) 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法による (2) 借受人に払込通知書を交付し、郵便局で払い込み又は口座引落し
そ の 他	(1) 定期的な訪問を通じて借受人世帯に対し、更生援助 (2) 償還が困難なときは必要に応じ、支払免除、支払猶予等の手続きができる (3) 事後申請は貸付対象外（福祉費葬儀費を除く）

【区社協】

[健康福祉局地域共生推進課]

生活福祉資金の貸付（資金の種類）

資 金 種 類	内 容
1 総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 (住居確保給付金の対象者のみ)
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用
2 福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金
福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用
	生業を営むために必要な経費
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費
	福祉用具等の購入に必要な経費
	障害者用自動車の購入に必要な経費
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費
	冠婚葬祭に必要な経費
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費
	就職、技能習得等の支度に必要な経費
	その他日常生活上一時的に必要な経費
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ※対象となる理由は43ページ参照
3 教育支援資金	低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金
教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費
就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費
4 不動産担保型生活資金	
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸し付ける生活資金
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸し付ける生活資金

【区社協】

[健康福祉局地域共生推進課]

生活福祉資金の貸付（資金別貸付条件）

資 金 種 類	貸 付 条 件					
	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
1総合支援資金						
生活支援費	(二人以上)月20万円以内 (単身) 月15万円以内	原則3月 (最大12月)	最終貸付日から6月 以内	10年以内	連帯保証人を 立てる場合は 無利子 連帯保証人が いない場合は 据置期間経過 後年1.5%	原則必要 ただし、連帯保 証人なしでも貸 付可
住宅入居費	40万円以内	——	貸付の日(生活支 援費と合わせて貸し 付けている場合に は、生活支援費の 最終貸付日)から6 月以内			
一時生活再建費	60万円以内	——				
2 福祉資金						
福祉費	貸付上限目安額	——	貸付の日(分割によ る交付の場合には 最終貸付日)から6 月以内	目安	連帯保証人を 立てる場合は 無利子 連帯保証人が いない場合は 据置期間経過 後 年1.5%	原則必要 ただし、連帯保 証人なしでも貸 付可
生業を営むために必要な経費	(460万円)			(20年)		
技能習得に必要な経費及びその期間中の 生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円			(8年)		
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り 受けに必要な経費	(250万円)			(7年)		
福祉用具等の購入に必要な経費	(170万円)			(8年)		
障害者用自動車の購入に必要な経費	(250万円)			(8年)		
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料 の追納に必要な経費	(513.6万円)			(10年)		
負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費 (健康保険の例による医療の自己負担額の ほか、移送経費等、療養に付随して要する 経費を含む)及びその療養期間中の生計を 維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないとき は170万円 1年を超え1年6月以内であつ て、世帯の自立に必要なときは 230万円			(5年)		
介護サービス、障害者サービス等を受ける のに必要な経費(介護保険料を含む)及び その期間中の生計を維持するために必要な 経費	介護サービスを受ける期間が1 年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であつ て、世帯の自立に必要なときは 230万円			(5年)		
災害を受けたことにより臨時に必要な経 費	(150万円)			(7年)		
冠婚葬祭に必要な経費	(50万円)			(3年)		
住居の移転等、給排水設備等の設置に必 要な経費	(50万円)			(3年)		
就職、技能習得等の支度に必要な経費	(50万円)			(3年)		
その他日常生活上一時的に必要な経費	(50万円)			(3年)		
緊急小口資金	10万円以内	——	貸付の日から2月以 内	12月以内	無利子	不要
3 教育支援資金						
教育支援費	(高校)月3.5万円以内 (高専)月6.0万円以内 (短大)月6.0万円以内 (大学)月6.5万円以内	——	卒業後 6月以内	20年以内	無利子	(不要) ※世帯内で連 帯借受人が必 要
就学支度費	50万円以内					
4 不動産担保型生活資金						
不動産担保型 生活資金	・土地の評価額の7割程度 月30万円以内	借受け人の死 亡時までの期 間又は貸付元 利金が貸付限 度額に達する までの期間	契約の終了後 3月以内	据置期間 終了時	年3%、又は 長期プライムレ ートのいずれか 低い利率	必要 ※推定相続人 の中から選任
要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金	・居住用不動産の評価額の7割 程度(集合住宅は5割) ・貸付基本額の範囲内(生活扶 助額の1.5倍以内)					不要

【区社協】
〔健康福祉局地域共生推進課〕

生活福祉資金（総合支援資金）

対 象	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、相談支援と資金の貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次のいずれの条件にも該当する世帯。 (1) 低所得世帯であって、生計中心者の失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること (2) 現に住居を有していること（又は住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること） (3) 他の公的給付・貸付（生活保護、失業等給付、年金等（いずれも待機期間中を含む））を受けられない世帯であること (4) 資金の借入を希望される方の本人確認が可能であること (5) 原則として生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けるとともに実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活が営めることが見込まれ、償還を見込めること (6) 就労可能な方であり、健康な状態で新たに仕事に就くための求職活動等を行っていること (7) 暴力団員でないこと ※ 自立・償還が見込めないと判断される場合には受付できない。
内 容	○ 生活支援費（月額 20 万円（単身世帯は 15 万円）以内で原則 3 月以内（延長により最大 12 月まで））。 生活再建までの間に必要な生活費用 ○ 住宅入居費（40 万円以内）※住居確保給付金の対象者のみ 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 ○ 一時生活再建費（60 万円以内） 生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用
連帯保証人	原則、必要。ただし、連帯保証人を立てない場合も貸付を受けることができる。
据 置 期 間	貸付の日から 6 月以内。生活支援費の貸付を受けている場合は、最終貸付日から 6 月以内。
償 還 期 限	据置期間経過後 10 年以内
貸 付 利 率	連帯保証人を立てる場合は無利子。連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後、年 1.5%。
申 込 方 法	住所地の区社会福祉協議会へ申し込む

【区社協】

[健康福祉局地域共生推進課]

生活福祉資金（緊急小口資金）

対 象	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合 (1) 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき (2) 給与等の盗難、紛失によって生活費が必要なとき (3) 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき (4) 会社からの解雇、休業（事業者都合によるもの）等による収入減のため生活費が必要なとき (5) 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき (6) 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき (7) 生活困窮者自立支援法に基づく支援が実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき (8) 火災等の被災によって生活費が必要なとき (9) その他、これらと同等のやむを得ない事由 ・ 事故等により損害を受けた場合による支出増（ただし、借受人の日常生活に支障をきたす事故等の場合に限る） ・ 社会福祉施設等からの退出に伴う賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等の支払いによる支出増 ※ 原則として生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から借入後の継続的な支援を受けることに同意していることが必要
貸付限度額	10 万円以内
連帯保証人	不要
据 置 期 間	貸付の日から 2 月以内
償 還 期 限	据置期間経過後 12 月以内
貸 付 利 率	無利子
申 込 方 法	住所地の区社会福祉協議会へ申し込む

【区社協】

[健康福祉局地域共生推進課]

生活福祉資金（不動産担保型生活資金）

対 象	次のいずれにも該当する世帯 (1) 担保となる不動産に居住し借入申込者が単独で所有（同居の配偶者との共有を含む）していること ※マンションは対象外。土地の評価額は、概ね 1,500 万円以上必要。 (2) 将来にわたりその住居に住み続けることを希望していること (3) 不動産に賃借権、抵当権等が設定されていないこと (4) 配偶者又は親以外の同居人がいないこと (5) 世帯の構成員が原則 65 歳以上であること (6) 借入世帯が市町村民税非課税か均等割課税の低所得者であること
貸 付 内 容	(1) 貸付限度額…居住用不動産のうち土地の評価額の 70% (2) 貸付月額…… 1 月あたり 30 万円以内 (3) 貸付期間……貸付元利金（貸付金＋利子）が貸付限度額に達するまでの期間又は、貸付契約の終了時（借受人死亡時）までの期間
連帯保証人	推定相続人から 1 名
据 置 期 間	契約の終了後 3 月以内
償 還 期 限	据置期間経過後に一括償還
貸 付 利 率	年 3 %又は銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率
申 込 方 法	住所地の区社会福祉協議会へ申し込む

【区社協】

[健康福祉局地域共生推進課]

生活福祉資金（要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

対 象	次のいずれにも該当する世帯 (1) 担保となる不動産に居住し借入申込者が単独で所有（同居の配偶者との共有を含む）していること ※評価額は概ね 500 万円以上 (2) 将来にわたり住居を所有し、又は住み続けることを希望していること (3) 不動産に賃借権、抵当権等が設定されていないこと (4) 不動産の所有者が原則 65 歳以上であること (5) 本資金を利用しなければ生活保護を受けなければならない世帯であると、保護の実施機関（区福祉事務所）が認めた世帯であること。
貸 付 内 容	(1) 貸付限度額…居住用不動産の評価額の 70%（集合住宅は 50%） (2) 貸付月額……区福祉事務所の証明による生活扶助基準額の 1.5 倍以内 (3) 貸付期間……貸付元利金（貸付金＋利子）が貸付限度額に達するまでの期間又は、貸付契約の終了時（借受人死亡時）までの期間
連帯保証人	不要
据 置 期 間	契約の終了後 3 月以内
償 還 期 限	据置期間経過後に一括償還
貸 付 利 率	年 3 %又は銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率
申 込 方 法	住所地の区社会福祉協議会へ申し込む （保護の実施機関（区福祉事務所）への事前の相談が必要）

【区社協】
[健康福祉局地域共生推進課]

外国人高齢者給付金

趣 旨	国民年金制度において、昭和57年の制度改正により、外国人にも適用されることとなったが、すでに高齢の状態にあった方は、受給権が生じないため、本市独自に給付金を支給するもの。
支 給 対 象 者	次のいずれかに該当する方。 (1) 大正15年4月1日以前に生まれた外国人で、永住許可又は特別永住許可を受けている方 (2) 昭和36年4月1日以降に日本国籍を取得したかつて外国人であった方で大正15年4月1日以前に生まれた方
支 給 対 象 除 外 要 件	(1) 前年の所得（1月から6月までは、前々年の所得）が、老齢福祉年金支給停止額を超える場合 (2) 公的年金等を受給している場合 (3) 養護老人ホームに入所している場合 (4) 名古屋市又は他の地方自治体から同種の手当・給付金等が支給されている場合 (5) 生活保護又は中国残留邦人等に対する支援給付を受給している場合
支 給 金	10,000円（月額）
支 給 方 法	4・8・12月の年3回で口座振替により支給。

【区福祉課高齢福祉担当・支所区民福祉課高齢福祉担当】
 【健康福祉局高齢福祉課】

家族介護者教室

趣 旨	要介護高齢者等の介護者を対象とした介護者教室を開催することにより、介護技術の向上を図るとともに、介護者同士の交流を通じて心身の疲労の軽減を図る。
対 象 者	市内在住の方で、要介護者を現に介護しているか、又は介護する予定の方。
実 施 内 容	(1) 介護者教室 福祉用具プラザ等を会場に、4日間（各1時間半程度）の教室を市内5ブロックにて年2回開催。 東部ブロック：千種区、守山区、名東区 西部ブロック：中村区、中川区、港区 南部ブロック：瑞穂区、南区、緑区、天白区 中部ブロック：中区、昭和区、熱田区 北部ブロック：東区、北区、西区 (2) 地域介護者教室 身近な地域に出向く介護者教室の簡易版として実施。地域のコミュニティセンター等を会場に、1日単位（1時間半程度）の教室を地域住民等の要望に応じて開催。
参 加 費	無料（教材費等実費は参加者負担）
問い合わせ先	なごや福祉用具プラザ 〒466-0015 昭和区御器所通3丁目12番地の1 御器所ステーションビル3階 (TEL 851-0051 FAX 851-0056)

【なごや福祉用具プラザ】
〔健康福祉局高齢福祉課〕

シルバー人材センター

内 容	原則60歳以上の高齢者が、豊かな知識と経験を生かし、臨時的、短期的な就業を通して生きがい高め、社会活動に参加するため、公益社団法人名古屋市シルバー人材センターが設置され、その支部が4か所にある。		
事業運営	事業所や一般家庭等から高齢者に適した臨時的、短期的な仕事を引き受け、会員に提供する。		
仕事の内容	軽作業、事務、技能、家事援助サービス、子育て支援サービス等		
事務局	本部		昭和区御器所通3丁目12番地の1 TEL 842-4688 (FAX 842-4894)
	支部	東部	対象地域 昭和・瑞穂・緑・天白区 (P. 255参照)
		西部	対象地域 北・西・中村・中区 (P. 255参照)
		南部	対象地域 熱田・中川・港・南区 (P. 255参照)
		北部	対象地域 千種・東・守山・名東区 (P. 255参照)

【シルバー人材センター】
[健康福祉局高齢福祉課]

高齢者就業支援センター

趣 旨	高齢者が社会の担い手として活躍できるように就業に関しての相談や情報提供、技能講習などの就業支援を行う。
設置主体	名古屋市
管理運営	公益社団法人 名古屋市シルバー人材センター
事業内容	(1) 就業相談 高齢者の多様な就業希望に応じて就業に係る相談・助言を行う。 (2) 情報提供 高齢者の就業や生活に関する情報を提供する。 (3) 技能講習 高齢者の就業活動に必要な知識・技能の講習を行う。 (4) 自主事業支援 高齢者が、その知識や経験を生かして自主的に運営する事業を支援する。 (5) 交流・啓発 高齢者の就業に向けての導入となる講習や世代間交流のための講習を行う。 (6) 施設の提供 研修室、大会議室の利用受付、利用許可等を行う。 (7) シニアサポートセンター（ハローワーク名古屋東）の設置 ハローワーク職員による職業紹介、求人情報提供等を行う。 電話：052-846-6730 午前9時30分～午後5時 月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）
開館時間・休館日	開館時間：午前9時～午後8時45分（就業相談は午後5時まで） 休館日：土・日曜日、祝日及び年末年始
問い合わせ先	高齢者就業支援センター 御器所ステーションビル4・5階 〒466-0015 昭和区御器所通3丁目12番地の1 (TEL 842-4691 FAX 842-4894)

【高齢者就業支援センター】
[健康福祉局高齢福祉課]

老人クラブ助成

趣 旨	老人クラブに対し運営補助金を交付して、老人クラブの適切な運営の促進を図るもの。
交 付 要 件	「名古屋市老人クラブ運営基準」に準拠している老人クラブ。 (規模 おおむね年齢 60 歳以上の会員 15 名以上であること)
補 助 金 の 額	1 月 額 3,460円 (会員数30名以上39名以下) 2 月 額 3,880円 (会員数40名以上49名以下) 3 月 額 4,820円 (会員数50名以上69名以下) 4 月 額 5,350円 (会員数70名以上99名以下) 5 月 額 6,490円 (会員数100名以上) 6 月 額 3,460円 (前年度又は前々年度に 1 ～ 5 又は本号の交付決定を受けた会員数27名以上29名以下のクラブ) 7 月 額 2,000円 (会員数15名以上29名以下)
申 込 手 続	次の書類を住所地の区役所福祉課へ提出する。 1 老人クラブ運営補助金交付申請書 2 会員名簿 3 老人クラブ規約 (前年度に引き続き交付を受ける場合は省略)
交 付 決 定	1 毎年その年の 4 月分から翌年 3 月分までについて行う。 2 4 月 1 日以降、あらたに交付要件に該当することになった老人クラブに対する補助金は、申請日の属する月の翌月分から交付される。
補助金の使途	社会奉仕活動、生きがいを高める活動及び健康づくりを進める活動を行うための経費にあてなければならない。

【区福祉課高齢福祉担当】
[健康福祉局高齢福祉課]

ゲートボール広場補助事業

趣 旨	高齢者が利用するゲートボール広場の整備を促進するため、補助金を交付し、もって高齢者の生きがいを高め、健康の増進を図るとともに相互の交流を深めるもの。
広 場 の 要 件	1 おおむね300㎡以上700㎡以下の広さを有すること。 2 各1辺の長さが15m以上であること。 3 公園などのゲートボール広場又はミニスポーツ広場などが300m以内に設置されていないこと。 4 市補助金交付対象老人クラブが、継続して3年以上無償で使用できること。 5 1老人クラブにつき1か所とし、老人クラブが設置及び管理すること。 6 安全に利用できる環境にあること。
補助対象工事 及 び 補 助 金	次に掲げる工事の全部又は一部とする。 1 整地工事 2 表示板設置（広場の名称、クラブ名、代表者氏名） 3 ベンチ設置工事 4 車止め工事 5 フェンスなど境界工事 補助金は、上記所要経費の10分の8を乗じた額（限度324,000円）
申 請 手 続	老人クラブ代表者は、次の書類を住所地の区役所福祉課へ提出する。 1 ゲートボール広場補助金交付申請書 2 設置計画平面図 3 土地使用貸借契約書又は土地使用許可書の写し 4 工事見積書 5 所要経費収支計算書 ※ 整備が完了したときは、補助金精算書を提出する。
そ の 他	個人（法人等も含む）が土地を提供したときは、当該事実該当する事由が発生した日から、当該事実が消滅した日までの間に到来する納期限に係る固定資産税、都市計画税が免除される。

【区福祉課高齢福祉担当】

[健康福祉局高齢福祉課]

鯨城学園

内 容	高齢者の生きがいづくりと、地域活動の核となる人材の養成を目的として 設立																						
応 募 資 格	市内在住の60歳以上の健康で学習意欲があり、卒業後も地域活動に参加する意欲のある方																						
募 集 時 期	毎年12月頃																						
募 集 方 法	・ 各区役所福祉課等での入学案内の配布 ・ 広報なごや、民生名古屋及びポスター掲示等により P R																						
学 費 等	(1) 授業料等	授業料（年額）	48,000円																				
	(2) 学生会費等	入会金	1,000円																				
		会費（年額）	2,000円																				
	(3) その他	教材費、実習費及びクラブ費等は別途																					
設 置 専 攻 と 定 員	<table><tr><th>専 攻</th><th>定 員</th></tr><tr><td>暮らし専攻</td><td>48 人</td></tr><tr><td>国際専攻</td><td>96 人</td></tr><tr><td>健康と福祉専攻</td><td>96 人</td></tr><tr><td>音楽専攻</td><td>96 人</td></tr><tr><td>園芸専攻</td><td>48 人</td></tr><tr><td>陶芸専攻</td><td>40 人</td></tr><tr><td>美術専攻</td><td>48 人</td></tr><tr><td>歴史と文化専攻</td><td>96 人</td></tr><tr><td>－</td><td>568 人</td></tr></table> 所在地 〒460-0008 中区栄一丁目 23-13（伏見ライフプラザ内） TEL 222-7521 FAX 222-7523 指定管理者：（福）名古屋市社会福祉協議会			専 攻	定 員	暮らし専攻	48 人	国際専攻	96 人	健康と福祉専攻	96 人	音楽専攻	96 人	園芸専攻	48 人	陶芸専攻	40 人	美術専攻	48 人	歴史と文化専攻	96 人	－	568 人
専 攻	定 員																						
暮らし専攻	48 人																						
国際専攻	96 人																						
健康と福祉専攻	96 人																						
音楽専攻	96 人																						
園芸専攻	48 人																						
陶芸専攻	40 人																						
美術専攻	48 人																						
歴史と文化専攻	96 人																						
－	568 人																						

【鯨城学園】

[健康福祉局高齢福祉課]

高齢者生きがい活動促進事業

趣 旨	企業を退職した高齢者等が主体となり、介護予防、生活支援の活動や、多世代交流等の共生の居場所で行うボランティア活動等の立ち上げの支援を目的とした補助事業。
補助対象団体	新たに組織化する、又は本事業の目的に応じた活動を新たに始める、高齢者が活動の主体となっているボランティア団体やNPO法人等。※法人格の有無は問わない。
補助対象事業 及び補助限度額	・ 農福連携推進事業（上限200万円） （例）農園を創設運営し、収穫した農作物を加工し高齢者に配食サービスを実施 等 ・ 農福連携推進事業以外の活動（上限100万円） （例）単身高齢者等に対する見守り活動 等 【補助事業となる要件】 ①地域の高齢者の課題の解決に資するものであること。 ②当該ボランティア活動により得られた収入の一部が、担い手となる高齢者に支給されるものであること。 ③高齢者等が主体となって行う介護予防、生活支援の活動や、多世代交流等の共生の居場所で行う活動であること。 ※本事業は国の補助金を財源としているため、最終的には国の選考を経て補助金を交付する。
補助対象経費	事業にかかる団体の立ち上げや既存団体が新規に事業を行う際に必要な経費 （例）場所（農作業、調理スペース等）の借り上げ、事務用品購入費（パソコン、デスク等）等

〔健康福祉局高齢福祉課〕

障害者虐待相談支援事業

趣 旨	障害者虐待に関する専門相談窓口の設置など、障害者虐待の防止に対する体制整備を図るもの。
内 容	(1) 障害者虐待相談センター ア 場 所 北区清水四丁目17番1号 名古屋市総合社会福祉会館 5階 TEL 856-3003 FAX 919-7585 イ 事業内容 ・ 電話相談 ・ 面接相談、法律相談、養護者のこころの相談室（予約制） ・ 保健福祉従事者等研修、一般市民啓発事業 ・ 障害者虐待防止に関する調査研究、情報収集 等 ウ 委託先 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 (2) 障害者虐待休日・夜間電話相談 土日・祝日・夜間の電話相談を実施することにより、24 時間・365 日の相談体制を確保する。 TEL 301-8359 FAX 308-4409 (3) 区障害者虐待防止ネットワーク支援会議 処遇困難ケースについて、区役所、支所、保健センターが中心となって、障害福祉サービス事業者等の関係機関と連携し、状況に応じ弁護士等のスーパーバイザーの助言を得ながら、介入・支援策の検討を行う。 (4) 障害者短期入所ベッド確保等事業 家族等からの虐待により、緊急に障害者を保護する必要性が生じた場合に備え、予め短期入所用ベッドを確保する。

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】 【区保健センター保健予防課精神保健担当】
〔健康福祉局障害企画課〕

障害者差別相談センター

趣 旨	障害を理由とする差別に関する相談に的確に対応し紛争解決を図るとともに、市民・事業者に向けた啓発事業等を実施
内 容	1 事業内容 (1) 相談業務（相談受付、助言、説明） 障害者差別に関する相談を受け付ける。 (2) 相談事案の調査、関係者間の調整 (3) 他の相談機関や行政窓口との連携協力体制の構築 (4) 連絡調整会議の運営 複数機関にまたがる相談事案や対応が困難な相談事案等について、関係機関で課題を共有し、対応を協議することを目的に開催する。 (5) 相談に従事する人材の育成 区役所・支所・保健センター、障害者基幹相談支援センターの職員向け研修等を実施する。 (6) 市民を対象とした広報啓発 講演会の開催、リーフレットの作成等を実施する。 (7) 調査研究・情報収集 (8) 障害者への合理的配慮の提供に係る助成事業 2 場所・委託先 (1) 場所 北区清水四丁目17番1号 名古屋市総合社会福祉会館 5階 TEL 856-8181 FAX 919-7585 (2) 委託先 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

〔健康福祉局障害企画課〕

なごや福祉用具プラザ

趣 旨	身体機能の低下した高齢者や障害者の自立を支援し、介護者の負担を軽減する福祉用具の普及と、介護知識・技術の普及を図る。
事業主体	社会福祉法人 名古屋市総合リハビリテーション事業団
事業開始	平成9年7月
事業内容	1 福祉用具の展示・相談 2 介護実習、研修会の開催 3 福祉用具の製作・改造・修理 4 福祉用具、介護技術等に関する情報の収集・提供 5 福祉用具のリサイクルに関する情報の収集・提供 6 福祉用具、介護知識・技術等の普及のための啓発 7 利用者の福祉用具入手に係る利便提供
開館時間 ・ 休館日	開館時間 午前10時～午後6時 休館日 月曜日・祝休日・年末年始 (月曜が祝休日の場合は翌火曜日にも休み)
問合せ先	なごや福祉用具プラザ (TEL 851-0051) (昭和区御器所通 3丁目12-1 御器所ステーションビル3階)

【なごや福祉用具プラザ】

〔健康福祉局障害企画課〕

地域リハビリテーション事業

趣 旨	障害者等が、地域の中で自立して生活することができるよう医師、理学療法士等が訪問し、診査、相談及び指導を行うもの。
事業の内容	1 訪問診査 外出困難な身体障害者等の居宅を訪問し、身体障害者手帳交付診断（肢体不自由のみ。疾病によって診断できない場合あり。）や補装具費の支給に係る判定を行う。 2 訪問指導 障害者等の居宅を訪問し、身体状況等に応じた住宅改造や福祉用具・福祉機器の活用について、理学療法士又は作業療法士、ケースワーカー、住宅相談員が相談・指導を行う。
申込等の 窓口	区役所福祉課（支所管内の方は支所区民福祉課）

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】
〔健康福祉局障害企画課〕

身体障害者（児）補装具費の支給

趣 旨	失われた身体機能を補完・代替し、かつ長期間にわたり継続して用いる用具である補装具を必要とする身体障害者手帳所持者及び身体障害者手帳のない難病患者等に対して補装具費を支給するもの。
対 象 者	身体障害者手帳所持者及び身体障害者手帳のない難病患者等のうち、補装具費の支給が必要であると認められた方。所得制限あり。
補 装 具 の 種 類	義肢、装具、姿勢保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置。人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）、車載用姿勢保持装置。また、18歳未満の方のみ対象となる種目として、起立保持具、排便補助具。借受けについては、義肢・装具・姿勢保持装置の完成用部品、重度障害者用意思伝達装置、歩行器、車載用姿勢保持装置が対象。
補 装 具 費 の 支 給 額 と 利用者の負担	国の告示に定める額と現に要する費用とを比べて低い額が基準額となり、その100分の90が補装具費として支給される。 ただし、利用者負担は負担能力に応じたものを原則としており、世帯の所得に応じた利用者負担上限月額が設定されている。また、高額障害福祉サービス等給付費の合算対象である。なお、基準額を超える差額は利用者の負担となる。
申 請 等 の 窓 口	区役所福祉課（支所管内の方は支所区民福祉課）。
申 請 手 続	○申請 その方の年齢や障害の種別、希望する種目、購入か借受けか修理か、再申請の場合は、構造・仕様の異同や身体状況の変化の有無など（以下、このページ内「年齢等の条件」という。）により、必要な書類や手続きの流れが異なるので、予め上記の申請等の窓口にご相談するとよい。 ○判定 年齢等の条件により、支給決定にあたり身体障害者更生相談所による判定が必要となる。判定方法には、書類によるもの、障害者が身体障害者更生相談所へ出かけて行うもの、身体障害者更生相談所が障害者の居宅等を訪問して行うものがある。
支 給 決 定 後 の 手 続 き	支給決定後に、業者と契約を結び、製作又は販売等を行わせ、現物を納品させる。年齢等の条件により、納品にあたり、身体障害者更生相談所等による適合判定が必要となる。 補装具費の請求に当たっては、利用者が補装具に要した費用を全額負担した後、請求する償還払い方式と、利用者は利用者負担分のみを補装具業者に支払い、補装具費の請求受領を業者に委任する代理受領方式を選択できる。
そ の 他	介護保険等他法の制度により補装具（に相当する装具・用具）の給付を受けられる場合は他法が優先となる。 見積書作成や契約は本市に登録された補装具取扱業者であること

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】

[健康福祉局障害企画課]

日常生活用具の給付

趣 旨	重度障害者（児）の方の日常生活の便宜を図り、その福祉を増進するため、日常生活用具を給付するもの。		
内 容	種 目	対 象 者	耐用年数
	浴 槽 ★	下肢又は体幹機能障害の２級以上の方（原則として学齢児以上） ※湯沸器と風呂釜は重複して給付することはできません。	簡易浴槽 ３年、それ以外の 浴槽８年
	湯 沸 器 ★		８年
	風 呂 釜 ★		５年
	入 浴 担 架 ★	下肢又は体幹機能障害の２級以上で、入浴にあたって家族等他人の介助を必要とする方（原則として３歳以上）	５年
	入浴補助用具★	①下肢又は体幹機能障害で、入浴にあたって介助を必要とする方（原則として３歳以上） ②難病等の疾患により入浴にあたって介助を必要とする方	５年
	移動用リフト★	①下肢又は体幹機能障害の２級以上の方（原則として３歳以上） ②難病等の疾患により下肢又は体幹機能に障害のある方	４年
	移 動 ・ 移乗支援用具★	①平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害で家庭内の移動等において介助を必要とする方（原則として３歳以上） ②難病等の疾患により下肢が不自由な方	８年
	便 器 ★	①下肢又は体幹機能障害の２級以上の方（原則として学齢児以上） ②難病等の疾患により常時介護を要する方	８年
	特 殊 便 器 ★	①上肢機能障害の２級以上の方又は知的障害の重度以上で訓練を行っても自ら排便処理が困難な方（原則として学齢児以上） ②難病等の疾患により上肢機能に障害のある方	８年
	T 字 状 ・ 棒 状 の つ え	①平衡機能又は下肢、体幹機能障害もしくは内部障害で、歩行が不安定な方（原則として３歳以上） ②難病等の疾患により下肢が不自由な方	３年
	特 殊 寝 台 ★	難病等の疾患により寝たきりの状態にある方	８年
	訓練用ベッド★	難病等の疾患により下肢又は体幹機能に障害のある方 ※特殊寝台・訓練用ベッドのいずれかの用具を給付	８年
	特 殊 マ ッ ト ★	①18 歳未満の下肢又は体幹機能障害の２級以上の方又は知的障害の重度以上の方（原則として３歳以上） ②18 歳以上の下肢又は体幹機能障害の１級で常時介護を必要とする方 ③難病等の疾患により寝たきり状態にある方	５年
	体 位 変 換 器 ★	①下肢又は体幹機能障害の２級以上で下着交換等にあたって家族等他人の介助を必要とする方（原則として学齢児以上） ②難病等の疾患により寝たきりの状態にある方	５年
	特 殊 尿 器 ★	①下肢又は体幹機能障害の１級の方（常時介護を必要とする方で原則として学齢児以上） ②難病等の疾患により自力で排尿できない方	５年
	頭 部 保 護 帽	①平衡機能、下肢もしくは体幹機能又は両上肢障害の方で転倒の危険がある方 ②てんかんの発作等により頻繁に転倒する精神障害１級の方、重度の知的障害児・者の方で医師が必要と認めた方	３年
	パ ー ソ ナ ル コ ン ピ ュ ー タ	上肢機能障害又は言語、上肢複合機能障害の２級以上で文字を書くことが困難な方（原則として学齢児以上）	６年
	携 帯 用 会 話 補 助 装 置	①音声もしくは言語機能障害又は肢体不自由の方であって発声・発語に著しい障害を有する方（原則として学齢児以上） ②聴覚障害２級以上の方（原則として学齢児以上）	５年
	火 災 警 報 器 ★	身体障害の２級以上又は知的障害の重度以上及び精神障害１級の方であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な方（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	８年

内 容	自動消火器★	①身体障害の２級以上又は知的障害の重度以上及び精神障害１級の方であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な方（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） ②火災発生の感知及び避難が著しく困難な方（難病障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	５年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害の方（原則として学齢児以上）	６年
	視覚障害者用時計	視覚障害の２級以上の方（原則として学齢児以上）	５年
	視覚障害者用体重計★	視覚障害の２級以上の方（原則として学齢児以上で、視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	５年
	点字タイプライター	視覚障害の２級以上の方（原則として学齢児以上）	５年
	視覚障害者用音声体温計★	視覚障害の２級以上の方が属する世帯（原則として学齢児以上）	５年
	視覚障害者用血圧計★	１８歳以上の視覚障害の２級以上の方（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	５年
	聴覚障害者用体温計★	聴覚障害の２級以上の方が属する世帯（原則として学齢児以上）	５年
	電磁調理器★	①１８歳以上の視覚障害の２級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ②１８歳以上の上肢、下肢又は体幹機能障害２級以上の方 ③１８歳以上の知的障害の重度以上の方 ④１８歳以上の精神障害１級の方	６年
	視覚障害者用はかり★	視覚障害の２級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯（原則として学齢児以上）	５年
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害の方（原則として学齢児以上）	８年
	暗所視支援眼鏡	①視覚障害の方で、夜盲又は視野狭窄があり、医師が必要と認めた方（原則として学齢児以上） ②難病等の疾患により夜盲又は視野狭窄があり、医師が必要と認めた方	８年
	視覚障害者用基本ソフト	視覚障害の方（原則として学齢児以上）	３年
	情報通信・支援用具	①視覚障害の方（原則として学齢児以上） ②上肢機能障害の２級以上の方（原則として学齢児以上）	５年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害の２級以上の方（原則として学齢児以上）	１０年
	聴覚障害者屋内信号装置★	１８歳以上の聴覚障害２級以上の方（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	１０年
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する方であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方（原則として学齢児以上）	５年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害の方で、本装置によりテレビの視聴が可能になる方	６年
	点字ディスプレイ	視覚障害の方（原則として学齢児以上）	６年
	標準型点字器	視覚障害の方	７年
	携帯用点字器		５年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害の方（原則として学齢児以上）	６年
	視覚障害者用音声ＩＣタグレコーダー	視覚障害の２級以上の方（原則として学齢児以上）	６年
	地デジが聞けるラジオ	視覚障害の２級以上の方（原則として学齢児以上）	５年
	透析液加温器	腎臓機能障害の３級以上で、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う方（原則として３歳以上）	５年
	酸素ボンベ運搬車	１８歳以上で、医療保険における在宅酸素療法を行う方	１０年

内 容	パルスオキシメーター	下記のいずれかに該当する方 ①呼吸器、心臓又は同程度の障害がある方で在宅酸素療法を行っている方 ②呼吸器、心臓又は同程度の障害のある方で人工呼吸器を常時使用している方 ③難病等の疾患により人工呼吸器を装着している方	5 年
	ネブライザー	①呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害児・者であって必要と認められる方（原則として学齢児以上） ②難病等の疾患により呼吸器機能に障害のある方	5 年
	電気式たん吸引器		5 年
	人工喉頭（笛式）	音声機能障害又は言語機能障害を有し、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な方	4 年
	人工喉頭（電動式）		5 年
	人工鼻（付属品のみ）	音声機能障害又は言語機能障害を有し、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難で、常時埋込型の人工喉頭を使用する方	—
	ストーマ用装具	①直腸機能障害で消化器系ストーマを造設している方 ②ぼうこう機能障害で尿路系ストーマを造設している方又はカテーテルを体内に常時留置することによって、尿路変更を行っている方	—
	人工内耳体外機交換用電池（使い捨て）	聴覚障害で、人工内耳を装用している方	—
	人工内耳体外機交換用充電電池		1 年
	人工内耳体外機交換用充電器		3 年
	紙 お む つ 等	○ぼうこう（紙おむつ等のみ）・直腸障害の方で、下記のいずれかに該当する方 ア：治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマ変形のためにストーマ用装具を装着できない方 イ：先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある方 ウ：先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある方 エ：消化器系ストーマを造設し、洗腸排便法を行っている方（洗腸装具のみ） ○肢体不自由の方で下記に該当する方 ア：脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な方で、発現年齢が 6 歳未満であり、申請時の年齢が 3 歳以上の方で、医師が認めた方 ※紙おむつ等はストーマ用装具及び洗腸装具と重複して給付を受けることはできません	—
	洗 腸 装 具		6 か月
	収 尿 器	排尿障害のある方	1 年
	住 宅 改 修 ★	難病等の疾患により下肢又は体幹機能に障害のある在宅の方	—
申込手続	お住まいの区の区役所福祉課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ、申請書及び用具の見積書を提出する。		
支給方法	区福祉課（支所区民福祉課）、より日常生活用具給付券の交付を受けた後、業者より現物を受け取る。利用者負担がある場合は、業者へ利用者負担を支払、現物を受け取る。		
その他	利用者本人（児童の場合は保護者）の所得状況に応じた利用者負担（上限月額までは販売価格の 1 割の負担）がある。また、それぞれの種目には給付限度額（それぞれの用具に対して補助できる限度額）があり、給付限度額を超えた額については、全額自己負担となる。※所得によってはこの制度の対象にならない場合がある。 ★：在宅の方のみ給付を受けることができる。 ※介護保険の第 1 号被保険者及び特定疾病に該当する第 2 号被保険者については、浴槽のうち簡易浴槽、入浴補助用具、移動用リフト、移動・移乗支援用具、便器（ポータブル・据置式のもののみ）、特殊マット、体位変換器、特殊尿器、特殊寝台、住宅改修を給付することはできない。		

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】

〔健康福祉局障害企画課〕

身体障害者福祉電話・福祉ファックスの貸与

趣 旨	身体障害者に福祉電話及び福祉ファックスを貸与することにより、当該障害者のコミュニケーションや緊急連絡の手段の確保を図り、福祉の増進に資するもの。	
対 象 者	福 祉 電 話	福祉ファックス
	現に電話を設置していない低所得世帯に属し、コミュニケーション及び緊急連絡の手段として、福祉電話の必要が認められる外出困難な在宅の身体障害者で、障害程度が2級以上の方。	現に電話を設置していない低所得世帯に属し、音声言語によるコミュニケーション等が困難か又は支障がある者のみの世帯に属する聴覚障害又は音声・言語機能障害で、障害程度が3級以上の方。
使 用 料	電話設置費、毎月の基本料金を市が負担する。	福祉ファックス設置費、毎月の基本料金、毎月のファックス使用料を市が負担する。
貸 与 期 間	電話の貸与期間は、原則として1年間とする。ただし、引き続き貸与の条件を満たす場合は自動的に更新される。	
申 請 手 続	身体障害者福祉電話等貸与申請書を住所地の区役所福祉課又は支所区民福祉課へ提出する。	
そ の 他	1 「身体障害者」とは、身体障害者手帳の交付を受けた者で満18歳以上の者をいう。 2 「低所得世帯」とは、前年の所得税非課税世帯をいう。	

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】

〔健康福祉局障害企画課〕

重度障害者寝具・特殊寝台の貸与

趣 旨	在宅の重度障害者に無償で寝具又は特殊寝台を貸与し、その福祉の増進を図るもの。
対 象 者	市内在住（6歳以上に限る）で次のいずれかに該当する方。 （特殊寝台については、65歳以上の方及び40歳以上の介護保険法による要支援・要介護認定を受けている方を除く。） 1 身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障害の1級又は2級の方で、かつ、愛護手帳の1度又は2度に該当する方。 2 身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障害の1級又は2級の方で、全面介助を要する状態が3か月以上継続している方。 ※2の場合、全面介助を要する状態が3か月以上継続している旨の「現況届」が必要。
所 得 制 限	1 貸与対象者の前年の所得が200万円を超えるとき。 2 貸与対象者の配偶者、扶養義務者で対象者の生計を維持する方の前年の所得が特別障害者手当の所得限度額を超えるとき。
申 請 手 続	寝具・特殊寝台貸与申請書を住所地の区役所福祉課又は支所区民福祉課へ提出する。
貸 与 期 間	貸与決定の日からその属する年度の3月31日まで。 ただし、借受辞退がない場合は毎年度更新。
届 出 義 務	1 申請書に記載した事項に変更があったとき。 2 借受を辞退しようとするとき。 3 施設、病院に入所、入院したとき。 4 資格を喪失したとき。

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】
 [健康福祉局障害企画課]

車いすの貸出

内 容	申 込
ケガや病気、散歩や旅行等一時的に車いすを必要とする方に車いすを無料貸出する。 また、福祉機器の貸出もある。 お気軽に問い合わせを。	肢体障害者自立促進車いすセンター (略称「AJU車いすセンター」) ・本 部 昭和区恵方町 2-15 TEL 851-5240 FAX 851-5241 その他、支部が名古屋市内に19ヶ所、名古屋市外に11ヶ所ある。問合せは、本部まで。

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】
[健康福祉局障害企画課]

身体障害者補助犬助成事業

内 容	問い合わせ先
1. 盲導犬	
(1) 視覚障害者に盲導犬を貸与する。 (貸与条件):身体障害者手帳の交付を受けた 18 歳以上の視覚障害者であり、目の見えない又は見えづらい方のうち、自立及び社会参加のために盲導犬を必要とされる方で、盲導犬の世話が可能な方	・ 盲導犬総合訓練センター 港区寛政町 3-41-1 TEL 661-3111 FAX 661-3112
(2) 飼育費の補助 身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、補助犬を使用することにより自立及び社会参加の促進を図ることができると認められる方に、補助犬の使用に必要な費用の一部を助成する。 ・ 助成額 月額 4,900 円以内 ・ 世帯の前年の所得税額が 156,000 円を超えない方	
2. 介助犬・聴導犬	
(1) 飼育費の補助 身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、補助犬を使用することにより自立及び社会参加の促進を図ることができると認められる方に、補助犬の使用における飼育費用の一部を助成する。 ・ 助成額 月額 4,900 円以内 ・ 世帯の前年の所得税額が 156,000 円を超えない方	・ 名古屋市健康福祉局障害企画課 TEL 972-2587 FAX 951-3999
(2) 相談・認定事業 身体障害者補助犬（介助犬・聴導犬に限る）に関する相談、認定を行う。	・ 名古屋市総合リハビリテーションセンター TEL 835-4005 FAX 838-9105

[健康福祉局障害企画課]

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

趣 旨	障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入に当たり必要な費用の一部を助成し、難聴児の言語訓練及び生活適応訓練の促進を図るもの。
対 象 者	次の要件をすべて満たす方 1 市内に住所を有している18歳未満の方 ※助成対象期間は「18歳に到達する日の属する年度の末日」まで。 2 聴力レベルが、原則として30 dB（デシベル）以上で（両耳又は片耳）、かつ、身体障害者手帳の対象とならない方 3 補聴器の装用が必要と医師に診断された方 ※前項の規定にかかわらず、本事業による助成を受け、当該助成決定日から5年を経過していない者は、助成の対象としない。
助 成 額	購入費の10分の9（令和元年度より）を助成 ※購入費が基準額を超える場合は、基準額の10分の9を助成 ※市民税非課税世帯、生活保護受給世帯の方は、基準額の全額を助成
基 準 額	「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」の別表に規定された価格の100分の106.0に相当する額
申 請 手 続	子ども青少年局子ども福祉課に以下の3点を提出する。 1 名古屋市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成申請書 2 医師意見書 3 見積書
そ の 他	医師意見書については、専門医療機関がごございますので、子ども青少年局子ども福祉課までご連絡ください。

[子ども青少年局子ども福祉課]

障害者住宅改造補助事業

趣 旨	障害者が住み慣れた住居で安全かつ快適な生活を送ることができるよう障害の状況等に即応した住宅改造を行うため、訪問による専門的な相談助言を行うとともに、その改造に必要な費用の一部を補助し、生活環境を総合的に整備していくもの。
内 容	1 訪問相談 名古屋市総合リハビリテーションセンターの理学療法士、作業療法士、ケースワーカー、住宅相談員による住宅改造に関する訪問相談を実施。次項の住宅改造補助金の利用に当たっては、予めこの訪問相談を利用していることが条件となる。 2 住宅改造補助金の支給 (1) 補助額 補助限度額（80 万円）と補助対象工事費用とを比べて少ない方の額を補助基準額とする。その補助基準額から、障害者の属する世帯の生計中心者の前年（1～6 月に支給申請を行う場合は前々年）の所得税額により一定の自己負担率を補助基準額に乗じた額を控除した額が補助額となる。 ただし、補助対象工事費用の算定に当たっても、工事個所別に補助限度額がある。（浴室（洗面・脱衣室含む）：50 万円、便所：50 万円、その他：50 万円） また、介護保険の保険給付対象者については、補助対象工事費用から居宅介護住宅改修費未支給額（1 割の自己負担分を含む）をひいた額と補助限度額（60 万円）とを比べて少ない方の額を補助基準額とする。
対 象 者	本市の住民で、次の各号のいずれかに該当する方、またその方と同居する扶養義務者（所得制限あり） 1 身体障害者手帳の肢体不自由の障害の程度が 1～3 級の方 2 身体障害者手帳の視覚障害の障害の程度が 1～3 級の方 3 身体障害者手帳の内部障害が 1 級または 2 級の方 4 愛護手帳 1～3 度の方 5 精神障害者保健福祉手帳 1 または 2 級の方 6 医師に自閉症状群と診断された方
対 象 工 事	浴室、便所、その他の障害者の住居の改造のうち、障害者の身体状況等に即応した工事であって日常生活の利便の向上、安全性の確保又は介護者の負担の軽減に効果があると認められるもの。
申込・照会先	お住まいの区役所福祉課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】
〔健康福祉局障害企画課〕

重度身体障害者緊急通報事業（あんしん電話）

趣 旨	重度身体障害者に心臓発作等の緊急事態が発生したとき、これを速やかに通報できる緊急通報体制を確保することにより円滑な救助活動が行われることを目的とし、もって福祉の増進を図る。
事業の概要	重度身体障害者緊急通報事業とは、緊急事態発生時に重度身体障害者が特殊電話機（あんしん電話機）の緊急ボタンを押下することにより、緊急通報先に自動的に緊急通報が送信されて、通報を受診した方により速やかな救助活動が行われる体制を確保する事業をいう。 ※あんしん電話機の「標準型」と火災感知器、戸外ベル及び火災通報ボタンを連動させた「火災警報器連動型」を選択可能。「標準型」の場合、機器単独で通信可能な機能を有する「通信機器搭載型（令和5年3月31日で新規・変更受付は終了）」、「携帯型端末」の選択が可能。 ※第1通報先として消防局防災指令センターと契約業者のコールセンターを選択可能（通信機器搭載型、携帯型端末を除く）。
対 象 者	本市の住民で身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、外出困難なため緊急時における連絡手段の確保が困難な方であって、障害程度が1・2級の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する方とする。
申 請 手 続	あんしん電話事業適用申請書を区役所福祉課又は支所区民福祉課へ提出する。
緊 急 通 報 先	緊急通報先は、原則として第1通報先から第3通報先までとし、第1通報先は消防局防災指令センター又は、契約業者のコールセンターとし、第2通報及び第3通報先は重度身体障害者の近隣に居住する親族、友人、知人、民生委員等のうち本人の申請にかかる方とする。
費 用 負 担	① 設置工事料 ② 機器使用料 ③ 定額保守料 低所得世帯に属する方については①～③を市負担とし、その他の方については①のみを市負担とする。 ※低所得世帯とは前年の所得税非課税の世帯とする。
そ の 他	※第1通報先の選択に関わらず、あんしん電話機の緊急ボタンによる緊急通報に加え、相談ボタンの押下げによる契約業者のコールセンターへの健康相談等が可能。 ※契約業者のコールセンターから年4回安否確認電話を行う。 ※第1通報先として契約業者のコールセンターを選んだ場合は、契約業者が提供する駆付けサービスを利用することで、近隣協力者なし又は近隣協力者1名の登録で制度の利用が可能。また、希望者はオプションサービスとして安否センサ（有料）の利用が可能。

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】

[健康福祉局障害企画課]

福祉特別乗車券

趣 旨	障害者などの自立と社会参加の促進を図るため、市営交通機関等で利用できる福祉特別乗車券を交付するもの。
対 象 者	次のいずれかに該当する方 1 市内に住所を有する身体障害者手帳 1 ～ 4 級所持者 2 市内に住所を有する愛護手帳、又は療育手帳所持者 3 市内に住所を有する精神障害者保健福祉手帳所持者 4 特定医療費受給者証（指定難病）所持者のうち、日常生活が著しい制限を受けると医師に証明され、福祉医療費助成制度（障害者医療・福祉給付金）の受給をしている者 5 本市在住の戦傷病者特別援護法による戦傷病者手帳所持者 6 本市在住の被爆者健康手帳所持者 7 本市在住の中国残留邦人等のうち、帰国又は入国後5年以内の者 ※敬老パス、重度障害者福祉タクシー利用券、重度身体障害者リフト付タクシー利用券、児童福祉施設入所児童福祉特別乗車券の交付を受けている方を除く。
内 容	以下の交通機関を無料で利用できる乗車券を交付 通用区間…市営交通機関（市バス、地下鉄）、メーグル（なごや観光ルートバス）、ゆとりーとライン・あおなみ線の全区間 運賃支給対象区間…名鉄（上飯田連絡線を含む）、JR 東海及び近鉄の市内運行区間並びに名鉄バス及び三重交通の路線バスの原則市内運行区間 ※運賃支給対象区間は、事前に福祉特別乗車券に現金等を「チャージ」して乗車した場合、後日運賃相当額を支給 通用期間…令和 8 年 10 月 31 日まで（以後更新） ※対象者 7 については交付日から約 2 年間 介 護 者…身体障害 1 ・ 2 級の方又は 3 ・ 4 級で 1 種の方、愛護手帳 1 ～ 3 度の方、精神障害者保健福祉手帳 1 ・ 2 級の方には介護者用の福祉特別乗車券も交付。
申請等の窓口	区役所福祉課（支所管内の方は支所区民福祉課）
注 意 事 項	1 福祉特別乗車券を利用の際には、手帳等を必ず携行すること。 2 介護者用乗車券は、障害者等本人と同乗される場合に限り有効で、単独では使用できない。
そ の 他	身体障害者手帳 5 ・ 6 級の方については、手帳提示により割引料金が適用される。身体障害者手帳の交付を受けている車椅子利用者の場合は、市営バス・地下鉄では介護者の乗車券提示により 3 名まで無料。

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】
〔健康福祉局障害企画課〕

重度障害者タクシー料金の助成

趣 旨	市バス・地下鉄などが利用できない重度障害者に、タクシー料金を助成して障害者の福祉の増進を図るもの。
対 象 者	次のいずれかに該当する方 1 市内に住所を有する身体障害者手帳 1 級又は 2 級所持者 2 市内に住所を有する愛護手帳 1 度又は 2 度もしくは療育手帳等（愛護手帳 1、2 度相当）所持者 3 市内に住所を有する身体障害者手帳 3 級、かつ愛護手帳 3 度もしくは療育手帳等（愛護手帳 3 度相当）所持者 4 市内に住所を有する精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者 ※敬老パス、福祉特別乗車券の交付を受けている方を除く。
助 成 額	A 重度障害者福祉タクシー利用券 障害者運賃割引後の初乗料金及び加算料金、並びに迎車、早朝予約の利用料金について一乗車につき 5,000 円を上限として、実際にかかった金額を助成する。（1 枚 500 円の券を年間 160 枚上限に交付） B 重度身体障害者リフト付タクシー利用券 （対象者 1 の方のみ助成対象。A との選択制とする。） 1、2 級の身体障害者手帳所持者のうち、外出時に車いす等を必要とする方にリフト付タクシー一乗車につき 10,000 円を上限として、実際にかかった金額を助成する。（1 枚 2,000 円の券を年間 120 枚上限に交付） ※福祉タクシー利用券、リフト付タクシー利用券ともに、人工透析で週 3 回以上通院している方には、年間 A は 200 枚、B は 150 枚を上限に交付。
利 用 方 法	区役所福祉課（支所管内の方は支所区民福祉課）で利用券の交付を受け、利用の際、乗務員に提出する。
注 意 事 項	1 一乗車につき A は 10 枚まで、B は 5 枚まで使用可。助成額を超える部分は本人負担。 2 タクシー利用券を利用の際には、手帳を必ず携行すること。

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】

〔健康福祉局障害企画課〕

重度身体障害者リフトカーの運行

内 容	市営交通機関やタクシーの利用が困難な電動車いす利用者を中心とした重度身体障害者の移動手段の確保を図るため、リフトカーを運行する。
利用できる方	市内在住の身体障害者で外出時に車いすを必要とする方。 利用を希望される方はA J U自立の家わだちコンピュータハウスリフトカー係（〒466-0025 昭和区下構町1-3-3）に登録。 ただし、重度身体障害者リフト付タクシー利用券を選択されている方は、リフトカーの利用は不可。
利用の申し込み方	◆ 利用予約の受付開始日 通院、入院、理学・作業的リハビリ、福祉施設への通所、学校への通学、官公庁への届出を利用の方は希望日の20日前から、買い物、スポーツ、文化活動等を利用の方は希望日の5日前からA J U自立の家わだちコンピュータハウスリフトカー係に電話で予約。 TEL 841-8882 ◆ 利用予約の受付時間 月曜日から金曜日までの午前10時から午前12時／午後0時30分から午後4時30分 （土曜日、日曜日、祝日、お盆休み及び年末年始の利用予約の受付は休みだが、リフトカーの利用は年中無休。）
利用できる場合	病院への通院、官公庁への届出など社会参加活動に利用できる。
利用できる地域	原則として市内。通院等で必要な時は市外へも利用できる。
利用できる回数・時間	原則として月に8乗車以内で、1乗車の利用は2時間以内。
利用できる時間帯	午前8時から午後8時まで。
利用料	1時間まで400円。1時間超2時間まで800円。 ただし、重度障害者福祉タクシー利用券を使用した場合は、2時間まで自己負担なしで利用できる。 （重度障害者福祉タクシー利用券は1乗車につき2枚まで使用できる。） ※1時間までの利用の場合：利用券1枚で自己負担なし ※1時間超2時間までの利用の場合：1枚使用で自己負担300円、2枚使用で自己負担なし

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】
[健康福祉局障害企画課]

J R 旅客運賃割引

趣 旨	身体障害者手帳、愛護手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者が、J R の鉄道、航路、自動車線及び連絡車線を利用する場合、旅客運賃の割引を行うもの。		
対 象 者 及 び 割 引 券	対 象	割引対象乗車券	割引率
	第 1 種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券（J R 区間単独発売） 普通急行券	5 割
	第 1 種障害者とその介護者又は 12 歳未満の第 2 種障害者とその介護者	定期乗車券 （小児定期乗車券を除く）	5 割 〔自動車線の場合 3 割〕
	第 1 種、第 2 種障害者が単独で利用	普通乗車券 ※片道の営業キロが 100 キロを超える場合	5 割
申 請 手 続	駅窓口へ身体障害者手帳、愛護手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示し乗車券を購入する。		
そ の 他	私鉄についてもおおむね J R に準じて取り扱われる		
	※ 身体障害種別		
	障害の区分	第 1 種障害者	第 2 種障害者
	視覚障害	1 級から 3 級及び 4 級の 1	4 級の 2・3、5 級及び 6 級
	聴覚障害	2 級及び 3 級	4 級及び 6 級
	平衡機能障害	—	3 級及び 5 級
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	—	3 級及び 4 級
	上肢不自由	1 級・2 級の 1 及び 2 級の 2	2 級の 3、2 級の 4 及び 3 級から 6 級
	下肢不自由	1 級・2 級及び 3 級の 1	3 級の 2・3、および 4 級から 6 級
	体幹不自由	1 級から 3 級	5 級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 1 級及び 2 級 移動機能 1 級から 3 級	上肢機能 3 級から 6 級 移動機能 4 級から 6 級
	心臓機能障害	1 級から 4 級	—
	じん臓機能障害		
	呼吸器機能障害		
	小腸機能障害		
	免疫機能障害		
	肝臓機能障害		
	ぼうこう、直腸機能障害	1 級及び 3 級	4 級
	※ 第 1 種知的障害者とは、概ね愛護手帳 1・2 度の所持者又は愛護手帳 3 度かつ身体障害者手帳 1～3 級の所持者をいう。		
	※ 第 1 種精神障害者とは、精神障害等級 1 級、第 2 種精神障害者とは、精神障害等級 2・3 級の所持者をいう。		

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】

〔健康福祉局障害企画課〕

航空運賃の割引

趣 旨	身体障害者などの自立更生を促進するため、更生援護の一環として実施するもの。
対 象 者	身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている満 12 歳以上の方
割 引 率	航空運送事業者、又は路線によって異なる。また、他の割引との併用はできない。(航空券販売窓口で確認必要)
割 引 路 線	日本航空、日本トランスオーシャン航空及び日本エアコミューターその他航空会社が指定する航空路線。
申 請 手 続	身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳を提示し航空券を購入する。
そ の 他	介護者とは、航空会社が介護能力があると認める満12歳以上の者で、割引運賃の対象となる障害者等と同時に同一区間を旅行する者をいう。 車椅子、身体障害者補助犬を利用する場合は予約が必要。

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】
[健康福祉局障害企画課]

身体障害者自動車運転免許取得補助金

趣 旨	身体障害者が、就労などに必要とする普通自動車の運転免許の取得に要した費用を補助することにより、障害者の社会参加の促進と福祉の増進を図るもの。
対 象 者	1 身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方 2 運転免許取得日及び申請日において本市の住民であること 3 自動車教習所又は改造した普通自動車を備え運転免許取得を指導する教習所で、普通自動車運転免許を取得した方
補 助 金 の 額	運転免許取得に要した費用（類似の補助金等の交付を受けている場合は、その補助額を除く）の2/3。ただし、10万円を限度とする。
申 請 手 続	次の書類を添えて住所地の区役所福祉課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ申請する。 1 自動車運転免許取得補助金申請書 2 身体障害者手帳（提示のみ） 3 取得した運転免許証（提示のみ） 4 類似の補助金等の支給を受けている場合は、その交付決定通知書等の補助を受けたことがわかるもの（提示のみ）
補助金の返還	次の各号に掲げるときは、補助金の一部又は全部を返還させることがある。 1 申請書などに虚偽の事項を記載したとき 2 不正の手段により補助金の交付を受けたとき
そ の 他	補助金は1人1回限りとする。

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】
〔健康福祉局障害企画課〕

身体障害者自動車改造補助金

趣 旨	身体障害者が、就労などに必要とする自動車の改造に要する経費を補助することにより、身体障害者の社会参加の促進と福祉の増進を図るもの。
対 象 者	次の1～4のいずれの条件も満たすもの 1 身体障害者手帳の交付を受けており、18歳以上の本市の住民であること 2 就労などに伴い、自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある方 3 改造しようとする自動車を運転できる運転免許証の交付を受けている方 4 対象者の前年の所得が特別障害者手当の所得制限額内の方
補 助 額	10万円を限度とし、操向装置及び駆動装置、運転席乗降着席補助装置等の改造に要する費用の実費
申 請 手 続	次の書類を添えて住所地の区役所福祉課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ申請する。 1 身体障害者自動車改造補助金支給申請書 2 身体障害者自動車改造補助金所得状況届 3 施工業者の見積書
注 意 事 項	原則として自動車を改造する前に申請すること。

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】
 [健康福祉局障害企画課]

駐車禁止区域の駐車禁止除外指定

内 容	対 象 者	申 込 先
愛知県公安委員会から「駐車禁止等除外指定車」の標章の交付を受けている障害者本人が現に運転又は乗車中の場合に限り、駐車禁止（法定禁止場所を除く）の標識の立っている場所、又は高齢運転者等専用駐車区間に駐車することができる。 なお、標章の交付について詳しくは、住所地を管轄する警察署交通課へお尋ねください。	(1)～(5)の交付基準に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められる方 (1) 身体障害者手帳所持者 ○視覚障害の程度 1 ～ 4 級の 1、(4 級の 2) ○聴覚障害の程度 2 級及び 3 級 ○平衡機能障害の程度 3 級 ○上肢障害の程度 1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2 ○下肢障害の程度 1 級～ 4 級(下肢不自由 5 級の障害を 2 以上有している方) ○体幹障害の程度 1 級～ 3 級 ○乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 ・上肢 1 級及び 2 級 (一上肢のみを除く) ・移動 1 級及び 2 級、(3 級及び 4 級) ○心臓機能障害の程度 1 級及び 3 級、(4 級) ○じん臓機能障害の程度 1 級及び 3 級 ○呼吸器機能障害の程度 1 級及び 3 級、(4 級) ○ぼうこう又は直腸・小腸の機能障害の程度 1 級及び 3 級 ○免疫機能障害の程度 1 ～ 3 級、(4 級) ○肝臓機能障害の程度 1 ～ 3 級 ※ () に該当する場合は、新規申請にあたっては指定医の意見書又は診断書の提出が必要です。 (2) 戦傷病者手帳 ○視覚・聴覚・平衡・体幹機能障害 特別項症から第四項症までの各項症 ○上肢・下肢・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害特別項症から第三項症までの各項症 (3) 愛護手帳 1・2 度又は療育手帳 A の方 (4) 精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者 (5) 小児慢性特定疾病児童手帳(色素性乾皮症の認定を受けている方に限る) 所持者	住所地を管轄する警察署交通課

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】
【健康福祉局障害企画課】

有料道路通行料金の割引

趣 旨	自立と社会経済活動への参加を支援するため、有料道路を利用する障害者に対して、通行料金の割引を行うもの。	
割 引 対 象	【自動車を事前登録する場合】 ※ETC 利用申請（ETC の登録）を行うには事前登録が必要です。 ①身体障害者自らが運転する乗用自動車・ライトバン等（本人又は本人の親族等が所有するもの） ②第1種身体障害者または第1種知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が運転する乗用自動車・ライトバン等（本人又は本人の親族等又は日常的に介護している方が所有するもの） ※①、②の場合とも、登録対象となるのは1人につき1台・自動車は個人所有のものに限り、営業用の車は対象となりません。 【自動車を登録しない場合】 ③身体障害者自らが運転する乗用自動車・ライトバン・レンタカー等 ④第1種身体障害者または第1種知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が運転する乗用自動車・ライトバン・レンタカー・タクシー等 ※③、④の場合とも、タクシーを除き、営業用の車は対象となりません。	
対象有料道路	道路整備特別措置法に基づく有料道路	
申 請 手 続	身体障害者手帳又は愛護手帳、自動車検査証（電子車検証の場合、自動車検査証記録事項の用紙又は申請者のスマートフォン等の電子機器により車検証情報を確認します）、本人の運転免許証等（マイナ免許証の場合、スマートフォン等の電子機器等により運転免許証情報を確認します）を持参し、区役所福祉課又は支所区民福祉課へ申請します。 ※自動車を登録しない場合は、自動車検査証は不要です。 ※ETC 登録の場合は、上記に加え ETC カード（障害者本人名義）、ETC 車載器の管理番号が確認できるものが必要です。手続き時に発行される「有料道路障害者割引申請書兼 ETC 利用申請証明書（登録係送付用）」を ETC 登録係に郵送する必要があります。 ※オンライン申請も可能です。 （申請条件がありますので、詳しくは申請受付サイトをご覧ください。） https://www.expressway-discount.jp	
利 用 方 法	有料道路の料金所にて身体障害者手帳又は愛護手帳に貼付された証明シールを提示してください。 ※ETC の登録（自動車を事前登録）をした場合は ETC レーンを利用できます。	— — 年 月 日まで ↑ 身体障害者手帳又は愛護手帳に、『登録された車のナンバー（自動車を事前登録する場合）又は「自動車登録なし」（自動車を登録しない場合）・割引有効期限』が記載されたシールが貼付されます。
割 引 率	通常料金の50%	

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】
[健康福祉局障害企画課]

市営駐車場及び有料公園施設（駐車場）使用料の減免

趣 旨	身体障害者などに対し市営駐車料金を割引し、経済的負担を軽減することにより、障害者の社会参加を促進し、福祉の増進を図るもの。
対 象 者	次の各号に掲げる手帳のいずれかの交付を受けている方が運転又は同乗する場合。 1 身体障害者手帳 2 戦傷病者手帳 3 愛護手帳（療育手帳） 4 被爆者健康手帳 5 精神障害者保健福祉手帳 特定医療費受給者証、指定難病登録者証、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証又は移動支援・地域活動支援受給者証を所持されている難病患者の方も同様に対象。
対 象 駐 車 場	1 久屋、大須、古沢公園、吹上、吹上中央帯、池下、大曾根、金城ふ頭の各市営駐車場 2 東山公園、名城公園、鶴舞公園、白川公園、若宮大通公園、久屋大通公園（テレビ塔北側は大型車優先）、荒子川公園、白鳥公園、戸田川緑地、庄内緑地、徳川園、天白公園、川名公園、中村公園の各有料公園施設（駐車場） ※名古屋市の施設の駐車場で駐車場使用料を減額される場合がありますので、各施設にお問い合わせください。 ※若宮パークについては、各種障害者手帳提示により回数券1枚（30分）をお渡ししている。
割 引 率	1 市営駐車場使用料の50%（吹上、吹上中央帯、金城ふ頭は100%）を減額。（定期・回数券を除く。） 2 有料公園施設（駐車場）使用料の全額を免除。（大型自動車、自動二輪車及び原動付自転車を除く。）
利 用 方 法	1 市営駐車場：手帳等を提示し減額手続きを行う。 2 有料公園施設（駐車場）：手帳等を提示する。

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】

[健康福祉局障害企画課]

身体障害者手帳

趣 旨	補装具、自立支援医療（更生医療）の給付、施設への入所など身体障害者福祉法、障害者総合支援法上の各種の援助及び税法上の優遇措置、その他福祉施策の援護を受けるための身体障害者であることの証票として交付するもの。
対 象 者	障害程度等級表による。（１～６級該当者に手帳が交付される。） ※各障害の一例 1 視覚障害 視力の良い方の眼の視力（屈折異常のある者については、矯正視力について測ったもの）が、0.01以下のもの（１級） 2 聴覚障害 両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）（２級） 3 音声・言語又はそしゃくの機能障害 音声・言語又はそしゃく機能の喪失（３級） 4 上肢機能障害 ひとさし指を含めて１上肢の３指の機能を全廃したもの（４級） 5 下肢機能障害 １下肢の足関節の機能の著しい障害（６級） 6 体幹機能障害 体幹の機能の著しい障害（５級） 7 心臓機能障害 心臓機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの（４級） 8 呼吸機能障害 呼吸機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの（４級） 9 じん臓機能障害 じん臓機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの（４級） 10 ぼうこう又は直腸機能障害 ぼうこう又は直腸の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの（４級） 11 小腸機能障害 小腸の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの（４級） 12 免疫機能障害 免疫の機能障害により社会での日常生活が著しく制限されるもの（４級） 13 肝臓機能障害 肝臓の機能障害により社会での日常生活が著しく制限されるもの（４級）
申 請 手 続	1 身体障害者福祉法による指定医にて障害程度の診断を受ける。 2 身体障害者手帳交付申請書と写真（たて４cm×よこ３cm、脱帽（宗教的・医療的理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆う場合を除く）、上半身を写したもの。原則１年以内に撮影したもの。）及び１の診断書を区役所福祉課（支所管内の方は支所区民福祉課）に提出する。 3 個人番号が確認できるもの
届 出 事 項	1 住所の変更のときは変更先の区福祉課（支所区民福祉課）へ届け出る。 2 障害が変更したとき又は手帳紛失・破損のときは再交付申請する。 3 死亡又は障害程度が該当しなくなったときは届け出て手帳を返還する。
そ の 他	1 手帳所持者に対する主な施策 （１）障害者医療費の助成 （２）自立支援医療（更生医療）の給付 （３）補装具費の支給 （４）日常生活用具の支給 （５）公営住宅の入居あっせん （６）福祉特別乗車券の交付 （７）重度障害者タクシー料金助成 （８）ＪＲ、航空旅客運賃などの割引 （９）貸付金制度 （１０）税法上の減免 （１１）市立公共施設の無料入場 （１２）その他 ※障害の程度等により、該当しない場合があります。巻末にある障害程度別対象事業一覧をご覧ください。 2 該当者が１５歳に満たないときは、その保護者、里親又は施設の長が代わって申請する。

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】

〔健康福祉局障害企画課〕

愛護手帳

趣 旨	知的障害者の保護及び自立更生の援助を図るとともに知的障害者に対する社会の理解と協力を求めるため、愛護手帳を交付する。														
対 象 者	知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため何らかの援助を必要としている方で次のいずれかの者 1 本市の住民であること 2 児童福祉法又は知的障害者福祉法の規定により、本市から市外の施設に措置されている者 3 障害者総合支援法の規定により、本市が支給決定を行う者 4 介護保険法の規定により、本市の被保険者である者 5 市長が特別の事情があると認めた者 <table><tr><td>障害の程度</td><td>1 度</td><td>2 度</td><td>3 度</td><td>4 度</td></tr><tr><td>知 能 指 数 (おおむね)</td><td>(0～20)</td><td>(21～35)</td><td>(36～50)</td><td>(51～75)</td></tr></table> ※18歳未満の方は中央療育センター、18歳以上の方は知的障害者更生相談所の判定によります。					障害の程度	1 度	2 度	3 度	4 度	知 能 指 数 (おおむね)	(0～20)	(21～35)	(36～50)	(51～75)
障害の程度	1 度	2 度	3 度	4 度											
知 能 指 数 (おおむね)	(0～20)	(21～35)	(36～50)	(51～75)											
申 請 者	本人又は保護者														
申 請 手 続	次の書類を住所地の区役所福祉課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ提出する。判定機関（中央療育センター又は知的障害者更生相談所）による判定が必要。 1 申請書 2 写真1枚（たて4 cm×よこ3 cm、脱帽（宗教的・医療的理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆う場合を除く）、上半身を写したもの。原則1年以内に撮影したもの。） 3 個人番号が確認できるもの														
届出事項等	1 指定された次期判定時期に達したときは、更新の申請を行う。 2 本人もしくは保護者の氏名、住所を変更したとき、保護者を変更したとき、又は保護を必要としなくなったときは、届け出る。 3 本人が死亡もしくは市外転出したとき、又は知能指数76以上と判定されたときは手帳を返還する。														
そ の 他	手帳所持者に対する主な施策 1 障害者医療費助成 2 日常生活用具の給付 3 公営住宅の入居あっせん 4 福祉特別乗車券の交付 5 重度障害者タクシー料金助成 6 J R、航空旅客運賃などの割引 7 税金・公共料金等の減免 8 各種手当・年金の支給 9 市立公共施設の無料入場 ※障害の程度等により、該当しない場合があります。巻末にある障害程度別対象事業一覧をご覧ください。														

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】

[健康福祉局障害企画課]

精神障害者保健福祉手帳

趣 旨	精神障害者の社会復帰の促進、自立と社会参加の促進を図るため、精神障害者保健福祉手帳を交付する。 なお、精神障害者保健福祉手帳の標題は「障害者手帳」としている。
対 象 者	精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方を対象とする。 統合失調症、気分（感情）障害、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神病及びその他の精神疾患が対象であるが、知的障害は含まれない。手帳の等級は障害程度により 1 級から 3 級の区分がある。
申 請 手 続	次の書類を居住地の区役所福祉課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ提出する。 1 申請書 2 添付書類（ア～ウのいずれか） - ア 医師の診断書（初診日から 6 か月以降のものに限る） - イ 精神障害を支給事由とする障害年金を現に受けていることを証明する書類の写し（年金証書、年金裁定通知書、直近の振込通知書） - ウ 精神障害を支給事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類の写し（特別障害給付金受給資格者証（特別障害者給付金支給決定通知書）及び直近の国庫金振込通知書（国庫金送金通知書）） 3 個人番号が確認できるもの ※交付時に、たて 4 cm×よこ 3 cmの写真（脱帽（宗教的・医療的理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆う場合を除く）、上半身を写したもの。原則 1 年以内に撮影したもの。）が必要。
届 出 事 項	1 有効期間は 2 年であるため更新手続が必要。（手続は申請と同様） 2 本人の住所変更（新居住地の区福祉課（支所区民福祉課）へ届出）、氏名を変更したとき。 3 本人が死亡したとき、又は、障害等級に該当する精神障害の状態がなくなったときは、手帳を返還する。
そ の 他	手帳所持者に対する主な施策 1 障害者医療費助成制度（1 級・2 級） 2 自立支援医療（精神通院医療）の給付 3 福祉特別乗車券の交付 4 重度障害者タクシー料金の助成（1 級） 5 航空旅客運賃の割引 6 税制の優遇措置 - 所得税、住民税の障害者控除等 - 自動車税（1 級）、軽自動車税（1 級～3 級）等の減免 7 市立公共施設の無料入場 ※障害の程度等により、該当しない場合があります。巻末にある障害程度別対象事業一覧をご覧ください。

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】
[健康福祉局障害企画課]

税金の減免（１）

（１）所得税

内 容		対 象 者	問合せ先
所得 税	障害者控除…所得金額から障害者１人につき27万円が控除される。 特別障害者の場合…所得金額から特別障害者１人につき40万円が控除される。	本人又は同一生計配偶者、扶養親族が次に該当する場合（障害者の範囲） ① 常に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態にある者 ② 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者（愛護手帳の交付を受けている者等） ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 ④ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者 ⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている者 ⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生労働大臣の認定を受けている者 ⑦ その年の12月31日の現況で引き続き６か月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする者 ⑧ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が上記の①、②又は④に準ずるものとして市町村長等や福祉事務所の認定を受けている者 （特別障害者の対象） ・ 常に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態にある者 ・ 上記障害者の範囲②に当たる者のうち、重度の知的障害者と判定された者 ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、障害等級が１級と記載されている者 ・ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者のうち、身体上の障害の程度が１級又は２級と記載されている者 ・ 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が恩給法に定める特別項症から第三項症までの者 ・ 上記障害者の範囲⑥又は⑦に該当する者 ・ 上記障害者の範囲⑧に当たる者のうち、特別障害者に準ずる者として市町村長等の認定を受けている者	税務署
	所得金額から同居特別障害者１人につき、75万円が控除される。	（同居特別障害者の対象） 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、かつ、本人又は本人の配偶者若しくは本人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合	

〔健康福祉局障害企画課〕

税 金 の 減 免 (2)

(2) 市民税・県民税等

内 容		対 象 者	問 合 先
市民税・県民税	障害者控除…所得金額から障害者 1 人につき26万円が控除される。 特別障害者の場合…所得金額から特別障害者 1 人につき30万円が控除される。 同居特別障害者の場合…所得金額から同居特別障害者 1 人につき、53万円が控除される。	前ページ所得税の対象者と同じ	市税事務所 市 民 税 課
	非課税…納税義務者が障害者の場合、前年の合計所得金額が135万円以下の場合には課税されない。	障害者	
	減免…納税義務者が障害者の場合、前年の総所得金額等が135万円に一定額を加算した金額以下の場合には税額の50%が減額される。	障害者	
事業税	医業に類する事業に係る非課税…右欄該当の視覚障害者が行うあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業は課税されない。	両眼の視力を喪失した者又は万国式試視力表により測定した両眼の視力(屈折異常のある者については、矯正視力についてその測定をしたものをいう。)が0.06以下である者	県税事務所

〔健康福祉局障害企画課〕

自動車にかかる税金の減免等

税名	内 容	対 象 者	申 込 先
愛知県の自動車税（種別割） ・ （軽）自動車税（環境性能割）	(1) 身体障害者、知的障害者又は精神障害者が所有する自動車を当該障害者が運転する場合 (2) 身体障害者（18歳未満の場合は、その方と生計を一にする者を含む。）又は知的障害者・精神障害者（その方と生計を一にする者を含む。）が所有する自動車を専ら当該障害者の通学、通園、通院、通所又は生業のために生計を一にする者が運転する場合 (3) 障害者のみで構成される世帯の身体障害者、知的障害者又は精神障害者が所有する自動車を専ら当該障害者の通学、通園、通院、通所又は生業のために常時介護者が運転する場合 ※自動車税（種別割）は原則として年額45,000円、（軽）自動車税（環境性能割）は取得価額300万円に相当する税額が減免額の上限。	○身体障害者手帳所持者 ※障害やその障害の程度別に適用範囲あり ○愛護手帳1・2度若しくはA又は療育手帳A所持者 ○精神障害者保健福祉手帳1級所持者	自動車税（種別割） 県 税 事 務 所 （軽）自動車税（環境性能割） 名 古 屋 東 部 県 税 事 務 所
名古屋市の軽自動車税（種別割）	(1) 身体障害者、知的障害者又は精神障害者が所有し、かつ使用する軽自動車等 (2) 身体障害者、知的障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有し、かつ使用する軽自動車等（身体障害者にあつては、19歳未満の者に限る。） ※（1）（2）とも障害者1人につき1台に限る。	自動車税（種別割）（軽）自動車税（環境性能割）と概ね同様。 （1）のときは、当該年度の個人の市民税の課税の基礎となる総所得金額等が110万円以下で、身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）若しくは精神障害者保健福祉手帳の所持者のうち納税が困難と認められるものも可	金山市税事務所のほか 区役所・支所などの 税 務 窓 口 （問い合わせ先 /金山市税事務所）

放送受信料の軽減

趣 旨	次の要件に該当する世帯に対し、放送受信料を軽減するもの。
軽 減 対 象	1 全額免除 次のいずれかに該当するもの (1) 生活保護法に定める扶助を受けている世帯 (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯 (3) 身体障害者手帳を所持し、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の世帯 (4) 愛護（療育）手帳を所持し、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の世帯 (5) 精神障害者保健福祉手帳を所持し、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の世帯 (6) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に定める援護を受けている世帯 2 半額免除 障害者が世帯主かつ契約者で次のいずれかに該当するもの (1) 視覚障害又は聴覚障害で身体障害者手帳を所持する方 (2) 障害程度が1級又は2級の身体障害者手帳を所持する方 (3) 重度の知的障害と判定され、所得税法等に規定する特別障害者にあたる方 (4) 障害程度1級の精神障害者保健福祉手帳を所持する方 (5) 戦傷病者手帳所持者で、障害程度が特別項症から第1款症に該当する重度の戦傷病者
申 請 手 続	免除基準に該当することの証明又は確認を各担当部署にて受けた後、申請書をNHKに提出する。 1 所管区の区役所民生子ども課又は支所区民福祉課…全額免除のうち、(1)に該当する場合 2 健康福祉局保護課…全額免除のうち、(2)に該当する場合 3 住所地の区役所福祉課又は支所区民福祉課…全額免除のうち、(3)～(5)、半額免除の(1)～(4)に該当する場合 4 健康福祉局感染症対策課…全額免除のうち、(6)に該当する場合 5 愛知県福祉局地域福祉課…半額免除のうち、(5)に該当する場合
減 額 適 用	申請のあった月から適用
届 出 事 項	全額免除のうち、(1)に該当する場合は所管区役所民生子ども課又は支所区民福祉課、(2)に該当する場合は健康福祉局保護課、(6)に該当する場合は健康福祉局感染症対策課を経由し、NHKに対し届出をする。 その他の該当者について、住所変更など記載内容に変更があったときや、免除基準に該当する事由が発生したときは、申請者からNHKへ速やかに届出をする。 フリーダイヤル 0120-151515（受付時間：午前9時～午後6時）

【区民生子ども課・福祉課・支所区民福祉課】
【健康福祉局障害企画課・保護課・感染症対策課】

特別児童扶養手当

趣 旨	身体又は精神に障害を有する 20 歳未満の児童を監護する親又は養育者に対し、特別児童扶養手当を支給し、これらの者の福祉の増進を図るもの。		
対 象 者	障害児の親又は障害児の親以外の方で、その障害児と同居して監護、養育しているもの。(外国人も可) ※障害児とは (1) 重度の身体障害（おおむね身体障害者手帳の 1 級・2 級）又は重度の精神障害（知的障害の場合は愛護手帳 1 度・2 度と 3 度の一部） (2) 中度の身体障害（おおむね身体障害者手帳の 3 級・4 級の一部）又は中度の精神障害（知的障害の場合はおおむね愛護手帳 3 度） ※20 歳になると特別児童扶養手当は支給されないで、区保険年金課で障害基礎年金制度について相談する。		
支 給 額 (月 額)	重度障害児 1 人につき 56,800 円 中度障害児 1 人につき 37,830 円		
支 給 制 限	・障害児が障害を支給事由とする給付（年金）を受けられるとき ・入所施設に入所しているとき ・所得が所得制限額を超えているとき		
所 得 制 限	扶養親族等の数	本 人	配 偶 者 扶養義務者
	0 人	4,596,000 円	6,287,000 円
	1 人	4,976,000 円	6,536,000 円
	2 人	5,356,000 円	6,749,000 円
	3 人	5,736,000 円	6,962,000 円
	4 人	6,116,000 円	7,175,000 円
	5 人	6,496,000 円	7,388,000 円
支 給 月	4、8、12 月の 3 期に、それぞれの前月までの手当が支払われる。ただし、12 月期支払分に限り、11 月に支払われる。		
支 払 方 法	受給者の指定した銀行口座に振り込み		
提 出 書 類	次の書類を住所地の区役所福祉課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ提出する。 ・特別児童扶養手当認定請求書 ・特別児童扶養手当認定診断書（身体障害者手帳 1・2・3 級（一部）の方は身体障害者手帳、療育判定 A の方は愛護手帳で省略できる場合あり） ・戸籍謄本 ・住民票（世帯全員）の写し（省略できる場合あり） ・振込先口座申出書		
届 出 事 項	・毎年 8 月 12 日から 9 月 11 日までに、特別児童扶養手当所得状況届と証書を区役所福祉課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ提出する。 ・住所などを変更したとき ・証書を亡失したとき ・受給資格がなくなったとき（児童を監護しなくなったとき、児童が満 20 歳に達したとき等） ・手当を受けている者又は支給対象障害児が死亡したとき		

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】

〔健康福祉局障害企画課〕

障害児福祉手当

趣 旨	身体又は精神に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給し、これらの者の福祉の増進を図るもの。					
対 象 者	20 歳未満であって、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とするもの。					
	1 号	政令で定める障害を有し、次に該当するもの。 ・身体障害者手帳 1・2 級かつ愛護手帳 1・2 度のもの				
	2 号	政令で定める障害を有し、次のいずれかに該当するもの。 ・愛護手帳 1 度のもの ・身体障害者手帳 1・2 級で全面介助を要する状態が 3 か月以上継続しているもの ・身体障害者手帳 1・2 級で進行性筋萎縮症による身体上の障害があるもの ・自閉症状群と診断されたもの				
	3 号	政令で定める障害を有し、次のいずれかに該当するもの。 ・身体障害者手帳 1・2 級のもの ・愛護手帳 2 度のもの				
	4 号	政令で定める障害を有するもの。				
	5 号-1	・1 号に該当するもののうち、障害を支給事由とする給付を受けることができるもの又は所得に関する支給の制限に該当するもの				
	5 号-2	・2 号に該当するもののうち、障害を支給事由とする給付を受けることができるもの又は所得に関する支給の制限に該当するもの				
支 給 額 (月 額)	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号-1	5 号-2
	29,750 円	22,500 円	17,250 円	16,100 円	14,250 円	15,750 円
支 給 制 限	・障害を支給事由とする給付を受けることができるとき（5 号を除く） ・入所施設に入所しているとき ・所得が所得制限額を超えているとき（5 号を除く） ・所得が愛知県在宅重度障害者手当の所得制限額を超えているとき（5 号のみ）					
所 得 制 限	扶養親族等の数		本 人		配 偶 者 扶養義務者	
	0 人		3,604,000 円		6,287,000 円	
	1 人		3,984,000 円		6,536,000 円	
	2 人		4,364,000 円		6,749,000 円	
	3 人		4,744,000 円		6,962,000 円	
	4 人		5,124,000 円		7,175,000 円	
	5 人		5,504,000 円		7,388,000 円	
支 払 方 法	毎年 2、5、8、11 月の 4 期にそれぞれの前月までの手当が受給者の指定した銀行口座に振り込まれる。					
提 出 書 類	次の書類を住所地の区役所福祉課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ提出する。 ・障害児福祉手当認定請求書 ・障害児福祉手当認定診断書（省略できる場合あり） ・戸籍謄本又は抄本（省略できる場合あり） ・所得状況届 ・口座振替申込書					
届 出 事 項	・毎年 8 月 12 日から 9 月 11 日までに、障害児福祉手当所得状況届を区役所福祉課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ提出する。 ・住所、氏名を変更したとき ・受給資格がなくなったとき（20 歳に達したとき 等） ・手当を受けている者が死亡したとき ・異なった号数に該当するに至ったとき					

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】

[健康福祉局障害企画課]

特別障害者手当

趣 旨	身体又は精神に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図るもの。		
対 象 者	20 歳以上であって、政令で定める程度の著しい重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とするもの。		
	1 号	政令で定める障害を有し、次に該当するもの。 ・身体障害者手帳 1・2 級かつ愛護手帳 1・2 度のもの	
	2 号	政令で定める障害を有し、次に該当するもの。 ・身体障害者手帳 1・2 級のもの ・愛護手帳 1・2 度のもの	
	3 号	政令で定める障害を有するもの。	
支 給 額 (月 額)	1 号	2 号	3 号
	41,440 円	35,640 円	34,590 円
支 給 制 限	・入所施設に入所しているとき ・継続して 3 か月を超えて入院しているとき ・所得が所得制限額を超えているとき		
所 得 制 限	扶養親族等の数	本 人	配 偶 者 扶養義務者
	0 人	3,604,000 円	6,287,000 円
	1 人	3,984,000 円	6,536,000 円
	2 人	4,364,000 円	6,749,000 円
	3 人	4,744,000 円	6,962,000 円
	4 人	5,124,000 円	7,175,000 円
	5 人	5,504,000 円	7,388,000 円
支 払 方 法	毎年 2、5、8、11 月の 4 期にそれぞれの前月までの手当が受給者の指定した銀行口座に振り込まれる。		
提 出 書 類	次の書類を住所地の区役所福祉課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ提出する。 ・特別障害者手当認定請求書 ・特別障害者手当認定診断書（省略できる場合あり） ・戸籍謄本又は抄本（省略できる場合あり） ・所得状況届 ・年金証書 ・口座振替申込書		
そ の 他	※原爆被爆者の介護手当を受給している場合は、支給額が調整されます。 ※公害健康被害補償法による障害補償費を受給している場合、当該補償費の額が調整されます。 ※予防接種法による障害年金を受給している場合、当該年金額が調整されます。		
届 出 事 項	・毎年 8 月 12 日から 9 月 11 日までに、特別障害者手当所得状況届を区役所福祉課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ提出する。 ・住所、氏名を変更したとき ・受給資格がなくなったとき ・手当を受けている者が死亡したとき ・異なった号数に該当するに至ったとき		

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】

〔健康福祉局障害企画課〕

愛知県在宅重度障害者手当（県）

趣 旨	在宅の重度障害者に在宅重度障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図るもの。	
対 象 者	県内に住所を有する次の方	
	1 種	身体障害者手帳 1・2 級かつ愛護手帳 1・2 度のもの
	2 種	身体障害者手帳 1・2 級のもの 愛護手帳 1・2 度のもの 身体障害者手帳 3 級かつ愛護手帳 3 度のもの ※平成 20 年 4 月 1 日以降、65 歳以上で新たに手帳を受けられた方は対象外になります。
支 給 額 (月 額)	1 種	15,500 円
	2 種	6,750 円
支 給 制 限	・入所施設に入所しているとき ・継続して 3 か月を超えて入院しているとき ・次の手当を受給しているとき 障害児福祉手当（1 号～4 号） 特別障害者手当 福祉手当（経過措置）（1 号～4 号） ・予防接種法による障害年金又は障害児養育年金を受けているとき ・所得が所得制限額を超えているとき	
所 得 制 限	本人 3,604,000 円 配偶者、扶養義務者 6,287,000 円	
支 給 月	4、8、12 月の 3 期にそれぞれの前月までの手当が支払われる。	
支 払 方 法	受給者の指定した銀行口座に振り込み	
提 出 書 類	・在宅重度障害者手当認定申請書 ・所得申告書	
届 出 事 項	・毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までに在宅重度障害者手当所得状況等届を区役所福祉課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ提出する。 ・住所、氏名、支払銀行を変更したとき ・受給資格がなくなったとき（障害者の死亡、施設入所、県外転出等）	

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】

[健康福祉局障害企画課]

重度障害者（児）給付金（市）

趣 旨	在宅の重度障害者（児）に対し重度障害者（児）給付金を支給することにより、これらの者の福祉の向上を図るもの。
対 象 者	毎年 11 月 1 日現在において、次の要件をすべて満たしている方 1 本市の住民であること 2 次の各号のいずれかに該当する方 (1) 身体障害者手帳 1・2 級の方 (2) 愛護手帳 1・2 度の方 (3) 身体障害者手帳 3 級であり、かつ愛護手帳 3 度の方 3 次の各号のいずれかの手当の 11 月分受給者であること (1) 愛知県在宅重度障害者手当受給者 (2) 経過的福祉手当受給者
支 給 額 (年 額)	20,000 円
支 給 制 限	・入所施設に入所しているとき ・次の手当等を受給しているとき 障害児福祉手当 特別障害者手当 外国人障害者給付金 各種基礎年金 旧国民年金法に基づく障害年金 特別障害給付金 ・愛知県在宅重度障害者手当の所得制限額を超えているとき
支 給 月	12 月
支 払 方 法	受給者の指定した銀行口座に振り込み

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】
[健康福祉局障害企画課]

外国人障害者給付金

趣 旨	国民年金が外国人にも適用されることとなった昭和 57 年 1 月 1 日当時、すでに障害の状態にあった 20 歳以上の方には障害を事由とする年金が支給されず、現在この人々は制度的無年金者となっている。そのため、国がなんらかの措置を講じるまでの救済措置として、給付金を重度の障害者に支給するもの。	
対 象 者	外国人の方で昭和 57 年 1 月 1 日時点で次のすべてに該当する方。 ・日本国内に居住地登録をしていた方 ・20 歳以上であった方 ・身体障害者手帳 1・2 級、愛護手帳 1・2 度の方、又は精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者で、昭和 57 年 1 月 1 日より前にその障害の初診日がある方	
支 給 額 (月 額)	36,000 円 ただし、公的年金等又は他の自治体から同様の趣旨の給付金（月額 36,000 円未満）を受給しているときは差額支給。	
支 給 制 限	・公的年金等又は他の自治体の給付金（月額 36,000 円以上）を受給しているとき ・生活保護又は中国残留邦人等に対する支援給付を受けているとき ・所得が所得制限額を超えているとき	
所 得 制 限	扶養親族等の数	本人
	0 人	3,604,000 円
	1 人	3,984,000 円
	2 人	4,364,000 円
	3 人	4,744,000 円
	4 人	5,124,000 円
	5 人	5,504,000 円
支 払 方 法	毎年 2、5、8、11 月の年 4 回で受給者の指定した銀行口座に振り込み	
提 出 書 類	次の書類を住所地の区役所福祉課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ提出する。 ・外国人障害者給付金支給申請書 ・住民票の写し ・口座振替申込書 ・所得状況届 ・身体障害者手帳、愛護手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ・所得証明書（1 月 2 日以降の転入者） ・公的年金等、他の自治体の給付金の受給額を証明できるもの（公的年金等、他の自治体の給付金を受けている者） ・障害の発生原因となった傷病にかかる初診日を証明できるもの	
届 出 事 項	・毎年 8 月 12 日から 9 月 11 日までに、所得状況届及び現況届を区役所福祉課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ提出する。 ・住所、氏名を変更したとき ・受給資格がなくなったとき ・手当を受けている者が死亡したとき	

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】

[健康福祉局障害企画課]

心身障害者扶養共済事業

趣 旨	障害児（者）の保護者が死亡したり、身体に著しい障害を有する状態となったときに、年金を支給して障害児（者）の生活の安定と福祉の増進を図るもの。		
加 入 資 格	1 本市の住民であること。 2 障害者（愛護手帳所持、身体障害者手帳 1～3 級又は精神障害者保健福祉手帳 1～2 級等）を扶養している特別の疾病、障害のない健康な方 3 加入時に 65 歳未満であること。（年齢計算は 4 月 1 日）		
加 入 口 数	障害者 1 人につき 2 口まで加入可		
掛 加 算 掛 金 (月 額)	加入（付加）時の年齢	掛金月額(平成 20 年 3 月 31 日現在加入者)	(新規加入者)
	35 歳未満	5,600 円	9,300 円
	35 歳以上 40 歳未満	6,900 円	11,400 円
	40 歳以上 45 歳未満	8,700 円	14,300 円
	45 歳以上 50 歳未満	10,600 円	17,300 円
	50 歳以上 55 歳未満	11,600 円	18,800 円
	55 歳以上 60 歳未満	12,800 円	20,700 円
	60 歳以上 65 歳未満	14,500 円	23,300 円
	※ 65 歳以上の加入者で継続して 20 年（一部 25 年）以上加入している方は、それ以降の掛金は免除。		
掛 金 の 減 免	1 生活保護を受けているとき。 10 割 2 市民税の非課税の世帯。 7 割 3 市民税の均等割のみ納めている世帯。 5 割 4 災害、失業、疾病などにより収入が激減したとき。 3 割 5 2 人以上の障害者の加入者であるとき。 2 人目以上の障害者に係る掛金の 5 割		
給 付	1 年金の支給 加入者が死亡し、又は重度障害者になったとき。 (1 口あたり) 月額 20,000 円		
	2 弔慰金の支給 加入者より先に障害児（者）が死亡したとき。 (1 口あたり)	加入期間	平成 20 年 3 月 31 日現在加入者 新規加入者
		1 年～5 年未満	30,000 円 50,000 円
		5 年～20 年未満	75,000 円 125,000 円
		20 年以上	150,000 円 250,000 円
	3 脱退一時金の支給 加入期間が 5 年以上で、制度を任意に脱退したとき。 (1 口あたり)	加入期間	平成 20 年 3 月 31 日現在加入者 新規加入者
		5 年～10 年未満	45,000 円 75,000 円
		10 年～20 年未満	75,000 円 125,000 円
		20 年以上	150,000 円 250,000 円
加 入 手 続	心身障害者扶養共済加入申込書に次の書類を添え、住所地の区役所福祉課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ提出する。 1 被保険者告知書 2 障害証明書 3 年金管理者指定届 4 加入申込者及びその扶養する障害者の住民票の写し		
支 払 方 法	加入者が死亡又は重度障害者となったときは、障害者又は年金管理者の申請により、その死亡した日の属する月から障害者又は年金管理者に支給。		
届 出 事 項	1 住所氏名を変更したとき、障害者が死亡したとき又は年金管理者を変更したとき。 2 年金管理者がその住所を変更したり、加入者が死亡したり重度障害者になったとき又は年金受給後障害者が死亡したとき。		
税 の 控 除	保険料（掛金）の控除については、小規模企業共済等掛金控除として全額所得控除。（自営業も対象）		

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】

[健康福祉局障害企画課]

障害者等公共施設の無料入場

趣 旨	障害者などに対し公共施設の無料入場を実施し、経済的負担を軽減することにより、障害者の社会参加を促進し、福祉の増進を図るもの。	
対 象 者	・身体障害者（身体障害者手帳所持者） ・戦傷病者（戦傷病者手帳所持者） ・知的障害者（愛護手帳（療育手帳）所持者） ・原子爆弾被爆者（被爆者健康手帳所持者） ・精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者） ※施設によって、特定医療費受給者証、指定難病登録者証、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証又は移動支援・地域活動支援受給者証を所持されている難病患者の方も同様に対象になる。	
対 象 施 設 例	1 市営プール 2 市営スポーツセンター 3 名古屋市科学館（常設展・プラネタリウム） 4 名古屋市博物館（常設展・企画展（共催展を除く）） 5 名古屋市美術館（常設展） 6 東山動植物園（東山スカイタワーを含む） 7 白鳥庭園 8 徳川園 9 東谷山フルーツパーク内の世界の熱帯果樹温室 10 猪高緑地（アーチェリー場） 11 庄内緑地グリーンプラザ（室内広場） 12 文化のみち二葉館（旧川上貞奴邸） 13 文化のみち槿木館 14 揚輝荘	障害程度に関わらず本人及び介護者2名が無料。
	15 名古屋城	障害程度に関わらず本人及び介護者1名無料。 ただし、必要に応じて介護者2名まで無料。
	16 名古屋市海洋博物館 ポートビル展望室 南極観測船ふじ 17 名古屋港水族館	障害程度に関わらず本人は無料。 身体障害者手帳1、2級及び3、4級の1種の方は介護者1名が無料。 精神障害者保健福祉手帳1、2級の方は介護者1名が無料。 愛護手帳（療育手帳）の方は介護者1名が無料。
無 料 措 置 の 方 法	対象者である旨の手帳等を対象施設窓口に提示して無料入場する。	

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】

[健康福祉局障害企画課]

脳性まひ等医療相談事業

趣 旨	脳性まひ等による身体障害者に対して、その障害に起因して二次的に発生する障害について、その発生・進行の予防について医学的な相談を行い、生活上の指導等を行うとともに、必要に応じて専門医等を紹介することにより、脳性まひ等の二次障害の発生・進行の予防に資することを目的とする。
対 象 者	脳性まひ等に起因する運動機能障害のある者。
実 施 施 設	身体障害者更生相談所
相 談 日	月 1 回（予約制）
相 談 回 数	1 人につき年 1 回
費 用 負 担	無 料
実 施 内 容	(1) 問診、相談、指導 (2) 検査 身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿、脂質検査、肝機能検査、腎機能検査、その他血液検査 (3) 問診、相談、指導に対応した医師が必要と判断した場合、専門医等の紹介
予 約 問い合わせ先	身体障害者更生相談所 （瑞穂区弥富町字密柑山 1-2 TEL 835-3821 FAX 835-3724）

【身体障害者更生相談所】

[健康福祉局障害企画課]

自立支援医療費制度（精神通院医療）

趣 旨	障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を障害者総合支援法に基づき給付する。
対 象 者	病院又は診療所へ入院しないで行われる精神障害の医療を継続的に受ける方
申 請 手 続	次の書類を区役所福祉課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ提出する。 1 申請書 2 医師の診断書 ※治療、方針に変更がない場合に限り2年に1度の提出。 3 「高額治療継続（「重度かつ継続」）」に関する意見書（追加用）又は、医療保険の多数該当を証明する書類（所得、病名によっては3は不要、また診断書に記載があれば不要） 4 健康保険の「記号及び番号」、「保険者名」、「保険に加入している方の名前（国民健康保険・後期高齢者医療は全員、その他健康保険は受診者と被保険者）」がわかるもの 5 課税証明書等市民税額が分かる書類、生活保護受給証明 ※名古屋市において市民税額の確認が出来る場合は不要 6 非課税世帯の方で、収入が80万円以下の場合は、受診者（18歳未満の場合は保護者それぞれ）の収入額が分かる書類 7 個人番号が確認できるもの
自 己 負 担 額	低所得者及び長期かつ継続的な治療を要する方、過去1年間に高額な医療費が継続して発生している方には、月額自己負担上限額が設けられる（月額自己負担上限額までは医療費の1割を負担）。
届 出 事 項	1 受給者証の有効期間が1年間であるため、継続を希望する場合には再認定申請が必要。 2 本人の住所（新居住地の区福祉課（支所区民福祉課）へ届出）、氏名、医療機関、自己負担区分、健康保険の種類を変更したとき。 3 本人が死亡したときには受給者証を返還する。再認定申請の際には受給者証を提出する。
そ の 他	指定医療機関制。利用する指定医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業者）を決め、申請する。 承認された場合には受給者証が交付され、不承認の場合には不承認通知が交付される。 所得によっては、この制度の対象とならない場合がある。

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】

〔健康福祉局障害企画課〕

自立支援医療費制度（更生医療）

内 容	身体障害者が更生するため、手帳に記載されている障害名について直接その障害を軽減し、又は除去することが可能な場合に必要な医療を障害者総合支援法に基づき支給する。 （入院時の食事療養費標準負担額や、差額ベッド代などは制度対象外。）
対 象 医 療	1 人工透析・じん移植（じん臓機能障害者） 2 心臓・人工弁置換手術、ペースメーカー埋込み手術（心臓機能障害者） 3 人工関節置換手術・義肢装着手術（肢体不自由者） 4 肝臓移植（肝臓機能障害者） 5 その他
申 請 手 続	指定自立支援医療機関から交付される自立支援医療要否判定意見書を添付し、住所地の区役所福祉課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ申請する。 （この場合身体障害者更生相談所の判定を要し、医療機関は指定自立支援医療機関（都道府県知事又は指定都市市長又は中核市市長の指定した病院）に限る。） 次の書類を住所地の区役所福祉課（支所区民福祉課）へ提出する。 1 申請書 2 指定自立支援医療機関（更生医療）から交付される自立支援医療（更生医療）要否判定意見書 3 健康保険の情報が確認できる書類（「健康保険の情報を確認できる書類」に該当するのは下記①～⑤のいずれか。 ①健康保険証 ②資格情報のお知らせ ③資格確認書 ④ご自身のスマートフォン等を用いたマイナポータルの資格情報画面の提示又はダウンロード画面を印刷したもの ⑤マイナンバーカードもしくは通知カード等個人番号がわかるものの提示 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の方は、同一世帯に本人と同じ保険に加入している方がいれば全員分、社会保険の方は、本人及び被保険者分が必要。） 4 本人と同じ健康保健に加入している方全員分（3と同じ範囲）の市民税額がわかる書類（課税証明書、生活保護受給証明等） ※名古屋市において市民税額の確認が出来る場合は不要 5 非課税世帯の方で、収入が80万円以下の場合は、その収入額がわかる書類 6 医療保険多数該当の場合は、その事実がわかる書類 7 個人番号が確認できるもの ※指定自立支援医療機関（更生医療）は、都道府県知事又は指定都市市長又は中核市市長により、医療の種類ごとに指定されています。
届 出 事 項	1 受給者証の有効期間を超えて、継続して医療を希望する場合には、事前に再認定申請が必要。（必要書類は、新規申請時と同様です。原則として、有効期間終了の3か月前から再認定申請ができます。） 2 本人の住所（新住所地の区役所福祉課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ届出）、氏名、医療機関、自己負担区分、健康保険の種類を変更したとき。 3 本人が死亡したときには、受給者証を返還する。再認定申請の際には受給者証を提出する。
自 己 負 担 額	低所得者及び長期かつ継続的な治療を要する方（じん臓機能障害、小腸機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る。）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る。）、免疫機能障害の方）、過去1年間に高額な医療費が継続して発生している方には、月額自己負担上限額が設けられる。（月額自己負担上限額までは医療費の1割を負担）
そ の 他	1 所得制限がある。 2 呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害には適用されない。

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】

[健康福祉局障害企画課]

自立支援医療費制度（育成医療）

趣 旨	日常生活に支障のある疾患のある児童、及び将来の独立自活に支障となる身体的不自由を残すおそれのある児童に対し、必要な医療を障害者総合支援法に基づき給付する。
対 象 者	対象となる障害・疾患にり患している18歳未満の児童（筋肉注射の後遺症による筋拘縮症については18歳以上の方を含む）で、その疾病について確実な治療効果が期待できる方 （一定の所得以上の場合は対象外（重度かつ継続の場合は除きます。）となります。） 【対象となる障害・疾病】 ①視覚障害、②聴覚・平衡機能障害、③音声・言語及びそしゃく機能障害、④肢体不自由、⑤心臓機能障害、⑥腎臓機能障害、⑦小腸機能障害、⑧肝臓機能障害、⑨その他の内臓機能障害（呼吸器、ぼうこう、直腸機能障害）、⑩ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
申 請 手 続	次の書類を居住区の区役所福祉課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ提出する。 1 自立支援医療（育成）支給認定申請書 2 自立支援医療受給者証（育成医療）意見書（指定医療機関が記載したもの） 3 受給者（申請者）及び受診者が加入している健康保険情報がわかる書類 4 課税証明書等市町村民税額が分かる書類 ※名古屋市において市民税額の確認が出来る場合は不要 5 医療用補装具調書（補装具を必要とする場合のみ） 6 世帯調書 7 生活保護受給証明書（受給中の方、世帯全員の方が記載されたもの）
自 己 負 担 額	自己負担額は原則1割ですが、受診者の属する世帯の所得や疾病によって毎月の自己負担額に上限が設けられています。
事 業 の 期 間	承認期間は、入・通院をあわせておおむね6か月間。ただし、装具療法及び歯科矯正、人工透析、ヒト免疫不全への医療の場合は1年以内。
そ の 他	指定医療機関制。利用する指定医療機関（病院、診療所、薬局）を決め、申請します。 承認された場合には受給者証が交付されます。

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】

[子ども青少年局子育て支援課]

重度障害者移動入浴

趣 旨	家庭内において入浴が困難な重度障害者に、移動入浴車を派遣して、入浴の機会を提供することにより、対象者の健康保持及び福祉向上を図るもの。
対 象 者	市内在住の方で、次のアからウの要件を全て満たし、かつエ又はオの要件に該当する方 ア おおむね15歳以上、65歳未満の方 イ 下肢又は体幹機能の障害により、1級又は2級の身体障害者手帳を所持している方 ウ 介護保険法の規定による要支援、要介護認定を受けていない方 エ 1度又は2度の愛護手帳を所持している方 オ 全面介助を要する状態が3か月以上継続している方
入 浴 回 数	年 間 104回
利用者負担額	本人及び配偶者の所得税額等により、利用者負担額が異なります。 1回あたり0円～12,920円
申 請 手 続	申請書等を、住所地の区役所福祉課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ提出する。

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】

〔健康福祉局障害企画課〕

障害者基幹相談支援センター

趣 旨	障害者の身近な相談窓口として各区に設置することにより、障害者（児）とその家族の方の地域における生活を支援し、障害者（児）の自立と社会参加の促進を図るもの。
対 象	身体障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者（児）・一定範囲の難病患者をはじめとするすべての障害者及びその家族
事 業 内 容	(1) 総合相談・専門相談（福祉サービスの利用援助等） (2) 区自立支援連絡協議会等の運営 (3) 相談支援事業者に対する指導及び助言 (4) 地域移行・地域定着支援 (5) 権利擁護のための必要な援助（専門機関との連携） (6) 障害福祉サービスの利用に係る利用者等からの苦情受付など (7) 精神障害者地域活動支援事業（P.99 参照） (8) 本市と別途契約により運営する事業 ①障害支援区分認定調査 ②障害者賃貸住宅入居等サポート事業による入居支援 ③障害者自立支援配食サービスのアセスメント ④地域連携コーディネート事業
実 施 施 設	市内 20 か所（サテライト 4 か所を含む。P.249 参照）
相 談 方 法	各センターへ直接ご相談ください。

〔健康福祉局障害者支援課〕

地域生活支援拠点事業

趣 旨	障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」に備えるとともに、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう障害者の生活を地域全体で支援するサービス提供体制の構築を図るもの。	
事 業 内 容	グループホームに短期入所を組み合わせたものを地域生活支援拠点事業所（以下、「拠点事業所」という。）、拠点事業所を補完する地域の障害福祉サービス事業所を地域生活支援推進事業所（以下、「推進事業所」という。）として登録し、障害者基幹相談支援センター等が連携する体制を確保する。	
	事項	事業内容
	拠点事業所	【お助けショートステイ】 短期入所 1 床を空床確保し、緊急時の受入を行う。また、緊急時に円滑に受入をするため事前登録を行う。
		【お試しグループホーム】 共同生活援助 1 床を確保し、地域移行や親元からの自立等にむけた体験事業を行う。
	推進事業所	事業所の対応できる範囲で、「緊急時の受入れ・対応」や「体験の機会・場」の機能を担う。
	障害者基幹相談支援センター	【地域連携コーディネート事業】 障害者基幹相談支援センターに事業委託し、拠点事業所を始め地域資源の有機的な連携を図る。
拠 点 事 業 所	市内 9 か所（P. 250 参照）	
相 談 方 法	お住まいの区の障害者基幹相談支援センターへご相談ください。	

障害者雇用支援センター

趣 旨	一般就労や継続就労が困難な障害者に対し、就職に必要な系統的な訓練等を実施するほか、就労面及び日常生活上の相談・支援を一体的に行うことにより、障害者の雇用の促進を図るもの。
運 営 主 体	社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会
運 営 開 始	平成11年 4 月
事 業 内 容	就労生活の相談支援（相談窓口） ・ 就職に向けた準備支援、就職活動支援、職場定着支援等 ・ 健康管理などの日常生活の自己管理に関する助言等
開 設 時 間 ・ 休 館 日	(1) 開設時間 午前 9 時～午後 5 時 (2) 休館日 土・日曜日、祝日及び年末年始
問 い 合 せ 先	障害者雇用支援センター（TEL 678-3333） 熱田区千代田町20番26号（知的障害者センターサンハート内） （事前に電話にて予約をした上でご利用ください）

【障害者雇用支援センター】
[健康福祉局障害者支援課]

障害者就労支援センター

趣 旨	障害者の就労及びそれに伴う日常生活上の相談・支援を一体的に行うことにより、障害者の一般就労の促進を図るもの。
名 称	①障害者就労支援センターめいしんれん ②障害者就労支援センターめいりは
運 営 主 体	①社会福祉法人 名古屋市身体障害者福祉連合会 ②社会福祉法人 名古屋市総合リハビリテーション事業団
運 営 開 始	①平成30年 4 月 ②平成24年10月 ※事業開始は 2 か所とも平成24年10月
事 業 内 容	就労生活の相談支援（相談窓口） ・就職に向けた準備支援、就職活動支援、職場定着支援等 ・健康管理などの日常生活の自己管理に関する助言等
開 設 時 間 ・ 休 館 日	(1) 開設時間 午前 9 時～午後 5 時 (2) 休館日 土・日曜日、祝日及び年末年始
問い合わせ先	①中村区中村町 7 丁目 84－ 1 （名身連福祉センター内） TEL 433-6574 ②瑞穂区弥富町字密柑山 1－ 2（名古屋市総合リハビリテーションセンター内） TEL 835-3837 （事前に電話にて予約をした上でご利用ください。）

【障害者就労支援センター】
[健康福祉局障害者支援課]

障害者就労支援窓口事業

趣 旨	障害者雇用の推進及び工賃・賃金の向上を図るため、障害者就労支援窓口を設置し、企業及び障害者就労支援施設への支援を実施するもの。
名 称	名古屋市障害者就労支援窓口ウェルジョブなごや
運 営 主 体	愛知県セルフセンター・名古屋ライトハウス名古屋市就労支援窓口事業コンソーシアム
運 営 開 始	令和6年4月 ※事業開始は令和元年10月
事 業 内 容	企業及び障害者就労支援施設を対象に、企業における障害者雇用の推進と障害者就労支援施設における利用者の工賃・賃金の向上を図るため、相談支援を一体的に実施。
開 設 時 間 ・ 休 館 日	(1) 開設時間 午前9時～午後5時 (2) 休館日 土・日曜日、祝日及び年末年始
問い合わせ先	中区丸の内二丁目 10 番 30 号 インテリジェント林ビル1階 TEL 684-9007

【障害者就労支援窓口】
[健康福祉局障害者支援課]

地域活動支援事業（１）

趣 旨	在宅の障害者に対して、施設（事業所）等において創作活動又は生産活動等のサービス提供、社会との交流の促進等を行うことにより、自立の促進及び生活の質の向上等を図るもの。 名古屋市においては、サービス提供内容、事業運営形態等の違いにより、当該事業を①精神障害者地域活動支援事業、②デイサービス型地域活動支援事業、③作業所型地域活動支援事業の３つに分類している。
対 象 者	在宅の障害者
事 業 内 容	１ 精神障害者地域活動支援事業 （１） サービス内容 精神障害者地域活動支援事業所において、創作活動又は生産活動の機会の提供を行い、併せて医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発を行う。 （２） 利用料 利用契約に基づき、必要な額を精神障害者地域活動支援事業所に支払う。 （３） 利用方法 利用を希望する精神障害者地域活動支援事業所と利用契約を結ぶことにより利用ができる。 （４） 問合せ先 利用を希望する精神障害者地域活動支援事業所

地域活動支援事業（２）

事業内容	２ デイサービス型地域活動支援事業 (1) サービス内容 名古屋市登録のデイサービス型地域活動支援事業所において、障害の特性に応じた日常生活動作、家事訓練等の機能訓練や会話、生活マナー等社会適応訓練、手芸、工作、絵画等の創作的活動及び生産活動の機会の提供を行い、障害者の自立の促進及び生活の質の向上等を図る。 このほか、入浴サービス、給食サービス、送迎サービスを必要に応じて行う。 (2) 受給者証の交付 サービスの提供を受ける場合、居住地の区役所・支所で受給者証の交付手続きが必要。 (3) 利用料 利用者本人の所得状況に応じた利用者負担上限月額を設定し、上限月額に達するまではサービス費用の１割をデイサービス型地域活動支援事業所に支払う。 (4) 利用方法 区役所等が必要な利用日数等を決定した上で、受給者証を交付。 決定した利用日数等の範囲内において利用者と希望するデイサービス型地域活動支援事業所との間で利用契約を結ぶことにより利用ができる。 (5) 問合せ先 区役所福祉課・支所区民福祉課
	３ 作業所型地域活動支援事業 (1) サービス内容 作業所型地域活動支援事業所において、障害者に対して職業的能力及び生活意欲の向上を図るための作業の場の提供等を行う。 (2) 利用料 利用契約に基づき、必要な額を作業所型地域活動支援事業所に支払う。 (3) 利用方法 利用を希望する作業所型地域活動支援事業所において利用申し込み手続きを行う。 (4) 問合せ先 利用を希望する作業所型地域活動支援事業所

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】
 [健康福祉局障害者支援課]

移動支援事業

趣 旨	屋外での移動が困難な障害者又は障害児について、移動支援給付費を支給することにより、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促すもの。										
対 象 者	全身性障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）及び大学修学支援事業対象者のうち、外出時に移動の支援が必要（単独で外出をすることが困難）と認められる方。										
サービス内容	単独で外出をすることが困難な障害者や障害児の方が外出する場合に、ヘルパーが付き添い移動の支援を行うサービス。 具体的には、外出の際の移動の介護。（外出中の食事やトイレなどの介助を含む。）目的地での移動が必要な場合は、継続して介護を受けることができる。 また、利用者2人とヘルパー1人で出かけるなどのグループ利用も可能。（一定の条件あり）										
利用 できる 時 間 （ 支 給 量 ）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>外出の区分</th><th>支給量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①社会生活上必要不可欠な外出 ※通所、通学、通院など</td><td>必要と認められる時間 ※障害児については、「保護者が付添えない場合」に限り対象となる。</td></tr> <tr> <td>②余暇活動などの社会参加を目的とする外出</td><td> ・ 障害者（18歳以上） 36時間 ・ 中高生 24時間 ・ 小学生 12時間 </td></tr> </tbody> </table>	外出の区分	支給量	①社会生活上必要不可欠な外出 ※通所、通学、通院など	必要と認められる時間 ※障害児については、「保護者が付添えない場合」に限り対象となる。	②余暇活動などの社会参加を目的とする外出	・ 障害者（18歳以上） 36時間 ・ 中高生 24時間 ・ 小学生 12時間				
外出の区分	支給量										
①社会生活上必要不可欠な外出 ※通所、通学、通院など	必要と認められる時間 ※障害児については、「保護者が付添えない場合」に限り対象となる。										
②余暇活動などの社会参加を目的とする外出	・ 障害者（18歳以上） 36時間 ・ 中高生 24時間 ・ 小学生 12時間										
利 用 料	利用者本人（児童（18歳未満の者）は保護者）の所得状況に応じた利用者負担上限月額を設定し、上限月額に達するまではサービス費用の1割を負担する。 【上限月額】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th><th>上限月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生 活 保 護 等</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>市 民 税 非 課 税</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>市 民 税 課 税 （ 児 童 ）</td><td>1,800円</td></tr> <tr> <td>市 民 税 課 税 （ 児 童 以 外 ）</td><td>3,600円</td></tr> </tbody> </table>	所得区分	上限月額	生 活 保 護 等	0円	市 民 税 非 課 税	0円	市 民 税 課 税 （ 児 童 ）	1,800円	市 民 税 課 税 （ 児 童 以 外 ）	3,600円
所得区分	上限月額										
生 活 保 護 等	0円										
市 民 税 非 課 税	0円										
市 民 税 課 税 （ 児 童 ）	1,800円										
市 民 税 課 税 （ 児 童 以 外 ）	3,600円										
利 用 方 法	居住地の区役所・支所で交付された受給者証に基づき、支給量の範囲内において利用者と事業者との間で契約を行う。										

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】
[健康福祉局障害者支援課]

障害者賃貸住宅入居等サポート事業

趣 旨	賃貸住宅への入居を希望する障害者に対し、入居に必要な調整等の支援を行うもの。
対 象	障害者であって、次に該当する名古屋市内に居住するもの（グループホームに入居している者で、入居前におけるそのものの住所が名古屋市内にあるものを含む。）とする。 賃貸住宅への入居を希望しているが入居が困難な者で入居に必要な調整等の支援を希望するもの。ただし、現に障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、療養介護事業所、保護施設、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所及び少年院）若しくは更生保護施設（自立更生促進センター、就業支援センター及び自立準備ホームを含む。）に入所等している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している精神障害者を除く。
事 業 内 容	入居に係る支援 (1) 不動産業者に対する物件の斡旋を依頼すること。 (2) 家主等との入居契約手続きを支援すること。 (3) 入居後の利用者の状況を把握し、必要な支援を行うこと。
実 施 施 設	障害者基幹相談支援センター（P. 249参照）
利 用 手 続	直接、利用する障害者基幹相談支援センターに障害者賃貸住宅入居等サポート事業利用申込書を提出する。

〔健康福祉局障害者支援課〕

日中一時受入事業

趣 旨	在宅障害児（者）の保護者又は家族の疾病、事故等の事由により、日中において監護する者のいない場合に、一時的に施設等で受入を行い、日中の支援を行うもの。
対 象 者	障害児者 ※障害者総合支援法の短期入所サービスの支給決定を受けることが必要。
サービス内容	必要と認められる場合に、日中において一時的に施設等（※）を利用するサービス。 （※）名古屋市障害児（者）日中一時受入事業者登録を受けた短期入所事業所及び生活介護事業所
利 用 日 数	短期入所サービスで支給決定を受けた支給量の範囲内で利用することができる。
利 用 料	1 利用者の属する世帯の所得状況に応じた利用者負担上限月額を設定し、上限月額に達するまでは、サービス費用の1割を負担する。 2 食事にかかる人件費及び食材費については自己負担となるが、一部の低所得者については、食材費のみの負担となる。
利 用 方 法	居住地の区役所・支所で交付された受給者証に基づき、支給量の範囲内において、利用者と事業者との間で契約を行う。

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】
〔健康福祉局障害者支援課〕

短期入所

趣 旨	在宅の障害児（者）の保護者等の疾病、事故、出産等の事由により一時的に介護困難なとき等に施設等で短期間入所できるサービスを提供するもの。
対 象 者	・身体障害児・者 ・知的障害児・者 ・精神障害児・者 ・一定範囲の難病患者
サービス内容	必要と認められる場合に、一時的に施設等に入所するサービス。
利 用 日 数	必要と認められる日数を月単位で支給量として決定。 原則として、1回の利用日数の上限は30日、年間の利用日数の上限は180日。
利 用 料	1 利用者の属する世帯の所得状況に応じた利用者負担上限月額を設定し、上限月額に達するまではサービス費用の1割を負担する。 2 食事にかかる人件費及び食材費について自己負担となるが、低所得者及び一般世帯で市民税所得割16万円未満の方は食材費のみの負担となる。 なお、障害児については市民税所得割16～28万円未満の方も対象となる。
利 用 方 法	居住地の区役所・支所で交付された受給者証に基づき、支給量の範囲内において、利用者と事業者との間で契約を行う。

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】
【健康福祉局障害者支援課】

児童発達支援事業

趣 旨	障害児への日常生活における基本的動作の指導及び知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うもの。
対 象 者	未就学の障害児
サービス内容	・ 児童発達支援計画の策定及び実施状況の把握 ・ 児童発達支援計画に沿った指導、訓練、集団療育
利 用 日 数	利用者にとって必要な1月あたりの日数（原則、23日が上限）が支給量として決定される。
利 用 料	国の幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、満3歳になって初めての4月1日から3年間は、利用者負担（1割負担）はない。 満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間については、サービスにかかる経費の1割負担となるが、世帯の所得に応じて、利用者負担に上限月額の設定がある。令和4年10月より本市においては、利用料の自己負担が無償化される。 その他、おやつ料金等について、別途実費負担が必要な場合がある。
利 用 方 法	居住地の区役所又は支所で交付された受給者証に基づき、支給量の範囲内において、利用者と事業所との間で契約を行う。

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】
[子ども青少年局子ども福祉課]

放課後等デイサービス

趣 旨	障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を受け、社会との交流を図ることができるよう指導・訓練を行うもの。
対 象 者	学校（幼稚園・大学を除く）に就学している障害児
サービス内容	・放課後等デイサービス計画の策定及び実施状況の把握 ・放課後等デイサービス計画に沿った指導、訓練、集団療育
利 用 日 数	利用者にとって必要な1月あたりの日数（原則、23日が上限）が支給量として決定される。
利 用 料	原則として、サービスにかかる経費の1割負担。ただし、利用者の属する世帯の収入に応じて、上限月額の設定がある。 その他、おやつ料金等について、別途実費負担が必要な場合がある。
利 用 方 法	居住地の区役所又は支所で交付された受給者証に基づき、支給量の範囲内において、利用者と事業所との間で契約を行う。

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】
 [子ども青少年局子ども福祉課]

居宅訪問型児童発達支援

趣 旨	児童発達支援、医療型児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な者につき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練等を行うもの。
対 象 者	重度の障害の状態である障害児（指定小児慢性特定疾病医療機関に通院している児童または小児慢性特定疾病に罹患している児童を含む）
サービス内容	・ 居宅訪問型児童発達支援計画の策定及び実施状況の把握 ・ 居宅訪問型児童発達支援計画に沿った訓練、個別療育
利 用 日 数	利用者にとって必要な1月あたりの日数（原則、10日が上限）が支給量として決定される。
利 用 料	国の幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、満3歳になって初めての4月1日から3年間は、利用者負担（1割負担）はない。 満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間については、サービスにかかる経費の1割負担となるが、世帯の所得に応じて、利用者負担に上限月額の設定がある。令和4年10月より本市においては、利用料の自己負担が無償化される。 その他、おやつ料金等について、別途実費負担が必要な場合がある。
利 用 方 法	居住地の区役所又は支所で交付された受給者証に基づき、支給量の範囲内において、利用者と事業所との間で契約を行う。

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】
 [子ども青少年局子ども福祉課]

保育所等訪問支援

趣 旨	保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活適応のため、専門的な支援が必要な場合に、各保育所等訪問支援事業所が保育所等を訪問し、安定した利用を促進するために支援をするもの。
対 象 者	保育所や児童が集団生活を営む施設に通う障害児
サービス内容	障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与
利 用 日 数	利用者にとって必要な1月あたりの日数（原則、3日が上限）が支給量として決定される。
利 用 料	原則として、サービスにかかる経費の1割負担。ただし、利用者の属する世帯の収入に応じて、上限月額の設定がある。 また、国の幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、満3歳になって初めての4月1日から3年間は、上記の利用者負担（1割負担）が無償化される。満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間については、サービスにかかる経費の1割負担となるが、世帯の所得に応じて、利用者負担に上限月額の設定がある。令和4年10月より本市においては、利用料の自己負担が無償化される。
利 用 方 法	居住地の区役所又は支所で交付された受給者証に基づき、支給量の範囲内において、利用者と事業所との間で契約を行う。

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】

[子ども青少年局子ども福祉課]

居宅介護等

趣 旨	障害のある方が、在宅で生活していくために必要となる居宅での食事・入浴・排せつ等の介護及び調理・洗たく・掃除等の家事等のサービスを提供するもの。												
対 象 者	・身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者・児 ・知的障害者・児（愛護手帳所持者や更生相談所において知的障害があると判定された者） ・精神障害者・児（精神障害者保健福祉手帳、又は精神通院医療にかかわる自立支援医療受給者証の交付を受けている等の要件を満たす者） ・一定範囲の難病患者 ※なお、障害支援区分によって受けられるサービスが異なります。												
サービス内容	【居宅介護】 ・身体介護 食事、入浴、排せつ等の介護 ・通院等介助 病院等への外出の介護 ・家事援助 調理、掃除、生活必需品の買物等 ・乗降介助 通院等のための乗車又は降車の介助 【重度訪問介護】 重度の肢体不自由者又は知的障害、精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対する身体介護、家事援助等が比較的長時間にわたり断続的に提供されるような見守りも含めた介護、外出の介護、並びに病院等に入院中の意思疎通の支援および介護方法の伝達等 【行動援護】 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある障害者等に対する外出の介護等 【同行援護】 視覚障害により移動に著しい困難がある障害者等に対する外出の介護等 【重度障害者等包括支援】 常時介護を要する障害者等に対して、居宅介護や短期入所などの障害福祉サービスを包括的に提供するサービス ※上記のサービスについて、その方に必要と認められる時間数や単位数を月単位で支給量として決定する。												
利 用 料	利用者の属する世帯の所得状況に応じた利用者負担上限月額を設定し、上限月額に達するまではサービス費用の1割を負担する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">世帯の収入状況</th><th style="width: 30%;">月額負担上限額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護及び中国残留邦人等の支援給付受給世帯</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>市民税非課税世帯</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>市民税所得割16(28)万円未満の世帯</td><td>9,300円 (4,600円)</td></tr> <tr> <td>市民税所得割16(28)万円以上46万円未満の世帯</td><td>18,600円</td></tr> <tr> <td>市民税所得割46万円以上の世帯</td><td>37,200円</td></tr> </tbody> </table> ※（ ）内は対象者が児童の場合 ※市民税の課税状況等を判断する際の世帯の範囲については、障害者は本人と配偶者のみ、児童は原則住民基本台帳の世帯とする。	世帯の収入状況	月額負担上限額	生活保護及び中国残留邦人等の支援給付受給世帯	0円	市民税非課税世帯	0円	市民税所得割16(28)万円未満の世帯	9,300円 (4,600円)	市民税所得割16(28)万円以上46万円未満の世帯	18,600円	市民税所得割46万円以上の世帯	37,200円
世帯の収入状況	月額負担上限額												
生活保護及び中国残留邦人等の支援給付受給世帯	0円												
市民税非課税世帯	0円												
市民税所得割16(28)万円未満の世帯	9,300円 (4,600円)												
市民税所得割16(28)万円以上46万円未満の世帯	18,600円												
市民税所得割46万円以上の世帯	37,200円												
利 用 方 法	居住地の区役所・支所で交付された受給者証に基づき、支給量の範囲内において、利用者と事業者との間で契約を行う。												

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】

〔健康福祉局障害者支援課〕

重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

趣 旨	介護者のいない単身者等で意思疎通が困難な重度障害者等が、医療機関に入院する場合に、日常的に障害者を担当し意思疎通に熟達している者を入院先へ派遣することにより、医療機関従事者との意思疎通の円滑化を図る。
対 象 者	市内在住者で以下の要件を全て満たす方 (1) 単身又はこれに準ずる世帯の方 (2) 重度訪問介護又は行動援護の対象者で、現に以下のサービスを利用中の方 ア 居宅介護 イ 重度訪問介護 ウ 行動援護 エ 同行援護 オ 重度障害者等包括支援 カ 移動支援 (3) 障害支援区分の認定調査項目の「3-3 コミュニケーション」について特定の項目に認定されている方
サービス内容	入院時における利用者と病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図るための支援とし、原則1回の入院につき利用開始日から30日を上限とする。
利用者負担額	原則、月額上限の範囲内で報酬単価の1割を負担する。ただし、障害福祉サービスを利用している場合は、その利用者負担額と合算して月額上限管理を行う。
利 用 方 法	居住地の区役所・支所へ申請し認定を受けた後、事業所と利用契約を締結して利用する。

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】

〔健康福祉局障害者支援課〕

障害者通院時コミュニケーション支援事業

趣 旨	意思疎通が困難な障害者が、医療機関に通院して診察等を受ける際、医療従事者と円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、障害者との意思伝達に熟達しているものが支援することを目的とする。
対 象 者	以下の全ての条件を満たす方 (1) 本市が以下のサービスの支給決定を行う利用者 ア 以下の障害福祉サービス決定者 施設入所支援、共同生活援助、自立生活援助 イ 地域相談支援 ウ 計画相談支援 (2) 通院時のコミュニケーション支援の必要性が認められる者
サービス内容	診察時や治療等の処置中における利用者と病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図るための支援を行う。 ※診療報酬の範囲となるサービスは支援の対象外
利用者負担額	なし
申 請 手 続	居住地の区役所・支所へ申請し認定を受けた後、事業所と利用契約を締結して利用する。

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】

〔健康福祉局障害者支援課〕

水道料金・下水道使用料の軽減

趣 旨	生活扶助受給世帯、中国残留邦人等に対する生活支援給付受給世帯、高齢者世帯、障害者世帯、児童扶養手当受給世帯及び障害児世帯の水道料金・下水道使用料などの軽減を行い、生活安定の一助とするもの。
軽 減 対 象	1 生活扶助受給世帯…生活保護法による生活扶助を受けている世帯 2 中国残留邦人等に対する生活支援給付受給世帯 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による生活支援給付を受けている世帯 3 高齢者世帯……………国民年金法による老齢福祉年金を受給している単身世帯又は受給者と民法上の親族で次のいずれかに該当する方のみからなる世帯 (1) 18歳未満の方 (2) 重・中度の障害者 (3) 60歳以上の方 4 障害者世帯……………20歳より前に障害者となり、国民年金法による障害基礎年金を受給している障害者世帯及びこれに準ずる世帯（世帯主が受給者であること） 5 児童扶養手当受給世帯 ……………児童扶養手当法による児童扶養手当を受給している世帯 6 障害児世帯……………特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当を受給している世帯
軽 減 額 (1 か 月)	1. 一般用専用 <水道料金> 給水管の口径にかかわらず、すべて一般用専用口径 13mm とみなして当該使用水量に係る料金の額より、705 円（消費税抜き）までを控除する。 <下水道使用料> 一般汚水に係る基本使用料の額を控除する。 2. 一般用共用 <水道料金> 一般用共用で当該使用水量に係る料金の額から、670 円（消費税抜き）までを控除する。 <下水道使用料> 汚水の排出量 10 m³の額を控除する。汚水排出量が 10 m³に満たないときは、当該汚水排出量の額を控除する。
申 請 手 続	水道料金の領収書を持参して、住所地の区役所保健福祉センター福祉部・支所区民福祉課へ申請する（中国残留邦人等に対する生活支援給付受給世帯は、健康福祉局保護課に申請する。）。
軽 減 期 間	申請のあった月の翌月から。
そ の 他	申請の場合、年金手帳等を持参すると手続きが早くすむ。 水道の契約内容によっては減免を受けられない場合がある。

【区民生子ども課・福祉課・支所区民福祉課】

[健康福祉局高齢福祉課・障害企画課・保護課・子ども青少年局子ども未来企画課]

生活保護

要 旨	生活保護法は、憲法第25条の理念に基づいて、国が生活に困っているすべての人々に対して、その困っている状況と程度に応じて、健康で文化的な最低限度の生活を保障すると共に、1日も早く自分自身の力で生活できるように、手助けすることを目的としている。保護を受けることは国民の権利であり、生活に困っているときは一定の要件のもとに、誰でも受けることができる。
保 護 の 種 類	保護には、次の8つの扶助がある。 生活扶助 …… 衣食その他日常生活に必要な費用 住宅扶助 …… 家賃・地代などの費用 教育扶助 …… 義務教育に伴って必要な学用品・教材などの費用 介護扶助 …… 介護サービスなどの費用 医療扶助 …… 診察・入院などの費用 出産扶助 …… 出産の費用 生業扶助 …… 手に職をつけたり、仕事につくための費用及び高等学校の就学に要する費用 葬祭扶助 …… 葬儀の費用
決 定 の 方 法	生活保護の決定は、厚生労働大臣がそのときの社会経済事情などに応じて定める生活保護基準に基づいて、年齢・家族構成・健康状態など、その世帯の必要に応じて計算された最低生活費とその世帯のすべての収入とを比較して決定される。 保護は、原則として、世帯を単位として行われる。扶養義務者の扶養を受けることができるときは、まずその援助を受けることが必要であり、また、現在居住する土地や家屋などは、必要な範囲で保有できるが、最低生活に必要なないと認められるものは処分の必要がある。預貯金などがある場合は、まずそれを生活費に充当する。
申 請 手 続	居住区の区役所民生子ども課又は支所区民福祉課へ申請する。 なお、病気等でやむをえず来所できない場合は、親族の来所、又は電話による相談でもよい。また、地域の民生委員も相談に応じている。

【区民生子ども課生活保護担当・支所区民福祉課生活保護担当】
[健康福祉局保護課]

生活保護世帯の利用できる援護施策

区 分	内 容
上下水道料金減額	詳細は P. 111 参照
放送受信料	全額免除(詳細は P. 82 参照)
固定資産税	名古屋市市税減免条例に定める期限までに申請することにより減免
市 民 税	・ 1 月 1 日現在生活扶助を受給している者 非課税 ・ 生活扶助以外の扶助を受給している者、1 月 2 日以降生活扶助を受給し始めた者 名古屋市市税減免条例に定める期限までに申請することにより減免
軽自動車税(種別割)	名古屋市市税減免条例に定める期限までに申請することにより減免
国 民 年 金 保 険 料	・ 生活扶助を受給している者(外国人を除く) 法定免除 ・ 外国人で生活扶助を受給している者 申請免除 ・ 生活扶助以外の扶助を受給している者とその世帯の者 申請免除
市 立 斎 場 使 用 料	減 免 (生活保護法により保護を受給していた者の遺体を火葬するとき)
住 民 票 の 写 し 等 手 数 料	徴収しない
粗 大 ご み 手 数 料	生活扶助を受給している者 各区の環境事業所で申請することにより減免
犬又は猫の引取り手数料	全額免除
健 康 診 査	40歳以上の方に対して生活習慣病予防のため、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査及び保健指導を実施。費用：無料
がん検診等自己負担金	免除(詳細は P. 138 参照)
修 学 旅 行	小学校 6 年生及び中学校 3 年生で、修学旅行に参加する場合に支度金を支給 ・ 小学校 6 年生 3,000 円 ・ 中学校 3 年生 5,000 円
学 童 服 購 入 資 金	小学校 6 年生及び中学校 2 年生に対して毎年 5 月 1 日現在(5 月 5 日までに保護申請があり、開始決定された世帯を含む)で学童服購入資金を支給 ・ 小学校 6 年生 8,000 円 ・ 中学校 2 年生 9,000 円
J R の 通 勤 定 期 乗 車 券	3 割引

【区民生子ども課生活保護担当・支所区民福祉課生活保護担当】
〔健康福祉局保護課〕

生活困窮者の自立支援

趣 旨	生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、自立支援を推進するために、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、必要な事業を包括的に実施するもの。
対 象 者	市内に居住している方で、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方（生活保護を受給中の方は除く）
主な事業内容	(1) 自立相談支援事業 生活困窮者及びその家族、その他の関係者からの相談に包括的に対応するとともに、その自立に向けて、アセスメントを行い、プランを作成し支援を実施する。 (2) 住居確保給付金 ア 離職者等であって、所得等が一定水準以下のものに対して、有期で家賃相当額を給付する。 イ 収入が著しく減少した者であって、所得等が一定水準以下で家計改善のため転居の必要が認められるものに対して、転居にかかる費用の一部を給付する。 (3) 家計改善支援事業 家計に課題を抱える生活困窮者に対して、家計簿の作成等の家計に関するきめの細かい相談支援を行うとともに、公的給付の利用支援等を実施する。 (4) 就労準備支援事業 すぐに一般就労が難しい生活困窮者に対して、一般就労に必要な知識及び能力の向上が図られるよう、生活訓練や社会訓練を実施する。 (5) 就労訓練事業 すぐに一般就労が難しい生活困窮者に対して、支援付きの就労・作業の場（本市から認定を受けた企業や事業所が行う就労訓練）の利用に向けた支援を実施する。
問い合わせ先	名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター 名駅 中村区名駅南一丁目5番17号 ネットプラザ柳橋ビル3階 TEL 446-7333 FAX 446-7555 E-mail sigoto.kurasi@support-nagoya.jp 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）、第2、3土曜日 午前9時～午後5時（火曜日は午後8時まで開業） 名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター 金山 熱田区新尾頭二丁目2番7号 富春ビル4階 TEL 684-8131 FAX 684-8132 E-mail kanayama@support-nagoya.jp 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）、第4土曜日 午前9時～午後5時（金曜日は午後8時まで開業） 名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター 大曽根 北区大曽根四丁目17番23号 イトーピア大曽根1階 TEL 508-9611 FAX 508-9612 E-mail shigoto.kurashi@oozone.jp 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）、第1、5土曜日 午前9時～午後5時（木曜日は午後8時まで開業）
そ の 他	利用・相談は無料

[健康福祉局地域共生推進課]

国民健康保険制度

対 象 者	都道府県の区域内に住所を有する人は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険の被保険者となる。 ただし、以下のような場合は、国民健康保険の被保険者とならない。 ・職場の健康保険、国民健康保険組合に加入している被保険者、被扶養者 ・後期高齢者医療制度に加入している場合 ・生活保護を受給している場合 ・在留期間が3か月以下の外国人（3か月以下であっても在留資格、要件を満たせば加入できる例外あり。在留期間が3か月超の外国人であっても、医療等を目的として入国している外国人は国民健康保険の被保険者とならない。）
療 養 の 給 付	病気やけがをしたとき、医療機関等の窓口で保険証、資格確認書、マイナ保険証（保険証利用登録がされたマイナンバーカード）のいずれかを提示すると、次の負担割合による一部負担金のみで、治療・投薬が受けられる。 ただし、差額ベッド代等保険診療の対象とならないものは全額自己負担。 ・未就学児 2割 ・就学児～70歳未満 3割 ・70歳以上（現役並み所得者を除く） 2割 ・70歳以上（現役並み所得者） 3割 ※災害や事業の休廃止、失業その他の理由により生活が一時的に苦しく、医療機関等の窓口で支払いが困難なときには一部負担金の減免・徴収猶予の制度がある。
入 院 時 食 事 療 養 費 ・ 入 院 時 生 活 療 養 費	入院中の食事費用の標準負担額は1回あたり510円。 ただし、市民税非課税世帯の人については、標準負担額の減額を受けることができる。 ・市民税非課税世帯の人 1回あたり240円（入院日数が90日を超えた場合は1回あたり190円） ・70歳以上で市民税非課税世帯Ⅰの人 1回あたり110円 ※指定難病患者又は小児慢性特定疾病児童等の標準負担額は1回あたり300円。 ※平成27年4月1日より前から平成28年4月1日まで継続して精神病床に入院していた人が退院するまでの間の標準負担額は1回あたり260円。 ※市民税非課税世帯Ⅰとは、世帯全員が市民税非課税かつ所得が一定基準以下の世帯（単身世帯で年金収入のみの場合は、収入が80万円程度以下の人） 65歳以上の療養病床入院については居住費の負担も生ずる。 食 費 1回あたり 470円又は510円（医療機関により異なる） 居住費 1日あたり 370円 ただし、市民税非課税世帯の人については、標準負担額の減額を受けることができる。 ・市民税非課税世帯の人 食 費 1回あたり 240円 居住費 1日あたり 370円 ・70歳以上で市民税非課税世帯Ⅰの人 食 費 1回あたり 140円 居住費 1日あたり 370円

療 養 費	以下のような場合、その費用の全額を支払った場合は支払った医療費の一部が、療養費として支給される。 ・旅先等で急病になりやむを得ず保険証、資格確認書、マイナ保険証（保険証利用登録がされたマイナンバーカード）のいずれもを持たずに受診したとき ・外傷性の負傷により柔道整復師にかかったとき ・医師の同意を得てはり・きゅう・マッサージ師にかかったとき ・医師の指示によりコルセット等の治療用装具を購入したとき ・海外で病気やけがをして治療を受けたとき（治療目的で海外へ行ったときや、日本で保険診療対象となっていない治療を受けた場合は支給されない。）
出 産 育 児 一 時 金	国民健康保険の被保険者が出産したときは、出産育児一時金として488,000円（産科医療補償制度加入の分娩機関での出産の場合は500,000円）が支給される。ただし、他の健康保険から出産育児一時金が支給されるときは支給されない。 また、出産育児一時金を分娩費の支払いにあてる出産育児一時金直接支払制度があり、利用については医療機関等に要相談。
葬 祭 費	国民健康保険の被保険者が死亡したときは、葬祭費として世帯主又は葬祭執行者に50,000円が支給される。ただし、他の健康保険から葬祭費が支給されるときは支給されない。
そ の 他	上記の他、訪問看護療養費、高額介護合算療養費、移送費等の給付がある。

【区保険年金課保険担当・支所区民福祉課保険担当】
[健康福祉局保険年金課]

国民健康保険の保健事業

種 類	内 容
特定健康診査・ 特定保健指導	【事業目的】糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防し、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を減少させることを目的とする。 【事業内容】対象者にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を行い、その結果から生活習慣改善の必要性のある人を抽出して特定保健指導を行う。 【対 象 者】令和 7 年 9 月 30 日までに加入している本市の国民健康保険被保険者で、昭和 61 年 3 月 31 日までに生まれた人（受診日時点においても被保険者であること） 【実施時期】特定健康診査は令和 7 年 6 月～令和 8 年 3 月末（ただし、昭和 25 年 6 月～昭和 26 年 3 月生まれの人は誕生日の前日まで）。 特定保健指導は令和 8 年 5 月末までに初回面接を実施。
30・35 健診	【事業目的】40歳未満の若年層の一部を対象に特定健康診査と同様の健診を実施することで、若い世代の生活習慣病予防、健康意識向上、健康診査の周知・啓発を目的とする。 【事業内容】対象者に特定健康診査と同等の健診を行い、生活習慣病の早期発見と、健康診査の意識付けを行う。 【対 象 者】令和 7 年 4 月 1 日時点で 30 歳、35 歳の本市の国民健康保険被保険者（受診日時点においても被保険者であること） 【実施時期】令和 7 年 6 月～令和 8 年 3 月末
重 症 化 予 防 事 業	【事業目的】生活習慣病が重症化し、腎不全による透析導入、脳卒中や循環器疾患となること等の予防を目的とする。 【事業内容】特定健康診査の結果、高血圧症や糖尿病、糖尿病性腎症等のおそれがあるが医療機関を受診していない人等に受診勧奨等の支援を行う。 【対 象 者】(1) 特定健康診査の結果、高血圧で未治療の人等 (2) 特定健康診査の結果、糖尿病や糖尿病性腎症のおそれがある未治療の人等 【実施時期】令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月末

〔健康福祉局保険年金課〕

老齡基礎年金

支 給 事 由	一定の資格要件を満たした人が65歳になったとき。 (60歳からの繰上げ支給、75歳までの繰下げ支給あり。)
年 金 額 (年 額)	$\frac{\text{保険料納付済月数} + \text{保険料免除月数}}{\text{加入可能年数} \times 12}$ 831,700円 × (保険料免除月数＝全額免除月数 × 4 / 8 + 4分の3免除月数 × 5 / 8 + 半額免除月数 × 6 / 8 + 4分の1免除月数 × 7 / 8) ※ 平成 21 年 3 月以前の免除期間の免除月数の計算は以下となる。 (保険料免除月数＝全額免除月数 × 2 / 6 + 4分の3免除月数 × 3 / 6 + 半額免除月数 × 4 / 6 + 4分の1免除月数 × 5 / 6) ※ 4分の3免除、半額免除、4分の1免除は、減額された保険料を納付しないと、保険料免除月数にならない。 ※ 付加保険料を納めているときは、次の付加年金が加算される。 200 円 × 付加保険料納付月数
請 求 窓 口	区役所保険年金課又は支所区民福祉課 $\left[\begin{array}{l} \text{第 3 号被保険者期間又は厚生年金や旧共済組合の加入期間の} \\ \text{ある場合は、年金事務所} \end{array} \right]$
そ の 他	加入可能年数は、40 年。 ただし、昭和16年 4 月 1 日以前に生まれた人は昭和36年 4 月から60歳になるまでの年数。

【区保険年金課年金担当・支所区民福祉課年金担当】
[健康福祉局保険年金課]

障害基礎年金

支 給 事 由	一定の納付要件を満たす国民年金に加入中の人が事故や病気で障害者となり、日常生活に著しい制限を受けるようになったとき。 ※ 20歳前のけがや病気等で障害者となった場合も支給される。
年 金 額 (年 額)	1 級 1,039,625 円 2 級 831,700 円 ◆ 生計を維持している子がいるときは、次の額が加算される。 2 人目まで 1 人につき 239,300 円 3 人目から 1 人につき 79,800 円
請 求 窓 口	区役所保険年金課又は支所区民福祉課 第 3 号被保険者期間中又は厚生年金や旧共済組合に加入中の 障害によるときは、年金事務所
支 給 制 限	20歳前に初診日がある障害によるときは、本人に一定額以上の所得がある場合、又は公的年金を受けている場合等には支給が制限される。
そ の 他	子とは、18歳になった年度の年度末（3月末）までの子又は20歳未満で1・2級障害の子をいう。

【区保険年金課年金担当・支所区民福祉課年金担当】
[健康福祉局保険年金課]

遺族基礎年金

支 給 事 由	一定の納付要件を満たす国民年金に加入中の人、又は老齢基礎年金の受給資格（25年以上）を満たした人が死亡し、母子又は父子家庭となったり子が遺児となったりしたとき。 ※ただし、父子家庭に支給されるのは平成26年4月1日以降に妻が死亡した場合に限る。
年 金 額 (年 額)	母（父）と子ひとり 1,071,000円 子のみ 831,700円 ◆ 子が2人以上あるときは、次の額が加算される。 2 人目まで 1 人につき 239,300円 3 人目から 1 人につき 79,800円
請 求 窓 口	区役所保険年金課又は支所区民福祉課 第 3 号被保険者期間中又は厚生年金や旧共済組合に加入中の 死亡によるときは、年金事務所
そ の 他	子とは、18歳になった年度の年度末（3月末）までの子又は20歳未満で1・2級障害の子をいう。

【区保険年金課年金担当・支所区民福祉課年金担当】
[健康福祉局保険年金課]

寡婦年金

支 給 事 由	第 1 号被保険者としての保険料納付済期間と免除期間を合わせて10年以上ある夫がいずれの年金も受けずに死亡し、婚姻期間が10年以上あり、生計維持されていた妻が残されたとき。(60歳から65歳になるまで支給)
年 金 額	夫が受けることができた第 1 号被保険者期間だけで計算した老齢基礎年金額の 4 分の 3

【区保険年金課年金担当・支所区民福祉課年金担当】

〔健康福祉局保険年金課〕

死亡一時金

支 給 事 由	第 1 号被保険者として 3 年以上保険料を納めた人が、いずれの年金も受けずに死亡したとき。(納めた期間には 4 分の 1 免除月数 $\times$ 3 $\div$ 4 + 半額免除月数 $\times$ 1 $\div$ 2 + 4 分の 3 免除月数 $\times$ 1 $\div$ 4 も含む) ただし、遺族が遺族基礎年金を受けられるときには支給されない。
金 額	一時金として 120,000円～320,000円

【区保険年金課年金担当・支所区民福祉課年金担当】

〔健康福祉局保険年金課〕

特別障害給付金

趣 旨	国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者の人を対象とした福祉的措置として、平成17年4月に創設されたもの。						
対 象 者	以下の期間内に初診日のある傷病により、障害基礎年金1級、2級に相当する障害に該当する人。（ただし、65歳の誕生日の前々日までに請求する必要がある。） ①学生・生徒だったため国民年金に任意加入していなかった期間（平成3年3月以前の期間に限る） ②被用者年金（厚生年金、共済組合等）加入者の配偶者又は被用者年金受給者（受給資格を満たす人を含む）の配偶者だったため、国民年金に任意加入していなかった期間（昭和61年3月以前の期間に限る） ※初診日とは、障害の原因となった病気・けがについて、初めて医師の診療を受けた日。						
支 給 額 （ 月 額 ）	<table><tr><td>1 級</td><td>月 額</td><td>56,850円</td></tr><tr><td>2 級</td><td>月 額</td><td>45,480円</td></tr></table>	1 級	月 額	56,850円	2 級	月 額	45,480円
1 級	月 額	56,850円					
2 級	月 額	45,480円					
請 求 窓 口	区役所保険年金課又は支所区民福祉課						
支 給 制 限	受給者本人に一定額以上の所得がある場合、又は公的年金を受けている場合						
そ の 他	特別障害給付金を受給すると経過的福祉手当又は重度障害者（児）給付金の支給は受けられない。						

【区保険年金課年金担当・支所区民福祉課年金担当】
[健康福祉局保険年金課]

年金生活者支援給付金

趣 旨	収入や所得額が一定基準額以下の老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金受給権者を対象とした福祉的な給付措置として、令和元年 10 月に創設されたもの。
対 象 者	◆ 老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金 老齢基礎年金を受給している 65 歳以上の人で、世帯全員の市町村民税が非課税かつ前年の公的年金等の収入額と所得額の合計が基準額以下の人。 ◆ 障害年金生活者支援給付金 障害基礎年金を受給しており、前年の所得額が基準額以下の人。 ◆ 遺族年金生活者支援給付金 遺族基礎年金を受給しており、前年の所得額が基準額以下の人。
支 給 額 (月 額)	◆ 老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金 5,450 円を基準に保険料納付済期間等に応じて算出された金額 ◆ 障害年金生活者支援給付金 1 級 6,813 円 2 級 5,450 円 ◆ 遺族基礎年金生活者支援給付金 5,450 円
請 求 窓 口	区役所保険年金課又は支所区民福祉課 { 請求窓口が年金事務所となる基礎年金を受けている場合は、 年金事務所 }
支 給 制 限	日本国内に住所を有しない場合や基準額以上の所得を有する場合等

【区保険年金課年金担当・支所区民福祉課年金担当】

[健康福祉局保険年金課]

後期高齢者医療制度（１）

趣 旨	高齢者の医療の確保に関する法律に定める医療制度を行うことにより、高齢期における適切な医療の確保を図るもの。													
対 象 者	次のいずれかに該当する方（生活保護受給の方は除く） (1) 75歳以上の方 (2) 65歳から74歳で一定の障害のある方 《一定の障害のある方とは》 ・①身体障害者手帳（1～3級又は4級の一部）②愛護手帳（1・2度） ③精神障害者保健福祉手帳（1・2級）のうちいずれかの手帳所持者 ・国民年金法施行令別表に該当する程度の障害のある方													
療 養 の 給 付	医療機関等の窓口で被保険者証、資格確認書又はマイナ保険証（以下「被保険者証等」という。）を提示すると、次の一部負担金を支払うことにより、治療・投薬が受けられる。 ◎ 一部負担金 医療費の1～3割 ※ 一部負担金の助成→P. 130の福祉給付金の支給参照 ※ 3割負担となる方…自身を含む市町村民税の課税所得が145万円以上の後期高齢者医療被保険者（以下「被保険者」という。）が同一の世帯に属し、同一世帯の被保険者の収入の合計が一定基準額以上（1人の場合は383万円以上、2人以上の場合は520万円以上）の被保険者 ※ 2割負担となる方…自身を含む市町村民税の課税所得が28万円以上の被保険者が同一の世帯に属し、同一世帯の被保険者の年金収入とその他の所得金額の合計が一定基準額以上（1人の場合は200万円以上、2人以上の場合は320万円以上）の被保険者（3割負担該当者を除く） ※ 1割負担となる方…3割又は2割負担に該当しない被保険者													
入 院 時 食 事 療 養 費 ・ 入 院 時 生 活 療 養 費	(1) 食事療養標準負担額 療養病床以外に入院した場合には、1食につき510円を負担する。 ※指定難病患者については300円、精神病床長期入院患者については260円となる。													
	(2) 生活療養標準負担額 療養病床に入院した場合には、居住費1日につき370円＋食費1食につき510円（一部医療機関では470円）を負担する。 ※指定難病患者については、居住費1日につき0円＋食費1食につき300円となる。													
	◎ 市民税非課税世帯の方は、マイナ保険証を利用するか、申請により限度区分が記載された資格確認書の交付を受けることで、各負担額が減額され、次のとおりとなる。													
	<table><tr><td>区分</td><td>食事療養標準負担額</td><td>生活療養標準負担額</td></tr><tr><td>区分Ⅱ</td><td>1食につき240円*1</td><td>居住費1日につき370円 ＋食費1食につき240円*2</td></tr><tr><td>区分Ⅰ</td><td>1食につき110円</td><td>居住費1日につき370円 ＋食費1食につき140円*3</td></tr><tr><td>区分Ⅰ (老齢福祉年金)</td><td>1食につき110円</td><td>居住費1日につき0円 ＋食費1食につき110円</td></tr></table> *1 区分Ⅱの方で過去12か月の入院日数が90日を超えた場合、91日目以降は申請により食事療養標準負担額が1食につき190円になる。 *2 区分Ⅱの方で、医療の必要性の高い方及び指定難病患者については、過去12か月の入院日数が90日を超えた場合、91日目以降は申請により生活療養標準負担額（食費）が1食につき190円になる。 *3 医療の必要性の高い方及び指定難病患者については110円になる。 ◆ 区分Ⅱ：市民税非課税世帯で区分Ⅰに該当しない方 ◆ 区分Ⅰ：市民税非課税世帯で世帯全員が所得0円となる方 ◆ 区分Ⅰ（老齢福祉年金）：市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給中の方			区分	食事療養標準負担額	生活療養標準負担額	区分Ⅱ	1食につき240円*1	居住費1日につき370円 ＋食費1食につき240円*2	区分Ⅰ	1食につき110円	居住費1日につき370円 ＋食費1食につき140円*3	区分Ⅰ (老齢福祉年金)	1食につき110円
区分	食事療養標準負担額	生活療養標準負担額												
区分Ⅱ	1食につき240円*1	居住費1日につき370円 ＋食費1食につき240円*2												
区分Ⅰ	1食につき110円	居住費1日につき370円 ＋食費1食につき140円*3												
区分Ⅰ (老齢福祉年金)	1食につき110円	居住費1日につき0円 ＋食費1食につき110円												

【区保険年金課保険担当・支所区民福祉課保険担当】

〔健康福祉局医療福祉課〕

後期高齢者医療制度（２）

療 養 費	次のようなときには、いったん医療費の全額を支払い、後日申請することで、保険診療の対象となる部分のうち一部負担金相当額を除いた額が、支給される。 (1) やむを得ない理由で被保険者証等を持たずに治療を受けたとき (2) 医師の指示によりコルセット等の治療用装具を製作・購入したとき (3) 海外渡航中に治療を受けたとき																											
葬 祭 費	被保険者が死亡した場合、申請により葬祭を行った方に50,000円が支給される。																											
高額療養費	医療費の自己負担分が下の自己負担限度額を超える場合、入院、外来それぞれについて、下の自己負担限度額が1つの医療機関での1か月の負担上限額になる。ただし、非課税世帯などの区分Ⅱ、区分Ⅰの方や、一定以上の所得がある方のいる世帯で現役Ⅱ、現役Ⅰの方が自己負担限度額を適用するためには、マイナ保険証または限度区分が記載された資格確認書を医療機関窓口へ提示する必要がある。 ※ 1か月に複数の医療機関にかかるなどして、同じ世帯（被保険者の受診分に限る）で入院と外来の自己負担額の合計が下の自己負担限度額（世帯ごと）を超えた場合は、超えた額が支給される。 ◎ 自己負担限度額 <table><tr><th>負担割合</th><th>区分</th><th>外来 (個人ごと)</th><th>外来＋入院 (世帯ごと)</th></tr><tr><td rowspan="3">3割負担</td><td>現役Ⅲ (所得690万円以上)</td><td colspan="2">252,600円＋1％^{*1} (140,100円^{*4})</td></tr><tr><td>現役Ⅱ (所得380万円以上)</td><td colspan="2">167,400円＋1％^{*2} (93,000円^{*4})</td></tr><tr><td>現役Ⅰ (所得145万円以上)</td><td colspan="2">80,100円＋1％^{*3} (44,400円^{*4})</td></tr><tr><td>2割負担^{*6}</td><td>一般Ⅱ</td><td>18,000円^{*5}</td><td>57,600円 (44,400円^{*4})</td></tr><tr><td rowspan="3">1割負担</td><td>一般Ⅰ</td><td>18,000円^{*5}</td><td>57,600円 (44,400円^{*4})</td></tr><tr><td>区分Ⅱ</td><td rowspan="2">8,000円</td><td>24,600円</td></tr><tr><td>区分Ⅰ</td><td>15,000円</td></tr></table> ^{*1} 医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1％が加算される。 ^{*2} 医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1％が加算される。 ^{*3} 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1％が加算される。 ^{*4} 前月から過去11か月以内に3回以上高額療養費の支給があった場合の4回目以降は（ ）内の金額となる。 ^{*5} 年間（8月～翌7月）の外来の自己負担限度額は144,000円となる。 ^{*6} 2025年9月30日までは、外来受診の自己負担額は、1割負担の場合と比較して月3,000円までの増加に抑えられる。 ※ 区分Ⅱ及びⅠについては前ページ参照。 ◎ 人工透析を受けている方・血友病又は後天性免疫不全症候群（HIV 感染を含み、厚生労働大臣の定めるものに限る）に該当する方は、申請により「特定疾病療養受療証」の交付を受けることで、1か月の自己負担の上限が外来・入院ともに10,000円（個人ごと）になる。	負担割合	区分	外来 (個人ごと)	外来＋入院 (世帯ごと)	3割負担	現役Ⅲ (所得690万円以上)	252,600円＋1％ ^{*1} (140,100円 ^{*4})		現役Ⅱ (所得380万円以上)	167,400円＋1％ ^{*2} (93,000円 ^{*4})		現役Ⅰ (所得145万円以上)	80,100円＋1％ ^{*3} (44,400円 ^{*4})		2割負担 ^{*6}	一般Ⅱ	18,000円 ^{*5}	57,600円 (44,400円 ^{*4})	1割負担	一般Ⅰ	18,000円 ^{*5}	57,600円 (44,400円 ^{*4})	区分Ⅱ	8,000円	24,600円	区分Ⅰ	15,000円
負担割合	区分	外来 (個人ごと)	外来＋入院 (世帯ごと)																									
3割負担	現役Ⅲ (所得690万円以上)	252,600円＋1％ ^{*1} (140,100円 ^{*4})																										
	現役Ⅱ (所得380万円以上)	167,400円＋1％ ^{*2} (93,000円 ^{*4})																										
	現役Ⅰ (所得145万円以上)	80,100円＋1％ ^{*3} (44,400円 ^{*4})																										
2割負担 ^{*6}	一般Ⅱ	18,000円 ^{*5}	57,600円 (44,400円 ^{*4})																									
1割負担	一般Ⅰ	18,000円 ^{*5}	57,600円 (44,400円 ^{*4})																									
	区分Ⅱ	8,000円	24,600円																									
	区分Ⅰ		15,000円																									

【区保険年金課保険担当・支所区民福祉課保険担当】

[健康福祉局医療福祉課]

後期高齢者医療制度（３）

高 額 医 療 ・ 高 額 介 護 合 算 療 養 費	同一世帯の被保険者について、後期高齢者医療での一部負担金と介護保険の自己負担金の両方が発生している場合に、これらを合わせた額について年間（８月～翌年７月の12か月分）での自己負担限度額を設け、超えた分を支給することにより被保険者の負担を軽減する。 ◎ 高額医療・高額介護合算療養費制度の自己負担限度額 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">負担割合・区分</th><th style="text-align: center;">自己負担限度額（８月～翌年７月）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">現役Ⅲ</td><td style="text-align: center;">212万円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">現役Ⅱ</td><td style="text-align: center;">141万円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">現役Ⅰ</td><td style="text-align: center;">67万円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般Ⅰ、Ⅱ</td><td style="text-align: center;">56万円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">区分Ⅱ</td><td style="text-align: center;">31万円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">区分Ⅰ</td><td style="text-align: center;">19万円</td></tr> </tbody> </table> ※ 区分については P. 124 及び 125 参照	負担割合・区分	自己負担限度額（８月～翌年７月）	現役Ⅲ	212万円	現役Ⅱ	141万円	現役Ⅰ	67万円	一般Ⅰ、Ⅱ	56万円	区分Ⅱ	31万円	区分Ⅰ	19万円
負担割合・区分	自己負担限度額（８月～翌年７月）														
現役Ⅲ	212万円														
現役Ⅱ	141万円														
現役Ⅰ	67万円														
一般Ⅰ、Ⅱ	56万円														
区分Ⅱ	31万円														
区分Ⅰ	19万円														
運 営	愛知県内のすべての市町村が加入する愛知県後期高齢者医療広域連合が制度を運営する。 市町村は、届出の受付などの窓口事務と保険料の徴収を行う。														

【区保険年金課保険担当・支所区民福祉課保険担当】
〔健康福祉局医療福祉課〕

子ども医療費の助成

趣 旨	子どもの医療費を助成することにより、子どもの福祉の増進を図るもの。
対 象 者	市内に住所を有し、健康保険に加入する18歳到達の年度末までの子ども（生活保護を受けている子どもは除く）の保護者又は子ども本人。
助 成 範 囲	医療費のうち、保険診療による自己負担額。ただし、高額療養費及び家族療養附加金等の保険給付がある場合はそれを差し引いた額。 なお、入院時食事療養費の標準負担額及び保険給付の認められない費用（室料差額、健康診断、予防接種、文書料、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品を希望したことで生じる特別の料金など）は助成の対象にならない。 （注）国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われるときは、それらが優先される。
助 成 方 法	愛知県内の医療機関にマイナ保険証等と医療証を提示すると、医療費の助成が受けられる。
医 療 証 の 交 付 手 続	対象者の申請に基づき、規則の定めるところにより医療証を交付する。 （小学校、中学校入学時及び中学校卒業時に更新あり。）
そ の 他	やむを得ない理由により医療証を提示することができずに受診した場合や県外の医療機関で診療を受けるときは、いったん医療機関の窓口で自己負担額を支払い、医療機関発行の領収書（医療費総額等明細が記されたもの）を添えてお住まいの区の区役所保険年金課（又は支所区民福祉課）へ申請すれば助成費（保険診療による自己負担額）が支払われる。 （注）治療用装具を作成した場合など、個別具体的な状況により必要な添付文書は異なる。

【区保険年金課福祉医療担当・支所区民福祉課福祉医療担当】
 【健康福祉局医療福祉課・子ども青少年局子育て支援課】

ひとり親家庭等医療費の助成

趣 旨	ひとり親家庭の母又は父及びその児童並びにこれに準ずる児童の医療費を助成することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るもの。
対 象 者	市内に住所を有する健康保険の加入者で、次のすべての条件に該当する方 (1) ひとり親家庭の母又は父(配偶者が身体障害者手帳の１・２級又は障害基礎年金の１級に該当する方も対象となる場合がある)及びその者に扶養されている児童並びに父母と死別した児童及びこれに準ずる児童。 (注) ひとり親家庭の母又は父とは母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第１項に規定する配偶者のない女子又は同条第２項に規定する配偶者のない男子で、１８歳以下の方(１８歳の者にあつては１８歳に達する日の属する年度の末日までを１８歳以下の方とする。)を現に扶養している方をいう。 (2) ひとり親家庭の母又は父の前年の所得(１月から７月までは前々年の所得)が児童扶養手当受給限度額以下の方。 ※ 離婚したひとり親家庭は、前年中に母(父)又は子が前配偶者から養育費を受領した場合、その養育費の８０％が所得として算定される。(未婚のひとり親家庭も同様) (3) 生活保護を受けていない方。 (4) 後期高齢者医療制度の対象とならない方。
助 成 範 囲	医療費のうち、保険診療による自己負担額。ただし、高額療養費及び家族療養附加金等の保険給付がある場合はそれを差し引いた額。 なお、入院時食事療養費の標準負担額及び保険給付の認められない費用(室料差額、健康診断、予防接種、文書料、後発医薬品(ジェネリック医薬品)のある先発医薬品を希望したことで生じる特別の料金など)は助成の対象にならない。 (注) 国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われるときは、それらが優先される。
助 成 方 法	愛知県内の医療機関にマイナ保険証等と医療証を提示すると医療費の助成が受けられる。
医 療 証 の 交 付 手 続	対象者の申請に基づき、規則の定めるところにより医療証を交付する。 (毎年８月１日更新)
所 得 制 限	児童扶養手当法による児童扶養手当の所得制限に同じ。
そ の 他	やむを得ない理由により医療証を提示することができずに受診した場合や県外の医療機関で診療を受けるとき→P.127のその他欄参照

【区保険年金課福祉医療担当・支所区民福祉課福祉医療担当】
 【健康福祉局医療福祉課・子ども青少年局子育て支援課】

障害者医療費の助成

趣 旨	障害者の医療費を助成することにより、障害者の福祉の増進を図るもの。
対 象 者	市内に住所を有する健康保険の加入者のうち、本人の前年の所得（1月から7月までは前々年の所得）が特別障害者手当受給限度額以下の方で、次のいずれかに該当する方。（生活保護を受けている方及び後期高齢者医療制度の対象となり得る障害のある方は除く） (1) 身体障害者手帳1級～3級所持者。（腎臓機能障害の場合は1級～4級、進行性筋萎縮症の場合は1級～6級） (2) 精神障害者保健福祉手帳1級～2級所持者。 (3) 児童相談所又は知的障害者更生相談所で知能指数50以下と判定された方。 (4) 自閉症状群と診断された方。 (5) 特定医療費受給者証所持者で日常生活が著しい制限を受けると認められる方。
助 成 範 囲	医療費のうち保険診療による自己負担額。ただし、高額療養費及び家族療養附加金等の保険給付がある場合はそれを差し引いた額。 なお、入院時食事療養費、入院時生活療養費の標準負担額及び保険給付の認められない費用（室料差額、健康診断、予防接種、文書料、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品を希望したことで生じる特別の料金など）は助成の対象にならない。 （注）国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われるときは、それらが優先される。
助 成 方 法	愛知県内の医療機関にマイナ保険証等と医療証を提示すると、医療費の助成が受けられる。
医 療 証 の 交 付 手 続	対象者の申請に基づき、規則の定めるところにより医療証を交付する。 （毎年8月1日更新）
所 得 制 限	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当受給限度額以下
そ の 他	やむを得ない理由により医療証を提示することができずに受診した場合や県外の医療機関で診療を受けるとき→P.127のその他欄参照

【区保険年金課福祉医療担当・支所区民福祉課保福祉医療担当】
〔健康福祉局医療福祉課〕

福祉給付金の支給

趣 旨	後期高齢者医療被保険者又は70歳以上の方で一定の要件を満たす方の医療費を助成することにより、高齢者の福祉の増進を図るもの。
対 象 者	(1) 後期高齢者医療制度の被保険者で、次のいずれかの要件に該当する方 ①障害者医療費助成又はひとり親家庭等医療費助成の受給要件該当者 ②戦傷病者手帳の交付を受けている方で、本人、配偶者及び扶養義務者の所得が障害児福祉手当受給限度額以下の方 ③精神措置入院、結核措置入院等該当者 ④ねたきり又は重度・中度の認知症が3か月以上継続している方で、本人の所得が特別障害者手当受給限度額以下の方 (2) 健康保険の加入者のうち、70歳以上で上記②～④に該当する方（生活保護を受けている方は除く）
支 給 範 囲	医療費のうち、保険診療による自己負担額。ただし、高額療養費及び家族療養附加金等の保険給付がある場合はそれを差し引いた額。 なお、入院時食事療養費の標準負担額及び生活療養標準負担額並びに保険給付の認められない費用（室料差額、健康診断、予防接種、文書料、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品を希望したことで生じる特別の料金など）は助成の対象にならない。 （注）国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われるときは、それらが優先される。
資格者証の 交 付 手 続	対象者の申請に基づき、要綱の定めるところにより、「福祉給付金資格者証」を交付する。（毎年8月1日更新）
支 給 方 法	愛知県内の医療機関に福祉給付金資格者証と一緒にマイナ保険証等を提示すると保険診療による自己負担額が助成される。
そ の 他	やむを得ない理由により資格者証を提示することができずに受診した場合や県外の医療機関で診療を受けるとき→P. 127のその他欄参照

【区保険年金課福祉医療担当・支所区民福祉課福祉医療担当】
〔健康福祉局医療福祉課〕

名古屋歯科保健医療センター（障害者歯科）の運営費補助

趣 旨	日頃から地域で歯科医療を受けることが困難な障害児・者に対して、口腔衛生相談・指導及び治療を行う名古屋歯科保健医療センター（障害者歯科）の運営費の補助を行っている。
施 設 利 用 対 象 者	身体障害者手帳１級～３級又は愛護手帳１度～３度所持者などで、地域で歯科診療を受けることが困難な方。
利 用 方 法	予約制になっているので、それぞれのセンターにあらかじめ相談する。

施設名	名古屋北歯科保健医療センター	名古屋南歯科保健医療センター
所在地	北区平手町１丁目１－５ (クオリティライフ 21 城北内)	南区弥次ヱ町五丁目 12－ 1
電話番号 (FAX 番号)	915－8844 (915－8844)	611－8044 (825－4340)

※開設日は、毎週火～土曜日

※開設時間は、午前 9 時～午後 5 時

〔健康福祉局医療福祉課〕

愛知県特定疾患医療給付事業

趣 旨	原因が不明で治療方法が確立していないいわゆる難病のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度及び重症度が高く、さらに患者数が比較的少ない疾患（特定疾患）について、患者家族の医療費負担を軽減し、原因究明及び治療方法の開発を推進することを目的として、特定疾患の治療に係る医療費の助成を行うもの。
対 象 者	国の特定疾患治療研究事業の対象となっているスモン、劇症肝炎、重症急性膵炎、プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る）の4疾患及び、県単独事業の血清肝炎及び肝硬変の2疾患に罹患しており、それぞれの疾患の認定基準を満たす方のうち次の全てに該当する方（劇症肝炎及び重症急性膵炎については継続申請のみ） 1 愛知県内に住所を有している方 2 委託医療機関等において対象疾患に関する医療又は介護保険法の規定による訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導及び介護医療院サービスに関する給付を受けている方 3 各種健康保険に加入している方
申 請 手 続	次の書類を住所地の区役所福祉課、支所管内は支所区民福祉課へ提出する。 1 特定疾患医療給付事業申請書 2 診断書（臨床調査個人票） 3 市町村民税の課税状況が確認できる書類等 （スモン、プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る）、劇症肝炎、重症急性膵炎には不要） 4 公的医療保険の資格情報が確認できる書類 ・申請時点で有効な健康保険証 ・保険者から交付された「資格情報のお知らせ」もしくは「資格確認書」 ・マイナポータルからダウンロードした「資格確認画面」等 5 住民票 6 医療保険上の所得区分を保険者等へ照会時に必要となる書類等 （血清肝炎、肝硬変には不要）
届 出 事 項	1 受給者票の承認期間を超えて、引き続き医療給付の継続を希望する場合には、更新申請手続きが必要 2 本人の住所（新住所地へ届出）、氏名、健康保険、受療医療機関等を変更したとき 3 本人が死亡したとき、県外へ転出したときは、受給者票を返納する
自 己 負 担 額	1 スモン、プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る）、劇症肝炎、重症急性膵炎 ・自己負担額は生じない 2 血清肝炎、肝硬変 ・医療保険の患者負担割合が3割から2割に軽減される（患者負担が2割及び1割の方は患者負担割合の軽減なし） ・患者が加入する医療保険上の世帯員の市町村民税額（所得割）に応じて自己負担上限額（1か月2,500円～30,000円）が設けられる ※平成27年10月1日以降の新規患者については、患者が加入する医療保険上の世帯員の市町村民税額が7.1万円以上の場合対象外となる

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】

[健康福祉局障害企画課]

小児慢性特定疾病医療費支給

内 容	小児期に小児がんなどの特定の疾病にり患し、長期間の療養を必要とする児童などの健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部を支給する。
対 象 者	原則として保護者が名古屋市に住所を有する18歳未満の児童で、次の16疾患群のうちの対象疾病（801疾病）にり患しており、都道府県・政令指定都市・中核市等の指定する指定医により、疾病の程度が国の定める基準に該当すると診断された方 【対象となる疾患群】 ①悪性新生物 ②慢性腎疾患 ③慢性呼吸器疾患 ④慢性心疾患 ⑤内分泌疾患 ⑥膠原病 ⑦糖尿病 ⑧先天性代謝異常 ⑨血液疾患 ⑩免疫疾患 ⑪神経・筋疾患 ⑫慢性消化器疾患 ⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 ⑭皮膚疾患 ⑮骨系統疾患 ⑯脈管系疾患
申 請 手 続	次の書類を住所地の区役所福祉課、支所管内の方は支所区民福祉課へ提出する。 - 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書 (重症患者認定基準に該当の場合は、重症患者認定申告書も併せて提出) - 小児慢性特定疾病医療意見書（小児慢性特定疾病の指定医が記載したもの） - 医療保険の資格情報を確認できるもの - 課税証明書等市町村民税額が分かる書類 ※名古屋市において市民税額の確認が出来る場合は不要。ただし、加入している保険の種別等によっては、書類の提出が必要。 - 世帯調書 - 高額療養費区分確認にかかる同意書 (新規申請及び保険の変更申請時のみ) - 小児慢性特定疾病の医療費助成・登録者証の申請における医療意見書情報の研究等への利用についての同意書 - 人工呼吸器等装着者証明書（医師が記載したもの、該当する方のみ） 「小児慢性特定疾病受給者証」又は「特定医療費（指定難病）受給者証」（同一世帯内に患者本人以外に対象者がいる場合） - 生活保護受給証明書（受給中の方、世帯全員の方が記載されたもの）
自 己 負 担 額	自己負担額は原則2割ですが、受診者の属する世帯の所得や疾病によって毎月の自己負担額に上限が設けられています。
そ の 他	承認期間は、原則として1年以内で各年度末に終了します。引き続き治療が必要な場合は継続することができ、更新申請が必要です。

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】

[子ども青少年局子育て支援課]

特定医療費助成制度

趣 旨	原因不明、治療方法が未確立であり、希少な疾病であって長期の療養を必要とする難病のうち、厚生労働大臣が指定する疾病（指定難病）に対して、指定医療機関における医療費等の自己負担分に対する一部又は全額を給付する。
対 象 者	指定難病にり患している方のうち、次のいずれかに該当する方 1 病状の程度が、厚生労働大臣が定める基準を満たす方 2 1に該当しない場合であって、支給認定申請を行った月以前の12か月以内に指定難病に係る医療費総額が33,330円を超える月が3か月以上ある方（軽症高額該当）
申 請 手 続	次の書類を住所地の区役所福祉課、支所管内は支所区民福祉課へ提出する。 1 特定医療費支給認定申請書 2 診断書（臨床調査個人票） 3 医療保険の資格情報を確認できるもの（※）（同一世帯に本人と同じ保険に加入している方がいれば全員がわかるもの。ただし、社会保険の方は、本人及びその被保険者がわかるもの。） 4 3の医療保険の資格情報を確認できるものに記載されている方の市民税額がわかる書類（課税証明書、生活保護受給証明等） なお、名古屋市において市民税額の確認が出来る場合は不要。ただし、加入している保険の種別等によっては、書類の提出が必要。 5 非課税世帯の方で、収入が80万円以下（令和7年7月から80.9万以下）の場合は、本人の収入額がわかる書類 6 医療保険上の所得区分を保険者等へ照会する際に必要となる書類等 7 医療費申告書及び医療機関の領収書等（軽症高額該当の方のみ） ※医療保険の資格情報を確認できるもの…保険証、資格確認書など
届 出 事 項	1 支給認定受給者証の有効期間終了後も、引き続き医療給付の継続を希望する場合には、更新申請手続が必要 2 本人の住所（新住所地へ届出）、氏名、健康保険、受療医療機関等を変更したとき 3 本人が死亡したとき、市外へ転出したときは、受給者証を返還する
自己負担額	1 医療保険の患者負担割合が「3割」の方は、「2割」に軽減される（患者負担割合が「2割」及び「1割」の方は患者負担割合の軽減なし） 2 患者が加入する医療保険上の世帯員の市町村民税額（所得割）等に応じて1か月の自己負担上限額（0円～30,000円）が設けられ、同一月に受診した複数の指定医療機関での自己負担額を合算した額に対して適用される。 3 1か月の自己負担限度額（0円～30,000円） ※同一支給認定世帯内で特定医療費受給者又は小児慢性特定疾病医療費受給者が2人以上いる場合、自己負担上限額を按分する。

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】
 [健康福祉局障害企画課]

指定難病要支援者証明事業（指定難病登録者証）

趣 旨	難病患者の各種療養生活支援施策の円滑な利用を図るため、「指定難病登録者証」を発行する。
対 象 者	名古屋市内に住所を有する指定難病の患者 ※指定難病の診断基準を満たしている者（特定医療費助成制度の対象要件である重症度分類の該非は問わない）
内 容	医師の診断書等に代わり指定難病の患者であることを確認できるものとして活用できます。 1 障害福祉サービスの受給申請、ハローワーク等の利用（全国共通） 2 障害者自立支援配食サービスの申請、市営公共施設への無料入場（市独自）
申 請 手 続 き	次の書類を住所地の区役所福祉課、支所管内は支所区民福祉課へ提出する。 （ア）特定医療費助成制度との同時申請 ・特定医療費助成制度の申請書類一式 ・登録者証（指定難病）申請書 （イ）指定難病登録者証のみの単独申請 ・登録者証（指定難病）申請書 ・個人番号（マイナンバー）が確認できる書類 ・指定難病にかかっていることを証明する書類（下記の①または②） ①以下のいずれかの書類の写し（いずれも発行自治体は問わないが、難病法施行（平成 27 年 1 月）後に発行されたものに限る） ・却下通知書（指定難病の診断基準を満たしている事が確認できるものに限る） ・特定医療費受給者証（有効期間内か否かは問わない） ②上記①に該当しない場合 ・診断書（臨床調査個人票）
交付の方法	原則、書面（指定難病登録者証）は発行しません。「マイナンバー情報連携」により登録を確認します。マイナンバー情報連携を活用できない状況にあるときは、申請者からの求めに応じて書面を発行します。
届 出 事 項	1 書面で登録者証を発行している場合のみ、氏名を変更したとき 2 本人が死亡したとき、その他登録者証を必要としなくなったときに届出が必要（マイナンバー情報連携の場合も含む）

【区福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当】

[健康福祉局障害企画課]

名古屋市特定疾患医療給付事業

趣 旨	治療が困難な特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに患者の医療費の負担軽減を図るもの。
対 象 者	対象疾患（突発性難聴）にり患し、認定基準を満たす方のうち、次の要件の全てに該当する方 ただし、他の法令、制度により医療に関する給付を受けている方は除く。 1 名古屋市内に引き続き 1 年以上住所を有していること。 2 委託病院、委託訪問看護事業者又は委託指定居宅サービス事業者により、対象疾患に関する医療並びに介護保険法の規定による、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び介護療養施設サービス等を受けていること。 3 各種健康保険に加入していること。
申 請 手 続	患者又は扶養義務者は特定疾患医療給付事業申出書兼確同意書（委託病院で交付）を委託病院に提出し、委託病院が名古屋市へ申請を行う。
自 己 負 担 額	1 生計中心者の所得に応じて自己負担限度額を設定 2 1 か月の自己負担限度額 ・入院（0 円～23,100 円） ・外来等（0 円～11,500 円） ※対象者が生計中心者であるときは、自己負担限度額は 1/2 となる。

[健康福祉局障害企画課]

難病患者医療生活相談事業

趣 旨	難病患者やその家族が療養上の不安を解消し、安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図るため、医師、保健師、理学療法士等による相談、療養支援を実施する。
対 象 者	難病患者及びその家族等
事 業 内 容	医師、保健師、理学療法士等による医療生活相談（疾患、保健・医療・福祉サービスの利用、介護等に関すること）や講演会、患者・家族同士の交流会などを実施
実 施 場 所	各保健センター
そ の 他	各保健センターにおいて、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による訪問相談を実施している。

【区保健センター保健予防課】

〔健康福祉局健康増進課〕

成人保健事業（１）

事業		対象	実施方法等	内容
健康手帳の交付		がん検診等各種検診の受診者	保健センター及び市内のがん検診等各種検診実施医療機関で交付 自己負担額：無料	がん検診等各種検診の記録その他の健康保持のために必要な事項を記録するための手帳を交付
健康教育	ロコモティブシンドローム予防教室	20歳以上の市民（年度中に20歳になる方を含む）	各保健センター等で実施 自己負担額：無料	運動器の衰えを予防するための食生活や運動等の指導
	歯と歯ぐきの健康づくり事業	市民	各保健センター等で実施 自己負担額：無料	口腔内一般診査、歯周組織の診査、入れ歯・冠などの診査、個別相談、健康教室など
	ブレスト・アウェアネス啓発事業	女性市民	各保健センターや各地区で実施 自己負担額：無料	30名程度のグループ単位を対象。自分で乳がんを発見するための自己触診法等の指導、個別相談など
喫煙者個別健康教育		喫煙者で禁煙の実行を希望される方	各保健センターで実施 自己負担額：無料	禁煙を支援するための具体的・継続的な個別指導など
成人健康相談		40歳以上の市民（年度中に40歳になる方を含む）及びその家族	各保健センターで実施 自己負担額：無料	来所、電話による生活習慣病など健康に関する相談
各種検診	胃がん検診（エックス線検査）	40歳以上の市民（年度中に40歳になる方を含む）	市内の協力医療機関等で実施 自己負担額：500円	問診、胃部エックス線検査
	胃がん検診（内視鏡検査）	50歳以上の市民（年度中に50歳になる方を含む）	市内の協力医療機関で実施 自己負担額：500円	問診、胃内視鏡検査
	※50歳以上の方は、エックス線検査と内視鏡検査のうちひとつを受診可 ※内視鏡検査を受診した翌年度は、胃がん検診（エックス線検査、内視鏡検査とも）受診不可			
	大腸がん検診	40歳以上の市民（年度中に40歳になる方を含む）	市内の協力医療機関等で実施 自己負担額：500円	問診、免疫便潜血検査（2日法）

【区保健センター保健予防課】
〔健康福祉局健康増進課〕

成人保健事業（２）

事業		対象	実施方法等	内 容
各種 検 診	肺 が ん ・ 結 核 検 診	40歳以上の市民 (年度中に40歳になる 方を含む)	市内の協力医療機関等 で実施 肺がん検診の自己負担 額：500 円	問診、胸部エックス線検査 必要な方に喀痰細胞診
	子宮がん検診	20歳以上の女性市民 (年度中に20歳になる 方を含む) ※前年度に本市の子宮 がん検診を受診して いない方	市内の協力医療機関等 で実施 自己負担額：500 円	問診、視診、内診、頸部細胞診 必要な方に体がん検診（子宮 内膜細胞診）
	乳 が ん 検 診	40 歳以上の女性市民 (年度中に40歳になる 方を含む) ※前年度に本市の乳が ん検診を受診して いない方	市内の協力医療機関及 び保健センター等で実 施 自己負担額：500 円	問診、乳房エックス線検査 (マンモグラフィ) 視診・触診を実施する場合 がある
	前 立 腺 が ん 検 診	50歳以上の男性市民 (年度中に50歳になる 方を含む)	市内の協力医療機関等 で実施 自己負担額：500 円	問診、P S A検査
	ピロリ菌検査	年度末時点で20～39歳 の市民	市内の協力医療機関で 実施 自己負担額：無料	問診、抗ヘリコバクターピ ロリ抗体検査（血清）
	胃がんリスク 検 査	年度末時点で40～59歳 の市民	市内の協力医療機関で 実施 自己負担額：500 円	問診、抗ヘリコバクターピ ロリ抗体検査（血清）、ペプ シノゲン検査（血清）
	腹 部 超 音 波 スクリーニング 検 査	50歳以上の市民 (年度中に50歳になる 方を含む)	市内の協力医療機関で 実施 自己負担額：500 円	問診、腹部超音波スクリー ニング検査（エコー検査）
	骨粗しょう症 検 診	4 月 1 日現在、40、45、 50、55、60、65、70歳 の女性市民	市内の協力医療機関で 実施 自己負担額：無料	問診、骨量検査
	歯周疾患検診	4 月 1 日現在、20、25、 30、35、40、45、50、 55、60、65、70、75、 80歳の市民	市内の協力歯科医療機 関で実施 自己負担額：無料	口腔内一般診査、歯周組織 診査、入れ歯・冠などの診 査、保健指導
訪 問 指 導		40歳以上64歳以下の市 民	保健師・管理栄養士・ 歯科衛生士などの家庭 訪問により実施 自己負担額：無料	生活習慣病予防、健康づく り、介護家族の健康管理等 の相談・支援
在宅ねたきり者 訪 問 歯 科 診 査		40歳以上の在宅ねたき り者 (年度中に40歳になる 方を含む)	市内の協力歯科医療機 関から訪問により実施 自己負担額：無料	口腔内一般診査、入れ歯・ 冠などの診査、保健指導

【区保健センター保健予防課】

[健康福祉局健康増進課]

成人保健事業における自己負担金免除対象者

対 象 者	実施機関へ提出する書類
(1) 生活保護世帯に属する方	次の①又は②のいずれかを提出 ①保護受給証明書 ②介護保険料納入通知書・介護保険料額決定通知書・特別徴収額通知書等（保険料段階が『第1段階』のもの）の写し
(2) 中国残留邦人等支援給付を受けている方	本人確認証の写し
(3) 市民税非課税世帯に属する方	次の①又は②のいずれかを提出 ①市民税非課税確認書（事前に保健センターへおたずねください） ②介護保険料納入通知書・介護保険料額決定通知書・特別徴収額通知書等（保険料段階が『第2～4段階』のもの）の写し
(4) 70 歳以上の方 （今年度 70 歳に達する方を含む）	書類は必要ありません
(5) 名古屋市医療費助成制度受給者 （ひとり親家庭等・障害者） (6) 名古屋市福祉給付金受給者	各医療証又は資格者証を提示

【区保健センター保健予防課】

〔健康福祉局健康増進課〕

在宅ねたきり者訪問歯科診査

趣 旨	成人保健対策の一環として、在宅ねたきり者の口腔内の改善を図るため、訪問歯科診査を実施し、適切な健康管理に努めることを目的とする。
対 象 者	市内在住の40歳以上（当該年度に40歳に達する方を含む）の在宅ねたきり者で歯科医師の訪問診査を希望する方
訪 問 歯 科 診 査 の 回 数	同一人について年度内に1回
費 用	無 料
診 査 機 関 及 実 施 内 容	名古屋市歯科医師会の協力歯科医療機関 (1) 歯科医師による診査（口腔内一般診査、補綴状況（入れ歯、冠などの診査等）） (2) 歯科医師による保健指導
申 請 手 続	在宅歯科医療・介護連携室（TEL:619-4188）または協力歯科医療機関へ申し込む。

【区保健センター保健予防課精神保健・健康づくり担当】

〔健康福祉局健康増進課〕

任意予防接種の費用助成事業

趣 旨		予防医療の推進を図るため、以下の任意予防接種に対して接種費用の助成を行い、市民が接種を受けやすくするもの。				
対 象 等		ワクチン名		対象	実施場所	自己負担金
		おたふくかぜ		1歳から6歳となる日の属する年度の末日までの方（おたふくかぜの予防接種歴、り患歴がない方に限る）	指定医療機関	3,000 円
		（ 成 人 ） 風 し ん	抗体検査	妊娠を希望する女性、妊娠を希望する女性のパートナー又は同居人、妊娠中の女性のパートナー又は同居人(注)		無料
			予防接種	風しん抗体検査の対象の方であって、抗体検査の結果、風しんに対する免疫が不十分な方		
		高齢者肺炎球菌		接種日時時点で満 66 歳以上の方 ※過去にニューモバックス(23価)肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方		4,000 円
		帯 状 疱 疹 （ ビ ケ ン ）		接種日時時点で満 50 歳以上かつ定期接種の対象でない方 ※助成は生涯で1度（ビケン は接種1回分）限り		4,200 円
		帯 状 疱 疹 （シングリックス）		接種日時時点で満 50 歳以上かつ定期接種の対象でない方 ※助成は生涯で1度（シングリックスは接種2回分）限り		1回あたり 10,800 円 （2回接種）
		(注)以下のすべてを満たす方 平成 26 年 4 月以降に抗体検査を受けたことがない。過去に風しん予防接種を 2 回以上受けたことがない。過去に風しんにり患したことがない。				

任意予防接種の自己負担金免除者

対 象 者	医療機関へ提出する書類
(1) 生活保護世帯に属する方	次の①又は②のいずれかを提出 ①介護保険料納入通知書・介護保険料額決定通知書・特別徴収額通知書等（保険料段階が「第 1 段階」のもの）の写し ②生活保護受給証明書
(2) 市民税非課税世帯に属する方	次の①又は②のいずれかを提出 ①介護保険料納入通知書・介護保険料額決定通知書・特別徴収額通知書（保険料段階が「第 2 ～ 4 段階」のもの）の写し ②市民税非課税確認書（事前に保健センターへおたずねください）
(3) 中国残留邦人等支援給付を受けている方	中国残留邦人等に対する支援給付に係る本人確認証の写し

【区保健センター保健予防課保健感染症担当】

[健康福祉局感染症対策課]

赤ちゃん訪問事業

趣 旨	子育て家庭を地域から孤立させないよう、地域と子育て家庭をつなぐ取り組みとして、地域住民が乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに対する不安感や負担感を軽減することを目的とする。
対 象 者	概ね出生後３か月から７か月までの第１子及びその養育者
訪 問 者	主任児童委員及び区域担当児童委員
事 業 内 容	(1) 訪問 誕生の祝い品を持参するとともに、地域の子育て支援に関する情報提供等を行う。 (2) 広報 この事業に対する理解を深めるとともに、円滑な訪問活動を行うために、市民への周知を図る。 (3) 研修 訪問活動に対する理解を深め、意欲の向上を図るために、必要に応じて主任児童委員等に対して研修を行う。 (4) 区の特性 この事業は、区を単位として実施し、区の独自性を持って、この事業の実施を図る。

【区民生子ども課民生子ども担当】

[子ども青少年局子育て支援課]

地域子育て支援ネットワーク事業

趣 旨	地域における子育て支援ネットワーク事業として、子育て支援関係機関等が相互に連携・協力して、その機能の強化や活動・事業の活性化などを図ることにより、地域における子育て家庭への支援を促進する。
事 業 内 容	(1) 区子育て支援ネットワーク連絡会 子育て支援関係機関などが、区役所を中心として、連絡会を設置し、子育て支援に関する情報交換及び連絡調整並びに区内の子育てに関する課題の検討を行う。 (2) 地域子育て支援ネットワーク事業補助 子育て関係機関などが連携して子育て支援を目的とした活動を行った場合に、補助を行う。 [対象となる活動] 情報誌の発行、子育てサロンの開設、子育て講座の開設など [交付対象] 区域事業 広域事業
補 助 金 額	地域子育て支援ネットワーク事業補助金 １団体 １８万円／年

【区民生子ども課民生子ども担当】

[子ども青少年局子育て支援課]

子ども・子育て支援センター

開 設 場 所	子ども・子育て支援センター（なごやキッズステーション） 中区栄三丁目18番1号 ナディアパークビジネスセンタービル6階 TEL 262-2372 FAX 262-2370
趣 旨	少子化や地域社会のつながりの希薄化から子育て家庭の孤立化が進行する中で、誰もが安心して子育てができるよう、市民・企業・行政が連携して、子育て家庭を社会全体で支える仕組みづくりを進める。
事 業 内 容	(1) 地域のネットワークづくりの拠点 ①支援者の育成 ・支援者向け講座による支援者の育成やスキルアップをはかるとともに支援者向け相談を実施 ・地域の子育て支援活動を活性化するため、すくすくサポーターを養成し、地域の子育て支援活動の場へ派遣 ・子育て支援団体や子育てサークル等の活動支援のため、活動場所を提供 ・地域子育て支援拠点の中核施設に位置づけ、拠点における子育て支援者養成、拠点間の連携を深める取り組みの実施 ②地域との共催講座の実施 ・親支援プログラムを実践できる指導者を養成し、地域へ派遣したり、講座を共催 ③大学との連携 ・保育を学ぶ学生への地域の子育て支援活動の紹介、施設実習の機会の提供 (2) 子育て情報の拠点 ①子育て情報の集約・発信 ・ホームページ・携帯サイトや情報ガーデン等における子育て情報の提供 ・情報誌の発行 ②子育てを応援する講座の実施 ・子育て中の母親・父親が学べる託児付講座や親子のふれあいを促す講座の開催 ③子育て相談 ・ふらっと相談・電話相談・SNS 相談・面接相談による子育ての悩みへの対応 ④交流の場づくり ・気軽な相談もできるつどいの場「キッズパーク」の運営 ・子育てにかかわる意識醸成につなげるイベントの開催 (3) 企業連携の拠点 子育てにやさしい企業活動の促進や子どもと子育て家庭を社会全体で支える機運の醸成のために、企業、地域及び行政が連携・協働して子育て支援に取り組む。 ①子育て支援に取り組む企業をサポートする企業出前講座の実施 ②子育てにやさしい活動を行う企業の先進的事例等の情報提供 ③子育て家庭優待カード事業の窓口として「ぴよか」の交付

【子ども・子育て支援センター】
 [子ども青少年局子育て支援課]

子育て家庭への情報提供

趣 旨	子育て家庭に対し、様々な媒体を活用して子育て支援に関連する情報の提供を行い、子育て家庭が利用できる多様なサービスの活用につなげることで、子育ての不安感及び負担感の軽減を図る。
事 業 内 容	(1) 子育て応援ブック「なごやっ子」 子育て関連情報を紹介する冊子として、保健センターにおいて妊娠の届出の際に母子健康手帳とともに配付。 ア 掲載内容 乳幼児期を中心に妊娠期から青少年期の子育て情報を掲載。 イ 発行頻度 年 1 回 (2) なごや子育てアプリ「なごみー」 子育て支援情報を提供するスマートフォン用アプリケーションを配信。 ア 利用対象者 妊婦、就学前の児童がいる保護者 イ 主な機能・内容 ① 子育て支援情報 子ども・子育てに関する名古屋市の施策や相談窓口等を掲載 ② お役立ちアドバイス 妊娠中・出産後、母親・父親の属性に合わせて自動表示 ③ お知らせ・地域ニュース プロフィールに合わせたお知らせや、市政に関する情報を掲載 ④ イベント情報 キーワードや開催日で絞り込んで検索可能 ⑤ 子育て支援施設の検索 「ぴよか」協賛店、子どもと遊べる場、予防接種対応医療機関などの検索が可能 ⑥ ぴよか 子育て家庭優待カード「ぴよか」を表示して、協賛店で使用することが可能 ⑦ 予防接種スケジュール管理 誕生日と実際の接種日に応じて、最適な接種日を自動的に表示 ⑧ お子さまの成長記録「できたよ記念日」 日々の思い出を写真とコメント付きで記録 ⑨ 多言語対応 英語・中国語・韓国語・ベトナム語などの 12 言語に対応 ウ ダウンロード方法 ① 「母子モ」アプリを AppStore 又は GooglePlay からダウンロード ② ニックネームや生年月日とともに、市内郵便番号を登録

[子ども青少年局子育て支援課]

名古屋のびのび子育てサポート事業

趣 旨	子育ての援助を行いたい者（提供会員）と、受けたい者（依頼会員）からなる会員組織を設立し、会員間の子育ての相互援助活動を支援するもの。																																										
事 業 内 容	1 援助活動の主な例 (1) 保育所、幼稚園等への子どもの送迎や、その前後に子どもを預かる (2) 病気回復期の子どもが保育所等を休む場合に預かる (3) 保護者の短時間・臨時的就労の場合や、病気や急用等の場合に子どもを預かる 2 会員 (1) 依頼会員：市内在住又は在勤・在学で生後57日～小学6年生までの子どものいる方 (2) 提供会員：市内在住で20歳以上の方（講習会を受講後会員登録） (3) 両方会員：依頼会員と提供会員を兼ねて希望する方 3 援助活動の実施方法 (1) 依頼会員が、各区の地区を担当する支部へ援助の依頼を申込み ↓ (2) 支部から適切と思われる提供会員に連絡し、承諾を得て依頼会員に紹介 ↓ (3) 依頼会員と提供会員が連絡を取り合い、原則として提供会員自宅で援助活動を実施 4 登録料 入会時 1,000円（依頼会員のみ） 5 提供会員の報酬 依頼会員が直接、提供会員に支払う (1) 平日の午前7時～午後7時 1時間 800円 (2) 土・日・祝日・年末年始及び上記の時間外 1時間 1,000円 6 事務局体制 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">事務局</th><th>担当区域</th><th>連絡先</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 部</td><td>子ども青少年局子育て支援課内</td><td style="text-align: center;">／</td><td>TEL 962-5102 FAX 972-4419</td></tr> <tr> <td>北 支 部</td><td>めいほく保育園内</td><td>千種・東・北</td><td>TEL 915-3071 FAX 911-1430</td></tr> <tr> <td>西 支 部</td><td>あかつき保育園内</td><td>西・中・熱田</td><td>TEL 531-0937 FAX 531-9158</td></tr> <tr> <td>中村支部</td><td>中村保育園内</td><td>中村・中川・港</td><td>TEL 482-4022 FAX 461-7193</td></tr> <tr> <td>昭和支部</td><td>いりなか保育園内</td><td>昭和</td><td>TEL 908-9093 FAX 832-8120</td></tr> <tr> <td>瑞穂支部</td><td>天使保育園内</td><td>瑞穂・天白</td><td>TEL 822-1033 FAX 824-1191</td></tr> <tr> <td>南 支 部</td><td>菜の花保育園内</td><td>南・緑</td><td>TEL 612-1577 FAX 829-1080</td></tr> <tr> <td>守山支部</td><td>和進館保育園内</td><td>守山</td><td>TEL 791-2845 FAX 792-5192</td></tr> <tr> <td>名東支部</td><td>名東保育園内</td><td>名東</td><td>TEL 709-6881 FAX 709-6882</td></tr> </tbody> </table> ※開設時間 本 部 午前10時30分～午後5時30分 (休館日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始) 支 部 平日午前9時～午後7時 土曜日午前9時～午後3時 (休館日 日曜日・祝日・年末年始)			事務局		担当区域	連絡先	本 部	子ども青少年局子育て支援課内	／	TEL 962-5102 FAX 972-4419	北 支 部	めいほく保育園内	千種・東・北	TEL 915-3071 FAX 911-1430	西 支 部	あかつき保育園内	西・中・熱田	TEL 531-0937 FAX 531-9158	中村支部	中村保育園内	中村・中川・港	TEL 482-4022 FAX 461-7193	昭和支部	いりなか保育園内	昭和	TEL 908-9093 FAX 832-8120	瑞穂支部	天使保育園内	瑞穂・天白	TEL 822-1033 FAX 824-1191	南 支 部	菜の花保育園内	南・緑	TEL 612-1577 FAX 829-1080	守山支部	和進館保育園内	守山	TEL 791-2845 FAX 792-5192	名東支部	名東保育園内	名東	TEL 709-6881 FAX 709-6882
事務局		担当区域	連絡先																																								
本 部	子ども青少年局子育て支援課内	／	TEL 962-5102 FAX 972-4419																																								
北 支 部	めいほく保育園内	千種・東・北	TEL 915-3071 FAX 911-1430																																								
西 支 部	あかつき保育園内	西・中・熱田	TEL 531-0937 FAX 531-9158																																								
中村支部	中村保育園内	中村・中川・港	TEL 482-4022 FAX 461-7193																																								
昭和支部	いりなか保育園内	昭和	TEL 908-9093 FAX 832-8120																																								
瑞穂支部	天使保育園内	瑞穂・天白	TEL 822-1033 FAX 824-1191																																								
南 支 部	菜の花保育園内	南・緑	TEL 612-1577 FAX 829-1080																																								
守山支部	和進館保育園内	守山	TEL 791-2845 FAX 792-5192																																								
名東支部	名東保育園内	名東	TEL 709-6881 FAX 709-6882																																								

[子ども青少年局子育て支援課]

多胎児家庭支援事業

内 容	多胎妊娠家庭へのプレファミリー教室や、多胎育児家庭への健診等の同行支援、電話相談、訪問支援を行うことで、多胎児の妊娠・出産・育児に伴う保護者の身体的、精神的な負担の軽減を図る。
対 象	市内に在住の双子又は三つ子以上の多胎児及びその保護者並びに多胎妊婦及びその家族
事 業 内 容	(1) 多胎妊娠期におけるオンラインプレファミリー教室 ○多胎育児を実際に迎える前の準備・心構えを学ぶ講座や多胎育児経験者（先輩パパ・ママ）との交流等オンラインで実施する講習会 ○年4回開催 (2) 乳幼児健康診査等を受ける際の同行支援 ○多胎児家庭が、保健センターで実施する乳幼児健康診査や、医療機関で乳児一般健康診査・予防接種を受ける際に、自宅から保健センターまたは医療機関との往復時及び受診時に、保護者とともに子どもの介助を実施 ○子の対象年齢：概ね3歳まで ○医療機関は原則、居住する区内または隣接区内に限る (3) 多胎児家庭からの子どもの発達や子育てに関する電話相談 ○子どもの発達や子育てに関する悩み等を、多胎育児の経験者に相談 ○相談時間：月曜日、水曜日、金曜日 午前10時から午後1時（休日、年末年始を除く） (4) 多胎児家庭への助産師の訪問支援 ○助産師が多胎児家庭の自宅を訪問し、多胎児の育児に関する不安や悩みの相談、授乳、もく浴、抱き方、泣きへの対処などの具体的な育児方法の助言などを行う（原則 6回まで） ○子の対象年齢：概ね3歳まで ○訪問日時 平日 午前8時45分から午後5時30分までの希望時間帯
費 用 負 担	(2) 同行支援 世帯の生計中心者の当該年度分（4月から6月の派遣については前年度分）市民税の課税状況に応じて費用負担あり。 〈利用料（1時間あたり）〉 A 生活保護世帯・市民税非課税世帯 0円 B 市民税均等割の額のみ（所得割非課税）課税世帯..... 250円 C A・B以外の世帯..... 1,600円 (1)・(3)・(4) 無料
申 込 手 続	市が委託した事業者へ直接申し込み

[子ども青少年局子育て支援課]

児童遊園地・どんぐりひろば

	児童遊園地	どんぐりひろば
趣 旨	市内の児童のために安全な遊び場を確保するため、その新設及び既設の遊具などの整備に対して補助金を交付し、児童の健全な育成を図るもの。	市内の幼児のために安全な広場を確保し、これに遊具などを整備して幼児の健全な育成を図るもの。 (小規模な幼児の遊び場)
条 件	敷地面積…200㎡以上、700㎡未満 使用期間…新設後 3 年以上 遊 具…遊具を設置してあること。 等	敷地面積…30㎡以上、700㎡未満 使用期間…無償で1 年以上 等
申 請 手 続	下記の書類を住所地の区役所民生子ども課へ提出する。	
	1 児童遊園地新規設置及び補助金交付申請書 2 児童遊園地用地所有者承諾書 3 児童遊園地新規設置計画用図 4 補助希望工事の見積書等所要経費がわかるもの 5 児童遊園地所要経費収支計算書	1 どんぐりひろば新規設置申請書 2 どんぐりひろば用地所有者承諾書 3 どんぐりひろば新規設置計画用図
補 助 内 容	補助金の額は、所要経費の8/10とし、1,000円未満は切り捨てる。 補助金の限度額は 新設 400,000円 整備 160,000円 廃止 200,000円 所要経費が10,000円未満のものは対象としない。前回の補助金交付後1年6か月を経過していること。	砂場、低鉄棒、ベンチ、標識、安全柵、屑かごを設置 整地（以下の条件あり） ・同一学区内にどんぐりひろば、児童遊園地が存在しないこと ・どんぐりひろばの設置につき、地域の強い要望があること ・新設後3年以上遊び場として利用できること ・整地を行うことで、幼児の安全な遊び場を確保できること ・工事費が原則400,000円未満であること (補修が必要となった場合) どんぐりひろば整備依頼書を区役所民生子ども課へ提出する。
そ の 他	個人（法人なども含む）が土地を提供したときは、その土地にかかる固定資産税、都市計画税が免除される場合があります。	

【区民生子ども課民生子ども担当】
[子ども青少年局子育て支援課]

認定こども園

趣 旨	認定こども園は、次のような機能を備える施設である。 1 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、保護者が働いている、いないに関わらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う。 2 地域における子育て支援を行う機能 すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う。
対 象 者	認定こども園は、次のような子ども及びその子どもをもつ保護者が利用できる。 1 満3歳以上で、教育のみを希望する場合 2 満3歳以上で、教育と保育の両方を希望する場合 3 満3歳未満で、保育を希望する場合 (満3歳未満の子どもについては、保育のみの実施となる) ※保育を希望する(保育を必要とする)場合は、子どもの保護者のいずれもが「保育所」(P.148)の「保育の必要な事由」に該当することが必要である。 ※認定こども園によっては、保育を希望する(保育を必要とする)子どもだけを対象としている場合がある。
申 込 手 続	【教育のみを希望する場合】 希望の施設に、直接申込みをする。 【保育を希望する(保育を必要とする)場合】 1 利用申込の受付 利用申込の受付は、保護者の住所地の区役所民生子ども課又は支所区民福祉課において、利用希望の月の前月15日締切りで行っている。 なお、4月利用の申込に係る受付は、一定の時期及び場所を定めて行われるので、「広報なごや」9月号又は10月号の区版を参照する。 2 提出書類 所定の「保育利用申込書」に、子どもの保育ができない状況を証明する書類(就労証明書など)を添付して提出する。 なお、所定の用紙及び申込手続の説明書は、区役所民生子ども課、支所区民福祉課、最寄りの認定こども園等に常備されている。
認定こども園の 類 型	認定こども園には、次のような類型がある。 1 幼保連携型認定こども園 学校及び児童福祉施設として、双方の法的位置づけを持つ単一の施設。 2 幼稚園型認定こども園 既に認可されている幼稚園が、教育課程に基づく教育を行うほか、保育の必要な子どもに教育・保育を行う幼稚園。 3 保育所型認定こども園 既に認可されている保育所が、保育を必要とする子どもに保育を行うほか、保育の必要な子ども以外の満3歳以上の子どもに教育・保育を行う保育所。

【区民生子ども課民生子ども担当・支所区民福祉課子ども担当】

[子ども青少年局幼保企画課・保育運営課]

保 育 所

趣 旨	保育所は、保護者の就労又は疾病などの理由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である就学前の子どもを保育する施設である。
対 象 者	保育を必要とする 0 歳～ 5 歳児
保育の必要な事 由	子どもの保護者のいずれもが、次のいずれかに該当すること。 1 月64時間以上労働することを常態としていること。 2 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 4 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護又は看護していること。 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 6 就労する意思があり、求職活動に専念していること。 7 職業能力開発施設において職業訓練を受け、又は大学、短大、高校、高専、専修学校若しくは各種学校に就学していること。 8 精神又は身体に障害を有する子どもを監護しており、その子どもの障害の程度と家庭環境等が別に定める状態にあること。 9 既に保育所等を利用しており、育児休業中に引き続き保育所等を利用することが必要であると認められること。 10 育児休業中であり、現に監護している子どもが満3歳以上であること。 11 児童虐待の防止等に関する法律第13条の2第1項に規定する特別の支援を要する家庭であること。 12 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第8条の3に規定する被害者の自立を支援するための必要な措置を要する家庭であること。
申 込 手 続	1 利用申込の受付 利用申込の受付は、保護者の住所地の区役所民生子ども課又は支所区民福祉課において、利用希望の月の前月15日締切りで行っている。 なお、4月利用の申込に係る受付は、一定の時期及び場所を定めて行われるので、「広報なごや」9月号又は10月号の区版を参照する。 2 提出書類 所定の「保育利用申込書」に、子どもの保育ができない状況を証明する書類（就労証明書など）を添付して提出する。 なお、所定の用紙及び申込手続の説明書は、区役所民生子ども課、支所区民福祉課、最寄りの保育所等に常備されている。
そ の 他	保護者の需要により、次のような保育も行われている。 1 乳児保育 一般に生後6か月から保育している。 2 産休あけ保育 働く母親が、出産後も継続して勤務できるように、生後57日目から保育している。 3 延長保育 保護者の勤務時間の長時間化に対応するため、おおむね午後7時（一部の保育所では午後8時又は10時、午前0時）まで保育している。 4 障害児保育 障害のある子どもとない子どもが同じ集団の中でともに育ち合うという考え方に基づき、集団保育が可能な障害児を受け入れている。 5 夜間保育 夜間、保護者の就労などで保育を必要とする乳幼児を保育している。 ただし、開設している保育所は千種区、中区のみ。

【区民生子ども課民生子ども担当・支所区民福祉課子ども担当】

[子ども青少年局幼保企画課・保育運営課]

地域型保育事業

趣 旨	地域型保育事業は、保護者の就労又は疾病などの理由により、家庭において必要な保育を受けることが困難な0歳から2歳の乳幼児を保育する事業である。原則として19人以下の少人数の単位で子どもを預かる事業。
対 象 者	保育を必要とする0歳～2歳児
保育の必要な事由	子どもの保護者のいずれもが、次のいずれかに該当すること。 1 月64時間以上労働することを常態としていること。 2 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 4 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護又は看護していること。 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 6 就労する意思があり、求職活動に専念していること。 7 職業能力開発施設において職業訓練を受け、又は大学、短大、高校、高専、専修学校若しくは各種学校に就学していること。 8 精神又は身体に障害を有する子どもを監護しており、その子どもの障害の程度と家庭環境等が別に定める状態にあること。 9 既に保育所等を利用しており、育児休業中に引き続き保育所等を利用することが必要であると認められること。 10 児童虐待の防止等に関する法律第13条の2第1項に規定する特別の支援を要する家庭であること。 11 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第8条の3に規定する被害者の自立を支援するための必要な措置を要する家庭であること。
申 込 手 続	保育所と同じ
地 域 型 保 育 事 業 の 類 型	1 小規模保育事業 少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。 2 家庭的保育事業 少人数（定員5人以下）を対象に、家庭的な雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を行う。 3 事業所内保育事業 事業主が主体となって、その事業所の従業員の子どもの対象に開設した保育施設で地域の子どもの一緒に保育を行う。 4 居宅訪問型保育事業 原則、障害や疾病等の理由から集団保育が著しく困難であると認められる場合に、保育を必要とする子どもの居宅において、保育を行う。

【区民生子ども課民生子ども担当・支所区民福祉課子ども担当】

〔子ども青少年局幼保企画課〕

一時保育事業

趣 旨	保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、保育所等の機能を活用して子どもの福祉の増進を図るもの。																			
事 業 内 容	① 非定型保育事業 保護者の就労形態等により、原則として週3日を限度として家庭における保育が断続的に困難になる子どもに対する保育事業 ② 緊急保育事業 保護者の傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、緊急・一時的に家庭での保育が困難になる子どもに対する保育事業 ③ リフレッシュ保育事業 保護者の育児疲れ等の解消を図り、新たな気持ちで家庭保育に取り組んでもらうために、子どもを一時的に保育する事業																			
利 用 定 員	1 か所 1 日あたり おおむね 6 人 ※小規模保育事業所は、3 人まで																			
利 用 料	<table><tr><th>区 分</th><th>～ 6 時間利用</th><th>～ 8 時間利用</th><th>～10 時間利用</th></tr><tr><td>生活保護世帯及び 市民税非課税世帯</td><td colspan="3">0 円</td></tr><tr><td>市民税均等割のみ課税世帯及び 所得割課税額 40,800 円未満の世帯</td><td>600 円</td><td>800 円</td><td>1,000 円</td></tr><tr><td>市民税所得割課税額 40,800 円以上の世帯</td><td>1,200 円</td><td>1,600 円</td><td>2,000 円</td></tr></table> ※その他、飲食物費として実費相当額（300円）を負担				区 分	～ 6 時間利用	～ 8 時間利用	～10 時間利用	生活保護世帯及び 市民税非課税世帯	0 円			市民税均等割のみ課税世帯及び 所得割課税額 40,800 円未満の世帯	600 円	800 円	1,000 円	市民税所得割課税額 40,800 円以上の世帯	1,200 円	1,600 円	2,000 円
区 分	～ 6 時間利用	～ 8 時間利用	～10 時間利用																	
生活保護世帯及び 市民税非課税世帯	0 円																			
市民税均等割のみ課税世帯及び 所得割課税額 40,800 円未満の世帯	600 円	800 円	1,000 円																	
市民税所得割課税額 40,800 円以上の世帯	1,200 円	1,600 円	2,000 円																	
保 育 時 間	おおむね午前8時から午後6時までのうち、必要な時間																			
申 請 方 法	住所地の区役所民生子ども課又は支所区民福祉課へ ただし、事業内容の②③については、各指定保育所等でも受け付けている。 申請書は各区民生子ども課、支所区民福祉課、各指定保育所等に常備																			
指定保育所等	64 か所 (※)その他、公立保育所 79 か所で、リフレッシュ保育事業に特化した「リフレッシュ預かり保育事業」を、小規模保育事業所 7 か所で「小規模保育事業所における一時保育事業」を実施しています。																			

【区民生子ども課民生子ども担当・支所区民福祉課子ども担当】

[子ども青少年局幼保企画課・保育運営課]

24 時間緊急一時保育事業

趣 旨	核家族化により、身近に親族等子育てを援助してくれる人がいないため、突発的な保護者の病気や事故、又は急な残業や出張さらに育児不安などで一時的に保育ができない場合があり、そうした保護者のニーズに対応するために、認可保育所において24時間365日子どもを受け入れる緊急一時保育事業を実施することにより、夜間・休日における子育て支援の充実を図るもの。															
事 業 内 容	《利用対象子ども》 保護者の就労、入院・通院、冠婚葬祭、親族の介護、その他やむを得ない事由により緊急・一時的に家庭保育が困難になる名古屋市在住のおおむね生後6か月から就学前までの子ども。 《利用回数》 月3回まで。1回につき最大24時間まで利用可能。 原則として連続での利用は48時間まで。															
利 用 定 員	1 か所 1 日あたり 3 人															
利 用 料	<table><tr><th>区分</th><th>被措置者</th><th>生活保護世帯 市民税非課税世帯</th><th>その他の世帯</th></tr><tr><td>月曜日から土曜日の 午前7時から 午後7時まで</td><td>0 円</td><td>1 時間につき 200 円</td><td>1 時間につき 400 円</td></tr><tr><td>上記以外の時間帯</td><td>0 円</td><td>1 時間につき 250 円</td><td>1 時間につき 500 円</td></tr></table> ※その他、飲食物費として実費相当額（300円）を負担 ※生活保護世帯・市民税非課税世帯の場合は、生活保護受給証明書、市民税非課税を証明する書類の提示が必要。証明する書類の提示がない場合は、その他の世帯として利用料を負担。 ※被措置者とは、名古屋市児童福祉法に基づく家庭支援事業の利用勧奨及び措置実施要綱第7条第2項の決定を受けた者とする。				区分	被措置者	生活保護世帯 市民税非課税世帯	その他の世帯	月曜日から土曜日の 午前7時から 午後7時まで	0 円	1 時間につき 200 円	1 時間につき 400 円	上記以外の時間帯	0 円	1 時間につき 250 円	1 時間につき 500 円
区分	被措置者	生活保護世帯 市民税非課税世帯	その他の世帯													
月曜日から土曜日の 午前7時から 午後7時まで	0 円	1 時間につき 200 円	1 時間につき 400 円													
上記以外の時間帯	0 円	1 時間につき 250 円	1 時間につき 500 円													
保 育 時 間	24時間365日（利用制限あり）															
申 請 方 法	指定保育所へ。 予約は利用開始日の1週間前の午前10時より受付。															
指定保育所	2 か所															

産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業

趣 旨	産休あけ・育休あけの職場復帰のときに利用する保育所等をあらかじめ予約していただくことにより、産休中又は育休中の保護者の方に安心して出産・育児に専念していただくというもの。
入 所 予 約 が で き る 方	次の条件をすべて満たしている方 ① 名古屋市の住民であること。 ② 産休あけ又は育休あけの職場復帰の時点において、新生児について保育利用の条件を備えていると見込まれること。 ※予約ができる育休は、新生児が満1歳（パパママ育休プラスによる場合は満1歳2か月）に達するまで。
入 所 予 約 が で き る 期 間	【開始時期】 出産予定日の8週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）の日 【終了時期】 職場復帰の1か月前の日
予約の手続き	・ 住所地の区役所民生子ども課又は支所区民福祉課へ ・ 産休あけ・育休あけ入所予約申込書及び保育利用申込書は区民生子ども課及び支所区民福祉課に常備 ・ 母子健康手帳又は出産（予定）証明書、就労先の事業所が作成・交付した休業の許可に関する書類が必要
受 付	・ 住所地の区役所民生子ども課又は支所区民福祉課で先着順に受付 ・ 定員に空きがないときは、キャンセル待ちの制度もあり
定 員	・ 指定保育所等について、一年度につき、公立保育所については2人、私立保育所等については3人又は6人
指定保育所等	118 か所

【区民生子ども課民生子ども担当・支所区民福祉課子ども担当】
 [子ども青少年局幼保企画課・保育運営課]

地域子育て支援センター事業

趣 旨	保育所等を地域における子育て支援センターと位置づけ、様々な子育て支援事業を行うことによって地域全体で子育てを支援する基盤を作ろうというもの。
事 業 内 容	これらの保育所等では、 ① 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進 ② 地域の子育て等に関する相談、援助の実施 ③ 地域の子育て関連情報の収集及び提供 ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 ⑤ 地域及び関係機関との協力、連携 などの事業を行う。
利 用 方 法	原則無料・予約不要
実施保育所等	50 か所

[子ども青少年局幼保企画課・保育運営課]

病児・病後児デイケア事業

趣 旨	病児又は病児回復期にあり、集団保育が困難な子どもを、保護者の勤務等の都合により家庭での育児が困難なときに、施設で一時的に預かるもの。															
事 業 内 容	《利用対象子ども》 次の①～③をすべて満たす子ども ①市内に居住し、原則として生後6か月から小学6年生までの病児又は病児回復期にある子ども（ただし、単独型、保育所型については小学3年生までの病児回復期にある子ども） ②保護者の勤務等の都合により、家庭で育児ができない子ども（保育所等を利用している子どもに限らない） ③医師の判断により、施設利用が適当と認められる子ども 《開所時間》 原則として月曜日から土曜日（祝日、年末年始を除く）の午前8時～午後6時（ただし、土曜日は施設により異なる） 《利用期間》 原則として1回の利用期間は連続7日以内（ただし、子どもの病気の状況等により必要最小限の期間延長もできる）															
利 用 料	<table><tr><td>区 分</td><td>～6時間利用</td><td>～8時間利用</td><td>～10時間利用</td></tr><tr><td>生活保護世帯及び 市民税非課税世帯</td><td colspan="3">0円</td></tr><tr><td>その他の世帯</td><td>1,000円</td><td>1,500円</td><td>2,000円</td></tr></table> ※他に、必要に応じて飲食物費として実費相当額を負担				区 分	～6時間利用	～8時間利用	～10時間利用	生活保護世帯及び 市民税非課税世帯	0円			その他の世帯	1,000円	1,500円	2,000円
区 分	～6時間利用	～8時間利用	～10時間利用													
生活保護世帯及び 市民税非課税世帯	0円															
その他の世帯	1,000円	1,500円	2,000円													
利 用 方 法	《利用予約》 ①利用を希望する施設の空き状況を確認 （施設によって手続きや持ち物が異なるため、事前の確認が必要） ②施設を運営している医療機関又はかかりつけ医を受診し、 「利用連絡書」を記入（「利用連絡書」は市公式ウェブサイトからダウンロード可能） ③利用を希望する施設に、原則として前日までに電話等で予約 《利用》 ①「利用連絡書」と「申込書」を施設に提出 ②施設からの利用許可を受けて、利用 （子どもの状況によっては、施設を運営している医療機関を受診） ③迎えの際、利用時間に応じて利用料を支払い															
実 施 施 設	22か所（単独型1か所、保育所型1か所、医療機関型20か所）															

休日保育事業

趣 旨	保護者の就労形態の多様化等に伴い、市内の保育所等を利用している子ども（一時保育を利用している子どもは除く）のうち、休日においても保育が必要な子どもを保育所等で保育するもの。																			
事 業 内 容	休日（年末年始を除く日曜日・祝日）に指定保育所等で対象子どもの保育を行う。																			
利 用 定 員	1 か所 1 日あたり 15 人。 指定保育所等ごとに年齢別定員あり。																			
利 用 料	無料。休日保育利用日の 1 週間前から休日保育利用日の 1 週間後までの期間で代替休暇が確認できない場合は下表により負担。 <table><tr><td>区 分</td><td>～ 6 時 間 利 用</td><td>～ 8 時 間 利 用</td><td>～ 11 時 間 利 用</td></tr><tr><td>生活保護世帯及び 市民税非課税世帯</td><td colspan="3">0 円</td></tr><tr><td>市民税均等割のみ課 税世帯及び所得割課 税額 40,800 円未満の 世帯</td><td>600 円</td><td>800 円</td><td>1,000 円</td></tr><tr><td>市民税所得割課税額 40,800 円以上の世帯</td><td>1,200 円</td><td>1,600 円</td><td>2,000 円</td></tr></table> ※その他、飲食物費として実費相当額（350 円程度）を負担				区 分	～ 6 時 間 利 用	～ 8 時 間 利 用	～ 11 時 間 利 用	生活保護世帯及び 市民税非課税世帯	0 円			市民税均等割のみ課 税世帯及び所得割課 税額 40,800 円未満の 世帯	600 円	800 円	1,000 円	市民税所得割課税額 40,800 円以上の世帯	1,200 円	1,600 円	2,000 円
区 分	～ 6 時 間 利 用	～ 8 時 間 利 用	～ 11 時 間 利 用																	
生活保護世帯及び 市民税非課税世帯	0 円																			
市民税均等割のみ課 税世帯及び所得割課 税額 40,800 円未満の 世帯	600 円	800 円	1,000 円																	
市民税所得割課税額 40,800 円以上の世帯	1,200 円	1,600 円	2,000 円																	
保 育 時 間	おおむね午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までのうち、必要な時間 ※指定保育所等により開所時間が異なる。																			
申 請 方 法	事前登録・予約制（利用を希望する指定保育所等に直接申し込み） ・最初の利用希望日の 10 日前までに登録する。 ・利用希望日の 3 か月前から 3 日前までに、利用希望日・時間を予約する。																			
指定保育所等	16 か所																			

[子ども青少年局幼保企画課・保育運営課]

エリア支援保育所事業

趣 旨	公立保育所をエリア支援保育所と位置づけ、地域における保育の質の向上と子育て支援の充実を図るため、教育・保育施設等の研修をはじめとする事業の企画・調整や関係機関同士のネットワークを構築するためのコーディネート、地域の子育て家庭への支援のための企画・調整を行うもの。
事業内容	①保育の質の向上 ・研修の開催 ・教育・保育施設等との職員交流、園児交流の企画・調整 ・地域型保育事業所等への相談支援 等 ②地域の子育て家庭の支援 ・子育て相談 ・子育てサロン等への職員派遣 ・子育て支援に関する会議への出席 等
実施園等	サポート園：保育の質の向上や子育て支援に係る企画・調整及び事業を実施する公立保育所（16区 26か所） 一般園：サポート園とユニットを組み、協力して事業を実施する公立保育所（16区 36か所）

〔子ども青少年局保育運営課〕

母子等緊急一時保護事業

趣 旨	夫の暴力等により緊急一時的に保護を必要とする母子等を保護する。
対 象 者	(1) 緊急で保護を必要とする状況にあると認められる女性及びその者の監護する18歳未満の児童 (2) 監護すべき児童を伴わない女性で緊急に保護を必要とする状況にあると認められる者
実施世帯数	5世帯
内 容	(1) 居室の提供 (2) 寝具その他の家具什器の貸与 (3) 必要に応じて緊急生活資金の支給
利 用 期 間	原則として14日以内
申 請 窓 口	各区役所民生子ども課（支所管内の方は支所区民福祉課）

【区民生子ども課民生子ども担当・支所区民福祉課子ども担当】

〔子ども青少年局子ども福祉課〕

児童手当

内 容	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的に支給されるもの。																																					
対 象	高校生年代までの日本国内に居住している子どもを養育している方。海外に居住している子どもについてはこども家庭庁の定める留学の要件に該当する場合のみ対象。 ※外国籍の方も住民票がある方は対象。																																					
手 当 額	手当の対象となる子ども一人につき、以下の区分で支給。 <table><tr><th>年齢区分</th><th colspan="4">年齢区分の詳細</th><th colspan="2">手当額</th></tr><tr><td rowspan="2">0 歳～3 歳未満</td><td rowspan="2">出生の翌月～ 3 歳に到達した月分まで</td><td>第1子、第2子</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">月額15,000円</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">月額30,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">3 歳～ 高校生年代</td><td rowspan="2">3 歳に到達した翌月～ 18歳到達後、最初の3月分まで</td><td>第1子、第2子</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">月額10,000円</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">月額30,000円</td></tr></table> ※第1子、第2子などの数え方は、0歳の子どもから、22歳に到達した年度の3月31日を迎えていない年齢までの子どもの人数を、年齢が上の子どもから順に数えます。							年齢区分	年齢区分の詳細				手当額		0 歳～3 歳未満	出生の翌月～ 3 歳に到達した月分まで	第1子、第2子			月額15,000円		第3子以降			月額30,000円		3 歳～ 高校生年代	3 歳に到達した翌月～ 18歳到達後、最初の3月分まで	第1子、第2子			月額10,000円		第3子以降			月額30,000円	
年齢区分	年齢区分の詳細				手当額																																	
0 歳～3 歳未満	出生の翌月～ 3 歳に到達した月分まで	第1子、第2子			月額15,000円																																	
		第3子以降			月額30,000円																																	
3 歳～ 高校生年代	3 歳に到達した翌月～ 18歳到達後、最初の3月分まで	第1子、第2子			月額10,000円																																	
		第3子以降			月額30,000円																																	
支 払	2か月分を年6回偶数月に口座振込 <table><tr><td>対象月</td><td>8～9月分</td><td>10～11月分</td><td>12～1月分</td><td>2～3月分</td><td>4～5月分</td><td>6～7月分</td></tr><tr><td>支払日</td><td>10月15日</td><td>12月15日</td><td>2月15日</td><td>4月15日</td><td>6月15日</td><td>8月15日</td></tr></table> (支払日が休日等の場合はその直前の休日等でない日)							対象月	8～9月分	10～11月分	12～1月分	2～3月分	4～5月分	6～7月分	支払日	10月15日	12月15日	2月15日	4月15日	6月15日	8月15日																	
対象月	8～9月分	10～11月分	12～1月分	2～3月分	4～5月分	6～7月分																																
支払日	10月15日	12月15日	2月15日	4月15日	6月15日	8月15日																																
所 得 制 限	令和6年10月からの制度改正に伴い所得制限は撤廃されました。																																					
請 求 手 続	住所地の区役所民生子ども課（支所管内にお住まいの方は支所でも受付） ※出生等により養育する子どもが増えたときも手当の増額請求が必要。																																					
現 況 届	児童の養育状況が変わっていなければ、現況届の提出は原則不要。提出が必要な場合、区役所から案内を送付する。																																					

【区民生子ども課民生子ども担当・支所区民福祉課子ども担当】
[子ども青少年局子ども未来企画課]

産前・産後ヘルプ事業

内 容	妊娠中又は出産後の体調不良等のため、家事や育児が困難な者にヘルパーを派遣し、家事や育児の援助を行うことで、子育ての支援と乳児の健全な育成を図る。
派 遣 対 象	市内在住の産前・産後の期間における体調不良等のため、家事又は育児が困難な場合で、かつ昼間にその者を介助する者がいない者
派 遣 期 間	(1) 妊娠中（母子健康手帳交付後）から出産後6か月以内（多胎出産の場合は出産後1年以内） (2) 妊娠中（母子健康手帳交付後）から出産に伴う母又は子の入院期間が終了後2か月以内 上記(1)・(2)のどちらか長い期間
派 遣 限 度	1日2回まで、1日4時間を限度とし、派遣期間内において合計80時間（多胎妊娠及び多胎出産の場合は合計100時間）まで
派 遣 日 時	毎日（12月29日～1月3日を除く） 午前8時から午後6時
サービス内容	(1) 家事等に関すること（調理、洗濯、掃除、買物など） (2) 育児等に関すること（授乳の手伝い、沐浴介助など）
費 用 負 担	世帯の生計中心者の当該年度分（4月から6月の派遣については前年度分）市民税の課税状況に応じて費用負担あり。 〈利用料（1時間あたり）〉 A 生活保護世帯・市民税非課税世帯 0円 B 市民税均等割の額のみ（所得割非課税）課税世帯・・ 125円 C A・B以外の世帯..... 805円
申 込 手 続	住所地の区役所民生子ども課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ申し込む。

【区民生子ども課民生子ども担当・支所区民福祉課子ども担当】
〔子ども青少年局子育て支援課〕

名古屋市地域子育て支援拠点事業

趣 旨	家庭や地域における子育て機能の低下に伴う子育て中の親の孤立感、不安感の増大等に対応するため、市子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域子育て支援拠点を各中学校区に設置することにより、子育ての不安感、負担感等を緩和するとともに、地域の子育て力の向上をはかる。
事 業 内 容	(1) 対象者 乳幼児及びその保護者 (2) 開設日時 週5日以上、かつ1日5時間以上 (3) 実施事業 ①子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進 ②子育て等に関する相談、援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施（月1回以上） ⑤地域及び関係機関との協力、連携 (4) 事業の実施方法等 ア 実施場所 市内において、社会福祉施設、教育施設、民家、空き店舗等を拠点とし、その拠点内に開設時間中は専用で使用できる室内で概ね35㎡以上の広さを有するスペースを確保して実施する。 イ スタッフ等の配置 子育て親子の支援に関して意欲のある者で、子育ての知識及び経験を有する専任のスタッフを2名配置すること。そのうち最低1名は、子育て支援員（子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース（地域子育て支援拠点事業））修了者）とすること。
実 施 方 法	法人格を有し、子育て支援に関する活動を1年以上継続して行っている団体を公募にて選定し、事業委託する。
実 施 か 所 数	46か所 （子ども・子育て支援センター、子育て応援拠点及び保育所等地域子育て支援センターを除く。）

[子ども青少年局子育て支援課]

名古屋市子育て応援拠点事業

趣 旨	現在、地域子育て支援拠点において提供している子育て親子の交流の場のほか、一時預かりや相談支援など、より充実した支援を提供することにより、支援を必要とする子育て親子を支え、子育ての不安感や負担感を軽減するとともに、児童虐待の未然防止につなげることを目的とするもので、行政区に1か所の設置に向けて整備を行っている。
事 業 内 容	(1) 対象者 乳幼児及びその保護者 (2) 開設日時 週5日（土日のいずれかを含む）以上 かつ1日6時間以上 (3) 実施事業 ①子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進 ②子育て等に関する相談支援の実施 ③子育て及び子育て支援に関する情報の収集、発信 ④親支援プログラムの提供（年間3講習会以上）、 講習会の実施（月1回以上） ⑤地域及び関係機関との協力、連携の強化 ⑥一時預かり事業 (4) 事業の実施方法等 ア 実施場所 市内において、社会福祉施設、教育施設、民家、空き店舗等（保育所、幼稚園等の施設内や、オートロック付きマンションを除く）の原則1階の室内で一定の広さを有するスペースを確保して実施する。 イ スタッフ等の配置 保育士等の資格を持つ子育て応援コーディネータを1名、子育て支援スタッフとして、子育て親子の支援に関して意欲のある者で、子育ての知識及び経験を有するスタッフを2名。そのうち最低1名は、子育て支援員（子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース（地域子育て支援拠点事業））修了者）とすること。預かり支援スタッフとして、1/2以上は保育士の資格を有する者、その他の者は、子育て支援員（子育て支援員基本研修及び専門研修（（地域子育て支援コース＜一時預かり事業＞）、又は（地域型保育））修了者）とすること。
実 施 方 法	名古屋市内で地域子育て支援拠点を開設している事業者又は当該事業者を代表団体とする複数の団体による共同事業体（コンソーシアム）を公募にて選定し、事業委託する。
実 施 場 所 数	15か所

[子ども青少年局子育て支援課]

ひとり親家庭手当（市）

内 容	父又は母に監護されていない児童及びこれに準ずる児童の健全な育成とひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、当該児童を養育している方に手当を支給する。																																
受給資格	1 次のいずれかの状態にある児童を養育しているとき。ただし、児童とは18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の方をいう。 (1) 父母が婚姻を解消した児童 (2) 父又は母が死亡した児童 (3) 父又は母が1年以上生死不明の児童 (4) 父又は母に1年以上遺棄されている児童 (5) 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童 (6) 母が婚姻によらないで出産した児童 (7) 父又は母が重度の障害を有する児童 (8) 父又は母がDVによる保護命令を受けた児童 2 養育者及び児童が市内に住所を有すること。（外国籍の方も市内に住民票がある方は対象）																																
児童1人あたりの手当月額	支給期間：支給開始月から3年間（支給停止期間を含む。） ○全部支給 支給開始月から1年目9,000円、2年目4,500円、3年目3,000円 ○一部支給 支給開始月から1年目4,500円、2～3年目3,000円																																
支 払	2か月分を口座振込 <table><tr><td>対象月</td><td>3～4月分</td><td>5～6月分</td><td>7～8月分</td><td>9～10月分</td><td>11～12月分</td><td>1～2月分</td></tr><tr><td>支払日</td><td>5月11日</td><td>7月11日</td><td>9月11日</td><td>11月11日</td><td>1月11日</td><td>3月11日</td></tr></table> （支払日が休日等の場合は、その直前の休日等でない日）							対象月	3～4月分	5～6月分	7～8月分	9～10月分	11～12月分	1～2月分	支払日	5月11日	7月11日	9月11日	11月11日	1月11日	3月11日												
対象月	3～4月分	5～6月分	7～8月分	9～10月分	11～12月分	1～2月分																											
支払日	5月11日	7月11日	9月11日	11月11日	1月11日	3月11日																											
所 得 制 限	<table><tr><td rowspan="2">扶 養 親 族 数</td><td colspan="2">受給者本人（母、父、養育者）</td><td rowspan="2">受給者本人（孤児等の養育者）及び配偶者・扶養義務者</td></tr><tr><td>全部支給</td><td>一部支給</td></tr><tr><td>0人</td><td>69万円未満</td><td>69万円以上208万円未満</td><td>236万円未満</td></tr><tr><td>1人</td><td>107万円 〃</td><td>107万円以上246万円 〃</td><td>274万円 〃</td></tr><tr><td>2人</td><td>145万円 〃</td><td>145万円以上284万円 〃</td><td>312万円 〃</td></tr><tr><td>3人</td><td>183万円 〃</td><td>183万円以上322万円 〃</td><td>350万円 〃</td></tr><tr><td>4人～</td><td colspan="3">1人増すごとに38万円を加算</td></tr></table> ※ 医療費控除など所得から差し引かれる各種控除がある。 ※ 養育費の8割が手当額計算上の所得とみなされる。							扶 養 親 族 数	受給者本人（母、父、養育者）		受給者本人（孤児等の養育者）及び配偶者・扶養義務者	全部支給	一部支給	0人	69万円未満	69万円以上208万円未満	236万円未満	1人	107万円 〃	107万円以上246万円 〃	274万円 〃	2人	145万円 〃	145万円以上284万円 〃	312万円 〃	3人	183万円 〃	183万円以上322万円 〃	350万円 〃	4人～	1人増すごとに38万円を加算		
扶 養 親 族 数	受給者本人（母、父、養育者）		受給者本人（孤児等の養育者）及び配偶者・扶養義務者																														
	全部支給	一部支給																															
0人	69万円未満	69万円以上208万円未満	236万円未満																														
1人	107万円 〃	107万円以上246万円 〃	274万円 〃																														
2人	145万円 〃	145万円以上284万円 〃	312万円 〃																														
3人	183万円 〃	183万円以上322万円 〃	350万円 〃																														
4人～	1人増すごとに38万円を加算																																
申請手続	住所地の区役所民生子ども課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ申請する。																																
そ の 他	◆ 毎年8月1日～8月31日までに所得状況届を区役所民生子ども課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ提出する。 ◆ 離婚、死別等の支給要件に該当してから7年経過すると、手当の支給対象とならない。（支給要件該当7年経過後の申請は却下となる。）																																

【区民生子ども課民生子ども担当・支所区民福祉課子ども担当】

[子ども青少年局子ども未来企画課]

愛知県遺児手当（県）

内 容	父又は母に監護されていない児童及びこれに準ずる児童の健全な育成とひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、当該児童を養育している方に手当を支給する。																								
受 給 資 格	1 次のいずれかの状態にある児童を養育しているとき。ただし、児童とは18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の方をいう。 (1) 父母が婚姻を解消した児童 (2) 父又は母が死亡した児童 (3) 父又は母が1年以上行方不明の児童 (4) 父又は母に1年以上遺棄されている児童 (5) 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童 (6) 母が婚姻によらないで出産した児童 (7) 父又は母が重度の障害を有する児童 (8) 父又は母がDVによる保護命令を受けた児童 2 養育者及び児童が県内に住所を有すること。（外国籍の方も県内に住民票がある方は対象） ※平成25年4月申請分より、公的年金受給者については支給の対象としない。（平成25年3月31日以前の受給者で、平成25年4月以降引き続き手当を受給する場合は、公的年金を受けていても5年間の期間満了まで受給）																								
児 童 1 人 あ た り の 手 当 月 額	支給期間：支給開始月から5年間（支給停止期間を含む。） ○支給開始月から3年目まで4,350円 ○支給開始月から4～5年目2,175円																								
支 払	2か月分を口座振込 <table><tr><td>対象月</td><td>3～4月分</td><td>5～6月分</td><td>7～8月分</td><td>9～10月分</td><td>11～12月分</td><td>1～2月分</td></tr><tr><td>支払日</td><td>5月25日</td><td>7月25日</td><td>9月25日</td><td>11月25日</td><td>1月25日</td><td>3月25日</td></tr></table> （支払日が休日等の場合は、その直前の休日等でない日）							対象月	3～4月分	5～6月分	7～8月分	9～10月分	11～12月分	1～2月分	支払日	5月25日	7月25日	9月25日	11月25日	1月25日	3月25日				
対象月	3～4月分	5～6月分	7～8月分	9～10月分	11～12月分	1～2月分																			
支払日	5月25日	7月25日	9月25日	11月25日	1月25日	3月25日																			
所 得 制 限	<table><tr><td>扶 養 親 族 数</td><td>受給者本人 （母、父、養育者）</td><td>受給者本人（孤児等の養育者）及び配偶者・扶養義務者</td></tr><tr><td>0人</td><td>208万円未満</td><td>236万円未満</td></tr><tr><td>1人</td><td>246万円 〃</td><td>274万円 〃</td></tr><tr><td>2人</td><td>284万円 〃</td><td>312万円 〃</td></tr><tr><td>3人</td><td>322万円 〃</td><td>350万円 〃</td></tr><tr><td>4人～</td><td colspan="2">1人増すごとに38万円を加算</td></tr></table> ※ 医療費控除など所得から差し引かれる各種控除がある。 ※ 養育費の8割が手当額計算上の所得とみなされる。							扶 養 親 族 数	受給者本人 （母、父、養育者）	受給者本人（孤児等の養育者）及び配偶者・扶養義務者	0人	208万円未満	236万円未満	1人	246万円 〃	274万円 〃	2人	284万円 〃	312万円 〃	3人	322万円 〃	350万円 〃	4人～	1人増すごとに38万円を加算	
扶 養 親 族 数	受給者本人 （母、父、養育者）	受給者本人（孤児等の養育者）及び配偶者・扶養義務者																							
0人	208万円未満	236万円未満																							
1人	246万円 〃	274万円 〃																							
2人	284万円 〃	312万円 〃																							
3人	322万円 〃	350万円 〃																							
4人～	1人増すごとに38万円を加算																								
申 請 手 続	住所地の区役所民生子ども課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ申請する。																								
そ の 他	◆ 毎年8月1日～8月31日までに所得状況届を区役所民生子ども課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ提出する。																								

【区民生子ども課民生子ども担当・支所区民福祉課子ども担当】

[子ども青少年局子ども未来企画課]

児童扶養手当（国）

内 容	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、当該児童を養育している方に手当を支給する。																																																						
受 給 資 格	次のいずれかの状態にある児童を養育しているとき。ただし、児童とは18歳に達した日の属する年度の末日までの方（重中度の障害を有する場合は20歳未満の方）をいう。 (1) 父母が婚姻を解消した児童 (2) 父又は母が死亡した児童 (3) 父又は母の生死が明らかでない児童 (4) 父又は母に1年以上遺棄されている児童 (5) 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童 (6) 母が婚姻によらないで出産した児童 (7) 父又は母が重度の障害を有する児童 (8) 父又は母がDVによる保護命令を受けた児童 ※外国籍の方も住民票がある方は対象。 ※公的年金給付等の額が児童扶養手当の額よりも低い場合には、その差額分の手当を支給する。																																																						
手 当 月 額	<table><tr><td>区分</td><td>全部支給</td><td colspan="5">一部支給 (受給者本人の所得に応じて10円刻み)</td></tr><tr><td>児 童 1 人 の と き</td><td>46,690円</td><td colspan="5">46,680円～11,010円</td></tr><tr><td>2 人 以 上 の と き (1人のときの手当月額に加算)</td><td>11,030円</td><td colspan="5">11,020円～5,520円</td></tr></table>							区分	全部支給	一部支給 (受給者本人の所得に応じて10円刻み)					児 童 1 人 の と き	46,690円	46,680円～11,010円					2 人 以 上 の と き (1人のときの手当月額に加算)	11,030円	11,020円～5,520円																															
区分	全部支給	一部支給 (受給者本人の所得に応じて10円刻み)																																																					
児 童 1 人 の と き	46,690円	46,680円～11,010円																																																					
2 人 以 上 の と き (1人のときの手当月額に加算)	11,030円	11,020円～5,520円																																																					
支 払	2か月分を口座振込 <table><tr><td>対象月</td><td>3～4月分</td><td>5～6月分</td><td>7～8月分</td><td>9～10月分</td><td>11～12月分</td><td>1～2月分</td></tr><tr><td>支払日</td><td>5月11日</td><td>7月11日</td><td>9月11日</td><td>11月11日</td><td>1月11日</td><td>3月11日</td></tr></table> (支払日が休日等の場合は、その直前の休日等でない日)							対象月	3～4月分	5～6月分	7～8月分	9～10月分	11～12月分	1～2月分	支払日	5月11日	7月11日	9月11日	11月11日	1月11日	3月11日																																		
対象月	3～4月分	5～6月分	7～8月分	9～10月分	11～12月分	1～2月分																																																	
支払日	5月11日	7月11日	9月11日	11月11日	1月11日	3月11日																																																	
所 得 制 限	<table><tr><td rowspan="2">扶 養 親 族 数</td><td colspan="2">受給者本人（母、父、養育者）</td><td colspan="4">受給者本人（孤児等の養育者）及び配偶者・扶養義務者</td></tr><tr><td>全部支給</td><td>一部支給</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>0人</td><td>69万円未満</td><td>69万円以上208万円未満</td><td colspan="4">236万円未満</td></tr><tr><td>1人</td><td>107万円 〃</td><td>107万円以上246万円 〃</td><td colspan="4">274万円 〃</td></tr><tr><td>2人</td><td>145万円 〃</td><td>145万円以上284万円 〃</td><td colspan="4">312万円 〃</td></tr><tr><td>3人</td><td>183万円 〃</td><td>183万円以上322万円 〃</td><td colspan="4">350万円 〃</td></tr><tr><td>4人～</td><td colspan="6">1人増すごとに38万円を加算</td></tr></table> ※ 医療費控除など所得から差し引かれる各種控除がある。 ※ 養育費の8割が手当額計算上の所得とみなされる。							扶 養 親 族 数	受給者本人（母、父、養育者）		受給者本人（孤児等の養育者）及び配偶者・扶養義務者				全部支給	一部支給					0人	69万円未満	69万円以上208万円未満	236万円未満				1人	107万円 〃	107万円以上246万円 〃	274万円 〃				2人	145万円 〃	145万円以上284万円 〃	312万円 〃				3人	183万円 〃	183万円以上322万円 〃	350万円 〃				4人～	1人増すごとに38万円を加算					
扶 養 親 族 数	受給者本人（母、父、養育者）		受給者本人（孤児等の養育者）及び配偶者・扶養義務者																																																				
	全部支給	一部支給																																																					
0人	69万円未満	69万円以上208万円未満	236万円未満																																																				
1人	107万円 〃	107万円以上246万円 〃	274万円 〃																																																				
2人	145万円 〃	145万円以上284万円 〃	312万円 〃																																																				
3人	183万円 〃	183万円以上322万円 〃	350万円 〃																																																				
4人～	1人増すごとに38万円を加算																																																						
申 請 手 続	住所地の区役所民生子ども課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ申請する。																																																						
そ の 他	◆ 毎年8月1日～8月31日までに現況届を区役所民生子ども課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ提出する。 ◆ 手当支給開始から5年等を経過した者については、当該経過時点及びその後の現況届時において、就業状況等に応じ、一部支給停止適用除外事由届出書及び添付書類を区役所民生子ども課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ提出する必要がある。																																																						

【区民生子ども課民生子ども担当・支所区民福祉課子ども担当】

[子ども青少年局子ども未来企画課]

母子父子寡婦福祉資金貸付金・名古屋市寡夫福祉資金貸付金

趣 旨		ひとり親家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて、その扶養をしている児童の福祉を増進すること及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため資金を貸し付けるもの				
貸付対象 ※すべての資金において連帯保証人が原則必要		1 母子福祉資金 (1) 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子又はその扶養している児童 (2) 20歳未満の父母のいない児童 (児童が借受人となる場合は、法定代理人の同意が必要) 2 父子福祉資金 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子又はその扶養している児童 (児童が借受人となる場合は、法定代理人の同意が必要) 3 寡婦福祉資金 (1) 子が20歳以上になった母子家庭の母又はその扶養している子 (2) 40歳以上の配偶者のない女子又はその扶養している子 (現に扶養する子等のない方には、所得制限がある) 4 名古屋市寡夫福祉資金 (1) 子が20歳以上になった父子家庭の父又はその扶養している子 (2) 40歳以上の配偶者のない男子又はその扶養している子 (現に扶養する子等のない方には、所得制限がある)				
* 貸付金の種類 (原則、すべて無利子)						(令和7年度)
資金の種類	対 象		資金の内容	貸付限度額 (以内)	据置期間	償還期間 (以内)
事業開始資金	母子 父子	寡婦 寡夫	事業を開始するのに必要な設備、材料、商品等の購入資金(※複数のひとり親家庭の父母が共同して事業を始める場合の限度額)	3,580,000円 ※5,370,000円 自己資本1/3以上必要 個人経営のみ 法人経営対象外	1年	7年
事業継続資金	母子 父子	寡婦 寡夫	現在営んでいる事業を継続するために必要な材料等の購入資金又は事業の拡張資金	1,790,000円 自己資本1/3以上必要 個人経営のみ 法人経営対象外	6か月	7年
技能習得資金	母子 父子	寡婦 寡夫	事業開始、就職するための知識、技能を習得する際又は高等学校に就学する際に必要な授業料、実習費等の資金	月額68,000円 (特別運転免許 460,000円) (特別・一括816,000円)	技能習得期間満了後 1年	20年
就職支度資金	母子 父子 又は 児童	本人 (子は対象外)	就職するために必要な被服、身の回り品及び通勤用自動車購入資金	110,000円 (特別340,000円)	1年	6年
住宅資金	母子 父子	本人	現在住んでいる住宅を増改築及び補修するために必要な資金	1,500,000円 (特別2,000,000円) 自己資本2割以上必要	6か月	6年 (特別7年)
転宅資金	母子 父子	本人	住居の移転に伴う敷金などの一時金や運送費にあてるための資金	260,000円	6か月	3年
結婚資金	児童	子	扶養している児童、子の婚姻に必要な資金	330,000円	6か月	5年
生活資金	母子 父子	本人 (子は対象外)	①技能習得中 ②医療介護期間中 ③離職から1年以内の失業期間中 ④ひとり親家庭となつて7年未満の期間中(※養育費取得のための裁判等に必要となる費用を含む) ⑤収入が減少するなど家計が急変し大きな困難が生じている者の生活資金	①月額141,000円 ②③④月額114,000円 生計中心者でない場合 月額76,000円 (※一括12月分) ⑤児童扶養手当に準拠した額	6か月	① 20年 ② 5年 ③ 5年 ④ 8年 ⑤ 10年
医療介護資金	母子 父子 又は 児童	本人 (子は対象外)	医療及び介護を受けるために必要な資金で、健康保険、介護保険の自己負担分その他必要経費にあてるための資金	医療340,000円 (特別480,000円) 介護500,000円	医療介護期間満了後 6か月	5年
修学資金	児童	子	高等学校、大学、大学院又は専修学校に就学中の学費等に必要資金	・別表参照のこと ・特別貸付あり	卒業後 6か月	20年 (専修一般5年)
就学支度資金	児童	子	小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、専修学校、各種学校等へ入学する際の入学資金	・別表参照のこと	卒業後 6か月	20年 (専修一般5年) (各種学校等5年)
修業資金	児童	子	事業開始、就職するための知識、技能を習得する際に必要な授業料、実習費等の資金	月額68,000円 (特別・高3運転免許 460,000円)	修業期間満了後 1年	20年

【区民生子ども課民生子ども担当・支所区民福祉課子ども担当】

[子ども青少年局子ども未来企画課]

別 表

学校種別			学年別（月額）	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
修 学 資 金 （ 月 額）	高 等 学 校 専修学校（高等課程）	国公立	自 宅 通 学	27,000 円	27,000 円	27,000 円			
			自 宅 外 通 学	34,500 円	34,500 円	34,500 円			
		私 立	自 宅 通 学	45,000 円	45,000 円	45,000 円			
			自 宅 外 通 学	52,500 円	52,500 円	52,500 円			
	高 等 専 門 学 校	国公立	自 宅 通 学	31,500 円	31,500 円	31,500 円	67,500 円	67,500 円	
			自 宅 外 通 学	33,750 円	33,750 円	33,750 円	76,500 円	76,500 円	
		私 立	自 宅 通 学	48,000 円	48,000 円	48,000 円	98,500 円	98,500 円	
			自 宅 外 通 学	52,500 円	52,500 円	52,500 円	115,000 円	115,000 円	
	専修学校（専門課程）	国公立	自 宅 通 学	67,500 円	67,500 円	67,500 円	67,500 円		
			自 宅 外 通 学	78,000 円	78,000 円	78,000 円	78,000 円		
		私 立	自 宅 通 学	89,000 円	89,000 円	89,000 円	89,000 円		
			自 宅 外 通 学	126,500 円	126,500 円	126,500 円	126,500 円		
	短 期 大 学	国公立	自 宅 通 学	67,500 円	67,500 円				
			自 宅 外 通 学	96,500 円	96,500 円				
		私 立	自 宅 通 学	93,500 円	93,500 円				
			自 宅 外 通 学	131,000 円	131,000 円				
	大 学	国公立	自 宅 通 学	71,000 円	71,000 円	71,000 円	71,000 円		
			自 宅 外 通 学	108,500 円	108,500 円	108,500 円	108,500 円		
		私 立	自 宅 通 学	108,500 円	108,500 円	108,500 円	108,500 円		
			自 宅 外 通 学	146,000 円	146,000 円	146,000 円	146,000 円		
	大 学 院	修 士 課 程			132,000 円	132,000 円			
		博 士 課 程			183,000 円	183,000 円	183,000 円		
	専修学校（一般課程）				54,000 円	54,000 円			

就 学 支 度 資 金 （ 一 括）	小 学 校	64,300 円				
	中 学 校	81,000 円				
	専 修 学 校 （ 一 般 課 程 ）	自 宅 通 学	150,000 円			
		自 宅 外 通 学	160,000 円			
	高 等 学 校 専 修 学 校 （ 高 等 課 程 ）	自 宅 通 学	国 公 立	150,000 円	私 立	410,000 円
		自 宅 外 通 学	国 公 立	160,000 円	私 立	420,000 円
	高 等 専 門 学 校 短 期 大 学 専 修 学 校 （ 専 門 課 程 ） 大 学 院	自 宅 通 学	国 公 立	420,000 円	私 立	580,000 円
		自 宅 外 通 学	国 公 立	430,000 円	私 立	590,000 円
	各 種 学 校 等 （ 中 学 校 卒 業 者 ）	自 宅 通 学	150,000 円			
		自 宅 外 通 学	160,000 円			
	各 種 学 校 等 （ 高 等 学 校 卒 業 者 ）	自 宅 通 学	272,000 円			
		自 宅 外 通 学	282,000 円			

(注) 1 特別貸付の適用基準

- (1) 技能習得資金（運転免許）……………自動車運転免許取得の場合
- (2) 技能習得資金（一括）……………各種学校等に入学する場合で、入学時や年度初め等に必要な額が月額を超えると認められる場合
- (3) 就職支度資金……………就職するに際し、通勤のために自動車を購入することが必要と認められる場合
- (4) 住宅資金……………災害等により特に必要と認められる場合又は老朽等による増改築を行う場合
- (5) 医療介護資金……………所得税非課税世帯
- (6) 修業資金……………高校3年在学時に就職を希望する児童が自動車運転免許を取得する場合

2 償 還

- (1) 償還方法……………月賦・半年賦・年賦
- (2) 違約金……………延滞金元利金額につき年3%（平成27年4月1日から令和2年3月31日までは5%、平成27年3月31日までは10.75%）

3 生活資金

- (1) 生活資金④と⑤の貸付対象は母子父子のみ（寡婦・寡夫は対象外）
- (2) 生活資金は、必要と認められる場合、別途3か月分を一括交付することも可。

4 申込窓口

住所地の区役所民生子ども課（支所管内の方は支所区民福祉課）。申請前に事前相談を必要とする。

ひとり親家庭休養ホーム事業

趣 旨	ひとり親家庭に、無料又は低額な料金でのレクリエーションその他の休養を提供するために、指定の宿泊施設・日帰り施設の利用の便宜を図り、ひとり親家庭の福祉の増進を図るもの。		
利 用 資 格	ひとり親家庭手当を受給しているひとり親家庭及び両親のいない児童とその養育者		
利 用 回 数	年 1 回 (宿泊施設と日帰り施設の全 9 施設の中から、利用したい 1 施設を選択)		
利 用 料	無料 宿泊施設については基本料金分（1 泊 2 食）を名古屋市が負担。ただし、特別注文分・冷暖房料などは自己負担。 日帰り施設については入場料などを名古屋市が負担。		
利 用 方 法	指定施設の利用を予約した後（日帰り施設は予約不要）、申込書を住所地の区役所民生子ども課又は支所区民福祉課へ提出する。 支 区 所 民 区 生 民 子 福 ども 祉 課 課 ← 利用申込③ 「利用券」 交付④ 「利用登録票」 利用 者 ① 予 約 → ← ② 承 諾 ⑤ 「利用登録票」の送付 → ⑥ 「利用券」による利用 → 指定 施設 ※補助対象外経費は実費支払		
宿 泊 施 設	名称	所在地	電話番号
	市民おんたけ休暇村	長野県木曽郡王滝村 3159-25	0264-48-2111
	奥浜名湖	静岡県浜松市北区細江町気賀 1023-1	053-522-1115
	森林公園森の家	静岡県浜松市浜北区根堅 2450-1	053-583-0090
	日乃出旅館	三重県鳥羽市相差町 1177	0599-33-6555
日 帰 り 施 設	ナガシマスパーランド	三重県桑名市長島町浦安 333	0594-45-1111
	リニア・鉄道館	名古屋市港区金城ふ頭 3-2-2	052-389-6100
	名古屋港水族館	名古屋市港区港町 1-3	052-654-7080
	レゴランド®・ジャパン	名古屋市港区金城ふ頭 2-2-1	0570-05-8605
	ラグーナテンボス	蒲郡市海陽町 2-3-1	0570-097117

【区民生子ども課民生子ども担当・支所区民福祉課子ども担当】
[子ども青少年局子ども未来企画課]

ひとり親家庭等生活支援事業（生活援助）

内 容	ひとり親家庭又は寡婦、寡夫世帯を対象に、日常生活に支障がある場合に、家事や介護を補助するヘルパーを派遣する。
対 象 者	1 ひとり親家庭又は同居の祖父母、もしくは寡婦、寡夫又は同居の父母が以下の事由に該当し、一時的に生活に支障がある場合の当該世帯 ＜派遣事由＞ 疾病、事故、出産、冠婚葬祭、旅行（年4回以内）、災害、出張、学校等の公的行事への参加、看護、失踪、転勤、自立促進に必要な事由（技能習得のための通学、就職活動等）、残業 2 ひとり親家庭となって3年以内の世帯 3 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育するひとり親家庭であり、当該ひとり親家庭の母等が就業上の理由で帰宅が遅くなる世帯 ※ ひとり親家庭には両親のいない児童とその養育者の世帯を含む。
利 用 期 間	1 件の派遣につき10日以内（通算して30日を超えない範囲で延長可能）。ただし、上記派遣対象2及び3の世帯については当該期間内。
利用可能時間 及び利用日	原則として、午前8時～午後8時までの間で1日3時間以内 （日曜日は、午前9時～午後5時まで） ＊ 派遣日は、12月31日～1月3日を除く日。週あたり6日を限度とする。 ＊ 利用者の自宅へヘルパー派遣を行う。
サービス内容	1 食事、排泄、入浴等の介護に関すること 2 調理、衣類の洗濯、居室の掃除等の家事に関すること
費 用 負 担	世帯の前年所得（1月から10月の派遣については前々年）に応じて費用負担あり。 〈利用料（1時間あたり）〉 A 生活保護世帯・市民税非課税世帯…………… 0円 B A以外の世帯で児童扶養手当支給水準の世帯…………… 150円 C A・B以外の世帯…………… 300円 ※当日のキャンセルの際は、上記1時間分の利用料が発生する。
申 込 手 続	住所地の区役所民生子ども課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ申し込む。

【区民生子ども課民生子ども担当・支所区民福祉課子ども担当】
 [子ども青少年局子ども未来企画課]

ひとり親家庭等生活支援事業（子育て支援）

内 容	ひとり親家庭又は寡婦、寡夫世帯を対象に、日常生活に支障がある場合に、子どもの預かりを実施する。
対 象 者	1 ひとり親家庭又は同居の祖父母、もしくは寡婦、寡夫又は同居の父母が以下の事由に該当し、一時的に生活に支障がある場合の当該世帯 ＜派遣事由＞ 疾病、事故、出産、冠婚葬祭、旅行（年4回以内）、災害、出張、学校等の公的行事への参加、看護、失踪、転勤、自立促進に必要な事由（技能習得のための通学、就職活動等）、残業 2 ひとり親家庭となって3年以内の世帯 3 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育するひとり親家庭であり、当該ひとり親家庭の母等が就業上の理由で帰宅が遅くなる世帯
利 用 期 間	1件につき10日以内（通算して30日を超えない範囲で延長可能）。ただし、上記対象2及び3の世帯については当該期間内。
利用可能時間 及び利用日	原則として、午前8時～午後10時までの間で1日2時間以上 ＊ 週あたり6日かつ18時間以内を限度とする。 ＊ 市が指定する保育施設にて児童の預かりを行う。
サービス内容	市が指定している保育施設で、児童を一時的に預かる。
費 用 負 担	世帯の前年所得（1月から10月の派遣については前々年）に応じて費用負担あり。 〈利用料（1時間あたり）〉 A 生活保護世帯・市民税非課税世帯…………… 0円 B A以外の世帯で児童扶養手当支給水準の世帯…………… 70円 C A・B以外の世帯…………… 150円 ※前日以降のキャンセルは、上記2時間分の利用料が発生する。 ※2名以上の児童を預ける場合は、費用負担が増加する。
申 込 手 続	住所地の区役所民生子ども課（支所管内の方は支所区民福祉課）へ申し込む。

【区民生子ども課民生子ども担当・支所区民福祉課子ども担当】
 [子ども青少年局子ども未来企画課]

母子家庭等自立支援センター事業

趣 旨	母子家庭等の自立を支援することを目的として、就業支援を中心とした事業を総合的に実施する。
内 容	(1) 就業支援事業 職業紹介や求人情報の提供を実施する。 (2) 就業支援講習会等事業 ① ガイダンス講習 ライフプランや在宅就業に関する知識を身につける講習会を実施する。 ② 就業支援講習会 パソコン、簿記等の就職に有利な資格・技術の習得を支援する講習会を実施する。 (3) 就業相談事業 就職活動が円滑に進み、安定的な就業ができるよう相談（キャリアカウンセリング）を行う。 (4) 特別相談事業 ① 法 律 相 談 法的諸問題についての弁護士による相談事業を行う。 ② 電 話 相 談 生活上の悩み等に電話による相談事業を行う。 ③ 養育費相談 養育費や親子交流について相談員が電話相談に応じる。また、必要に応じて司法書士等による面接相談・書類作成支援・同行支援を行う。 (5) 心理カウンセリング 心理的な悩みを抱えている方に、臨床心理士によるカウンセリングを行う。
対 象 者	(1)、(4)② 母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父 (2) 母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父（一部の講習は離婚調停中または離婚裁判中の方も対象） (3)、(5) 母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父、児童（ひとり親家庭の母・父に扶養される就業への意欲のある20歳未満の方。） (4)① 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦（養育費や親権など離婚に関することは離婚前の方も対象） (4)③ 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦（離婚前の方も対象）
実施時期等	(1)、(3)、(4)、(5) 随時 (2) 開催する都度募集要領を作成し、広報なごや等にてお知らせ
申 込 窓 口	(1)、(3)、(5) 名古屋市ひとり親家庭就業自立支援センター ジョイナス.ナゴヤ TEL 252-8824 (2) 住所地の区役所民生子ども課（支所管内の方は支所区民福祉課） (4)① 社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会 TEL 915-8862 ② 社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会 TEL 915-8886 ③ 社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会 TEL 915-8816

【区民生子ども課民生子ども担当・支所区民福祉課子ども担当】
〔子ども青少年局子ども未来企画課〕

高等職業訓練促進給付金

概 要	母子家庭の母及び父子家庭の父の訓練受講中の生活の安定を図るため、6月以上養成機関で修業する場合に一定期間支給し、生活費の負担を軽減する。																
受 給 対 象 者	市内在住の母子家庭の母又は父子家庭の父で、現に20歳未満の児童を扶養し、次の要件をすべて満たしている方 (1) 児童扶養手当支給水準の方（本人所得のみ条件） ※上記の所得水準を超過する場合も、1年に限り引き続き対象となります。なお、新たに給付金を申請する場合であっても、上記の所得水準超過1年以内であれば支給対象となります。 (2) 当該資格を取得することが、適職に就くために必要であると認められる方であって、就業又は育児と修業の両立が困難である方 ※ 支給は1人につき1回のみ。ただし、准看護師養成機関修了後、引き続き看護師養成機関へ修学する場合を除く。																
支給対象資格	養成機関において6月以上修業を必要とし、資格取得後当該職種への就労が見込まれる以下の資格 <table><tr><td>(1) 看護師・准看護師</td><td>(8) 理容師</td></tr><tr><td>(2) 介護福祉士</td><td>(9) 美容師</td></tr><tr><td>(3) 保育士</td><td>(10) 栄養士</td></tr><tr><td>(4) 理学療法士</td><td>(11) 調理師</td></tr><tr><td>(5) 作業療法士</td><td>(12) 製菓衛生師</td></tr><tr><td>(6) 保健師</td><td>(13) その他の国家資格</td></tr><tr><td>(7) 助産師</td><td></td></tr></table> ※ 令和3年度から令和5年度まで実施していた対象期間・資格の拡充措置（デジタル分野等の民間資格（6月以上の修業を要するもの））は令和6年度から恒久化。			(1) 看護師・准看護師	(8) 理容師	(2) 介護福祉士	(9) 美容師	(3) 保育士	(10) 栄養士	(4) 理学療法士	(11) 調理師	(5) 作業療法士	(12) 製菓衛生師	(6) 保健師	(13) その他の国家資格	(7) 助産師	
(1) 看護師・准看護師	(8) 理容師																
(2) 介護福祉士	(9) 美容師																
(3) 保育士	(10) 栄養士																
(4) 理学療法士	(11) 調理師																
(5) 作業療法士	(12) 製菓衛生師																
(6) 保健師	(13) その他の国家資格																
(7) 助産師																	
支給対象期間	修業期間の全期間（上限4年） ※ 修業修了後、修了支援給付金を支給（1回のみ）																
支 給 額	<table><tr><td>区 分</td><td>高等職業訓練促進給付金</td><td>修了支援給付金</td></tr><tr><td>市民税非課税世帯</td><td>月額100,000円 ※修学期間の最後の12か月は、 月額140,000円</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>市民税課税世帯</td><td>月額 70,500円 ※修学期間の最後の12か月は、 月額110,500円</td><td>25,000円</td></tr></table>			区 分	高等職業訓練促進給付金	修了支援給付金	市民税非課税世帯	月額100,000円 ※修学期間の最後の12か月は、 月額140,000円	50,000円	市民税課税世帯	月額 70,500円 ※修学期間の最後の12か月は、 月額110,500円	25,000円					
区 分	高等職業訓練促進給付金	修了支援給付金															
市民税非課税世帯	月額100,000円 ※修学期間の最後の12か月は、 月額140,000円	50,000円															
市民税課税世帯	月額 70,500円 ※修学期間の最後の12か月は、 月額110,500円	25,000円															
申 込 窓 口	住所地の区役所民生子ども課（支所管内の方は支所区民福祉課） ※支給申請の前に事前相談が必要。																

【区民生子ども課民生子ども担当・支所区民福祉課子ども担当】
[子ども青少年局子ども未来企画課]

高等職業訓練促進資金貸付事業補助

概 要	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金、就職準備金を貸し付ける事業を実施する者に対して補助金を支給し、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得及び自立の促進を図る。（高等職業訓練促進資金貸付事業） 自立に向けて意欲的に取り組み、母子・父子支援プログラムの策定を受けている者に対し住宅支援資金を貸し付ける事業を実施する者に対して補助金を支給し、自立の促進を図る。（住宅支援資金） 実施主体は、社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会。なお、貸付にあたっては実施主体に対し市が必要な指導及び助言を行う。
貸 付 対 象 者	ひとり親家庭の親であり、本市より高等職業訓練促進給付金を支給されている者。
貸 付 額	・入学準備金 養成機関への入学時に50万円を貸付。 ・就職準備金 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に20万円を貸付。 ・住宅支援資金 家賃実費（月額上限4万円）を12ヶ月まで
返 還 免 除	貸付を受けた者が、養成機関卒業から1年以内に資格を生かして就職し、5年間その職に従事した時は、貸付金の返還を免除する。（高等職業訓練促進資金貸付事業） 貸付を受けた者が、貸付から1年以内に就職し1年間就労を継続した時、または貸付から1年以内にプログラム策定時よりも高い所得が見込まれる転職等をし1年間就労を継続した時は、貸付金の返還を免除する。（住宅支援資金）
申 込 窓 口	住所地の区役所民生子ども課（支所管内の方は支所区民福祉課）（高等職業訓練促進資金貸付事業）、名古屋市ひとり親家庭就業自立センター ジョイナス、ナゴヤ（住宅支援資金）

【区民生子ども課民生子ども担当・支所区民福祉課子ども担当】

〔子ども青少年局子ども未来企画課〕

自立支援教育訓練給付金

概 要	市が指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、講座終了後に、受講費用の一部を支給する。
受 給 対 象 者	市内在住の母子家庭の母又は父子家庭の父で、現に20歳未満の児童を扶養し、次の要件をすべて満たしている方 (1) 母子・父子自立支援プログラム策定等の自立に向けた支援を受けている方 (2) 当該教育訓練を受けることが、適職に就くために必要であると認められる方 ※ 支給は1人につき1回のみ。再度別の講座での申請は不可。
支給対象講座	雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座 ②③は令和元年度から対象 ①一般教育訓練給付の指定講座 ②特定一般教育訓練給付の指定講座 ③専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る） ※ 講座の受講開始前に、受講を希望する講座の指定を必ず区で受けなければならない。
申 請 期 間	指定講座を受講終了後、（雇用保険からの給付がある場合はその額が確定した日から）30日以内 ※ 講座の指定を受ける必要があるため、受講開始前に事前相談が必要。
支 給 額	・雇用保険の教育訓練給付を受けることができない方 支給対象者が教育訓練のために支払った受講料、入学金の費用の60% (①②上限は20万円、③上限は修学年数×40万円（上限160万円）。③を受講した方で一定の要件を満たす場合はさらに追加支給あり（上限年間20万円）。1万2千円を超えない場合は支給しない。) ・雇用保険の教育訓練給付を受給する方 支給対象者が教育訓練のために支払った受講料、入学金の費用の60% (①②上限は20万円、③上限は修学年数×40万円（上限160万円）。1万2千円を超えない場合は支給しない。) から、雇用保険の教育訓練給付金を差し引いた額
申 込 窓 口	住所地の区役所民生子ども課（支所管内の方は支所区民福祉課）

【区民生子ども課民生子ども担当・支所区民福祉課子ども担当】

〔子ども青少年局子ども未来企画課〕

高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

概 要	市が指定する高等学校卒業程度認定試験（以下、「高卒認定試験」という。）の合格を目指す講座を受講した場合、受講開始後および修了後に、受講費用の一部を支給する（①受講開始時給付金、②受講修了時給付金）。また、②を支給された方が受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した後に、さらに受講費用の一部を支給する（③合格時給付金）。
受 給 対 象 者	【ひとり親家庭の親】 市内在住のひとり親家庭の親で、現に20歳未満の児童を扶養し、次の(1)(2)の要件をすべて満たしている方。 (1) 母子・父子自立支援プログラムの策定等の自立に向けた支援を受けている方 (2) 高卒認定試験に合格することが、適職に就くために必要であると認められる方 【ひとり親家庭の児童】 市内在住の、ひとり親家庭の親に扶養されている20歳未満の児童であって、母子・父子自立支援プログラムの策定等の自立に向けた支援を受けており、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる方 ※ 支給は1人につき1回のみ。再度別の講座での申請は不可。 ※ 高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している方は対象外。
支 給 対 象 講 座	高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。） ※ 高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を取得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象外。 ※ 講座の受講開始前に、受講を希望する講座の指定を必ず区で受けなければならない。
申 請 期 間	① 受講開始時給付金 指定講座を受講開始後、30日以内 ② 受講修了時給付金 指定講座を受講修了後、30日以内 ③ 合格時給付金 高卒認定試験合格後、40日以内 ※ 講座の指定を受ける必要があるため、受講開始前に事前相談が必要。
支 給 額	① 受講開始時給付金 支給対象者が講座受講のために支払った受講料、入学金の費用の40%（上限あり） ② 受講修了時給付金 支給対象者が講座受講のために支払った受講料、入学金の費用の50%から①を差し引いた額（上限あり） ③ 合格時給付金 支給対象者が講座受講のために支払った受講料、入学金の費用の10%（上限あり） ※ただし、当該講座の受講に必ずしも必要でない副教材購入費や行事参加費等は対象にならない。
申 込 窓 口	住所地の区役所民生子ども課（支所管内の方は支所区民福祉課）

【区民生子ども課民生子ども担当・支所区民福祉課子ども担当】
[子ども青少年局子ども未来企画課]

中学生の学習支援事業 高校生世代への学習・相談支援事業

内 容	ひとり親家庭や生活保護受給世帯等の中学生を対象に、大学生等からなる学習サポーターが高校進学を目指した学習会を開催する。 また、中学生の学習支援事業を利用していた子ども等を対象に、高校生世代への子どもへの学習・相談を含めた包括的な支援を行う。
対 象 者	次のいずれかの世帯に属する市内在住の中学生、 または高校生世代（高校在籍は不問）の子ども (1) ひとり親家庭（児童扶養手当受給所得水準） (2) 生活保護受給世帯 (3) 生活困窮世帯
事 業 期 間	令和 7 年 4 月～令和 1 2 年 3 月
実 施 場 所 等	(1) 実施か所数 市内 150 か所 (2) 定員 各会場 中学生 12 名 高校生世代 若干名
実 施 内 容	・中学生の学習支援事業 週 1 回または 2 回、1 回あたり 2 時間の学習会を開催する。あわせて参加者の居場所づくりに資する取り組みを行う。 ・高校生世代への学習・相談支援事業 週 1 回学習会会場における自主学習の場の提供。キャリアや進路等に関する相談支援。大学等進学を踏まえた学習面の強化に関する支援。
費 用 負 担	無料
申 込 手 続	・中学生の学習支援事業 市が委託した学習支援事業コーディネート事業者へ会場調整を申し込み。 ・高校生世代への学習・相談支援事業 参加登録していた中学生の学習支援事業の学習会場へ申し込み。または区・支所（ひとり親担当・生活保護担当）等へ申し込み。

〔健康福祉局保護課・地域共生推進課・子ども青少年局子ども未来企画課〕

ひとり親家庭等への大学受験料等補助

内 容	経済的な課題を抱えるひとり親家庭等の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しするため、大学等受験料および模試費用の補助を行う。		
対 象 者	市内在住であり、次のいずれかの世帯に属する高校３年生世代（１９歳に達する年度に受験する者を含む）、中学３年生の子を現に養育する者。 （１） ひとり親家庭（児童扶養手当受給所得水準） （２） 住民税非課税世帯（生活保護受給世帯含む） （３） 学習支援事業参加登録している子どもが属する世帯		
補 助 額 （ 上 限 ）	・ 高校３年生世代	大学等受験料 模試費用	53,000 円（上限） 8,000 円（上限）
	・ 中学３年生	模試費用	6,000 円（上限）
申 請 方 法	申込期間：令和７年１１月４日～令和８年３月３１日（予定） 申請方法：令和７年１０月に名古屋市ウェブサイトの詳細を掲載		

〔子ども青少年局子ども未来企画課〕

母子保健事業（１）

事業		対象	概要
(1) 母子健康手帳の交付		妊娠の届出をした妊婦	妊産婦、乳児又は幼児が、健康診査又は保健指導を受けたときなどに、必要な事項を記載する手帳を交付
(2) 両親学級		妊産婦及びその配偶者等	妊娠、出産、育児、母乳栄養に関する保健知識の普及と親同士の交流促進を目的に、講話や実習、相談などを実施
(3) 共働きカップルのためのパパママ教室		妊娠中の共働き夫婦	共働きの家庭の課題や夫婦で協力した育児等についての助言、指導を実施
(4) 妊産婦健康診査		妊産婦	市医師会等に委託して医療機関で健康診査を実施
(5) 妊産婦歯科診査		妊産婦	市歯科医師会に委託して歯科医療機関で歯科診査、保健指導を実施
(6) 訪問指導	新生児・乳児	新生児（生後 28 日未満）及び新生児期以降の乳児（おおむね 3 か月児健康診査まで）	発育、栄養、疾病予防等、育児上必要な保健指導を実施
	未熟児	身体の発育が未熟なまま出生した乳児	養育上必要な保健指導等を実施
	妊産婦	妊産婦	妊娠、出産、産後について支援が必要な妊産婦に対して保健指導を実施
(7) 新生児聴覚検査		乳児（生後 6 か月内）	市医師会等に委託して医療機関で検査を実施
(8) 乳児一般健康診査		乳児	市医師会等に委託して医療機関で健康診査を実施
(9) 3 か月児健康診査		3 か月児	計測、打聴診等の健康診査の他、必要な保健指導等を実施
(10) 1 歳 6 か月児健康診査		1 歳 6 か月児	身体及び精神の発達状況診査、歯科健診、保健指導等を実施
(11) 3 歳児健康診査		3 歳児	身体及び精神の発達状況診査、歯科健診、眼科検診、聴覚検診、保健指導等を実施
(12) 乳幼児発達相談		乳幼児健康診査等の結果、障害の疑い又は可能性があると思われる乳幼児	乳幼児健康診査等の結果、障害の疑い又は可能性があると思われる乳幼児に対し、身体発育及び精神発達の両面から経過観察を実施
(13) 歯科保健事業	お口の発達支援事業	乳幼児	口腔機能の発達についての健康教室及び個別相談
	むし歯予防教室	2 歳児	歯科健診、歯科保健指導、希望者（幼児）は有料でフッ化物塗布
	親子の歯の健康教室	う蝕り患性の高い幼児、その保護者等	歯科健診、歯科保健指導、希望者（幼児）は有料でフッ化物塗布

【区保健センター保健予防課】

[子ども青少年局子育て支援課・健康福祉局健康増進課]

母子保健事業（２）

事業	対 象	概 要
(14) 先天性代謝異常等検査	新生児（早期）	先天性代謝異常等の早期発見、早期治療を図るため、出生した医療機関で採血し委託した機関で検査を実施
(15) 先天性心臓疾患児精密健康診査	先天性心臓疾患の疑いのある児童	先天性心臓疾患の疑いのある児童について精密健康診査を専門医療機関に委託して実施
(16) 食育実践支援事業	妊産婦、乳児又は幼児等	調理実習、食事に関する健康教室及び個別栄養相談
(17) 子育て講座	妊婦及びその夫、乳幼児の保護者等	子育てや疾病、事故予防等についての講話、育児困難感が強い等の保護者向けのグループミーティング、離乳食指導実技指導などを実施
(18) 思春期保健事業	思春期の子ども及び保護者等	心身両面の健康づくりに関する正しい知識の普及を目的に、講話や相談、思春期の子どもたちと同世代で仲間（ピア）による健康教育などを実施
(19) 子育て総合相談窓口	妊娠や出産、子育ての悩みや不安のある方	妊娠や出産、子育てについての悩みや不安の相談に対応し、必要に応じて専門機関への紹介や連携を実施
(20) 子どもあんしん電話相談	子育て中の親等	夜間の子どもの急な病気や事故などの場合に、看護師等が専門的な立場から助言指導を行う電話相談を実施
(21) なごや妊娠ＳＯＳ	思いがけない妊娠に悩む方	思いがけない妊娠についての悩みや不安の相談に助産師が対応し、必要に応じて関係機関への紹介や連携を実施
(22) 産後ケア事業	育児困難感がある乳児の母等	医療機関等において宿泊、通所又は訪問による支援を実施
(23) 不育症・不妊症相談事業	不育症や不妊症に悩む夫婦等	「不育症」や「不妊症」の知識の普及啓発と専門相談員による電話相談を実施

【区保健センター保健予防課】
[子ども青少年局子育て支援課]

名古屋市妊婦・子育て家庭応援金（国）

内 容	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠期から子育て期まで身近で相談・支援を行う伴走型相談支援と一体的に実施する経済的支援として、名古屋市妊婦・子育て家庭応援金を支給する（国の「妊婦のための支援給付」を活用）。
支 給 対 象	1 妊婦応援金 妊娠届出をした妊婦で、母子健康手帳交付時等に保健センターの保健師による面談を実施した妊婦に対し、申請書を送付 2 子育て家庭応援金 出産後、新生児乳児訪問時等に保健センターの保健師による面談を実施した産婦に対し、申請書を送付 ※1，2ともに申請日時点で名古屋市に住民票があること ※妊娠届出後に妊娠が継続しなかった場合も支給対象となる
支 給 金 額	1 妊婦応援金 妊婦1人あたり5万円 2 子育て家庭応援金 胎児の数1人あたり5万円（双子の場合は10万円）
支 払	・対象者から返送された申請書を確認後、支給予定日に口座振り込み。 ・支給予定日は毎月14日と30日（支払日が休日等の場合はその直前の休日等でない日）。
申 請 手 続	支給対象となる方へ市から申請書を送付する。
そ の 他	◆支給対象に該当する場合であっても、転出入等があり、他市町村において国の「妊婦のための支援給付」に関する給付（クーポン等を含む）の支給を受けている場合は、名古屋市の応援金を受給することはできません。名古屋市の応援金、他市町村の給付いずれか一方のみの支給となります。

[子ども青少年局子育て支援課]

未熟児養育医療給付

内 容	医師が入院を必要と認めた未熟児に対して、指定医療機関において入院養育を行う。
対 象 者	以下の条件を満たす乳児 (1) 名古屋市内に住所を有する 1 歳未満の乳児 (2) 体重 2,000 g 以下の未熟児、又は生活能力が特に薄弱（運動不安、体温 34℃以下、強度のチアノーゼの持続、呼吸数 50/分超、出血傾向、血性吐物、強度の黄疸等いずれかを満たすもの） (3) 指定医療機関において医師が入院を必要と認めた未熟児
申 請 手 続	次の書類を居住区の保健センター保健予防課へ提出する。 1 養育医療給付申請書 2 養育医療意見書（指定医が記載したもの） 3 市民税・県民税証明書 4 世帯調書 5 委任状 6 対象となる子どもの加入する保険情報がわかる書類
自 己 負 担 額	自己負担はありません。
そ の 他	指定医療機関制。 決定後、医療券を自宅へ送付します。

【区保健センター保健予防課保健感染症担当】
[子ども青少年局子育て支援課]

C 型・B 型肝炎ウイルス検査

趣 旨	感染の早期発見を目的として、肝炎ウイルス検査の受診機会を確保するもの。
対 象 者	名古屋市に住民登録があり、過去に C 型・B 型肝炎ウイルス検査を受けたことがない方
内 容	問診、H C V 抗体の検出又は H C V 抗体検査、H B s 抗原検査（C 型肝炎については、必要に応じて追加検査を実施）
費 用	無料
実 施 場 所	市内の協力医療機関
問い合わせ先	保健センター

【区保健センター保健予防課保健感染症担当】
[健康福祉局感染症対策課]

児童虐待防止関連施策（１）

なごやっ子 SOS （子ども電話 相談事業）	児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、電話により24時間365日の体制で受け付ける電話相談事業を実施。 （よいこに） 電話番号 761-4152
親子のための 相談 LINE （児童虐待防 止のための SNS相談事業）	様々な児童相談にリアルタイムで対応するとともに、児童虐待通告に迅速かつ確実に対応するため、児童相談所においてSNSを活用した相談支援を実施。 (1) 相談受付：24時間・365日 (2) 匿名（LINE上のアイコンとニックネーム）でも 相談可能 
なごやこども サポート 連絡協議会	児童虐待やいじめなど子どもの問題について、関係機関による情報交換や広域的又は組織的な児童問題及び処遇困難なケースに関する対応策等を協議する全市的な会議。
なごやこども サポート 区連絡会議	児童虐待やいじめ等に関する情報交換や個別ケースへの対応策を協議するための各区の会議。 各関係機関から選任された委員による「代表者会議」、区民生子ども課、支所区民福祉課、保健センター、児童相談所、子ども応援委員会及び警察署の実務担当者による「実務者会議」、関係機関の担当者により個別のケースの具体的な支援策の検討等を行う「サポートチーム会議」から構成される。
地域子ども 相談室	より身近なところで保護を要する子どもの問題や虐待等について相談に応じたり、児童相談所の委託を受けて継続的に子どもや家庭を指導することを目的とする。 (1) 名 称 地域子ども相談室「子ども家庭支援センターさくら」 (2) 場 所 南区呼続四丁目26-37 （児童養護施設「名古屋養育院」内） （なやむな） (3) 電話番号 821-7867 (4) FAX 番号 821-7869 (5) 相談日・時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後5時

〔子ども青少年局子ども福祉課〕

児童虐待防止関連施策（２）

Eメールでの 相 談 受 付	名古屋市公式ウェブサイトトップページ＞暮らしの情報＞ 健康と子育て＞ 子育て＞相談・問合せ＞生活・教育の相談＞子ども虐待相談についてから児童虐待についての相談・通告を受付
養 育 支 援 ヘルパー等の 派 遣	(1) 養育支援が必要な家庭への養育支援ヘルパーの派遣 児童虐待についての研修を受けた養育支援ヘルパーを派遣し、子どもの安全確認を行うとともに、保護者の家事・育児の技術の向上と家庭における養育環境の改善を図っている。 ① 派遣対象家庭 区実務者会議において養育支援ヘルパーによる派遣の必要を認めた家庭（支援を要するヤングケアラー等を含む） ② 支援内容 ア 家事に関するもの （食事の準備、衣類の洗濯、居室等の掃除等） イ 育児に関するもの （授乳・おむつ交換、保育所への送迎、同行支援等） (2) 特定妊婦訪問支援事業の実施 出産後の養育について、出産前から支援を行うことが必要な妊婦に対し、助産師による継続的な家庭訪問による支援を行う。 ① 派遣対象者 区実務者会議において派遣が必要と認められた妊婦 ② 支援内容 出産を迎えるために必要な支援、出産後の養育に関する相談・助言等 (3) 子ども家庭支援員の派遣 軽度な被虐待経験等の問題を抱える家庭に対し、訪問等による育児相談・支援等を行う子ども家庭支援員を派遣している。
緊 急 介 入 ・ 初 期 対 応	児童虐待ケースの緊急性に配慮し、初期対応において要請される機動力を発揮するため、中央、西部及び東部児童相談所それぞれに、担当課長、課長補佐（又は所長補佐）、児童福祉司等で構成する「緊急介入・初期対応班」を設置している。 なお、特に緊急性が高いと判断される児童虐待ケースには、上記の緊急介入・初期対応班と、中央児童相談所に配置された現職警察官並びに中央、西部及び東部児童相談所それぞれに配置された警察官OBの会計年度任用職員及び弁護士資格を持つ担当課長が連携し、緊急介入・保護対応を行っている。

〔子ども青少年局子育て支援課・子ども福祉課〕

児童虐待防止関連施策（３）

家 庭 復 帰 支 援 事 業	虐待を受けた児童等で親子の分離が行われ、児童養護施設等に入所しているケースについて、家庭復帰・親子再統合を目的とした各種プログラムを活用して保護者及び児童への支援を行うことにより、積極的な家庭復帰と在宅支援を推進する。 内 容 (1) 中央、西部及び東部児童相談所に専任の家庭復帰・里親支援担当の課長補佐（又は所長補佐）及び会計年度任用職員（家庭復帰支援員）をそれぞれ１名配置 (2) 外部スーパーバイザーの設置（児童相談所職員への指導を実施） (3) 事業の流れ 対象ケースの選定 ↓ 支援プログラムの選定 ↓ 支援プログラムの実施 ↓ 家庭復帰後の支援 児童相談所と児童養護施設等が連携し、対象ケースを絞り込み 対象ケースごとに最適な支援プログラムを選定 対象ケースの変化に応じて支援プログラムの調整を行い、外部スーパーバイザーから助言を受けながら、家庭復帰を推進 家庭復帰後、関係機関と連携し家庭訪問支援を実施
児童虐待再発防止のための 保護者支援事業	児童虐待により児童相談所が在宅で継続的に指導している家庭について、暴力や暴言を使わずに子どもを育てる方法などを保護者が習得できるように支援し、児童虐待の再発防止を図る。 内 容 (1) 対象者 児童相談所の援助方針会議において、児童虐待の再発防止のために当支援の実施が適当であると認められた保護者 (2) 実施場所 中央、西部及び東部児童相談所 (3) 実施プログラム 保護者支援プログラム（イライラしない子育て法等） (4) 支援の実施 保護者支援プログラム指導者が保護者に対しプログラムを実施 (5) 実施方法 個別指導（１回２時間程度） (参 考) 「イライラしない子育て法（CPA）」 暴言・暴力を使わず、親子間のコミュニケーションを大切にしながら子どもをうまく育てるコツを集めた育児法で、子どもに対する親のコミュニケーションの取り方をスキルアップすることにより、虐待の再発を抑制する効果があるもの。

【児童相談所】

[子ども青少年局子ども福祉課]

地域子ども会運営助成

趣 旨	遊びを中心とした地域における異年齢の子ども同士の集団活動を通じて、子どもの自主性、創造性、協調性を養い、心身の健全な育成を目的とする子ども会活動の促進を図る。																																		
交 付 条 件	「地域子ども会運営基準」に準拠している子ども会。 組 織 1. 町内などの小地域を単位とし、その地域のすべての子どもを対象にしていること。 2. 会員は、就学前2学年の幼児、小・中学生の児童であること。 3. 会員は、5人以上であること。ただし、5人～9人の場合は、名古屋市子ども会連合会に属する区子ども会育成者組織に加盟していること。																																		
助 成 金 の 額	<table><tr><td>申請の日の 属する月 子ども 会員数</td><td>4月～6月</td><td>7月～9月</td><td>10月～12月</td><td>1月～3月</td></tr><tr><td>200人以上</td><td>71,900円</td><td>54,000円</td><td>36,000円</td><td>18,000円</td></tr><tr><td>100人～199人</td><td>48,900円</td><td>36,900円</td><td>24,600円</td><td>12,300円</td></tr><tr><td>35人～99人</td><td>25,900円</td><td>19,500円</td><td>13,000円</td><td>6,500円</td></tr><tr><td>10人～34人</td><td>19,600円</td><td>14,800円</td><td>9,900円</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>5人～9人</td><td>16,000円</td><td>12,000円</td><td>8,000円</td><td>4,000円</td></tr></table>					申請の日の 属する月 子ども 会員数	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	200人以上	71,900円	54,000円	36,000円	18,000円	100人～199人	48,900円	36,900円	24,600円	12,300円	35人～99人	25,900円	19,500円	13,000円	6,500円	10人～34人	19,600円	14,800円	9,900円	5,000円	5人～9人	16,000円	12,000円	8,000円	4,000円
申請の日の 属する月 子ども 会員数	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月																															
200人以上	71,900円	54,000円	36,000円	18,000円																															
100人～199人	48,900円	36,900円	24,600円	12,300円																															
35人～99人	25,900円	19,500円	13,000円	6,500円																															
10人～34人	19,600円	14,800円	9,900円	5,000円																															
5人～9人	16,000円	12,000円	8,000円	4,000円																															
申 請 手 続	次の書類を住所地の区役所民生子ども課へ提出する。 1 子ども会運営助成金交付申請書 2 子ども会会則（前年度に引き続き助成金の交付を受けようとする子ども会で、改正がない場合を除く） 3 会員名簿 ※オンライン申請も可能です。（令和7年度から）																																		
交 付 決 定	市長が交付決定し、年1回支払われる。																																		
助成金の使途	「地域子ども会運営基準」で定める活動を行うための経費																																		
そ の 他	現金出納簿、その他必要な帳簿などの整備保存が必要。 年度終了後4月末日までに「子ども会事業及び決算報告書」の提出を要する。																																		

【区民生子ども課民生子ども担当】
【子ども青少年局青少年家庭課】

児 童 館（なごホーム）

趣 旨	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に設置。
対 象 者	0 歳から 18 歳未満の児童とその保護者等
実 施 内 容	(1) 自主的な遊びができる遊び場の提供 (2) 季節行事、伝承遊び及び移動児童館などの行事の実施 (3) 社会性・協調性の育成や体力の増進を図るクラブ活動の実施 (4) 中高生の居場所づくり (5) 子育て家庭の支援（交流事業の実施、子育てサークルへの活動場所提供等） (6) 留守家庭児童クラブの運営 (7) ボランティアの育成・支援
実 施 施 設	各児童館（なごホーム）（P. 213～214 参照）
利 用 時 間	午前 8 時 45 分から午後 5 時まで ※週に 1 ～ 3 回、午後 8 時まで中高生専用時間あり
休 館 日	・ 月曜日（市立の小学校の夏休み・冬休み・春休み期間中は日曜日） ・ 祝日（月曜日が祝日の場合は、その翌日も休館、振替休日の場合は、その前日も休館） ・ 年末年始
利 用 料	原則として無料。クラブ活動の材料費等は必要。

【児童館（なごホーム）】
〔子ども青少年局青少年家庭課〕

留守家庭児童育成会運営助成

趣 旨	留守家庭児童育成会に対して、運営助成金を交付し、児童の健全な育成を図るもの。	
留守家庭児童育成会の要件	1 育成会は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（省令及び条例）を遵守して運営されていること。 2 地域において留守家庭児童の健全育成事業を行う法人又は団体で、本市の登録を受けていること。 3 児童は、市内に住所を有し、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）に在学する、下校後帰宅しても、両親など保護者が就労などにより不在のため、適切な監護が受けられない児童であること。 4 児童数は、10人以上おおむね40人までであること。	
助 成 金 内 容	（基準額） 利用希望日数から算定した「児童の数」に基づき助成 ※土曜開所加算・長時間開所加算は含まない	
	区 分 (児童の数)	年 額
	1～9 人	児童の数 1人増ごと
	10～19 人	2,951,000 円～3,191,000 円
	20～35 人	3,221,000 円～3,491,000 円
	36～45 人	4,685,000 円～5,090,000 円
	46～55 人	30,000 円増加
	56～70 人	30,000 円増加
	71 人以上	27,000 円増加
	5,117,000 円～5,360,000 円	27,000 円増加
	5,032,000 円～4,267,000 円	85,000 円減少
	4,182,000 円～2,992,000 円	85,000 円減少
	2,917,000 円	—
助 成 金 内 容	（その他）	
	区 分	内 容
	土曜開所加算	土曜日に開所している場合に、開所日数（助成要綱第7条第3項第2号に規定する土曜日の合計日数を超えて開所した土曜日 1 日あたり 21,000 円（ただし、放課後児童支援員 2 名配置助成の助成対象となる期間については、土曜日 1 日あたり 28,000 円））に応じて助成
	長時間開所加算（平日）	月曜日から金曜日の開所時間について、18 時 30 分を超えて開所している場合に助成（平日 1 時間あたり 449,000 円）
	長時間開所加算（長期休業中等）	長期休業中などの開所時間について、8 時間を超えて開所している場合に助成（長期休業中等 1 時間あたり 202,000 円）
	指導室使用料加算	面積基準を満たしている育成会が月の初日において指導室を賃借して運営している場合、その指導室使用料月額 10/10（281,100 円限度）を助成
助 成 金 内 容	指導室使用料加算(市基準)	面積基準を満たしていない育成会が月の初日において指導室を賃借して運営している場合、その指導室使用料月額 2/3（50,000 円限度）を助成

区 分	内 容
障害児受入推進助成	月の初日において障害児または医療的ケア児を受け入れており、かつ、障害児受入に対応できる職員を配置した場合、その職員の配置に必要な経費を助成
	障害児 1 人以上受入 年額 2, 232, 000 円
	障害児 3 人以上受入 年額 4, 464, 000 円
	障害児 6 人以上受入 年額 6, 696, 000 円
	障害児 9 人以上受入 年額 8, 928, 000 円
	医療的ケア児受入 年額 4, 061, 000 円を限度
	医療的ケア児送迎支援 年額 1, 353, 000 円を限度
ひとり親家庭減免助成	ひとり親世帯の保護者負担金を減免した場合、その減免額の 2/3 を助成 (児童 1 人あたり月額 8, 000 円限度)
多子世帯減免助成	同時に在籍する第 2 子以降の児童の保護者負担金を減免した場合、その減免額の 2/3 を助成 (児童 1 人あたり月額 4, 000 円限度)
専用室障害児受入促進助成	新たに障害児を受け入れるために留守家庭児童専用室を改修した場合、その改修に係る経費の 1/2 を助成 (1 か所あたり 125, 000 円限度)
放課後児童支援員 2 名配置助成	放課後児童支援員を 2 名以上雇用し、配置できる体制を確保している場合、運営に必要な費用を助成 基準額分：年額 1, 821, 000 円 長時間開所加算 (平日 1 時間あたり)：年額 271, 000 円 長時間開所加算 (長期休業中等 1 時間あたり)：122, 000 円
常勤職員配置等助成	育成支援 11 項目を担当する常勤職員等を配置し、その職員の賃金等を改善した場合、その職員の賃金改善に必要な経費を助成 (1 か所あたり年額 3, 330, 000 円限度)
放課後児童支援員等 処遇改善等事業助成	育成支援 5 項目を担当する職員を配置し、その職員の賃金等を改善した場合、その職員の賃金改善に必要な経費を助成 (1 か所あたり年額 1, 829, 000 円限度)
送迎支援事業助成	地域の高齢者等を活用し、送迎支援を実施した場合、その送迎支援に係る経費を助成 (1 か所あたり年額 581, 000 円限度)
送迎支援事業助成 (待機対策)	他の育成会から入所を断られた児童を受け入れるため、タクシー等で送迎を行う場合、その送迎支援に係る経費を助成 (児童 1 人あたり年額 408, 000 円を既存の送迎支援助成の限度額に加える。)
設置促進事業助成	民家等の改修・備品購入・開所準備に係る経費を助成 (1 か所あたり 12, 000, 000 円限度)

	区 分	内 容
	長 期 休 業 期 間 受 入 支 援 助 成	長期休業期間中に追加で児童を受け入れた場合、開所日数に応じて係る経費を助成 (1 か所あたり月額 21,000 円)
	放課後児童支援員キャリア アップ処遇改善事業助成	放課後児童支援員に対し、経験年数等に応じた段階的な賃金改善を実施した場合、その賃金改善に必要な経費を助成 (職員1人あたり年額 131,000 円～394,000 円限度)
	育成支援体制強化助成	育成支援の周辺業務について、職員の配置や外部委託等を実施した場合、その実施に係る経費を助成 (1 か所あたり年額 1,568,000 円限度)
	環 境 改 善 事 業 助 成	指導環境の改善を目的としたエアコン等を購入した場合、その購入に係る経費を助成 (1 か所あたり 1,000,000 円限度)
	移 転 関 連 費 用 助 成	児童の数の増加に伴い、より広い実施場所に移転することで受入れ児童数を増やす場合等に、その移転に係る経費を助成 (1 か所あたり 2,500,000 円限度)
	利 用 児 童 受 入 促 進 事 業 助 成	分割等により受入れ児童数を増やすため職員の確保を行う場合、必要な求人広告掲載等に係る経費の 2/3 を助成 (1 か所あたり 500,000 円限度)
		分割等により受入れ児童数を増やすため職員の確保を行う場合、雇用した職員の研修期間に係る人件費の 2/3 を助成 (1 か所あたり 1,122,000 円限度)
		他の育成会から入所を断られた児童を受け入れるために、送迎支援事業助成を活用した場合、連絡調整等諸業務に係る経費を助成 (児童1人あたり年額 262,000 円)
放課後児童支援員等処遇 改善継続実施事業助成	放課後児童支援員等に対し、基本給又は手当の引き上げにより賃金改善を実施した場合、その賃金改善に必要な経費を助成 (1 か所あたり 11,000 円×賃金改善対象者数×賃金改善実施月数を限度)	
法 人 移 行 支 援 助 成	法人運営へ移行する際に必要となる法人格の取得手続きや会計、労務、税務等に係る手続きを司法書士等の専門家に相談又は委託した場合の経費の 2/3 を助成 (1 か所あたり 224,000 円)	
そ の 他	育成会の登録を受けようとする者は、登録事前協議書を社会福祉事務所長を経由して市長に提出しなければならない。	

【区民生子ども課民生子ども担当】

[子ども青少年局放課後事業推進課]

トワイライトルーム

趣 旨	すべての子どもに「遊び」「学び」「体験」「交流」「生活」の場を提供するとともに、昼間保護者が家庭にいないことなどにより子育てへの援助を希望する家庭の子どもについては、あわせて、より生活に配慮した取り組み（選択事業）を行う。					
対 象 児 童	【基本事業】 実施校に在籍あるいは学区に在住の小学生（１～６年生） 【選択事業】 基本事業の登録者で、保護者が家庭にいないことなどにより子育てへの援助を希望する家庭の小学生（１～６年生）					
開 設 日	月曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く）					
開 設 時 間	・ 授業のある日 【基本事業】 授業終了後～午後５時 【選択事業】 授業終了後～午後７時 ・ 土曜日 【基本事業】 午前９時～午後５時 【選択事業】 午前９時～午後６時 ・ 長期休業日（土曜日を除く） 【基本事業】 午前８時～午後５時 【選択事業】 午前８時～午後７時					
実 施 場 所	小学校施設内 ＜実施学区＞					
	区名	実施学区	区名	実施学区	区名	実施学区
	千種	富士見台	瑞穂	弥富	緑	鳴海東部
	東	山吹	熱田	高田		有松
		葵		高蔵		戸笠
		砂田橋		船方		黒石
	北	名北		大宝		南陵
		金城	中川	八幡	大高北	
		味鋤		戸田	小坂	
		宮前		千音寺	名東	藤が丘
	西	児玉	港	小碓		香流
		平田		南陽		梅森坂
		なごや		稲永		極楽
	中村	牧野		正保		天白
		岩塚	南	笠寺	天白	
		八社		菊住	平針	
		中	ほのか	守山	小幡	
	大須		守山		植田東	
	正木		志段味西			
	昭和	松栄	天子田			
広路		小幡北				

費 用	利用料 【基本事業】 無料（別途保険関係費が必要） 【選択事業】 月額1,500円（～午後６時）、月額6,500円（～午後７時） ※生活保護世帯、ひとり親世帯（所得制限あり）は減免あり。 ※一時的な利用も可能（１回1,000円）。
運営スタッフ	・ 運営指導者：トワイライトルーム事業全般を総括する。 ・ 子ども指導員：活動や生活の指導、保護者に対する子育て支援を行う。 ・ 地域協力員：子どもの活動を見守り、身近な大人として子どもに接する。
申 込 先	実施小学校の「トワイライトルーム」事務室

〔子ども青少年局放課後事業推進課〕

子どもの短期入所生活援助（ショートステイ）事業

内 容	保護者が病気、出産、看護、災害等の社会的事由により、家庭において児童の養育が困難となった場合、乳児院・児童養護施設・里親宅で一時的に養育を行う。														
実 施 施 設 等	1 乳児院 おおむね2歳未満の児童を養育 ・衆善会乳児院 ・玉葉会乳児院 ・ひばり荘 ・ほだか (P. 213参照) 2 児童養護施設 2歳以上の児童を養育 ・名広愛児園 ・金城六華園 ・鳴海聖園天使園 ・駒方寮 ・那爛陀学苑 ・慈友学園 ・晴光学院 ・名古屋養育院 ・和進館児童ホーム ・南山寮 ・ゆうりん ・名古屋若松寮 ・ひばり荘 (P. 214～215参照) 3 里親														
養 育 期 間	原則として7日以内														
利 用 料	児童1人あたり日額 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th><th style="width: 25%;">生活保護世帯 注1</th><th style="width: 25%;">市民税非課税世帯 注2</th><th style="width: 35%;">その他の世帯</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2歳未満児</td><td>0円</td><td>1,100円</td><td>5,350円</td></tr> <tr> <td>2歳以上児</td><td>0円</td><td>1,000円</td><td>2,750円</td></tr> </tbody> </table> 注1 「生活保護世帯」には、市民税非課税の母子、父子、養育者家庭を含む。 注2 「市民税非課税世帯」には母子、父子、養育者家庭を含む。			区 分	生活保護世帯 注1	市民税非課税世帯 注2	その他の世帯	2歳未満児	0円	1,100円	5,350円	2歳以上児	0円	1,000円	2,750円
区 分	生活保護世帯 注1	市民税非課税世帯 注2	その他の世帯												
2歳未満児	0円	1,100円	5,350円												
2歳以上児	0円	1,000円	2,750円												
申請時の窓口	各区役所民生子ども課（支所管内の方は支所区民福祉課）														

【区民生子ども課民生子ども担当・支所区民福祉課子ども担当】
[子ども青少年局子ども福祉課]

母子・父子自立支援員

内 容	ひとり親家庭並びに寡婦及び寡夫に対し、専門的な相談や指導を行い、就業支援を含めたひとり親家庭の生活全般に関わる総合的相談を行うことで、その福祉増進を図るもの。
業 務	次の事項に関して、専門的な相談指導を行うとともに、適切な処理をとり、担当区域内の対象者の実情把握に努める。 - 母子・父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付等に関すること。 - 名古屋市寡夫福祉資金の貸付け等に関すること。 - ひとり親家庭並びに寡婦及び寡夫の経済上の諸問題に関すること。 - ひとり親家庭の児童の養育・就学及び就職等に関すること。 - その他ひとり親家庭並びに寡婦及び寡夫に対する自立支援等に関すること。
そ の 他	〈母子家庭の定義〉 配偶者（事実婚を含む、以下同じ）のいない女子（配偶者と死別した女子であって現に婚姻（事実婚を含む、以下同じ）をしていない女子、配偶者と離婚した女子であって現に婚姻をしていない女子又は配偶者がいても精神的・身体的・社会的理由により、その扶養を受けることができない女子）が、20歳未満の児童を扶養している世帯 〈父子家庭の定義〉 配偶者（事実婚を含む、以下同じ）のいない男子（配偶者と死別した男子であって現に婚姻（事実婚を含む、以下同じ）をしていない男子、配偶者と離婚した男子であって現に婚姻をしていない男子又は配偶者がいても精神的・身体的・社会的理由により、その扶養を受けることができない男子）が、20歳未満の児童を扶養している世帯 〈寡婦の定義〉 配偶者のいない女子であって、かつて配偶者のない女子として民法877条の規定により児童を扶養していたことのあるもの 〈寡夫の定義〉 配偶者のいない男子であって、かつて配偶者のない男子として民法877条の規定により児童を扶養していたことのあるもの

【区民生子ども課民生子ども担当・支所区民福祉課担当】

[子ども青少年局子ども未来企画課]

ひとり親家庭応援専門員

内 容	ひとり親家庭に対し、専門的な相談や指導を行い、母子父子自立支援員と連携して、就業支援を含めたひとり親家庭の生活全般について、家庭訪問を含めた相談対応を行うことで、その福祉増進を図るもの。
業 務	次の事項に関して、専門的な相談指導を行うとともに、適切な処理をとり、担当区域内の対象者の実情把握に努める。 - 支援対象者への家庭訪問等、相談支援・情報提供による就労支援に関すること。 - 支援対象者の求職相談、指導援助に関すること。 - 支援対象者の求職活動や企業面接等の同行に関すること。 - 母子家庭等就業支援センター及び公共職業安定所等と連携した就労支援に関すること。 - 求職活動以前における支援が必要な支援対象者一人ひとりに対応した支援に関すること。 - 子どもの教育等について、子ども応援委員会や児童相談所等と連携した地域での支援に関すること。 - 母子・父子自立支援員と連携した支援対象者に必要な自立支援に関すること。 - その他ひとり親の就労支援等のために必要な支援に関すること。

【区民生子ども課民生子ども担当・支所区民福祉課子ども担当】

[子ども青少年局子ども未来企画課]

助産施設への入所

内 容	保健上必要があるにもかかわらず経済的理由により入院助産を受けることのできない妊産婦について、児童福祉法22条により、助産の実施を行う。
入 所 の 基 準	◆ 市民税所得割非課税世帯 ◆ 災害、疾病、失業等により収入が著しく減少した世帯
助 産 施 設	・名古屋市立大学医学部附属東部医療センター ・名古屋市立大学医学部附属西部医療センター (P.213参照)
申請時の窓口	住所地の区役所民生子ども課（支所管内の方は支所区民福祉課）

【区民生子ども課民生子ども担当・支所区民福祉課子ども担当】

[子ども青少年局子ども福祉課]

配偶者からの暴力被害者の相談支援

配 偶 者 暴 力 相 談 支 援 セ ン ター 業 務	配偶者からの暴力被害者の保護等のため、被害者等からの相談、自立支援、保護命令の申立てに関する支援や関係機関との総合的な調整を行うもの。 業務内容 ① 電話と面接による相談 ② 自立支援のための情報提供 ③ 保護命令申立ての援助・通報への対応 ④ 関係機関・団体の連絡調整 相談専用電話 ① 電話番号：351-5388 ② 相談日・時間 月曜日～金曜日 午前10時～午後5時 (祝日及び年末年始を除く。)
D V 被 害 者 ホ ッ ト ラ イ ン 事 業	公的機関の閉庁日に被害者から電話相談を受け、早期に適切な援助を行い、公的機関の閉庁日も継続した支援を図るもの。 民間団体に委託実施。 (1) 電話番号：232-2201 (2) 相談日・時間 土曜日・日曜日・祝日 午前10時～午後6時 (年末年始を除く。)
D V 被 害 者 S N S 相 談 事 業	暴力被害による影響が深刻化しない早い段階で相談機関につながるができるよう、相談に対する心理的な抵抗感を下げることがを目的として、SNSを活用した相談を行うもの。 民間団体に委託実施。 (1) ウェブサイト：https://dv.city.nagoya.jp (2) 相談日・時間 水曜日・午後5時～午後10時 土曜日・午後0時～午後5時 (年末年始を除く。) 

[子ども青少年局子ども福祉課]

区役所・支所における子どもや家庭への支援

内 容	児童を虐待から守るため、地域に身近な窓口である各区役所・支所（社会福祉事務所）において、教育・保健・福祉の連携を強化するなど、こども家庭センターとしての支援体制を整備し、児童相談所と連携・役割分担を行いながら、子どもや家庭への支援及び児童虐待への対応等に取り組む。
業 務	1 児童虐待通告に関し、家庭訪問を含む調査、必要な実情の把握（児童の安全確認を含む）及び情報提供 2 児童及び妊産婦の福祉に関する過程その他からの相談対応、必要な調査及び指導並びにこれらに付随する業務 3 要保護児童対策地域協議会の運営

【区民生子ども課民生子ども担当】
[子ども青少年局子ども福祉課]

なごやすくすくボランティア

趣 旨	養成講座を受講し、子どもを持つ親や子どもの立場に立って、親子を温かく見守り、地域による子育てを支援し、児童虐待の予防につなげる。
活 動 内 容	1 日常的に子どもに対する見守りを行い、親や子どもが困っているときに声をかける等、地域での子育て支援活動を行う。 2 「なごやすくすくボランティア」のうち、すくすくサポーター養成講座を受講し、登録を行った場合は、「名古屋市すくすくサポーター」として各区役所・保健センターや子育てに関する団体等からの派遣要請に応じて、子育て支援活動を行う。

[子ども青少年局子ども福祉課]

女性福祉相談員

内 容	1 区・支所において、配偶者からの暴力の被害者その他の女性の福祉に関し、相談・援助等を行う。 2 配偶者暴力相談支援センターにおいて、配偶者からの暴力の被害者等に関し、相談・援助等を行う。
業 務	次の事項に関する業務を行う。 1 配偶者からの暴力の被害者その他の女性の福祉に関し、必要な実情の把握 2 配偶者からの暴力の被害者その他の女性の福祉に関し、必要な情報の提供 3 配偶者からの暴力の被害者その他の女性の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び援助を行うこと並びにこれらに付随する業務 4 児童の福祉に関し、必要な実情の把握、情報の提供、相談、援助及びこれらに付随する業務

【区民生子ども課民生子ども担当・支所区民福祉課子ども担当】
[子ども青少年局子ども福祉課]

児童相談所の児童相談

内 容	児童相談所は中央児童相談所（児童福祉センター内）、西部児童相談所及び東部児童相談所の3か所が設置されており、児童（18歳未満）に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じている。
相 談 種 類	1 養 護 保護者の入院、家出等で家庭での養育が困難になった子ども、迷子、被虐待児、里子等の相談 2 非 行 喫煙、怠学、家出、不良交友、暴力行為等、ぐ犯行為の相談と14歳未満で刑法に触れる行為（窃盗や傷害等）についての相談 3 育 成 不登校、幼児のしつけ、学業不振、落ち着きなし、内気、家庭内暴力など性格行動や適性の相談 4 障 害 発達の遅れ、肢体や言語・聴覚等の身体障害、知的な障害や自閉症等についての相談
相 談 者 及 び 方 法	児童本人はもちろん、家庭、親戚、知人、児童委員、学校の先生、その他児童に関わることであれば誰でも相談ができる。また、相談の秘密は厳守する。 電話や来所面談等の方法で相談員又は児童福祉司等が相談に応じる。
相談援助活動	相談援助活動は、児童福祉の理念等に基づき、すべての児童が心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう児童及びその家庭等を援助することを目的として、次のような活動を行う。 1 相談の種類や内容に応じて、児童福祉司又は児童心理司等が個別指導やグループ指導を行う。 2 児童心理司による心理検査、カウンセリングを行う。 3 医師による医学診断を行う。 4 緊急の場合や行動観察のため児童の一時保護を行う。 5 在宅指導では目的の達成が難しい場合に、親権者の同意を得て、児童福祉施設（里親も含む）や指定医療機関への入所決定を行う。

【児童相談所】

[子ども青少年局子ども福祉課]

ひきこもり・不登校児童対策事業

内 容	不登校等の状態にある児童及びその家族に対し、自主性・社会性の伸長、登校意欲の回復及び家庭機能の回復を図るため、児童相談所と児童心理治療施設において総合的な援助を行う。 1 あそびっこ事業 児童の良き話し相手や理解者となる大学生等のボランティアの方（あそびっこ）を、児童相談所の助言・指導のもとに児童の家庭に派遣し、児童とのふれあいを通じて、児童の自主性や社会性の伸長等を援助する。 2 グループ指導事業 児童相談所及び野外活動施設において、グループによる集団的な生活指導やレクリエーション等を実施する。 3 家族療法事業 児童心理治療施設くすのき学園（児童福祉センター内）において、児童とその家族に対する心理療法を行う。
対 象 者	市内在住で、不登校等の状態にある児童及びその家族
費 用 負 担	無 料
実施機関及び 相談の申込み 場 所	中央児童相談所（児童福祉センター内） 昭和区折戸町4-16 TEL（代）757-6111 （千種・東・北・中・昭和・守山・名東区の方） 西部児童相談所 中川区小城町1-1-20 TEL 365-3231 （西・中村・熱田・中川・港区の方） 東部児童相談所 緑区鳴海町字小森48-5 TEL 899-4630 （瑞穂・南・緑・天白区の方）

【児童相談所】

〔子ども青少年局子ども福祉課〕

子ども・若者への総合支援

趣 旨	ニートやひきこもりなど、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者一人ひとりに対して、相談から自立まで一貫した伴走型の支援を実施する。
対 象 者	市内に居住している方で、ニートやひきこもりをはじめとして様々な困難を有する、概ね39歳までの子ども・若者とその保護者（事業によって対象年齢が異なる。）
主な事業内容	(1) 子ども・若者総合相談センター 【対象】 0歳から39歳までの子ども・若者及びその保護者 【内容】 子ども・若者育成支援推進法第13条に基づき、就労や就学、対人関係などの悩みや社会的自立に困難を有している子ども・若者とその保護者が、まず駆け込むことができる総合相談機関として、あらゆる相談に応じて関係機関の紹介その他必要な情報の提供及び助言を行うとともに、自立等に向かうことができるよう寄り添った伴走型相談支援を行う。また、来所が困難な方に対する自宅等訪問や関係機関等への同行支援を行う。 このほか、若者が立ち寄りやすく相談しやすいオープン型の交流スペースにおける相談やSNS相談を行う。 (2) 若者自立支援ステップアップ事業 【対象】 15歳から39歳までの若者及びその保護者 【内容】 市内2か所のステップアップルームに、定期的に通いながら、カウンセリングや音楽や製作等のプログラム活動参加、セミナー受講などを通じて自立意欲の回復など自立に向けた準備を行う。このほか、電話・メール相談や親などの家族向けの情報交換会やライフプラン作成相談等の親支援サービスを行う。 (3) 若者自立支援ジャンプアップ事業 【対象】 15歳から49歳までの者、就職氷河期世代の者及びその保護者 【内容】 なごや若者サポートステーション（厚生労働省事業）と連携し、就労意欲を持ち始めた若者に対して、コミュニケーションスキルの向上や面接対策、履歴書対策など就職活動を行ううえで必要となる基礎能力の取得や、民間企業等の協力のもと、仕事体験ができる機会の提供を行う。また保護者情報交換会などを行う。 (4) 若者・企業リンクサポート事業 【対象】 15歳から39歳までの若者、市内にある企業等 【内容】 意欲があっても就労に結びつかない、あるいは短期離職を繰り返す若者が、その特性や能力に応じた働き方ができ、就職後も長期にわたり同じ職場に定着することを目的として、若者の特性等を踏まえた職業紹介を行うとともに、企業に対して若者の特性等に対応した環境整備やコミュニケーション方法の提案を行う等、若者と企業の双方に対して就職から職場定着までを支援する。また、企業からの相談にも対応する。 ※いずれも利用・相談は無料（実費除く）

問い合わせ先	(1) 子ども・若者総合相談センター 東区泉一丁目1番4号 名古屋市教育館8階 TEL 961-2544 FAX 961-2545 月～土（祝日・年末年始を除く） 午前10時～午後5時 (2) 若者自立支援ステップアップ事業 ○北部ステップアップルーム 「みらいe.（ミライエ）」 北区平安通一丁目5番地 ヴェロードリベルテ2階 TEL 325-2890 E-mail soudan@stepup-hokubu.nagoya 月～水、金、土（祝日・年末年始を除く） 午前10時～午後4時 ○南部ステップアップルーム 「ミライデア」 中区大井町1番37号 フカヤビル202号室 TEL 684-6461 E-mail soudan@stepup-nanbu.nagoya 月～金（祝日・年末年始を除く） 午前10時～午後4時 (3) 若者自立支援ジャンプアップ事業 北区柳原三丁目6番8号 名古屋市青少年交流プラザ1階 ※なごや若者サポートステーション内で実施 TEL 700-2396 FAX 700-2388 火～土 午前10時～午後6時（第2・4金曜日は午後9時まで延長） （祝日・年末年始を除く） (4) 若者・企業リンクサポート事業 中区正木四丁目9番1号 笹とみビル3F TEL 684-8672 FAX 684-8603 月～土（祝日・年末年始を除く） 午前10時～午後5時
--------	---

【子ども青少年局 青少年家庭課】

障害児短期里親

趣 旨	障害児を介護している方が、一時的に介護できなくなったときに、障害児を短期間預かり養育する里親に対し助成金を交付するもの。
対 象	1 身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の障害児 2 愛護手帳の交付を受けた18歳未満の障害児 3 その他、市長が必要と認める方
養 育 期 間	おおむね3日以内
助 成 額	1 設備費 里親として登録されたとき 12,000円 2 謝 礼 障害児一人につき1日 4,000円 3 飲食物費 障害児一人につき1日 712円
申 請 方 法	介護している方（保護者）が、障害児里親に養育を申請し、障害児里親が養育終了後に助成金を市（子ども福祉課）へ申請する。

【子ども青少年局子ども福祉課】

発達障害者支援センター

趣 旨	すべてのライフステージの発達障害児・者に関する相談を受けるとともに、支援者の人材育成や関係機関とのネットワーク作り、情報発信、啓発活動を行う。
対 象 者 等	市内在住、在学、在勤の発達障害※のある方又はその家族、支援者若しくは関係機関 ※発達障害者支援法では、「発達障害」を、自閉症、アスペルガー症候群及びその他の広汎性発達障害（PDD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）等の脳機能の障害がある者であって、発達障害及び社会的障壁により日常生活または社会生活に制限をうけるものと定義している。
事 業 内 容	1 相談支援 発達障害児・者及び家族、関係機関等からの相談を受け、必要に応じて適切な支援機関につなぐ。 2 人材育成 支援者向けの研修・勉強会の開催、講師派遣及びコンサルテーションの実施 3 情報発信・普及啓発 ウェブサイトを通じた支援情報発信、市民向け講演会実施、啓発パンフレット作成等
実 施 場 所	児童福祉センター内 昭和区折戸町4-16 TEL 757-6140 FAX 757-6141 電子メールアドレス links@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp
相 談 方 法 ・ 休 所 日	電話及び面接による相談 面接については、電話、ファックス、電子メールで予約を受付 相談受付時間 午前8時45分～午後5時15分 休 所 日 土曜日・日曜日・祝休日・年末年始

【児童福祉センター】
[子ども青少年局子ども福祉課]

障害児施設等療育グループ事業

趣 旨	未就学の障害児もしくは障害のおそれがある児童、及びその保護者に対し、地域療育センター及び児童発達支援センターにおいて、集団療育を主とする訓練、相談、指導及び助言を行うことによって、児童及びその家庭の福祉の向上を図るもの。										
対 象 者	市内在住の方で、障害児、もしくは障害のおそれがある児童及びその保護者										
実 施 施 設	<table><tr><th>区 分</th><th>施 設 名</th><th>申込先</th></tr><tr><td>地域療育センター</td><td>中央療育センター 西部地域療育センター 南部地域療育センターそよ風 北部地域療育センターよつば 東部地域療育センターぽけっと</td><td rowspan="2">各施設</td></tr><tr><td>児童発達支援センター</td><td>さわらび園 発達センターあつた 発達センターちよだ</td></tr></table>			区 分	施 設 名	申込先	地域療育センター	中央療育センター 西部地域療育センター 南部地域療育センターそよ風 北部地域療育センターよつば 東部地域療育センターぽけっと	各施設	児童発達支援センター	さわらび園 発達センターあつた 発達センターちよだ
区 分	施 設 名	申込先									
地域療育センター	中央療育センター 西部地域療育センター 南部地域療育センターそよ風 北部地域療育センターよつば 東部地域療育センターぽけっと	各施設									
児童発達支援センター	さわらび園 発達センターあつた 発達センターちよだ										
事 業 内 容	実施施設ごとに療育グループを編成して行う訓練、指導と個別面接により行う相談。										

【児童福祉センター】
[子ども青少年局子ども福祉課]

いこいの家事業

趣 旨	在宅の障害児とその保護者に早期療育や相互交流の場を提供し、療育機関から派遣される専門職員による療育相談も定期的に行うことにより、障害児の家庭の福祉の向上を図る。
対 象 者	言葉の遅れや心身の発達遅れの心配のある子どもとその保護者
実 施 内 容	言葉の遅れや心身の発達遅れの心配のある子ども等を対象に、療育活動（自由遊び、体操、親子遊び等）を通じて親子の関係づくりを行うとともに、保護者には、共通の不安や悩みを語りあったり、情報交換や仲間作りをする場を提供する。
実 施 日 時	曜日/時間帯 天神山いこいの家(水・金/午前9時～午後2時) 桜山いこいの家(月・木/午前9時～午後2時) あつたいこいの家(月・火/午前9時～午後2時) 守山児童館(水/午前9時～午後2時) 千種児童館(火・金/午前9時～午後2時) 遊モアプラス (木/午前9時30分～午後2時30分) 葡萄の木 (月・土/午前10時～午後3時) colorful カラフル (土・水/午前10時～午後3時) てんぱくにじいろ (水/午前9時30分～午後2時30分) マイハウスどんぐり広場 (月/午前9時30分～午後2時30分) みずほにじいろ (火/午前9時30分～午後2時30分) すまいる (木・日/午前9時30分～午後2時30分) mimi (月/午前9時30分～午後2時30分) はとぽっぽサロン (火・土/午前9時～午後2時) めいとうにじいろ (日/午前9時30分～午後2時30分) スカイ(月/午前9時30分～午後2時30分) ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施日時を変更する可能性がある。
利 用 料	利用料金は徴収しない。ただし、おやつ代等の実費負担は除く。

[子ども青少年局子ども福祉課]

精神保健福祉相談事業

内 容	各保健センター、精神保健福祉センターこころぼでは、こころの健康、精神疾患の治療や社会復帰など、様々な相談に応じている。
相 談 種 類	1 保健センターの精神保健福祉相談 (1) こころの健康相談日（週 1 回） 精神科嘱託医による心の悩みなどの相談 (2) うつ病家族相談日（月 1 回） 精神科嘱託医によるうつ病の悩みを抱える人の家族への相談 (3) 上記のほか、随時、精神保健福祉相談員、保健師等が精神保健福祉に関する相談、訪問を実施。電話相談も可。 ※ 保健センター分室では実施なし。 2 精神保健福祉センターこころぼの相談事業 (1) 思春期精神保健相談（月 4 回） 思春期に起こる様々な悩みについての相談 (2) 依存症相談（偶数月 6 回、奇数月 5 回） アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症の問題でお困りのご本人やご家族からの相談 (3) 自死遺族相談（月 1 回） 大切な人を自死で亡くされた方からの相談 (4) こころの健康電話相談（平日午後、電話相談のみ） (5) ひきこもり相談（ひきこもり地域支援センター） ひきこもりのご本人やご家族等からの相談
対 象 者 及 び 相 談 方 法	・対象者は精神障害者及び家族等。 ・相談は事前予約制（相談日時の詳細は、各保健センター、精神保健福祉センターこころぼへ問合せ） ・相談の秘密は厳守する。

【区保健センター保健予防課精神保健・健康づくり担当・精神保健福祉センター】
[健康福祉局健康増進課・地域共生推進課]

自殺対策事業

趣 旨	すべての市民がかけがえのない個人として尊重され、自分らしく、生きがいを持って暮らすことのできる社会を実現するため、「自殺の予防」「自殺の防止」「自死遺族に対する支援」という 3 つの視点から取り組みを推進する。
事 業 内 容	1 自殺の予防 ・こころの絆創膏キャンペーン ・相談窓口の周知・啓発 ・こころの絆創膏デー ・こころの健康フェスタ（精神保健福祉センター） ・子ども・若者の自殺予防の取り組み ・こころの絆創膏ウェブサイト・アプリ 等 2 自殺の防止 ・こころの健康無料相談 ・ゲートキーパー育成等事業 ・自殺ハイリスク者等支援事業 ・子ども・若者の自殺危機対応チームの運営 等 3 自死遺族に対する支援 ・自死遺族相談（精神保健福祉センター） ・自死遺族カウンセリング（精神保健福祉センター） 等

【精神保健福祉センター】
[健康福祉局健康増進課]

ひきこもり支援事業

趣 旨	ひきこもり状態にある本人や家族等の相談支援を行うとともに、関係機関との連携強化を目的とした会議や支援者を対象とした研修、ひきこもりに関する周知啓発を行い、ひきこもりのご本人やご家族への支援の充実を図る。
対 象 者	ひきこもり状態にある本人・家族等
事 業 内 容	1 ひきこもり地域支援センター (1) ひきこもり本人または家族等からのご相談（来所、電話、訪問） (2) ひきこもり家族のつどい・家族教室 (3) 講演会などの情報発信 (4) ひきこもり当事者のための居場所（原則、センターに相談した方が利用します。） (5) ひきこもり支援サポーター養成研修 2 ひきこもり地域支援センター金山 (1) ひきこもり本人または家族等からのご相談（来所、電話、訪問、LINE） (2) ひきこもり当事者のための居場所 ※ ※いずれも相談は予約制。事前にお電話でご予約ください。
実 施 日 時	1 ひきこもり地域支援センター 月曜日～金曜日 8：45～17：15（祝休日及び年末年始除く） 2 ひきこもり地域支援センター金山 月曜日～土曜日 9：00～17：00 ただし、水曜日は9：00～20：00（祝休日及び年末年始除く）
問い合わせ先	1 ひきこもり地域支援センター 住所 中村区名楽町4丁目7-18 こころぼ内 電話 052-483-2077 FAX 052-483-2029 2 ひきこもり地域支援センター金山 住所 中区伊勢山2丁目9-6 RUEFU+6 4階 電話 052-228-3406 FAX 052-291-4121 【ホームページ】  【LINE 相談】 
利 用 料	無料

[健康福祉局地域共生推進課]

重層的支援体制整備事業

趣 旨	介護、障害、子ども、生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な相談支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。
事 業 内 容	区ごとに包括的相談支援チームを設置し、複合的な課題を抱える世帯等への次の支援を一体的に実施。 1 多機関協働の支援 介護、障害、子ども、生活困窮など各分野の相談支援機関では、相談者の相談内容に担当分野以外の内容が含まれていた場合でも、いったん相談を受け止め、関係する相談支援機関と連携して支援を行うこととしている。 そのうえで、関係機関が多く調整が難しいなど、相談支援機関同士の横の連携だけでは支援が困難な場合には、包括的相談支援チームが関係機関を集め、支援方針や役割分担の調整を行うなど、多機関による円滑な支援に向けてコーディネートを行う。 2 アウトリーチ等を通じた継続的支援 自ら支援を求められず必要な支援が届いていない世帯等に対し、地域住民等から情報提供を受け、包括的相談支援チームが訪問等を重ねながら丁寧に時間をかけて信頼関係をつくり、支援につなげる。 3 参加支援・地域づくり 包括的相談支援チームが、社会参加に向けた準備の場（居場所）を整備・運営するとともに、状況に応じて、地域の交流・活動の場とのマッチングを行う。 あわせて、世代や分野を超えた社会参加のための社会資源の拡充を図る。
問い合わせ先 （委託先）	所在区の区社会福祉協議会の包括的相談支援チーム

〔健康福祉局地域共生推進課〕